
日立市地域防災計画

(資 料 編)

日立市防災会議

日立市地域防災計画

(資料編)

目 次

1 総 則

資料1-1	日立市防災会議条例	1
資料1-2	日立市防災会議委員及び専門委員名簿	3
資料1-3	日立市災害対策本部条例	6

2 協定及び広域応援

資料2-1	災害時等の相互応援に関する協定	7
資料2-2	災害時等の相互応援に関する協定実施細目	8
資料2-3	茨城県防災ヘリコプター応援要綱	13
資料2-4	NHK水戸放送局及び㈱LuckyFM 茨城放送に対する放送要請手続	14
資料2-5	災害時における相互応援協定(桐生市)	15
資料2-6	災害時における相互応援協定(山辺町)	17
資料2-7	災害時における相互応援協定(3市)	19
資料2-8	災害時における相互応援協力に関する覚書(郵便局)	21
資料2-9	災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定書 (パルシステム茨城)	23
資料2-10	災害時における緊急放送の要請に関する協定書(FMひたち)	25
資料2-11	地震等大規模災害に関する基本覚書(JR東日本水戸支社)	27
資料2-12	アマチュア無線による災害時の情報収集伝達に関する協定書 (日立アマチュア無線クラブ)	28
資料2-13	災害時における応援協定一覧	30
資料2-14	災害時における物資の調達に関する協定書 (社)茨城県高圧ガス保安協会日立地方支部)	34
資料2-15	災害時の緊急救援輸送に関する協定書 (社)茨城県トラック協会日立支部)	36

3 情報通信

資料3-1	茨城県防災情報ネットワークシステム構成図	39
資料3-2	警察通信設備の使用手続	40
資料3-4	非常・緊急用電報の内容等	41
資料3-5	日立市防災行政無線(固定系)系統図	42
資料3-6	日立市防災行政無線(固定系)システム	43

資料3-7	IP無線機整備状況一覧	44
資料3-8	日立市防災行政無線屋外受信拡声子局設置場所一覧	49
資料3-9	災害時優先電話番号一覧	54
資料3-10	市の車両保有台数一覧	58
資料3-11	拡声装置付車両一覧	60
資料3-12	日立市防災行政無線電話設置運用規程	61

4 指定避難所・避難場所

資料4-1	指定避難所一覧表	63
資料4-2	指定緊急避難場所一覧表	66
資料4-3	避難所設置報告書(様式1)	69
資料4-4	避難収容状況(様式2)	70
資料4-5	避難所日誌(様式3)	71
資料4-6	避難者名簿(様式4)	72
資料4-7	日立市避難所運営マニュアル	73
資料4-8	福祉避難所一覧表	94

5 気 象

資料5-1	気象注意報及び警報の種類・発表基準	95
資料5-2	茨城県内のアメダス観測所一覧表	97
資料5-3	天気相談所の概要	99
資料5-4	市内雨量観測所一覧表	100
資料5-5	異常気象の発現月及び異常気象観測の記録	101

6 河川・水防

資料6-1	市内河川一覧表	102
資料6-2	重要水防箇所	105
資料6-3	水防警報対象水位観測所・警戒水位・危険水位及び洪水予報指定区間	107
資料6-4	水防警報連絡系統図	108
資料6-5	洪水予報及び水防警報の種類と発表基準	109
資料6-6	待機の時期及び指示の時期	111
資料6-7	水防倉庫の水防用備蓄資機材	112
資料6-8	水防活動実施報告書	113
資料6-9	身分証明書	114
資料6-10	公用負担権限委任証明書・公用負担命令書	115
資料6-11	土のうストックヤード一覧表	116
資料6-12	十王ダム操作規則	117

7 危険箇所等

資料7-1	急傾斜地崩壊危険区域一覧表（県指定）	122
資料7-2	急傾斜地崩壊危険区域図	125
資料7-3	砂防指定地一覧表	142
資料7-4	土砂災害危険区域一覧表（県指定）	144
資料7-5	洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設	152

8 危険物施設

資料8-1	危険物施設の現況	154
資料8-2	火薬等取締対象施設の現況	155
資料8-3	圧縮アセチレンガス等及び指定可燃物並びに少量危険物の状況	156

9 消 防

資料9-1	消防機関の配置	157
資料9-2	消防団の名称、位置及び担当区域	158
資料9-3	消防本部、消防署及び出張所の消防機械の現況	159
資料9-4	消防団の消防機械の現況	160
資料9-5	自衛消防隊の現況	161
資料9-6	消防水利の現況	162
資料9-7	警防隊の組織編成表	163
資料9-8	消防・救急無線整備状況一覧 消防・救急デジタル無線	164
資料9-9	防災ヘリコプター緊急運航要請書	168
資料9-10	茨城県広域消防相互応援協定書	170
資料9-11	日立市、ひたちなか・東海広域事務組合消防相互応援協定	172
資料9-12	日立市・常陸太田市消防相互応援協定	174
資料9-13	日立市・高萩市消防相互応援協定	175
資料9-14	茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定書	176
資料9-15	業務協定書（茨城海上保安部）	178
資料9-16	日立市消防本部消防応援等に関する要綱	180
資料9-17	緊急消防援助隊の運用に関する要綱	189
資料9-18	緊急消防援助隊の応援等の要請に関する要綱	205
資料9-19	茨城DMA T運営要綱	249

10 自衛隊

資料10-1	自衛隊災害派遣要請依頼書	256
資料10-2	自衛隊部隊撤収要請依頼書	257

11 備 蓄

資料 11-1	政府指定倉庫一覧	258
資料 11-2	防災備蓄倉庫一覧	259
資料 11-3	備蓄品一覧	260
12 災害時医療・災害時要援護者		
資料 12-1	救急告示病院一覧表	261
資料 12-2	救急医療協力医療機関一覧表	262
資料 12-3	その他の医療機関一覧表	263
資料 12-4	日立市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書	267
資料 12-5	災害時の歯科医療救護についての協定	269
資料 12-6	災害時の薬事に関する医療救護についての協定	273
資料 12-7	日立市避難行動要支援者名簿取扱要領	275
資料 12-8	トリアージタグ	277
資料 12-9	災害拠点病院・救命救急センター・災害派遣医療チーム (DMAT 指定医療機関)	279
資料 12-10	災害時における保健活動	280
13 地震関係基礎データ		
資料 13-1	震度階級と参考事項	284
資料 13-2	茨城県内の気象庁震度発表観測点一覧表	288
資料 13-3	過去 10 年間の日立市震度別地震回数	290
14 文教・公園施設		
資料 14-1	指定文化財一覧表	292
資料 14-2	都市公園の名称、位置及び区域一覧表	295
15 福祉・衛生		
資料 15-1	市内の福祉施設一覧表	304
資料 15-2	ごみ処理施設の概要	312
資料 15-3	し尿処理施設の概要	313
資料 15-4	災害時における棺及び総裁用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に 関する協定書	314
資料 15-5	ごみ処理緊急時相互支援に係る協定書	317
資料 15-6	マンホールトイレ整備状況一覧	319
16 輸送・交通		
資料 16-1	茨城県が指定する緊急輸送道路一覧表	320

資料 16-2	市指定緊急輸送道路一覧表	322
資料 16-3	異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間	327
資料 16-4	緊急通行車両の標章及び緊急通行車両以外の車両通行止表示	328
資料 16-5	ヘリポート設定場所概要	329
17 港湾・農地		
資料 17-1	港湾のけい留施設	331
資料 17-2	主要漁港のけい留施設	332
資料 17-3	農作物等の災害防止対策	333
18 水道・下水道等		
資料 18-1	応急給水資機材等一覧表	336
資料 18-2	配水池の貯水量	338
資料 18-3	(公社)日本水道協会茨城県支部水道災害相互応援対策要綱	339
資料 18-4	簡易水道の現況	342
資料 18-5	応急給水所(拠点)一覧表	343
資料 18-6	(公社)日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定	344
資料 18-7	災害応急復旧に関する協定(日立市建設業協会)	354
資料 18-8	災害応急復旧に関する協定(日立市指定管工事協同組合)	356
資料 18-9	日本下水道協会発行「下水道の地震対策マニュアル」 別冊・緊急対応マニュアル	358
資料 18-10	小中学校整備井戸一覧	372
19 災害救助法		
資料 19-1	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の種類、方法及び期間早見表	373
資料 19-2	災害救助法に基づく被害状況報告表	379
20 被災者生活再建支援法		
資料 20-1	被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書	380
21 災害応急復旧		
資料 21-1	災害応急復旧工事に関する協定書(市建設業協会)	381
資料 21-2	茨城県震災建築物応急危険度判定要綱	382
資料 21-3	判定用資機材一覧表(別紙)	394
資料 21-4	応急危険度判定ステッカー	395
資料 21-5	災害復旧用材(国有林材)の供給	396
22 災害報告		
資料 22-1	報告の区分、時期、留意事項及び様式	397

資料 22-2	被害の判定基準表	398
資料 22-3	被災者台帳(様式第1号)	401
資料 22-4	り災証明申請書・証明書(様式第2号)	402
資料 22-5	り災証明交付簿(様式第3号)	404
資料 22-6	配給物品報告書(様式第12号)	405
資料 22-7	義援金品受領書(様式第13号)	406
資料 22-8	行方不明捜索届出書(様式第14号)	407
資料 22-9	遺体処理台帳(様式第15号)	408

23 市組織体制

資料 23-1	災害対策本部組織図	409
資料 23-2	災害対策本部事務分掌	410

24 不発弾処理

資料 24-1	不発弾等処理交付金交付要綱	433
資料 24-2	不発弾処理対策協力会議構成員	451
資料 24-3	不発弾処理対策協力会議構成機関の役割について	452

日立市防災会議条例

昭和 38 年 3 月 28 日

条例第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、日立市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 日立市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 日立市水防計画に関し調査審議をすること。
- (3) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者	5 人以内
(2) 茨城県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者	5 人以内
(3) 茨城県警察の警察官のうちから市長が任命する者	1 人
(4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者	10 人以内
(5) 教育長	
(6) 消防長及び消防団長	
(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者	10 人以内
(8) 地方団体及び事業所の役員又は職員のうちから市長が任命する者	12 人以内
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

資料 1-1

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任規定)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

資料 1-2

日 立 市 防 災 会 議 委 員 名 簿

(令和7年4月1日現在)

区 分	所属機関及び職名	氏 名	所属機関所在地	電話番号 FAX 番号
会 長	日立市長	小 川 春 樹	日立市助川町 1-1-1	22-3111 21-7000
第 1 号	関東森林管理局 茨城森林管理署長	三重野 裕 通	水戸市笠原町 978-7	(029) 243-7211 (029) 243-7125
	第三管区海上保安本部 茨城海上保安部長	八 田 真 治	ひたちなか市和田町 3-4-16	(029) 263-4118 (029) 262-4371
	関東地方整備局 常陸河川国道事務所長	佐 近 裕 之	水戸市千波町 1962-2	(029) 240-4061 (029) 240-4081
	関東農政局茨城県拠点 地方参事官	竹 山 浩 一	水戸市北見町 1-9	(029) 221-2184 (029) 225-6253
第 2 号	茨城県日立保健所長	井 澤 智 子	日立市助川町 2-6-15	22-4188 24-5132
	茨城県高萩工事事務所長	磯 野 健 寿	高萩市大字下手綱 1405-2	(0293) 22-2175 (0293) 23-1241
	茨城県茨城港湾事務所 日立港区事業所長	高 橋 勝	日立市久慈町 1-3-21	52-4000 53-5337
第 3 号	日立警察署長	木 村 大 樹	日立市本宮町 4-17-1	22-0110 24-2162
第 4 号	日立市副市長	梶 山 隆 範	日立市助川町 1-1-1	22-3111 21-7000
	日立市副市長	吉 成 日出男	日立市助川町 1-1-1	22-3111 21-7000
	日立市公営企業管理者	岡 部 和 彦	日立市助川町 1-1-1	22-3111 21-7000
	日立市市長公室長	大 窪 啓 一	日立市助川町 1-1-1	22-3111 21-7000
	日立市総務部長	七 井 則 之	日立市助川町 1-1-1	22-3111 21-7000
	日立市市民生活環境部長	菊 池 譽	日立市助川町 1-1-1	22-3111 21-7000
	日立市保健福祉部長	松 本 正 生	日立市助川町 1-1-1	22-3111 21-7000

資料 1-2

区 分	所属機関及び職名	氏 名	所属機関所在地	電話番号 FAX 番号
第4号	日立市都市建設部長	黒 澤 亮 一	日立市助川町 1-1-1	22-3111 21-7000
	日立市産業経済部長	鎌 田 裕一郎	日立市助川町 1-1-1	22-3111 21-7000
	日立市共創プロジェクト推進 本部部長	小 山 修	日立市助川町 1-1-1	22-3111 21-7000
第5号	日立市教育長	折 笠 修 平	日立市助川町 1-1-1	22-3111 21-7000
第6号	日立市消防長	小 林 篤	日立市神峰町 2-4-1	24-0119 22-0102
	日立市消防団長	川 井 健 一	日立市神峰町 2-4-1	24-0119 22-0102
第7号	東日本電信電話株式会社 茨城支店長	松 木 裕 人	水戸市北見町 8-8	(029) 232-4825 (029) 232-4950
	日本赤十字社 茨城県支部 事務局長	池 元 和 典	水戸市小吹町 2551	(029) 284-1381 (029) 241-4714
	日本放送協会水戸放送局 コンテンツセンター長	三 上 光	水戸市大町 3-4-4	(029) 232-9801 (029) 226-7300
	東京電力パワーグリッド株式会 社 茨城総支社日立事務所長	上 村 和 男	日立市神峰町 2-8-4	77-3201 23-5106
	東日本旅客鉄道株式会社 勝田営業統括センター日立駅長	大 森 拓 也	日立市幸町 1-1-1	22-1561 21-0154
	茨城交通株式会社 執行役員 運輸部長	仲 野 徳 寿	日立市千石町 2-14-10	32-7380 32-7383
	東京ガス株式会社 日立支店長	関 野 かづと	日立市幸町 1-22-2	21-6071 24-0766
	東日本高速道路株式会社 関東支社水戸管理事務所長	山 本 卓	水戸市加倉井町 2206	(029) 252-6151 (029) 252-6155
第8号	株式会社日立製作所 日立事業所 エネルギー総務部 部長	山 崎 敏 紀	日立市幸町 3-1-1	55-0744 55-9829
	三菱重工業株式会社 日立工場 工場長代理	武 田 睦 男	日立市幸町 3-1-1	20-8000 20-7951

資料 1-2

区 分	所属機関及び職名	氏 名	所属機関所在地	電話番号 FAX 番号
第8号	JX 金属株式会社日立事業所 総務部長	森 井 健 次	日立市白銀町 1-1-2	23-7518 23-7256
	一般社団法人 茨城県日立市医師会 会長	佐々木 栄 一	日立市東多賀町 5-6-15	37-1014 36-3508
	日立セメント株式会社 経営管理部 総務課長	渡 辺 律 治	日立市平和町 2-1-1	23-7400 23-7437
	ロジスティード東日本株式 会社 業務部担当部長	河 西 隆 史	日立市城南町 1-5-1	22-0510 22-0531
	日立地区通運株式会社 取締役 総務部長	西 野 学	日立市幸町 2-1-50	22-0131 22-2294
	日立商工会議所 専務理事	鈴 木 昇	日立市幸町 1-21-2	22-0128 22-0120
	茨城県水難救済会 久慈支部救難所長	木 村 勲	日立市久慈町 1-1-2	52-3360 52-6133
	茨城県水難救済会 川尻支部救難所長	鈴 木 明 男	日立市川尻町 1-10-10	43-5344 42-8173
	日立市コミュニティ推進協議 会	石 井 謙 二	日立市助川町 1-1-1	22-3111 24-5301
	伊師団地経営者協議会 会長	関 根 全 崇	日立市十王町伊師字十王前 20-6	39-3911 39-3915

「日立市防災会議専門委員」

職 名	氏 名	所属機関所在地・住所	電話番号
日立市防災会議専門委員	金 野 朋 博	日立市幸町 3-1-1	55-5060
日立市防災会議専門委員	渡 辺 聡	日立市幸町 3-1-1	55-4385
日立市防災会議専門委員	田 中 津 義	日立市助川町 1-1-1	22-3111 内 577
陸上自衛隊勝田駐屯地施設教導隊水際障 害中隊長	山 野 知 春	ひたちなか市勝倉 3433 (勝田駐屯地)	(029) 274-3211 内 485

資料 1-3

日立市災害対策本部条例

昭和 38 年 3 月 28 日

条例第 26 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、日立市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をこれに充てる。

3 部長は、部の事務を掌理する。

4 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任規定)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

災害時等の相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定の趣旨に基づき、県内で暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、市町村相互間の応援を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の通りとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 市町村が応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして、口頭又は電話等により行い、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村が負担するものとする。ただし、必要がある場合には、応援を受けた市町村及び応援を行った市町村が協議して定める事ができる。

2 応援を受けた市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該市町村から要請があった場合には、応援を行った市町村は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(情報会議の開催)

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて連絡会議を開催し、生活必需物資、資器材等提供できる種別・数量など状況の報告をするものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、市町村が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2号の規定により締結した消防の相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市町村が協議して別に定めるものとする。

第9条 この協定は、平成6年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、この協定書87通を作成し、各市町村長記名押印のうえ、各1通を保有する。

資料 2-2

災害時等の相互応援に関する協定実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、災害時等の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規程に基づき、協定市町村（当該協定を締結した市町村をいう。以下同じ。）相互間の災害時等の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定第2条に規定する連絡窓口は、別記様式第1号に定めておくものとする。

(応援要請)

第3条 協定第4条に規定する応援要請は、別記様式第2号によるものとする。

(応援通報)

第4条 応援要請を受けた市町村長は、応援要請に応ずるときは、生活必需物資並びに資器材等の数量、派遣する人員、車両、出発時刻、到着時刻及び応援の責任者等を、また応援要請に応ずることができないときはその旨を、連絡窓口で電話等により通報するものとする。

(報告)

第5条 応援を行った市町村長は、応援活動終了後速やかに、応援を受けた市町村長（以下「被災市町村長」という。）へ別記様式第3号により報告を行うものとする。

(経費の請求)

第6条 応援を行った市町村長は、協定第5条に規程に基づき、応援に要した経費を請求するときは、別記様式第4号により被災市町村長へ請求するものとする。

付 則

この実施細目は、協定締結の日から適用する。

資料 2-2

別記様式第 1 号

連 絡 窓 口 届 出 書

平成 年 月 日 現在		
協定市町村名		
所在地		
連絡体制	昼 間	夜 間 ・ 休 日
① 連絡担当課		
② 連絡担当者職・氏名	正	
	副	
③ 連絡電話番号		
④ 防災行政無線	設置場所	
	無線番号	
	FAX番号	
⑤ 電話 FAX 番号		
⑥ その他連絡に必要な事項		

- 備考 1 届出事項に変更がある場合は、その都度遅滞なく届け出ること。
 2 防災行政無線とは、茨城県防災行政無線を指す。

資料 2-2

別記様式第2号

文 書 番 号
平成 年 月 日

応援市町村長 殿

被災市町村町名



応 援 要 請 書

災害時等の相互応援に関する協定第4条により応援を次のとおり要請します。

記

① 災 害 の 種 別	
② 災 害 発 生 日 時	
③ 災 害 発 生 場 所	
④ 被 害 の 状 況	
⑤要請する生活必需物資、 資器材、車両、人員、 一時収容施設等の種別・ 数量	
⑥ 応 援 の 主 な 活 動	
⑦ 応 援 の 到 着 希 望 日 時	
⑧ 応 援 の 実 施 場 所	
⑨ 使 用 す る 無 線 局	
⑩ そ の 他 必 要 な 事 項	

資料 2-2

別記様式第3号

応援活動結果報告書

市町村名 _____

災害種別		災害発生場所				
災害の発生日時	平成 年 月 日 時 分頃	応援要請 受信時分	月 日 時 分 受信	発信者		
				覚知方法		
応援活動の概要						
応援 出動 状 況	応援機関	人員	車両	その他	特記事項	
資器材等 使用状況					応援出動に起因する事故	派遣人員の負傷
						資器材の損傷

資料 2-2

別記様式第 4 号

文 書 番 号
平成 年 月 日

被災市町村長 殿

応援市町村町名



応援に要した経費の請求について

このことについて、平成 年 月 日 時 分頃 で発生した災害へ応援したので、災害時等の相互応援に関する協定第 5 条及び同実施細目第 6 条に基づき、下記の通り応援に要した経費を請求いたします。

記

請 求 金 額		<u>金</u> _____ <u>円</u>	
請 求 金 額 の 内 訳	経 費 の 区 分	請 求 金 額	摘 要

資料 2-3

茨城県防災ヘリコプター応援要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、県が設置する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）による県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）に対する災害による被害拡大防止のための応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第 2 条 災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長又は消防長（以下「発災市町村等の長」という。）は、当該災害について、次の各号のいずれかに該当することにより防災ヘリの応援を必要と判断した場合は、知事に対してその要請をすることができる。

- (1) 災害が、複数の市町村等に拡大するおそれがある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害防止が著しく困難と認められる場合
- (3) 被害者の救急輸送その他防災ヘリの応援が必要と認められる場合

(応援要請の方法)

第 3 条 応援の要請は、県生活環境部防災・危機管理局消防安全課防災航空室あてに、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害発生現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場以外の離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第 4 条 知事は、前 2 条の規定により防災ヘリの応援の要請を受けた場合は、災害発生現場の気象状況等を確認し、応援が必要と認めたときは、消防安全課防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、防災ヘリの応援の要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第 5 条 災害現場における防災航空隊の指揮は、派遣を受けた発災市町村等の長が行うものとする。ただし、緊急の場合の防災航空隊の指揮は、災害現場の最高指揮者が行うことができる。

(経費負担)

第 6 条 防災ヘリの応援に要する費用は、県が負担するものとする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、防災ヘリの応援に関し必要な事項は、県が市町村等と協議して定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

資料 2-4

NHK水戸放送局及び㈱LuckyFM 茨城放送に対する放送要請手続

1 放送の要請

知事及び日立市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、予め協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局及び㈱LuckyFM 茨城放送に要請する。

なお、日立市長の放送要請は、知事を通じて行うものとする。

2 要請の手続き

放送の要請は消防防災課長が次の放送申込書に必要な事項を記入のうえ行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話（日本放送協会水戸放送局 029-221-7101、㈱LuckyFM 茨城放送 029-244-2121）又は口頭により行う。

■ 様式

放 送 申 込 書	
放送要請の理由	
放 送 事 項	
その他必要な事項	

平成 年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

日立市長 ①

(注)本申込書は正副の複写とし、日立市長印は正のみとする。

資料 2-5

災害時における相互応援協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条の規定に基づき、桐生市と日立市のいずれかの市域において災害が発生した場合に、被災市の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

(応援の種類等)

第 2 条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の手続)

第 3 条 災害の発生により応援が必要であるときは、次に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(援助の実施)

第 4 条 応援の要請を受けた市は、当該応援の要請に応ずるものとする。

資料 2-5

(経費の負担)

第 5 条 応援に要した経費は原則として、応援を要請した市が負担するものとする。

- 2 応援を要請した市が、前項に規程する経費を直ちに支出する暇がなく、かつ、応援を要請した市から申し出があった場合には、応援を要請された市は、当該経費を支弁するものとする。

(連絡責任者)

第 6 条 第 2 条に掲げる応援の要請に関する事項の確実かつ円滑な連絡を図るため、両市に連絡責任者をおく。

- 2 連絡責任者は、次のとおりとする。
 - (1) 桐生市総務部総務課長
 - (2) 日上市総務部防災課長

(雑則)

第 7 条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、両市が協議して別に定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、当事者が署名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 7 年 1 1 月 2 9 日

資料 2-6

災害時における相互応援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条の規定に基づき、山辺町及び日立市（以下「両市町」という。）のいずれかの地域に係る災害が発生した場合に、被災市又は町の要請による災害応急対策及び災害復旧を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

(応援の種類等)

第 2 条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の手続)

第 3 条 災害の発生により応援が必要であるときは、次に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(援助の実施)

第 4 条 応援の要請を受けた市又は町は、当該応援の要請に応ずるものとする。

資料 2-6

(経費の負担)

第 5 条 応援に要した経費は原則として、応援を要請した市又は町が負担するものとする。

2 前項の場合において、当該応援を要請した市又は町が当該費用を支出するいとまがないときは、当該応援を要請した市又は町は、当該応援の要請を受けた市又は町に対し、当該費用の支弁を求めることができるものとする。

(連絡責任者)

第 6 条 第 2 条に掲げる応援の要請に関する事項の确实かつ円滑な連絡を図るため、両市町に連絡責任者をおく。

(雑則)

第 7 条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、両市町が協議して別に定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、両市町の長が署名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 17 年 12 月 9 日

災害時における相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、日立市、高萩市及び北茨城市（「以下（関係市）」という。）の区域において災害が発生した場合に、被災した市町長からの要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の手続)

第3条 災害の発生により関係市町の応援が必要であるときは、次に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

資料 2-7

(援助の実施)

第4条 応援の要請を受けた関係市町は、当該応援の要請に応ずるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は原則として、応援を要請した市町が負担するものとする。

2 応援を要請した市町が、前項に規程する経費を直ちに支出する暇がなく、かつ、応援を要請した市町から申し出があった場合には、応援を要請された関係市町は、当該経費を支弁するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる応援の要請に関する事項の確実かつ円滑な連絡を図るため、関係市町に連絡責任者をおく。

2 関係市町の連絡責任者は、次のとおりとする。

- (1) 日立市総務部防災対策課長
- (2) 高萩市総務部総務課長
- (3) 北茨城市総務部総務課長

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県内市町村の相互応援に関する協定及び消防の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(雑則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、関係市町が協議して別に定める。

この協定を証するため、この協定書を4通作成し、関係市町長がそれぞれ署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年4月1日

資料 2-8

災害時における相互応援協力に関する覚書

日立市（以下「甲」という。）と日立郵便局ほか30局（別紙のとおり。以下「乙」という。）は、日立市内に災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条1号に規程する被害をいう。）が発生した場合、相互に協力し、必要な活動を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

（協力要請）

第1条 甲及び乙は、日立市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1） 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
- （2） 甲が所有し、又は管理する施設及び用地を、乙に提供すること。
- （3） 被災状況、被災市民の避難先等の情報を相互に提供すること。
- （4） 甲が管理する避難所に臨時の郵便差出箱を設置する。
- （5） 乙が所有し、又は管理する施設及び用地を避難場所、物資集積所等として甲に提供すること。
- （6） 乙が所有し、又は管理する車両を緊急連絡用車両として甲に提供すること。
- （7） 前各号に掲げるもののほか協力できる事項

（協力の実施）

第2条 甲及び乙は、前条に規程する要請を受けたときは、それぞれの業務に支障のない範囲で協力しなければならない。

（経費の負担）

第3条 第1条に規程する要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、要請をした者が、相互に適正な方法により算出した金額を負担するものとする。

（職員の派遣）

第4条 乙は、甲に災害対策本部が設置されたときは、必要に応じて乙の職員を派遣することができる。

資料 2-8

(防災訓練への参加)

第5条 乙は、甲及び市内各地域が行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては日立市総務部長、乙においては日立郵便局長とする。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の交換を証とするため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年1月21日

資料 2-9

災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定書

日立市（以下「甲」という。）と生活協同組合パルシステム茨城（以下「乙」という。）は、日立地域で地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、日立市民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が被災者に対する救援活動等を支援するため、乙は生活必需物資の調達及び安定供給、物価等の生活情報の収集・提供活動等を積極的に行い、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は災害が発生した場合においては、生活必需物資を調達する必要がある場合と認めるときは、乙に対し、その保有する生活必需物資の供給を要請することができる。

2 前項の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（生活必需物資の範囲と調達）

第3条 甲が乙に供給を要請する生活必需物資は、食料品類・日用雑貨品類で、災害の状況により甲が生活必需物資を判断し要請するものとする。

2 乙は要請に応じて生活必需物資の調達を行うが、品目、数量等が揃わずとも調達できた物資を供給するものとする。

（運搬）

第4条 生活必需物資の運搬については、甲が乙に要請するものとする。ただし、必要に応じて、甲が指定するものを行うことができる。

2 生活必需物資の運搬先は、原則として甲が指定する場所とする。

（経費の負担）

第5条 前条の規定により、乙が提供した生活必需物資の代価及び乙が運搬等の協力を行った場合の経費については、甲が負担するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第6条 乙は、乙の事業区域以外の生活協同組合との間での連携を強化し、生活協同組合相互支援協定の締結等広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

資料 2-9

(協議)

第7条 この協定の実施に関して必要事項は、甲及び乙の両者が協議して定める。

(期間)

第8条 この協定は、甲乙いずれかから協定を終了する旨の申し出がない限り継続するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年12月3日

資料 2-10

災害時における緊急放送の要請に関する協定書

日立市（以下「甲」という。）とファイトマイタウンひたち協同組合（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第28号）第22条の規定に基づき、災害時における緊急放送（以下「災害緊急放送」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、日立市内に風水害、地震、津波その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確な情報を市民に伝達することにより、市民生活の安全を確保するため、甲が乙に災害緊急放送を要請することに関し必要な事項を定めるものとする。

（放送の要請）

第2条 甲は、乙に対し、別表に定める基準により、災害緊急放送を要請することができる。

2 甲は、前項の要請を行うときは、災害時における緊急放送要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等によることができる。

（放送の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請に基づき速やかに災害緊急放送を行うものとする。

2 災害緊急放送は、乙の所有する放送設備を使用し、コミュニティFM放送局「FMひたち」において放送するものとする。

（費用負担）

第4条 災害緊急放送に係る費用は乙の負担とする。ただし、乙の通常勤務時間

資料 2-10

外の災害緊急放送に係る費用にあつては、甲の負担とする。

(連絡責任者)

第5条 甲及び乙は、放送要請に係る事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定め、相手方に通知しなければならない。

(協定の期間)

第6条 この協定の有効期間は平成23年10月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定書に疑義の生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年10月1日

資料 2-11

地震等大規模災害に関する基本覚書

日立市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社水戸支社（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害の発生時（以下「災害時」という。）の対応について次のとおり基本事項を定め覚書を交換する。

1 目的

この覚書は、平成23年3月11日の東日本大震災を教訓とし、災害時に協力して市民及び鉄道利用者等に安全な環境を提供することで「安全で安心できるまちづくり」に資することを目的とし、協力内容や役割分担等必要な事項を定め、円滑な災害対策を実施するものとする。

2 連絡体制の確立

甲及び乙は、災害時に備え緊急時連絡体制を確立するものとする。

3 情報の交換

甲及び乙は、災害等が発生又はその恐れがあると判断したときは、緊急時連絡体制に基づき速やかに情報の交換を行うものとする。新たに災害等の緊急情報を取得した場合も、緊急時連絡体制に基づき速やかに情報の交換を行うものとする。

4 避難場所等の指定及び役割の明確化

甲及び乙は、災害時に備え、市民及び鉄道利用者等のための一時避難場所及び指定避難所を指定するとともに、甲及び乙は誘導時のそれぞれの役割を明確にするものとする。

5 帰宅困難者の帰宅に対する相互協力

甲及び乙は、帰宅困難者の早期帰宅に向けて、相互に協力するものとする。

6 津波に対する相互協力

甲及び乙は、津波に備え、避難経路及び安全な避難場所を指定し、迅速な避難誘導ができるよう相互に協力するものとする。

7 早期復旧

乙は、災害等の影響で列車の運行が出来なくなった場合において、通勤及び通学等の鉄道利用者のために早期復旧に努めることとする。

なお、甲は乙から早期復旧に向けて協力要請があった場合は、出来る限り協力するものとする。

8 訓練の実施

甲及び乙は、災害時に備え、適宜訓練を行うものとする。

9 確認書の締結

甲及び乙は、上記項目を具体化するために、詳細について別途「地震等大規模災害に関する確認書」を交換するものとする。

10 その他

本覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、別途、甲及び乙で協議し定めるものとする。

以上、覚書の証として本書2通を作成し、各々記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成24年3月7日

資料 2-12

アマチュア無線による災害時の情報収集伝達に関する協定書

日立市(以下「甲」という。)と日立アマチュア無線クラブ(以下「乙」という。)とは、市が災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第51条に基づき実施する災害時における情報の収集及び伝達(以下「情報の収集伝達」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(主旨)

第1条 この協定は、市内及びその周辺において大規模な災害(法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が甲に協力して情報の収集伝達を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時において、情報の収集伝達上必要があると認めるときは、乙に対し、情報の収集伝達について必要な協力を要請することができるものとする。

(協力の内容)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、積極的に無線局を開設し、市内の災害状況等について情報収集を行うとともに、知り得た情報を甲に提供する等、甲が行う情報収集に協力するものとする。

(情報の収集伝達の実施)

第4条 この協定による情報の収集伝達は、乙の構成員(以下「構成員」という。)が行うものとする。

(災害情報の提供)

第5条 乙は、必要と認められる災害情報については、第2条の規定による協力要請を待たずに甲に提供するように努めるものとする。

(情報連絡系統)

第6条 この協定による甲と乙との連絡体制は、別表のとおりとする。

(情報の収集伝達の共同訓練の実施)

第7条 甲及び乙は、災害時における情報の収集伝達を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて訓練を行うものとする。

資料 2-12

(便宜の供与)

第8条 甲は、乙がこの協定による業務を行うため、アマチュア無線局を開設する場合には、施設の提供その他必要な便宜を図るものとする。

(災害補償)

第9条 第3条の規定による協力に係る業務に従事中の乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合のその者に係る災害補償は、日上市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年日上市条例第30号）の規定によるものとする。

(構成員名簿の提出)

第10条 乙は、この協定による業務を行う構成員について、毎年定期的に名簿を作成し、甲に提出するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、甲乙協議の上、その都度解決を図るものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、甲乙いずれかから、この協定を終了する旨の申出がないかぎり、継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年3月23日

資料 2-13

災害時における応援協定一覧

(令和7年4月1日現在)

No.	協定名	相手先	締結年月日
1	日立市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定	日立市医師会	昭和59年3月28日
2	災害時等の相互応援に関する協定	茨城県内市町村	平成6年4月1日
3	災害時における相互応援協定	北茨城市、高萩市	平成7年11月1日
4	災害時における相互応援協定	桐生市	平成7年11月29日
5	災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定	生活協同組合パルシステム茨城栃木	平成8年6月20日
6	災害応急復旧工事に関する協定	日立市建設業協会	平成12年7月31日
7	災害時における相互応援協定	山辺町	平成19年3月26日
8	災害時における生活必需物資の提供に関する協定	株式会社サンユーストアー	平成19年3月26日
9	災害時における生活必需物資の提供に関する協定	砂川産業株式会社	平成19年3月26日
10	災害時における生活必需物資の提供に関する協定	株式会社カスミ	平成19年4月9日
11	災害時における生活必需物資の提供に関する協定	株式会社カワチ薬品	平成19年4月9日
12	災害時における生活必需物資の提供に関する協定	株式会社セイブ	平成19年4月9日
13	災害時における生活必需物資の提供に関する協定	株式会社マ尔特グループホールディングス	平成19年4月9日
14	災害時における生活必需物資の提供に関する協定	株式会社カインズ	平成19年4月9日
15	災害時における生活必需物資の提供に関する協定	株式会社かわねや	平成19年4月9日
16	災害時における生活必需物資の提供に関する協定	株式会社ベイシア	平成19年5月10日
17	災害時における生活必需物資の提供に関する協定	株式会社エコス	平成19年5月10日

資料 2-13

18	災害時における生活必需物資の提供に関する協定	株式会社伊藤園	平成20年3月26日
19	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	西尾レントオール株式会社	平成20年3月26日
20	災害時におけるクリーニングサービス業務の提供に関する協定	ホワイト急便 株式会社テイクオフ	平成20年3月26日
21	災害時における緊急放送の要請に関する協定	株式会社えふえむひたち	平成22年11月30日
22	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成23年3月10日
23	災害応急復旧に関する協定（企業局）	日立市指定管工事協同組合、日立下水道維持管理協議会	平成23年11月1日
24	災害応急復旧に関する協定（企業局）	日立市建設業協会	平成23年11月1日
25	日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定（企業局）	日本水道協会関東地方支部（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県）	平成23年11月1日
26	災害時の井戸の使用に関する協定	株式会社日立製作所エネルギービジネスユニット日立事業	平成23年12月28日
27	災害時の井戸の使用に関する協定	日立グローバルライフソリューションズ株式会社多賀事業	平成23年12月28日
28	災害時の井戸の使用に関する協定	日立金属株式会社茨城工場	平成23年12月28日
29	地震等大規模災害に関する基本覚書	東日本旅客鉄道株式会社水戸支社	平成24年3月7日
30	アマチュア無線による災害時の情報収集伝達に関する協定	日立アマチュア無線クラブ	平成24年3月23日
31	災害時における物資の調達に関する協定	一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会日立地方支部	平成24年5月22日
32	要援護者見守り活動事業等への協力に関する協定	いばらきコープ生活協同組合、生活協同組合パルシステム茨	平成24年9月3日
33	全国鵜飼サミット関連自治体による災害時における相互応援に関する協定	笛吹市、岐阜市、関市、犬山市、岩国市、大洲市、三次市	平成24年10月26日
34	災害時の緊急救援輸送に関する協定	一般社団法人茨城県トラック協会日立支部	平成24年10月31日
35	地震等大規模災害に関する確認書（日立駅他）	日立駅、常陸多賀駅、大甕駅、小木津駅、十王駅	平成24年11月16日
36	災害時における相互応援に関する協定	小千谷市	平成24年12月26日

資料 2-13

37	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福) 日立高寿園、(福) 松壽会、(福) 山桜会、(福) 愛孝会、(福) 正和会、(福) 春陽会、(福) 秀和会、(福) 克信会、(福) 山水苑、(福) ひたちの森会、(福) 愛正会	平成25年3月28日
38	災害時の医療救護活動への応援協力に関する協定	(医) 愛宣会 ひたち医療センター	平成25年3月28日
39	日立市防災行政無線の活用に関する協定	東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社	平成25年11月15日
40	災害時における避難所等施設利用に関する協定	日立北高、日立一高、日立二高、日立工業、多賀高、日立商業、日立工業専修学校、茨城キリスト教学園	平成25年12月19日
41	全国さくらサミット加盟自治体による災害時における相互応援に関する協定	新ひだか町、仙北市、柴田町、富岡町、前橋市、幸手市、五泉市、本巣市、吉野町、雲南市、日南市、大村市	平成26年4月17日
42	災害時の歯科医療救護に関する協定	日立歯科医師会	平成26年7月3日
43	災害時における支援協力に関する協定	茨城県行政書士会	平成26年8月8日
44	災害時における支援に関する協定	茨城県開発公社	平成26年8月22日
45	災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	茨城中央葬祭業協同組合	平成26年10月3日
46	要援護者見守り活動事業等への協力に関する協定	常陽銀行、みずほ銀行、筑波銀行、東日本銀行、東邦銀行、水戸信用金庫、茨城県信用組合、中央労働金庫、常陸農業協同組合、日立市多賀農業協同組合	平成27年1月5日
47	日立市緊急情報発信機器等の活用に関する協定	東京ガス株式会社日立支店	平成27年3月9日
48	日立市緊急情報発信機器等の活用に関する協定	東日本電信電話株式会社茨城支店	平成27年3月9日
49	日立市緊急情報発信機器等の活用に関する協定	株式会社 J W A Y	平成27年3月25日
50	災害時の薬事に関する医療救護についての協定	日立薬剤師会	平成27年3月27日
51	災害時におけるレンタル資器材の優先供給に関する協定	㈱アクティオ茨城支店、㈱常南日立営業所、西尾レントオール㈱茨城営業部、日東レンタル㈱日立営業所、日立建機日本㈱日立営業所、㈱レンタルのニッケン日立営業所	平成28年1月21日
52	災害時相互応援に関する協定	小山市、新座市、豊川市、西尾市、安城市、東村山市	平成28年3月18日
53	原子力災害時における日立市民の県外広域避難に関する協定	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、須賀川市、喜多方市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、磐梯町、猪苗代町、三春町、小野町	平成29年8月3日
54	災害発生時における日立市と日立市内郵便局との協力に関する	日本郵便株式会社日立郵便局 ほか市内全局 (29局)	平成29年8月25日

資料 2-13

55	災害時における建物の汚泥洗浄等応急対策の支援協力に関する	日立市建築塗装組合	平成29年10月12日
56	災害時における生活必需物資の提供に関する協定	株式会社ナフコ	平成30年11月14日
57	災害時における土地等の使用に関する協定	(株)ジェイ・パワーシステムズ日高事業所	平成30年12月1日
58	災害時における井戸の使用に関する協定	日立金属(株)茨城工場日高分工場	平成30年12月1日
59	災害時における建物の汚泥洗浄等応急対策の支援協力に関する	茨城県塗装工業組合	令和元年7月9日
60	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和2年3月25日
61	災害時における妊産婦避難所の設置運営に関する協定	公益財団法人日立メディカルセンター	令和2年3月30日
62	災害時における施設使用に関する協定	日立警察署	令和2年7月7日
63	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社	令和3年1月15日
64	瀬上川津波水門管理協定	茨城県	令和3年4月1日
65	災害時における地域見守り活動や空き家の情報提供、シティープロモーション	日本郵便株式会社ほか市内全局(29局)	令和3年5月10日
66	災害時における緊急避難場所としての施設利用に関する協定	株式会社日立リアルエステートパートナーズ	令和3年5月11日
67	災害時における生活必需物資の提供に関する協定	株式会社ヨークベニマル	令和3年5月11日
68	落見川樋門管理協定	茨城県	令和3年7月8日
69	災害時における緊急放送に関する協定	株式会社JWAY	令和3年12月10日
70	災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障	東京電力パワーグリッド(株)茨城総支社	令和5年7月7日
71	災害時における燃料優先供給等に関する協定書	茨城県石油業協同組合 県北地区支部連合会 日立支部	令和5年7月25日
72	災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定	東日本電信電話株式会社 茨城支店	令和6年7月2日
73	災害時における都市ガス復旧の相互協力に関する基本協定	東京ガス(株)日立支店、東京ガスネットワーク(株)日立導	令和6年11月20日

資料 2-14

災害時における物資の調達に関する協定書

日立市(以下「甲」という。)と社団法人茨城県高圧ガス保安協会日立地方支部(以下「乙」という。)は、災害時における物資の調達について、次のとおり協定を締結する。

(主旨)

第1条 この協定は、災害時における物資の円滑な調達に資するため、甲が乙に対し、物資の調達に係る協力の要請を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

(1) 市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 市外の災害救助のため、国、県又は他の市町村から、物資の調達のあつせんを要請されたとき。

(3) その他緊急に必要となったとき。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況について、甲へ文書をもって連絡するものとする。

(物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資で、次に掲げる物とする。

(1) LPガス

(2) その他甲が必要とする物

(物資の引渡し)

第4条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所へ職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認のうえ、乙から引渡しを受けるものとする。

(物資の価格)

第5条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格(乙が引渡しのための輸送を行った場合は、その輸送費を含む。)とすることを基本とし、甲乙協議して決定するものとする。

資料 2-14

(代金の支払)

第6条 甲は、引き取った物資の代金を、乙からの請求書を受理した後、遅滞なく支払うものとする。

(物資の保有数量の報告)

第7条 乙は、毎年3月31日及び9月30日現在の物資の保有数量を「物資保有数量報告書(別記様式)」により、甲に報告するものとする。

(情報連絡系統)

第8条 この協定による甲と乙との連絡体制は、別表のとおりとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、その都度解決を図るものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、甲乙いずれかから、この協定を終了する旨の申出がないかぎり、継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年5月22日

資料 2-15

災害時の緊急救援輸送に関する協定書

日立市（以下「甲」という。）と社団法人茨城県トラック協会日立支部（以下「乙」という。）は、災害時の緊急救援輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害時において、甲の要請に応じ、乙が緊急救援輸送に関する業務を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（業務の範囲）

第2条 甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 緊急救援輸送に関し必要な車両及び機材等の出動
- (2) 緊急救援輸送に関し必要な人員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

（緊急救援輸送の要請）

第3条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、緊急救援輸送を要請することができるものとする。

- (1) 市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (2) 市外の災害救助のため必要があると認められるとき
- (3) その他市長が必要と認めるとき

2 前項の要請は、災害時の緊急救援輸送に関する要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行なうものとする。ただし、要請書により要請するいとまがないときは、口頭、電話等により要請を行い、後日、速やかに要請した旨及びその内容を記載した要請書を提出するものとする。

（措置状況の報告等）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置状況について甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 緊急救援輸送に関する業務の実施に要した経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助法が適用される場合は、同法の定めるところにより、基準の範囲内において甲が負担する。
- (2) 前号以外の場合は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、その区分及び範囲について、甲乙協議の上、決定する。

資料 2-15

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、緊急救援輸送に係る事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行なうため、あらかじめ連絡責任者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかからも協定解除又は変更の申し出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定書に疑義の生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年10月31日

資料 2-15

様式第1号

災害時の緊急救援輸送に関する要請書

申請者 _____ 所属 _____
職氏名 _____
連絡先 _____

申請年月日	平成 年 月 日
要請の内容	
その他必要な事項	

資料 3-2

警察通信設備の使用手続

市の機関が警察電話（優先電話及び無線電話）を使用する場合は、県が警察本部と締結している協定に準じて、次の手続を行うこととする。

- 警察電話使用要請は、原則として次の申込書によるものとする。
ただし、緊急やむを得ない場合は、電話（3611、3621）又は口頭により行う。

警察電話使用申込書	
使用の理由	
通信事項	
発信者名 (住所及び電話番号)	
着信者名 (住所及び電話番号)	
処 置	利用又は使用できなかった場合、その理由を記入 利用又は使用させた場合は利用、使用の別、送信者名、相手方の 受信者名並びに連絡済みの時間を記入
<p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">茨城県警察本部長 殿 (日立警察署長)</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">日立市長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>(注) 本申込書は正、副の複写とし、日立市長氏名印は正のみとする。</p>	

- 使用に関する事務は、それぞれ次の連絡責任者が担当する。

警 察	市
日立警察署長	日立市長

資料 3-4

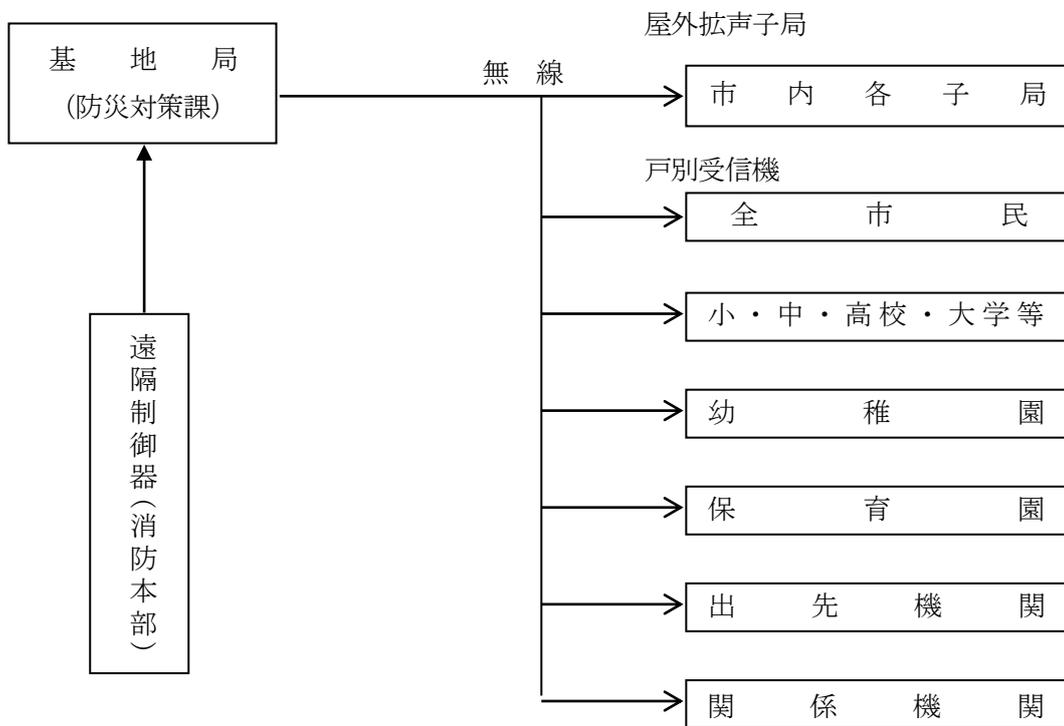
非常・緊急用電報の内容等

区分	電報の内容	機関等
非常電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設（道路・港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊急電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他これに準じると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（非常扱いの通話の表中8欄に掲げるものを除く） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	5 天災、事変その他災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
	6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と病院相互間
	7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く）相互間

日 立 市 防 災 行 政 無 線 （ 固 定 系 ） 系 統 図

(令和2年4月1日現在)

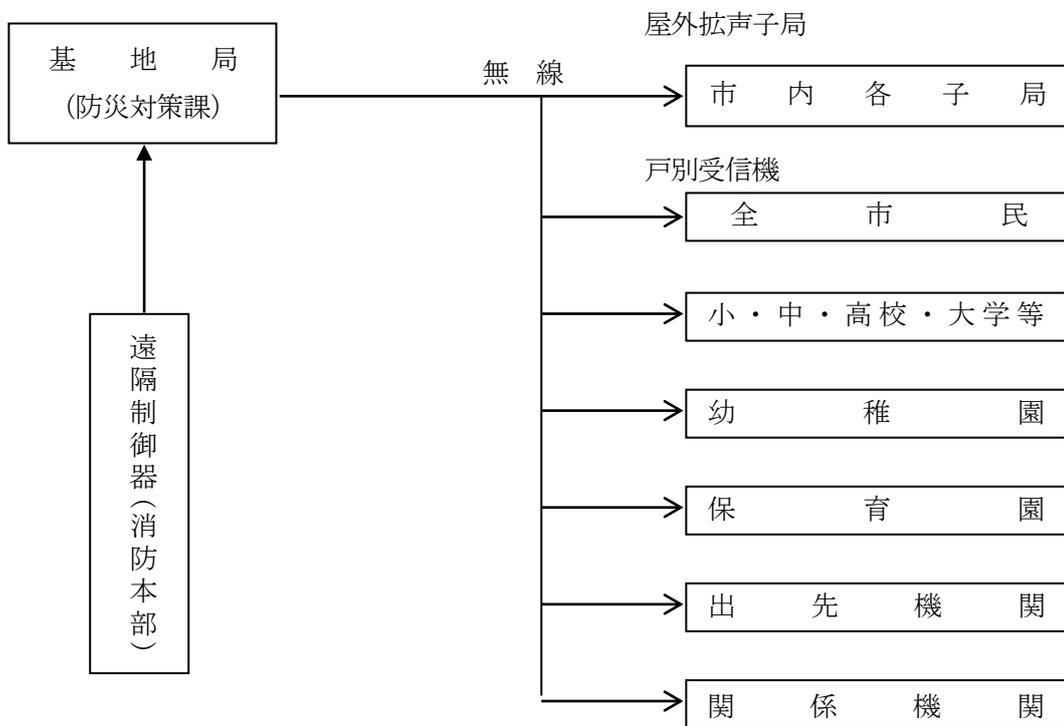
1 日 立 市 防 災 行 政 無 線 （ 固 定 系 ）



日 立 市 防 災 行 政 無 線 (固 定 系) 系 統 図

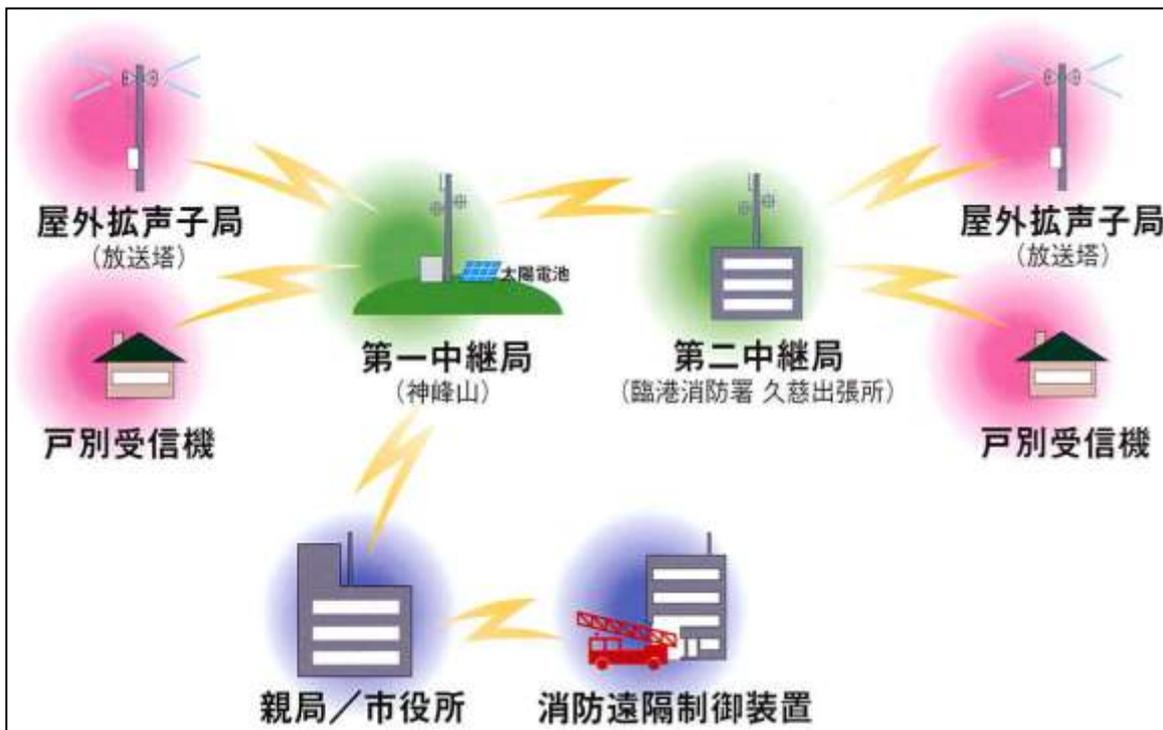
(令和2年4月1日現在)

1 日 立 市 防 災 行 政 無 線 (固 定 系)



日立市防災行政無線（固定系）システム

1 系統図



2 設 備

親局（市役所）	中継局（神峰・久慈）	子 局
操作卓・・・・・・・・・・ 1 式	無線送受信装置・・・・・・・・ 2 式	屋外受信拡声装置・・・・ 108 式
無線送受信装置・・・・・・・・ 1 式	被遠方監視制御装置・・・・ 2 式	外部接続箱・・・・・・・・ 108 式
遠方監視制御装置・・・・ 1 式	空中線・・・・・・・・・・ 5 基	空中線・・・・・・・・・・ 108 基
自動プログラム送出装置・ 1 式	太陽電池・・・・・・・・・・ 1 式	
地図表示盤・・・・・・・・ 1 式	非常用電源装置・・・・ 1 式	
自動通信記録装置・・・・ 1 式		
遠隔制御装置・・・・・・・・ 1 式		
非常用電源装置・・・・ 1 式		
空中線・・・・・・・・・・ 1 基		

資料 3-7

日 立 市 I P 無 線 機 整 備 状 況 一 覧

No.	呼出番号	呼出名称	設置場所
1	03001	防災対策課	助川町 1-1-1
2	03002	防災対策課 2	〃
3	03003	防災対策課 3	〃
4	03004	多賀支所	千石町 2-4-20
5	03005	南部支所	久慈町 7-1-1
6	03006	豊浦支所	川尻町 1-40-1
7	03007	日高支所	日高町 2-2-1
8	03008	西部支所	東河内町 1947-4
9	03009	十王支所	十王町友部 2581
10	03010	消防本部	神峰町 2-4-1
11	03011	避難所開設 1	助川町 1-1-1
12	03012	避難所開設 2	〃
13	03013	避難所開設 3	〃
14	03014	避難所開設 4	〃
15	03015	避難所開設 5	〃
16	03016	避難所開設 6	〃
17	03017	避難所開設 7	〃
18	03018	避難所開設 8	〃
19	03019	避難所開設 9	〃
20	03020	避難所開設 10	〃
21	03021	避難所開設 11	〃
22	03022	避難所開設 12	〃
23	03023	避難所開設 13	〃
24	03024	避難所開設 14	〃
25	03025	避難所開設 15	〃
26	03026	避難所開設 16	〃
27	03027	避難所開設 17	〃
28	03028	避難所開設 18	〃
29	03029	避難所開設 19	〃
30	03030	避難所開設 20	〃
31	03031	避難所開設 21	〃
32	03032	避難所開設 22	〃
33	03033	避難所開設 23	〃
34	03034	道路管理課	〃
35	03035	道路管理課 2	〃

資料 3-7

36	03036	道路管理課 3	〃
37	03037	道路管理課 4	〃
38	03038	都市整備課	〃
39	03039	都市整備課 2	〃
40	03040	都市整備課 3	〃
41	03041	都市整備課 4	〃
42	03042	道路建設課	〃
43	03043	道路建設課 2	〃
44	03044	道路建設課 3	〃
45	03045	道路建設課 4	〃
46	03046	道路センター	滑川本町 5-13-3
47	03047	道路センター2	〃
48	03048	道路センター3	〃
49	03049	道路センター4	〃
50	03050	上下水道総務課	助川町 1-1-1
51	03051	水道課	〃
52	03052	水道課 2	〃
53	03053	水道課 3	〃
54	03054	水道課 4	〃
55	03055	下水道課	〃
56	03056	下水道課 2	〃
57	03057	下水道課 3	〃
58	03058	浄水課	森山町 4-4-1
59	03059	浄水課 2	〃
60	03060	浄水課 3	〃
61	03061	浄水課 4	〃
62	03062	浄水課 5	〃
63	03063	浄化センター	東成沢町 2-16-1
64	03064	浄化センター2	〃
65	03065	浄化センター3	〃
66	03066	保健福祉部	助川町 1-1-1
67	03067	ゆうゆう十王	十王町友部 2088-1
68	03068	らぼーるひたち	鮎川町 1-1-10
69	03069	産業支援センター	西成沢町 2-20-1
70	03070	教育総務課	助川町 1-1-1
71	03071	南部図書館	久慈町 3-24-1
72	03072	さくらアリーナ	東成沢町 2-15-1
73	03073	さくらアリーナ 2	〃

資料 3-7

74	03074	助川小学校	助川町 2-15-1
75	03075	会瀬小学校	会瀬町 2-17-10
76	03076	宮田小学校	本宮町 2-9-1
77	03077	滑川小学校	滑川本町 1-20-7
78	03078	仲町小学校	宮田町 5-5-1
79	03079	中小路小学校	平和町 2-4-1
80	03080	大久保小学校	末広町 1-1-1
81	03081	河原子小学校	河原子町 4-3-4
82	03082	成沢小学校	中成沢町 3-16-8
83	03083	諏訪小学校	諏訪町 3-10-1
84	03084	水木小学校	水木町 1-6-1
85	03085	大みか小学校	大みか町 3-19-15
86	03086	大沼小学校	東大沼町 2-1-8
87	03087	金沢小学校	金沢町 5-2-1
88	03088	塙山小学校	金沢町 2-14-1
89	03089	油繩子小学校	鮎川町 3-11-1
90	03090	田尻小学校	田尻町 4-39-1
91	03091	日高小学校	日高町 2-12-1
92	03092	豊浦小学校	折笠町 741
93	03093	久慈小学校	久慈町 1-23-1
94	03094	坂本小学校	南高野町 3-21-1
95	03095	東小沢小学校	下土木内町 617
96	03096	中里小学校	東河内町 1909
97	03097	楡形小学校	十王町伊師本郷 508
98	03098	山部小学校	十王町山部 841
99	03099	助川中学校	鹿島町 3-5-1
100	03100	平沢中学校	高鈴町 1-15-1
101	03101	駒王中学校	神峰町 3-2-32
102	03102	滑川中学校	東滑川町 3-17-1
103	03103	多賀中学校	鮎川町 3-11-2
104	03104	大久保中学校	末広町 5-12-34
105	03105	河原子中学校	東多賀町 4-10-10
106	03106	泉丘中学校	水木町 2-9-1
107	03107	台原中学校	台原町 1-9-1
108	03108	日高中学校	小木津町 3-26-1
109	03109	豊浦中学校	川尻町 3-11-1
110	03110	久慈中学校	久慈町 6-20-2
111	03111	坂本中学校	石名坂町 1-30-1

資料 3-7

112	03112	中里中学校	東河内町 1953
113	03113	十王中学校	十王町友部 600
114	03114	特別支援学校	鮎川町 3-11-2
115	03115	日立北高校	川尻町 6-11-1
116	03116	日立第一高校	若葉町 3-15-1
117	03117	日立工業高校	城南町 2-12-1
118	03118	日立商業高校	久慈町 6-20-1
119	03119	茨城キリスト教学園	大みか町 6-11-1
120	03120	工業専修学校	西成沢町 2-17-1
121	03121	十王交流センター	十王町友部 200-1
122	03122	豊浦交流センター	川尻町 1-40-1
123	03123	日高交流センター	日高町 2-2-1
124	03124	田尻交流センター	田尻町 1-35-1
125	03125	滑川交流センター	滑川本町 1-21-1
126	03126	宮田交流センター	本宮町 1-6-1
127	03127	中里交流センター	宮田町 4-4-15
128	03128	仲町交流センター	若葉町 1-5-8
129	03129	中小路交流センター	鹿島町 1-21-7
130	03130	助川交流センター	会瀬町 1-1-18
131	03131	会瀬交流センター	中成沢町 3-6-10
132	03132	成沢交流センター	鮎川町 2-6-1
133	03133	油縄子交流センター	諏訪町 4-11-1
134	03134	諏訪交流センター	千石町 2-4-20
135	03135	大久保交流センター	東多賀町 3-7-5
136	03136	河原子交流センター	金沢町 2-11-5
137	03137	塙山交流センター	東金沢町 5-7-1
138	03138	大沼交流センター	大沼町 2-3-5
139	03139	金沢交流センター	滑川本町 1-21-1
140	03140	水木交流センター	水木町 2-23-20
141	03141	大みか交流センター	大みか町 3-19-16
142	03142	久慈交流センター	みなと町 3-10
143	03143	日立南交流センター	大和田町 2208
144	03144	日立市医師会	東多賀町 5-1-1
145	03145	東京電力日立	神峰町 2-8-4
146	03146	東京ガス日立	幸町 1-22-2
147	03147	建設業協会	神峰町 1-1-3
148	03148	茨城交通(株)神峰営業所	滑川町 2-11-5
149	03149	日立物流東日本営業本部	城南町 1-5-1

資料 3-7

150	03150	J R 日立駅	幸町 1-1-1
151	03151	日立総合病院	城南町 2-1-1
152	03152	ひたち医療センター	鮎川町 2-8-16
153	03153	久慈茅根病院	久慈町 4-16-10
154	03154	日立大みか病院	大みか町 2-22-30
155	03155	聖麗メモリアル病院	茂宮町 841
156	03156	嶋崎病院	会瀬町 3-23-1

資料 3-8

日立市防災行政無線 屋外拡声子局設置場所一覧

令和元年3月31日現在

No.	設置場所名称 (地区名)	所在場所
1	小貝浜駐車場	川尻町2丁目7番
2	十王川河口	川尻町1丁目26番
3	川尻港	川尻町1丁目11番
4	東連津橋	小木津町窪前1747
5	南静公園	日高町4丁目5番
6	日高支所	日高町2丁目2番
7	下相田団地	相田町2丁目45番
8	日高漁港	田尻町7丁目18番
9	うの島温泉入口	東滑川町5丁目8番
10	消防第1分団詰所	東滑川町2丁目29番
11	滑川浜	本宮町5丁目13番
12	西部支所	東河内町1947番4
13	浜の宮広場	東町3丁目167番1
14	旭町集会所	旭町1丁目7番
15	初崎中継ポンプ場	旭町3丁目19番
16	会瀬漁港	会瀬町1丁目1番
17	鮎川鮎見橋	東成沢町1丁目6番
18	国分地域集会所	国分町3丁目9番
19	住宅展示場南	国分町2丁目5番
20	河原子北海岸バス停	河原子町1丁目7番
21	中部支所	末広町1丁目1番
22	河原子海水浴場	河原子町2丁目2番
23	河原子港	河原子町3丁目1番
24	河原子中継ポンプ場	河原子町3丁目26番
25	道路センター	東金沢町1丁目22番

資料 3-8

No.	設置場所名(地区名)	所在場所
26	水木水源ポンプ場	東大沼町4丁目32番
27	水木浜北	水木町1丁目8番
28	でんがくばら公園	水木町1丁目35番
29	赤羽根団地	石名坂町2丁目23番
30	久慈浜海水浴場	久慈町1丁目6番
31	大甕駅前	大みか町2丁目7番
32	セブンイレブン日立石名坂町店脇	石名坂町2丁目45番
33	みなみこや第1児童公園	南高野町3丁目11番
34	久慈漁港	久慈町1丁目1番
35	臨港消防署久慈出張所	久慈町7丁目1番
36	茂宮川橋北	大和田町1丁目8番
37	坂本中学校	石名坂町1丁目30番
38	久慈中学校	久慈町6丁目20番
39	くじ保育園	久慈町2丁目10番
40	なめど児童遊園	久慈町1丁目11番
41	茂宮川元内橋北	大和田町499
42	日立南太田IC	大和田町1丁目1043番
43	坂本小学校	南高野町3丁目21番
44	茂宮川清水橋北	石名坂町1丁目53番
45	茂宮川大橋南	大和田町2403
46	坂下市民広場	大和田町1936番
47	もみや幼稚園南	茂宮町179番
48	まがりまつ児童公園	久慈町5丁目10番
49	ふきあげ児童公園	久慈町2丁目15番
50	久慈小学校	久慈町1丁目23番

資料 3-8

No.	設置場所名(地区名)	所在場所
51	県営久慈浜A P南	久慈町3丁目24番
52	久慈サンピア日立西	みなと町12番
53	かないど児童公園	久慈町5丁目36番
54	臨港消防署	久慈町1丁目3番
55	落見川橋北	茂宮町657番地
56	児島公民館西	留町1337番地
57	久慈川三育小学校南	留町305番地
58	北野神社南	留町32番
59	落見川落見橋北	茂宮町1372番地
60	日立南太田I C南	大和田町1243番地
61	東小沢小学校	下土木内町617番地
62	落見川第一橋	神田町1220番地
63	東小沢駐在所	神田町1011番地
64	東小沢老人の家	下土木内町300番
65	久慈水源高揚ポンプ場	下土木内町桜井内
66	吉田神社	神田町170番地
67	おぎつやま団地幼児公園	小木津町1丁目15番
68	かみあいフローラルパーク	かみあい町2丁目2番
69	かみあい第1児童公園	かみあい町2丁目23番
70	高鈴台中央公園	高鈴町5丁目17番
71	海望団地公園	高鈴町1丁目22番
72	城南公園	城南町5丁目19番
73	山の神高区配水場	西成沢町1丁目16番
74	あおばだい第6児童公園	西成沢町4丁目5番
75	あおばだい第2児童公園	西成沢町2丁目16番

資料 3-8

No.	設置場所名(地区名)	所 在 場 所
76	どうだいら第2児童公園	西成沢町4丁目36番
77	平和台団地子供広場	諏訪町4丁目29番
78	潮見台第5公園	諏訪町6丁目12番
79	なかまる第3児童公園	中丸町1丁目25番
80	はなやま第2児童公園	塙山町2丁目27番
81	かねさわ第1児童公園	金沢町6丁目21番
82	だいはら第1児童公園	台原町2丁目10番
83	だいはら第3児童公園	台原町3丁目12番
84	あさひがおか幼児公園	みかのはら町1丁目11番
85	いぶき台中央公園	十王町伊師3900番地
86	消防第24分団詰所	十王町伊師1485番地
87	鶉の岬	十王町伊師646番地
88	山部小学校	十王町山部東839番地
89	十王町黒磯	十王町山部1659番地
90	十王総合健康福祉センター	十王町友部2088番地
91	十王団地	十王町友部1756番地192
92	城の丘東街区公園	十王町城の丘1丁目20番
93	伊師浜海岸	十王町伊師1403番地5
94	豊浦工場南	川尻町4丁目14番地
95	折笠海岸	折笠町46番地
96	広域下水道	十王町伊師2220番
97	十王支所	十王町友部2581番
98	河原子北浜	河原子町1丁目5番
99	なぎさ公園	みなと町12
100	茂宮新橋	久慈町4丁目24番

資料 3-8

No.	設置場所名(地区名)	所 在 場 所
101	茂宮川河口	久慈町4丁目26番
102	石尊山	砂沢町字石尊山国有林 1202 林班～小班
103	風神山	森山町字森山国有林 1252 班る小班
104	奥日立きららの里	入四間町863番
105	岩折集落センター	下深荻町3060番
106	水瀬公民館	東河内町2474番
107	小木津町	小木津町645番
108	西成沢町 (ふれあい橋南)	諏訪町3丁目17番

資料 3-9

災害時優先電話番号一覧

(令和2年4月1日現在)

1 市庁舎内 (12回線)

課 所 名	所 在 地	災害時優先電話番号	備 考
日 立 市 役 所 (防 災 対 策 課) (天 気 相 談 所) (教 育 委 員 会) (水 道 総 務 課)	助川町1-1-1	21-7000	防災 FAX
		22-6615	防災直通
		22-4961	防災センター
		22-4962	防災センター
		22-4963	防災センター
		22-4964	防災センター
		22-4965	防災センター
		22-4966	防災センター
		22-5520	天直通
		22-9357	天 FAX
		21-7740	教総 FAX
		26-0111	水総直通

2 災害対策本部 (2回線)

課 所 名	所 在 地	災害時優先電話番号	備 考
日 立 市 消 防 本 部	神峰町2-4-1	22-7113	
		22-7118	FAX

3 消防機関 (21回線)

課 所 名	所 在 地	災害時優先電話番号	備 考
日 立 市 消 防 本 部 日 立 消 防 署	神峰町2-4-1	24-0119	
		22-4199	
		22-0119	指令室 FAX
		22-0102	総務課 FAX
		22-0103	日署 FAX
田 沢 出 張 所	滑川本町5-13-20	27-0119	
西 部 機 関 員 派 出 所	東河内町1948	59-0119	
多 賀 消 防 署	末広町1-1-3	34-0119	
南 部 消 防 署	大みか町6-20-5	53-0119	
北 部 消 防 署	日高町3-22-15	43-0119	
十 王 出 張 所	十王町1590	39-0119	

4 支 所 (7回線)

課 所 名	所 在 地	災害時優先電話番号	備 考
多 賀 支 所	末広町1-1-3	36-3104	

資料 3-9

南 部 支 所	久慈町 7-1-1	52-5102	
豊 浦 支 所	川尻町 1-40-1	43-5313	
日 高 支 所	日高町 2-2-1	42-4532	
西 部 支 所	東河内町 1948	59-0012	
十 王 支 所	十王町友部 2581	39-2214	

5 小学校 (25 回線)

学 校 名	所 在 地	災害時優先電話番号	備 考
助 川 小 学 校	助川町 2-15-1	22-1153	
会 瀬 小 学 校	会瀬町 2-17-10	35-6529	
宮 田 小 学 校	本宮町 2-9-1	22-5345	
滑 川 小 学 校	滑川本町 1-20-7	23-3445	
仲 町 小 学 校	宮田町 5-5-1	22-4340	
中 小 路 小 学 校	平和町 2-4-1	22-6345	
大 久 保 小 学 校	末広町 1-1-1	36-0556	
河 原 子 小 学 校	河原子町 4-3-4	36-0546	
成 沢 小 学 校	中成沢町 3-16-8	35-5589	
諏 訪 小 学 校	諏訪町 3-10-1	36-0520	
水 木 小 学 校	水木町 1-6-1	52-3744	
大 み か 小 学 校	大みか町 3-19-15	53-2052	
大 沼 小 学 校	東大沼町 2-1-8	36-0559	
金 沢 小 学 校	金沢町 5-2-1	34-1985	
塙 山 小 学 校	金沢町 2-14-1	35-2149	
油 縄 子 小 学 校	鮎川町 3-11-1	36-0513	
田 尻 小 学 校	田尻町 4-39-1	42-8802	
日 高 小 学 校	日高町 2-12-1	42-4577	
豊 浦 小 学 校	折笠町 741	43-4015	
久 慈 小 学 校	久慈町 1-23-1	52-3154	
坂 本 小 学 校	南高野町 3-21-1	52-4376	
東 小 沢 小 学 校	下土木内町 617	52-6014	
中 里 小 学 校	東河内町 1909	59-0005	
櫛 形 小 学 校	十王町伊師本郷 508	39-3220	
山 部 小 学 校	十王町山部 841	39-2340	

6 中学校等 (16 回線)

学 校 名	所 在 地	災害時優先電話番号	備 考
助 川 中 学 校	鹿島町 3-5-1	22-5349	
平 沢 中 学 校	高鈴町 1-15-1	22-4130	
駒 王 中 学 校	神峰町 3-2-32	22-5342	

資料 3-9

滑川中学校	東滑川町 3-17-1	24-7035	
多賀中学校	鮎川町 3-11-2	36-0534	
大久保中学校	末広町 5-12-34	33-1159	
河原子中学校	東多賀町 4-10-10	36-0535	
泉丘中学校	水木町 2-9-1	53-1952	
台原中学校	台原町 1-9-1	34-6602	
日高中学校	小木津町 3-26-1	42-4688	
豊浦中学校	川尻町 3-11-1	43-5720	
久慈中学校	久慈町 6-20-2	52-3291	
坂本中学校	石名坂町 1-30-1	52-2429	
中里中学校	東河内町 1953	59-0345	
十王中学校	十王町友部 600	39-2415	
日立特別支援学校	鮎川町 3-11-2	36-0530	

7 交流センター (20 回線)

施設名	所在地	災害時優先電話番号	備考
中小路交流センター	若葉町 1-5	22-6483	
滑川交流センター	滑川本町 1-21-1	22-1654	
大久保交流センター	桜川町 1-1-1	34-0535	
大沼交流センター	東金沢町 5-7-1	35-8329	
水木交流センター	水木町 2-23-20	52-3225	
日高交流センター	日高町 2-2-1	42-4050	
久慈川日立南交流センター	大和田町 2208	52-3155	
豊浦交流センター	川尻町 1-40-1	43-5755	
成沢交流センター	中成沢町 3-6-10	35-5587	
十王交流センター	十王町友部 129 番地 2	39-2411	
塙山交流センター	金沢町 2-11-5	34-5404	
諏訪交流センター	諏訪町 4-11-1	33-3841	
金沢交流センター	大沼町 2-3-5	36-3985	
河原子交流センター	東多賀町 3-7-5	33-3746	
仲町交流センター	宮田町 4-4-15	21-5564	
助川交流センター	鹿島町 1-21-7	23-0955	
油縄子交流センター	鮎川町 2-6-1	38-7531	
田尻交流センター	田尻町 1-35-1	42-1552	
大みか交流センター	大みか町 3-19-16	53-5211	
久慈交流センター	久慈町 3-10	52-3349	

資料 3-9

8 共同調理場 (2回線)

施設名	所在地	災害時優先電話番号	備考
南高野調理場	南高野町1-23-11	54-3500	
北部調理場	砂沢町758-27	42-0151	

9 企業局 (6回線)

課所名	所在地	災害時優先電話番号	備考
会瀬配水場	会瀬町3-13-18	35-1228	
森山浄水場	森山町4-4-1	52-3628	
十王浄水場	十王町友部808	39-4561	
友部配水場	十王町友部2074-2	39-2279	
上石増圧ポンプ場	十王町友部795-3	39-0222	
城の丘配水場	十王町城の丘4-22	39-4718	

10 その他施設 (4回線)

施設名	所在地	災害時優先電話番号	備考
らぼーるひたち	鮎川町1-1-10	36-0554	
かみね動物園	宮田町5-2-22	22-5586	管理事務所
ひまわり学園	助川町5-12-1	23-3128	
道路センター	滑川本町5-13-3	22-8631	

11 その他施設 (13回線)

施設名	所在地	災害時優先電話番号	備考
市民運動公園陸上競技場	東成沢町2-15-1	35-0767	
保健センター	助川町1-15-15	21-3300	
日立シビックセンター	幸町1-21-1	24-7711	
会瀬青少年の家	会瀬町1-1-20	22-9535	
萬春園	鮎川町2-6-38	36-2141	
暇修館	大久保町4-15-1	36-0553	
鶉来来の湯十王	十王町伊師605	39-1126	
十王図書館	十王町友部202-1	20-2345	
じゅうおう保育園	十王町友部1756	39-2405	
十王スポーツ広場	十王町友部1936-1	39-2446	
楡形幼稚園	十王町伊師本郷506	39-3221	
黒坂地区生活改善センター	十王町黒坂168	39-4530	
十王総合健康福祉センター	十王町友部2088-1	39-7111	

資料 3-10

市の車両保有台数一覧

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

部課所/車種		乗用車	小型貨物	普通貨物	特種用途	特殊用途	軽乗用車	合 計
総務部	総 務 課	19	5	1	1		45	71
	防 災 対 策 課	1						1
	原子力安全対策課	1						1
	交 通 防 犯 課	1			1		2	4
	多 賀 支 所		1					1
	南 部 支 所		1					1
	豊 浦 支 所						1	1
	日 高 支 所		1					1
	西 部 支 所						1	1
	十 王 支 所		1					1
	小 計	22	9	1	2		49	83
財政部	納 税 課						4	4
	契 約 検 査 課		1					1
	小 計		1				4	5
生活環境部	コミュニティ推進課		1				1	2
	女性若者支援課		2				3	5
	環境都市推進課		2					2
	環境衛生課		1				2	3
	清掃センター		3	2	1	8	5	19
	小 計		9	2	1	8	11	31
保健福祉部	福祉総務課	1						1
	生活支援課		3				7	10
	子ども福祉課						5	5
	子ども施設課						6	6
	高齢福祉課	1	1		9		9	20
	障害福祉課		2		1		1	4
	健康づくり推進課	2	2				7	11
	国民健康保険課		1				5	6
	介護保険課						17	17
	市営住宅課		2				3	5
	小 計	3	11		10		60	84
都市建設部	都市整備課		2				2	4
	道路建設課	1	2	1				4
	用地課						2	2
	道路管理課	3	3	6	4	9	5	30
	建築指導課						2	2
	公共建築課		2				2	4

資料 3-10

	常陸多賀駅周辺地区整備課		1					1
	小 計	4	10	5	4	9	12	48
産業経済部	かみね公園管理事務所		2				3	5
	商工振興課		1					1
	産業立地推進課	1						1
	観光物産課						1	1
	農林水産課	2	1				2	5
	小 計	3	4				6	13
教育委員会	総務課	1	1				4	6
	学校施設課		1				1	2
	学務課						5	5
	スポーツ振興課						3	3
	記念図書館		2		1		1	4
	多賀図書館						1	1
	十王図書館						1	1
	南部図書館						1	1
	郷土博物館			1	0		2	3
	十王調理場						1	1
	宮田調理場						1	1
	南高野調理場						1	1
	指導課						1	1
	教育研究所						1	1
小 計	1	4	1	1		19	26	
企業局	総務課	3						3
	経理課							
	料金課						8	8
	水道課		6		3		5	14
	下水道課		4				4	8
	浄化センター		1				1	2
	浄水課		5		1		5	11
	小 計	3	16		4		23	46
合 計	36	64	11	22	17	185	335	

拡声装置付車両一覧

(令和5年7月1日現在)

部 課 所	台数 (台)	
総務部 (39台)	総務課	30
	原子力安全対策課	1
	交通防犯課	3
	多賀支所	1
	南部支所	1
	豊浦支所	1
	西部支所	1
	十王支所	1
生活環境部 (3台)	女性若者支援課	1
	環境都市推進課	1
	清掃センター	1
保健福祉部 (3台)	障害福祉課	1
	高齢福祉課	1
	市営住宅課	1
都市建設部 (4台)	道路建設課	1
	道路管理課	2
	道路センター	1
産業経済部 (3台)	かみね公園管理事務所	1
	農林水産課	1
	商工振興課	1
教育委員会 (4台)	総務課	1
	多賀図書館	1
	南高野調理場	1
	教育研究所	1
企業局上下水道部 (23台)	料金課	8
	水道課	11
	浄水課	4
合 計	79	

日立市防災行政無線電話設置運用規程

昭和 55 年 6 月 11 日

訓令第 5 号

注 平成元年 4 月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、市内に災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の防災及び平常時における市行政の諸施策を迅速かつ能率的に推進するため、防災行政無線電話設備を置くものとし、その運用に関しては法令に定めがあるものを除くほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線電話設備 無線電話その他電波を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- (2) 無線局 無線電話設備及び無線電話設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- (3) 基地局 陸上移動局と通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (4) 陸上移動局 陸上(河川、その他これらに準ずる水域を含む。)を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。

(無線局の設置場所)

第 3 条 無線局の設置場所は市長が別に定める。

(統制管理者)

第 4 条 無線局の効率的な運用を図り、運用事務を統括するため統制管理者を置く。

2 統制管理者は総務部長をもって充てる。

(運用管理者)

第 5 条 無線局の効率的運用を図るため、基地局及び陸上移動局に当該各号に掲げる運用管理者を置く。

- (1) 基地局 防災対策課長
- (2) 陸上移動局 陸上移動局設置課所長等

(通信取扱責任者)

第 6 条 無線局に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は運用管理者が指定する。

(無線電話設備の運用)

第 7 条 無線局全体の運用は統制管理者が統括する。ただし、統制管理者は、運用管理者に当該陸上移動局の利用をさせることができる。

2 本市に災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 1 項の規定に基づき、日立市災害対策本部が設置された場合、無線局全体の運用は前項の規定にかかわらず日立市災害対策本部事務局長が統括する。

資料 3-12

(無線電話設備の保管)

第8条 無線電話設備の保管は統制管理者が総括し、それぞれの無線局に属する機器は運用管理者が保管の責任を負うものとする。

(無線電話設備の点検整備)

第9条 通信取扱責任者は、正常な通信を確保するために通信設備の点検整備を行わなければならない。

附 則 (平成24年訓令第4号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

資料 4-1

指定避難所一覧表

(令和7年9月1日現在)

No.	指定避難所施設名	所在地	収容施設(m ²)		備蓄倉庫	備考
			建物	体育館		
1	助川小学校	助川町2-15-1	1,700	921	○	
2	会瀬小学校	会瀬町2-17-10	1,144	749	○	
3	宮田小学校	本宮町2-9-1	1,421	848	○	
4	滑川小学校	滑川本町1-20-7	2,006	762	○	
5	仲町小学校	宮田町5-5-1	953	809	○	
6	中小路小学校	平和町2-4-1	841	750	○	
7	大久保小学校	末広町1-1-1	2,013	908	○	
8	河原子小学校	河原子町4-3-4	1,172	792	○	
9	成沢小学校	中成沢町3-16-8	1,944	760	○	
10	諏訪小学校	諏訪町3-10-1	1,236	711	○	
11	水木小学校	水木町1-6-1	1,403	754	○	
12	大みか小学校	大みか町3-19-15	1,149	789	○	
13	大沼小学校	東大沼町2-1-8	1,778	867	○	
14	金沢小学校	金沢町5-2-1	1,521	752	○	
15	塙山小学校	金沢町2-14-1	1,262	790	○	
16	油縄子小学校	鮎川町3-11-1	1,374	751	○	
17	田尻小学校	田尻町4-39-1	2,073	790	○	
18	日高小学校	日高町2-12-1	1,990	791	○	
19	豊浦小学校	折笠町741	1,359	754	○	
20	久慈小学校	久慈町1-23-1	1,326	808	○	
21	坂本東小学校	南高野町3-21-1	1,531	739	○	
22	旧東小沢小学校	下土木内町617	630	651	○	※2
23	櫛形小学校	十王町伊師本郷508	2,048	739	○	
24	山部小学校	十王町山部841	336	590	○	※3
25	助川中学校	鹿島町3-5-1	1,274	1,320	○	
26	旧平沢中学校	高鈴町1-15-1	736	1,425	○	
27	駒王中学校	神峰町3-2-32	1,322	1,246	○	
28	滑川中学校	東滑川町3-17-1	1,645	1,165	○	
29	多賀中学校	鮎川町3-11-2	1,990	1,418	○	
30	大久保中学校	末広町5-12-34	1,644	1,326	○	
31	河原子中学校	東多賀町4-10-10	686	1,526	○	
32	泉丘中学校	水木町2-9-1	1,753	1,317	○	
33	台原中学校	台原町1-9-1	1,352	1,176	○	
34	日高中学校	小木津町3-26-1	1,343	1,425	○	
35	豊浦中学校	川尻町3-11-1	1,020	1,332	○	
36	松風中学校	久慈町6-20-2	1,216	1,537	○	
37	旧坂本中学校	石名坂町1-30-1	914	704	○	

資料 4-1

38	十 王 中 学 校	十王町友部 600	1,187	925	○	
39	中 里 小 中 学 校	東河内町 1953	429	713	○	※2
40	山部地区生活改善センター	十王町山部 856-2	209	-	-	
41	伊師浜地区生活改善センター	十王町伊師 1329	174	-	-	
42	黒坂地区生活改善センター	十王町黒坂 168	221	-	-	※3
43	いぶき台団地集会所	十王町伊師 3929-3	127	-	-	
44	伊師町田園都市センター	十王町伊師 3586	297	-	-	
45	本 郷 集 会 所	十王町伊師本郷 9-2	149	-	-	
46	城 の 丘 集 会 所	十王町城の丘 1-20	184	-	-	
47	十王ｽﾎﾟｰｯ広場(体育館含む)	十王町友部 1936-1	-	1,987	○	
48	十王総合健康福祉センター	十王町友部 2088-1	4,077	-	-	
49	東 泉 寺	十王町友部 1782-6	91	-	-	
50	十 王 交 流 セ ン タ ー	十王町友部 129-2	1,283	-	○	※2
51	豊浦交流センター(体育館含む)	川尻町 1-40-1	746	1,040	-	※1※2
52	日高交流センター(体育館含む)	日高町 2-2-1	1,114	1,000	○	
53	田 尻 交 流 セ ン タ ー	田尻町 1-35-1	615	-	○	
54	滑川交流センター(体育館含む)	滑川本町 1-21-1	888	741	○	
55	宮 田 交 流 セ ン タ ー	本宮町 1-6-1	623	-	○	
56	中 里 交 流 セ ン タ ー	東河内町 1953-2	436	-	-	※2
57	仲 町 交 流 セ ン タ ー	宮田町 4-4-15	456	-	○	※2
58	中小路交流センター	若葉町 1-5-8	698	-	○	
59	助 川 交 流 セ ン タ ー	鹿島町 1-21-7	1,696	-	○	
60	会 瀬 交 流 セ ン タ ー	会瀬町 1-1-18	632	-	-	※1※3
61	成 沢 交 流 セ ン タ ー	中成沢町 3-6-10	711	-	○	
62	油 縄 子 交 流 セ ン タ ー	鮎川町 2-6-1	610	-	○	
63	諏 訪 交 流 セ ン タ ー	諏訪町 4-11-1	397	-	○	
64	大 久 保 交 流 セ ン タ ー	千石町 2-4-20	459	-	○	
65	河 原 子 交 流 セ ン タ ー	東多賀町 3-7-5	635	-	○	
66	埴 山 交 流 セ ン タ ー	金沢町 2-11-5	366	-	○	
67	大沼交流センター(体育館含む)	東金沢町 5-7-1	1,469	1,137	○	
68	金 沢 交 流 セ ン タ ー	大沼町 2-3-5	487	-	○	
69	水木交流センター(体育館含む)	水木町 2-23-20	1,358	1,325	○	
70	大 み か 交 流 セ ン タ ー	大みか町 3-19-16	767	-	○	
71	久 慈 交 流 セ ン タ ー	みなと町 3-10	685	-	-	※1※2
72	久慈川日立南交流センター	大和田町 2208	867	-	○	※2
73	か み す わ 山 荘	諏訪町 1439	499	-	-	
74	会 瀬 青 少 年 の 家	会瀬町 1-1-20	1,176	-	-	※1※3
75	日 立 武 道 館	白銀町 2-21-15	1,200	-	-	※2※3
76	暇 修 館	大久保町 4-15-1	183	-	-	
77	日 立 シ ﾋﾞｯｸ セ ン タ ー	幸町 1-21-1	24,212	-	-	
78	日 立 市 民 会 館	若葉町 1-5-8	5,883	-	-	
79	多 賀 市 民 会 館	千石町 2-4-20	3,981	-	-	

資料 4-1

80	女性センター(鮎川体育館含む)	鮎川町 1-1-10	2,011	846	○	
81	産業支援センター	西成沢町 2-20-1	200	-	○	
82	日立北高等学校	川尻町 6-11-1	-	1,389	○	
83	日立第一高等学校	若葉町 3-15-1	-	4,212	○	
84	日立第二高等学校	鹿島町 3-2-1	-	2,064	-	
85	日立工業高等学校	城南町 2-12-1	-	1,424	○	
86	多賀高等学校	鮎川町 3-9-1	-	2,294	-	
87	日立商業高等学校	久慈町 6-20-1	-	2,045	○	
88	茨城キリスト教学園	大みか町 6-11-1	-	3,654	○	
89	日立工業専修学校	西成沢町 2-17-1	-	1,700	○	
90	池の川さくらアリーナ	東成沢町 2-15-1	-	2,379	○	
91	南部支所多目的室	久慈町 7-1-1	-	1,037	○	
92	旧中里小学校	東河内町 1909	598	718	-	

※1 津波災害が予想される場合、使用不可

※2 洪水災害が予想される場合、使用不可

※3 土砂災害が予想される場合、使用不可

資料4-2

指定緊急避難場所一覧表

(令和7年9月1日現在)

No.	指定緊急避難場所名	所在地	収容面積(㎡)	備考
1	助川小学校	助川町 2-15-1	14,585	
2	会瀬小学校	会瀬町 2-17-10	7,576	
3	宮田小学校	本宮町 2-9-1	8,282	
4	滑川小学校	滑川本町 1-20-7	9,591	
5	仲町小学校	宮田町 5-5-1	6,325	
6	中小路小学校	平和町 2-4-1	9,484	
7	大久保小学校	末広町 1-1-1	9,807	
8	河原子小学校	河原子町 4-3-4	8,476	
9	成沢小学校	中成沢町 3-16-8	8,964	
10	諏訪小学校	諏訪町 3-10-1	10,798	
11	水木小学校	水木町 1-6-1	7,889	
12	大みか小学校	大みか町 3-19-15	8,342	
13	大沼小学校	東大沼町 2-1-8	21,418	
14	金沢小学校	金沢町 5-2-1	6,788	
15	塙山小学校	金沢町 2-14-1	10,368	
16	油縄子小学校	鮎川町 3-11-1	11,390	
17	田尻小学校	田尻町 4-39-1	13,710	
18	日高小学校	日高町 2-12-1	8,046	
19	豊浦小学校	折笠町 741	12,661	
20	久慈小学校	久慈町 1-23-1	7,426	
21	坂本東小学校	南高野町 3-21-1	6,173	
22	旧東小沢小学校	下土木内町 617	8,233	※2
23	櫛形小学校	十王町伊師本郷 508	9,675	
24	山部小学校	十王町山部 841	4,850	※3
25	助川中学校	鹿島町 3-5-1	11,000	
26	旧平沢中学校	高鈴町 1-15-1	14,833	
27	駒王中学校	神峰町 3-2-32	6,430	
28	滑川中学校	東滑川町 3-17-1	15,921	※1
29	多賀中学校	鮎川町 3-11-2	19,625	
30	大久保中学校	末広町 5-12-34	11,924	
31	河原子中学校	東多賀町 4-10-10	12,414	
32	泉丘中学校	水木町 2-9-1	17,068	
33	台原中学校	台原町 1-9-1	13,217	

資料4-2

34	日高中学校	小木津町 3-26-1	12,706	
35	豊浦中学校	川尻町 3-11-1	35,473	
36	松風中学校	久慈町 6-20-2	10,542	
37	旧坂本中学校	石名坂町 1-30-1	7,796	
38	十王中学校	十王町友部 600	14,262	※3
39	中里小中学校	東河内町 1953	9,951	※2
40	黒坂地区生活改善センター	十王町黒坂 168	1,870	※3
41	伊師町田園都市センター	十王町伊師 3586	2,150	
42	いぶき台団地中央公園	十王町伊師 3900	9,963	
43	十王駅前公園	十王町友部東 1-7	2,500	※2
44	宮の前公園	十王町友部東 4-5-12	2,867	※2
45	十王パノラマ公園	十王町友部 1085-6	44,099	
46	城の丘公園	十王町城の丘 1-1	29,058	
47	城の丘東公園	十王町城の丘 1-20-1	2,934	
48	城の丘西公園	十王町城の丘 5-4-1	2,512	
49	城の丘南公園	十王町城の丘 3-9-1	2,639	
50	城の丘北公園	十王町城の丘 2-20	2,596	
51	十王スポーツ広場	十王町友部 1936-1	13,284	
52	十王総合健康福祉センター	十王町友部 2088-1	20,952	
53	愛宕神社	十王町伊師 2951	2,628	
54	十王交流センター	十王町友部 200-1	736	※2
55	豊浦交流センター	川尻町 1-40-1	2,017	※1※2
56	日高交流センター	日高町 2-2-1	5,275	
57	田尻交流センター	田尻町 1-35-1	1,904	
58	宮田交流センター	本宮町 1-6-1	1,246	
59	仲町交流センター	宮田町 4-4-15	2,494	※2
60	油縄子交流センター	鮎川町 2-6-1	2,174	
61	諏訪交流センター	諏訪町 4-11-5	3,000	
62	河原子交流センター	東多賀町 3-7-5	2,601	
63	塙山交流センター	金沢町 2-11-5	2,518	
64	大沼交流センター	東金沢町 5-7-1	1,895	
65	水木交流センター	水木町 2-23-10	6,798	
66	久慈交流センター	みなと町 3-10	1,512	※1※2
67	久慈川日立南交流センター	大和田町 2208	9,953	※2
68	折笠スポーツ広場	折笠町 987-1	43,587	
69	滑川市民広場	滑川本町 1-21	17,000	
70	シーマークスクエア	東滑川町 5-1-1	66,869	

資料4-2

71	中里スポーツ広場	入四間町 513-1	36,294	
72	かみね公園	宮田町 5-2	126,523	
73	消防拠点施設防災広場	神峰町 2-4-1	21,202	
74	日立シビックセンター (新都市広場含む)	幸町 1-21-1	14,235	
75	会瀬青少年の家	会瀬町 1-1-20	22,335	※1※3
76	市民運動公園	東成沢町 2-15	63,599	
77	諏訪スポーツ広場	諏訪町 963-3	45,755	
78	かみすわ山荘	諏訪町 1439	5,042	
79	おおくぼ児童公園・ おおくぼさくら公園	末広町 1-2、末広町 1-1-2	5,499	
80	暇修館	大久保町 4-15-1	128	
81	坂下市民広場	大和田町 1936	12,945	※2
82	産業支援センター	西成沢町 2-20-1	200	
83	日立北高等学校	川尻町 6-11-1	34,800	
84	日立第一高等学校	若葉町 3-15-1	15,613	
85	日立第二高等学校	鹿島町 3-2-1	17,089	
86	日立工業高等学校	城南町 2-12-1	18,364	
87	多賀高等学校	鮎川町 3-11-2	22,697	
88	日立商業高等学校	久慈町 6-20-1	22,434	
89	茨城キリスト教学園	大みか町 6-11-1	-	
90	㈱日立製作所日立工業専修学校	西成沢町 2-17-1	14,676	
91	㈱日立製作所会瀬グラウンド (日立体育館含む)	会瀬町 4-2	27,301	
92	㈱日立製作所国分グラウンド	鮎川町 1-4	29,400	
93	㈱日立製作所大みかゴルフ場 (サッカー場、体育館含む)	大みか町 6-20	230,824	
94	旧中里小学校	東河内町 1909	2,640	

※1 津波災害が予想される場合、使用不可

※2 洪水災害が予想される場合、使用不可

※3 土砂災害が予想される場合、使用不可

太 字 … 指定避難所と重複する場所

資料 4-3

様式 1

指定避難所設置報告書

日 立 市

報告送話者 _____

報告受話者 _____

年 月 日現在

報告終了時 年 月 日 時 分

設置日時	既存・野外の別	場 所	箇所別	収容人員	設置期間の見込み

摘 要

資料 4-4

様式 2

避 難 収 容 状 況

年 月 日 時 分現在

(施設名) _____

活動期 時 間	配備人員		収 容 状 況									備考
	職員	その他	男			女			乳児	要医療 人 員	要助産	
			大人	小人	計	大人	小人	計				

日立市避難所運営マニュアル（職員用）（抜粋）

1 はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発災した東日本大震災では、多数の家屋等が損壊したほか、電気・ガス・水道などのライフラインが途絶し、さらに、電話などの通信手段や、道路・鉄道等の交通手段が寸断されるなど、市内全域に大きな被害が及びました。

このため、避難所の開設・運営においては、災害対策が十分に機能できず、公平で十分な支援ができなかったという大きな課題が残りました。

このマニュアルは、災害時における避難所の迅速な開設と円滑な運営を図るため、避難所開設・運営の協力を受けるコミュニティ（自主防災組織）、小・中学校教員等との連携協力方法等を含め、具体的な開設・運営手順を整理するとともに、避難所開設・運営の担当職員が、災害時に十分活用できるよう、分かりやすく、使いやすいものとなるよう配慮して作成したものです。

なお、避難所開設・運営においては、コミュニティ（自主防災組織）や避難所施設（小・中学校等）管理者との連携協力が不可欠であることから、コミュニティや施設管理者との協議を踏まえて作成したものであります。

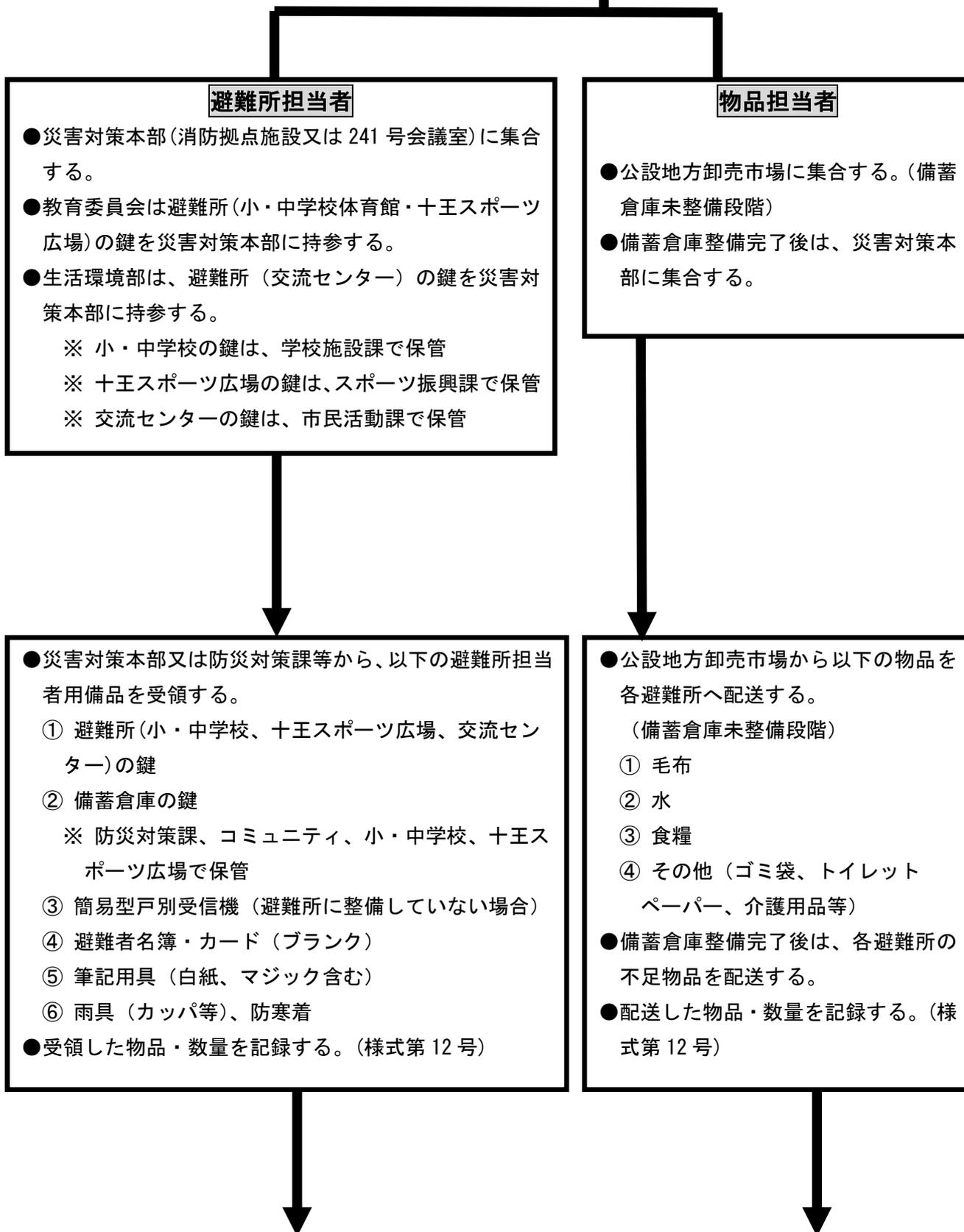
平成 24 年 11 月 日立市

資料 4-7

2 避難所開設・運営の基本方針

- (1) 避難所開設・運営は、市、コミュニティ（自主防災組織）、避難所施設（小・中学校等）管理者が相互に協力して行うものとする。
- (2) 避難所は、災害で家が倒壊、焼失又は流出した場合やそのおそれがある場合等に避難生活を送る施設として設置するものであり、市民の安全を確保し、生活再建を開始するための拠点として機能する。
- (3) 避難所は、ライフラインの復旧や避難者が一定の生活ができるまでを目途として開設し、復旧後は速やかに閉鎖する。
- (4) 避難者への支援は公平に行う。災害時要援護者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦、けが・病気の療養者等）の特別なニーズについては、個別に対応する。
- (5) 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮する。
- (6) 避難所の運営については、避難者にもできるだけ参加するよう協力を依頼し、自主運営を基本とした生活の自立を目指すものとする。
- (7) 避難所では、プライバシーの保護に努める。
- (8) このマニュアルは、東日本大震災のような大災害を想定しており、風水害などの局地的な災害では、他の対応もあり得る。

3 避難所開設・運営の流れ



資料 4-7

㊦

- 避難所に行き、施設管理者の協力を得ながら「避難所施設被災状況チェックシート（資料3）」に基づき、施設の被害等を確認し、安全確認を行ったうえで開設準備を行う。
- 施設の職員等（教員、管理人等）が解錠した場合は、協力して開設準備を行う。
- コミュニティ（自主防災組織）、避難者の協力を得られる場合は、協力して開設準備を行う。

- 避難所担当者は、避難所を開設した際には、保健福祉部長に以下の内容を報告し、保健福祉部長は、原則として、報告書（様式1）を使用し、災害対策本部長に報告する。
 - ① 担当課、担当者、その他の人員（教職員等）
 - ② 避難者数
 - ③ 避難所の使用物品
 - ④ その他

- 備蓄倉庫から、①毛布、②水、③食糧、④その他（ゴミ袋、トイレトペーパー、介護用品等）を搬出し、避難者に配布する。
- 搬出、配布に際し、コミュニティ（自主防災組織）や避難者の協力が得られる場合は、協力して実施する。
- 要請に対して物品担当者から追加配給される、①毛布、②水、③食糧、④その他の物品を受領する。
- 受領に際し、コミュニティ（自主防災組織）や避難者の協力が得られる場合は、協力して実施する。

- 避難所担当者は、避難所開設直後の正時から1時間ごとに以下の内容を、避難収容状況報告書（様式2）を基に、保健福祉部長に報告する。（本部から報告に係る他の指示があった場合を除く）
 - ① 避難所の人数
 - ② 必要物品（食糧、物資等）
 - ③ 避難所の状況（避難者の増加、受入能力、人的被害等）
 - ④ その他（ボランティア派遣、医師等派遣、避難者移動等）
- 受領した場合は、物品・数量を記録する。（様式第12号）

- 避難所からの要請に従い、各避難所に食糧等の物品を追加配布する。
- 配送した場合は、物品・数量を記録する。（様式第12号）

終了

㊧

①

- 避難所内外の清掃を適宜行う。なお、避難者やコミュニティ（自主防災組織）の協力が得られる場合は、協力して実施する。
- 「避難所におけるルール」を掲示する。（資料4参照）なお、避難者やコミュニティ（自主防災組織）の協力が得られる場合は、協力して実施する。
 - ① 避難者のプライバシー保護
 - ② 喫煙・火気の取扱い
 - ③ 定時の消灯 外

- 必要に応じ、災害対策本部の指示を受け、避難者に対して、アンケートやヒアリング等を実施する。
- アンケート用紙（資料5参照）は、災害対策本部に提出する。
- ヒアリングは、災害ボランティアの協力を得て実施し、避難者のニーズや要求を把握し、災害対策本部の指示を受けながら対応する。
 - 【例】
 - ・健康問題を抱えた避難者への医療機関や福祉施設の紹介等
 - ・片づけが困難な避難者宅の片づけ協力の紹介等
- 必要に応じて、相談員（男女）の配置を本部に要請する。

- 必要に応じ、災害対策本部の指示を受け、避難者に対して健康診断を行う。
- 健康診断は、健康班（健康づくり推進課）や日立市医師会の協力を得て実施し、医療的措置が必要な場合は、速やかに対応する。

資料 4-7

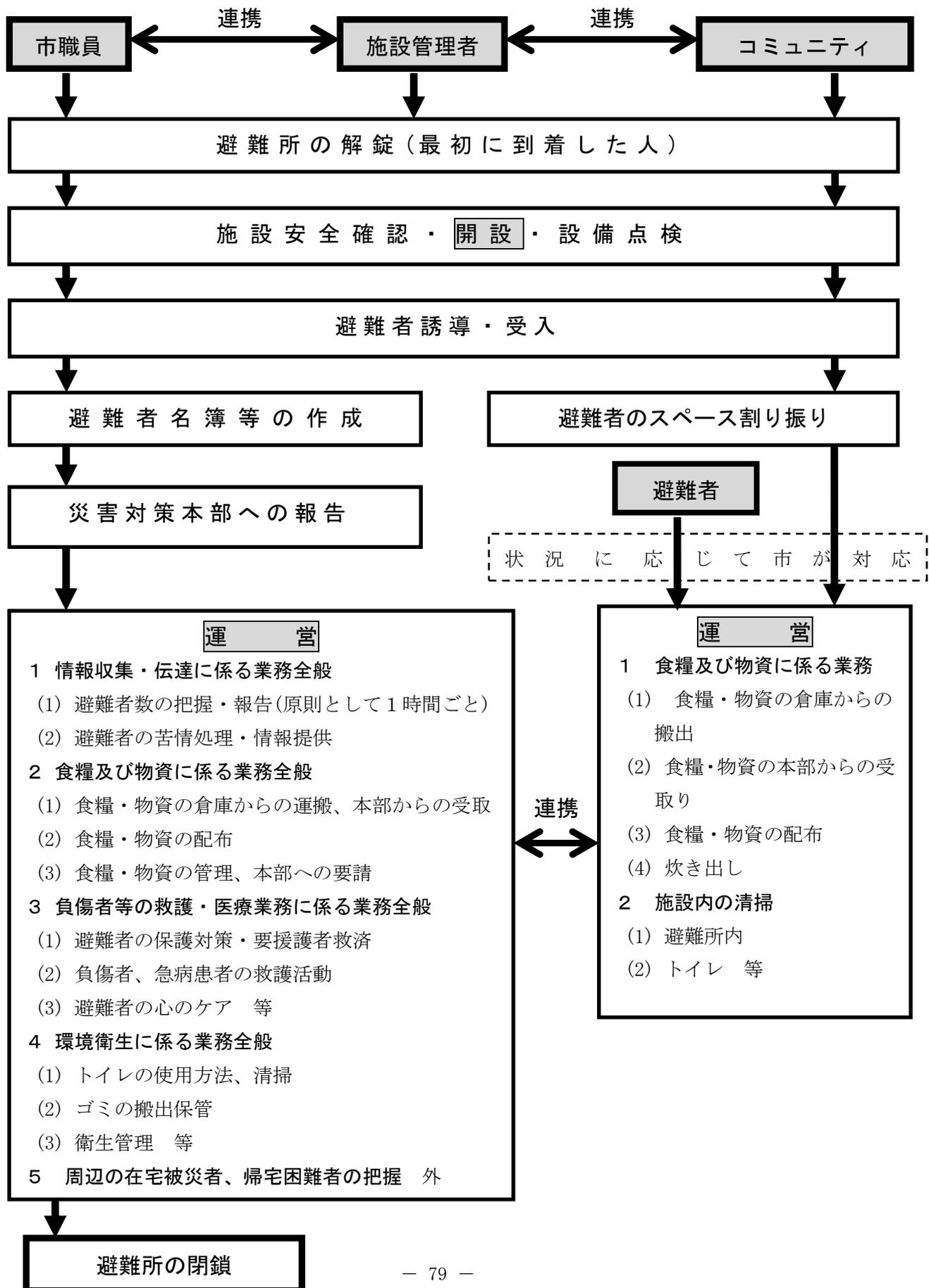
- 避難者が退所し始めた場合、以下の手順で撤収の準備を開始する。
 - ① 避難所担当者用備品や食糧等の使用物品を防災備蓄倉庫及び災害対策本部へ返却する。
 - ② 使用物品のうち、未使用のものは原則として避難所に置いておき、未使用数を災害対策本部に報告（資料2参照）する。
- 食糧等の使用物品のうち、使用済みのものは以下のように対応する。
 - ① 毛布は、避難所の隅で一時保管し、後日回収する。
 - ② 水、食糧は、廃棄等の処理をする。
 - ③ 灯油は、災害対策本部に返却する。
 - ④ 企業局の給水用ポリタンク（黄色）は、企業局に返却する。
 - ※避難所縮小時は、財政部が行う。
 - ※避難所撤収時は、保健福祉部が行う。
- ゴミは、直接清掃センターへ搬入する。
 - ※回収は生活環境部で行い、それまでは各避難所で保管する。
 - ※避難所撤収時は、保健福祉部、教育委員会で行う。



避 難 所 閉 鎖

4 避難所開設・運営の役割分担

(1) フロー図



資料 4-7

(2) 一覧表（災害の状況等に応じて、各機関で協議しながら進める。）

ア 学校等の体育館

【凡例】◎：主体、○：協力、－：なし

区分	No.	役割		市	コミュニティ	学校等	避難者
防 災 備 蓄 倉 庫 管 理・ 避 難 所 開 設	1	備蓄倉庫の 管理	鍵の管理（それぞれで管理）	◎	◎	◎	－
	2		備蓄品の点検・管理	◎	○	○	－
	3	避難所の解錠・開設（最も早く到着した人で対応）		◎ <small>（勤務時間外）</small>	◎	◎ <small>（勤務時間内）</small>	－
	4	避難所施設の状況確認（被災箇所の点検、安全確認）		◎	○	○	－
	5	避難所施設の設備確認（電気設備等の確認）		◎	○	○	－
	6	避難者誘導・受入		○	◎	○	－
	7	避難者名簿の作成		◎	◎	○	－
	8	避難者の居住スペース割り振り		◎	◎	○	－
	9	避難所開設について災害対策本部へ報告		◎	○	○	－
	10	情報収集・伝達業務	避難者の把握・報告	◎	○	○	－
	11		避難者の苦情処理、生活関連情報等の提供	◎	○	○	－
	12		災害時要援護者の避難状況の確認	◎	◎	－	－
	13	食糧・物資に係る業務	食糧・物資の搬出（備蓄倉庫から）	○	◎	○	○
	14		食糧・物資の受取り（本部から）	○	◎	○	－
	15		食糧・物資の配布	○	◎	○	○
	16		食糧・物資の管理	◎	◎	○	－
	17		食糧・物資の必要数（可能であれば在宅被災者分を含む）確保	◎	◎	○	－

資料 4-7

区分	No.	役割		市	コミュニティ	学校等	避難者
	18	食糧・物資に係る業務	炊き出し	○	◎	○	○
	19		ごみ処理	○	◎	○	○
避難所運営	20	負傷者等の救護・医療業務	避難者の保護対策・要 援護者救済	◎	○	○	—
	21		負傷者、急病患者の救 済活動	◎	○	○	—
	22		避難者の心のケア	◎	○	○	—
	23	環境衛生業務	トイレの使用法、清掃	○	◎	○	○
	24		ゴミの搬出保管	○	◎	○	○
	25		衛生管理	○	◎	○	○
	26		施設内の清掃	○	◎	○	○
	27	避難者の要望対応	ヒアリング、アンケート の実施	◎	○	○	—
	28		医療機関、福祉施設等 への移送	◎	○	○	—
	29	避難者の健康診断		◎	○	○	—
	30	避難所の撤収業務	使用物品の返却	◎	○	○	—
	31		未使用品の処理	◎	○	○	—
	32		ゴミの処理	◎	○	○	○
33	施設の施錠		◎	○	○	—	

イ 交流センター

【凡例】◎：主体、○：協力、—：なし

区分	No.	役割		市	コミュニティ	避難者
倉庫管理	1	備蓄倉庫の管理	鍵の管理（それぞれで管理）	◎	◎	—
	2		備蓄品の点検・管理	◎	◎	—
	3	避難所の解錠・開設（最も早く到着した人員）		○	◎	—
	4	避難所施設の状況確認（被災箇所の点検、安全確認）		○	◎	—

資料 4-7

区分	No.	役割		市	コミュニティ	避難者	
防 災 備 蓄 倉 庫 管 理・ 避 難 所 開 設	5	避難所施設の設備確認（電気設備等の確認）		○	◎	—	
	6	避難者誘導・受入		○	◎	—	
	7	避難者名簿の作成		◎	◎	—	
	8	避難者の居住スペース割り振り		◎	◎	—	
	9	避難所開設について災害対策本部へ報告		◎	○	—	
	10	情報収集・伝達業務	避難者の把握・報告	◎	○	—	
	11		避難者の苦情処理、生活関連情報等の提供	◎	○	—	
	12		災害時要援護者の避難状況の確認	◎	◎	—	
	13	食糧・物資に係る業務	食糧・物資の搬出（備蓄倉庫から）	○	◎	○	
	14		食糧・物資の受取（本部から）	○	◎	—	
	15		食糧・物資の配布	○	◎	○	
	16		食糧・物資の管理	◎	◎	—	
	17		食糧・物資の必要数（可能であれば在宅被災者分を含む）確保	◎	◎	—	
	18		炊き出し	○	◎	○	
	19		ごみ処理	○	◎	○	
	避 難 所 運 営	20	負傷者等の救護・医療業務	避難者の保護対策・要援護者救済	◎	○	—
		21		負傷者、急病患者の救済活動	◎	○	—
		22		避難者の心のケア	◎	○	—

資料 4-7

区分	No.	役 割		市	コミュニティ	避難者
避 難 所 運 営	23	環境衛生業務	トイレの使用方法、清掃	○	◎	○
	24		ゴミの搬出保管	○	◎	○
	25		衛生管理	○	◎	○
	26		施設内の清掃	○	◎	○
	27	避難者の要望対応	ヒアリング、アンケートの 実施	◎	○	—
	28		医療機関、福祉施設等への 移送	◎	○	—
	29	避難者の健康診断		◎	○	—
	30	避難所の撤収業務	使用物品の返却	◎	○	—
	31		未使用品の処理	◎	○	—
	32		ゴミの処理	◎	○	○
33	施設の施錠		◎	◎	—	

5 避難所の開設・運営

(1) 開設・運営の担当者

ア 避難所の開設場所は、市内の小・中学校、特別支援学校、交流センター、その他市が指定する施設等とする。

イ 開設及び運営の実務は、保健福祉部長がそれぞれの施設に複数の職員（女性職員を含む。）を派遣し、担当させる。

ウ 災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設の管理責任者・勤務教職員、又は最初に到着した市職員が開設する。

エ 大規模災害で、避難所数が多くなる場合は、保健福祉部長は各部長に協力を要請し、各部から職員を募り、それぞれの施設に派遣する。

オ 避難所は、都市建設部等の行う応急対策・復旧活動の拠点ともなるが、避難所内での各部が活動する場所の指定等は、各避難所責任者が行う。

カ 避難所の運営は、原則として男女職員で行う。

資料 4-7

(2) 開設期間のめやす

- ア 市域に震度 6 弱以上の地震が発生した場合における避難所の開設期間は、災害発生後 14 日間以内をめやすにする。
- イ その後の救援措置は、応急的な住宅供給により行う。

(3) 開設から閉鎖までの手順

避難所の開設から閉鎖までの手順は、おおよそ次のとおりとする。

- ア 避難施設の安全確認を行ったうえで避難所を開設する。(開設が不適な状況の場合は、速やかに保健福祉部長に報告する。)
- イ 防災無線、電話等により、避難所開設の旨を災害対策本部長へ報告する。
- ウ 施設の門を開け、施設の入口扉を開ける。(既に避難者がいるときは、取りあえず広いスペースに誘導する。)
- エ 災害時要援護者優先スペース、女性専用スペースを指定する。
- オ 避難者の受入(収容)スペースを指定する。(既に避難している人を指定のスペースへ誘導)
- カ 避難者を施設内に誘導・案内する。
- キ 避難所内事務室(「市の窓口」)を開設する。
- ク 避難者名簿(カード等)を配布・作成する。
- ケ 避難者名簿と災害時要援護者台帳の突き合わせ
- コ 居住スペースを割り振る。
- サ 避難者の中から班長、副班長を決める。
- シ 食糧、生活必需品の運搬、要請、受取、配給を行う。
- ス 必要に応じ、災害時要援護者、病人等の移送措置をする。
- セ 避難所の運営状況を報告する。(原則、毎日午前 11 時までに報告。その他適宜)
- ソ 避難所運営に伴う記録を作成する。
- タ 避難者のニーズ、要望を確認する。(アンケートやヒアリング等)
- チ 避難者のニーズ、要望に対応する。(医療機関等への移送、避難者の家の片付け等)

資料 4-7

ツ 避難者が帰宅するなど全員が退去したことを確認し、防災無線、電話等により避難所閉鎖の旨を本部に報告する。

(4) 開設から閉鎖までの留意事項

ア 開設時の留意事項

【開設、避難者の受入れ・誘導】

- 避難所の開設は、原則として本部長(市長)の指示により行う。
- 夜間等の災害の場合には、本部長又は保健福祉部長からの指示がなくても、避難の必要が生じると自主的に判断したときは、必要に応じて直行した職員又は居合わせた職員、各施設の管理責任者、勤務教職員が施設入口(門)を開錠し、門を大きく開け、避難所開設の準備を行う。
- 既に避難者が集まっているときは、速やかに上記の作業を行い、取りあえず体育館や大会議室など広いスペースに誘導し、避難者の不安を緩和するとともに、混乱の防止に努める。
- 避難者の受入れ・誘導については、コミュニティ(自主防災組織)の協力が得られる場合には、協力して行う。

【災害時要援護者優先スペース、女性専用スペースその他区画の指定等】

- 避難者の居住スペースの指定に当たっては、災害時要援護者を優先し、トイレに近いところを指定する。
- 女性専用のトイレ、更衣室など、女性に配慮したスペースを指定する。
- 状況の許す限り自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとにスペースを設定し、避難者による自主的な運営となるよう配慮する。
- スペースの指定表示方法は、床面に色テープを貼り、又は掲示板を置くなど、分かりやすいものになるよう努める。
- 災害時要援護者については、保健福祉部長が、交流センター等の市施設を別途確保するように努める。

資料 4-7

【報告・市の窓口設置】

- 避難所開設に当たった職員は、避難者の受入れを終えた後、速やかに保健福祉部長に対して、防災無線、電話等により、その旨を報告する。
- 保健福祉部長は、各避難所の開設を確認後、その旨を本部長に報告するとともに、避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。
- 総務部長は、消防長、県災害対策本部事務局(災对本部未設置の場合は防災・危機管理課)及び日立警察署等関係機関に対して、開設の状況を連絡・報告する。
- 連絡すべき事項は、おおよそ次のとおりである。
 - ① 避難所開設の日時、場所、施設名
 - ② 収容状況
 - ③ 開設期間の見込み
- 避難所開設後、避難所内に市の窓口を速やかに開設し、「市の窓口」の看板等を掲げて、避難者に対して、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。
- 避難所開設以降は、市の窓口には職員を常時配置する。
- 市の窓口には、避難所の運営に必要な用品(避難者名簿、避難所用物品受払簿等の様式、事務用品等)を準備する。

イ 運営上の留意事項

【避難者名簿の作成】

- 避難者名簿(カード等)は、避難所運営のための基礎資料となる。
- 避難者の受入れを行った際には、まず、避難者名簿(カード等)を配るなどして、避難者を各世帯単位で記録する。
- 集まった記録を基に、避難者受入記録簿をできる限り早い時期に作成し、市の窓口内に保管するとともに、保健福祉部長を通じて、総務部長へ報告する。

資料 4-7

【居住スペースの割り振り】

- 居住スペースの割り振りは、コミュニティ（自主防災組織）の協力を得て、可能な限り、地域・地区ごとにまとまりをもてるように行う。
- 各居住スペースは、適当な人員（20人程度を目途とする。）で編成し、居住スペースごとに代表者（班長）を選定するよう指示して、以降の情報連絡等についての窓口役を要請する。

【居住スペースの代表（班長）の役割】

- 市（本部）からの指示、伝達事項を周知する。
- 避難者数、給食数、その他物資必要数の把握と報告を行う。
- 物資配布等の補助を行う。
- 居住スペースの避難者の要望・苦情等を取りまとめ、市に報告する。
- 市が行う消毒活動等へ協力する。
- 施設の保全管理

【食糧、生活必需品の運搬、要請、受取、配給】

- 責任者となる職員は、備蓄倉庫及び避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数のうち、不足する分は、保健福祉部長に報告する。保健福祉部長は、財政部長へ調達を要請する。
- 財政部長は、調達を要請された食糧、生活必需品、その他必要物品を各避難所に配送する。人員が不足する場合は、他の班の協力を得て行う。
- 到着した食糧や物資を受け取ったときは、その都度避難所物品受払簿に記入の上、各居住スペースに配給を行う。
- 可能な限り、コミュニティ（自主防災組織）や避難者と協力して行う。

資料 4-7

【災害時要援護者最優先ルール・夜間安眠最優先ルールの徹底】

- 避難者に対しては、特に災害時要援護者最優先ルールの徹底を図る。
- 夜間の安眠環境を維持するため、館内放送は、緊急の場合を除き夜間(22時以降)は行わない。室内照明は、夜間(22時以降)は最小限にとどめるなどのルールづくりを要請し、徹底する。

【災害時要援護者専用避難所（福祉避難所）】

- 市は、心身の状態や障害の種別によって、避難中の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすい要援護者に配慮した災害時要援護者専用避難所（福祉避難所）を事前に指定し、必要な介護や情報提供の支援を行う体制を整備する。
- 災害時要援護者専用避難所（福祉避難所）を開設した場合は、目的、施設名・各対象収容人員（高齢者、障害者等）、開設期間の見込みを本部に報告する。

【被災者の移送】

① 災害時要援護者・病人等の移送

- 2日目以降の高齢者、障害者、傷病者の収容については、保健福祉部長に連絡し、可能な限り、受入体制が整った交流センター等、集会施設並びに福祉施設・病院等、災害時要援護者専用避難施設（福祉避難所）や専用避難施設へ移送する。
- やむを得ず避難所生活を継続する場合は、簡易ベッド等を用意するなどの代替措置をとるよう努める。
- 本部長は、市内に収容余力がない場合は、県知事に対して、非被災地又は小被災地である他市町村又は隣接県地区への移送を要請する。

資料 4-7

② 被災者の他市町村等への移送

- 保健福祉部長は、被害が甚大なため、市内の避難所では被災者を収容しきれないと認められる場合には、本部長にその旨を報告し、他市町村等の避難所へ移送を要請する。
- 本部長は、市内に収容余力がない場合は、県知事に対して、非被災地若しくは小被災地である他市町村又は隣接県地区への移送を要請する。その他県の計画の定めるところによる。

③ 他市町村からの被災者の受入れ協力

- 保健福祉部長は、本部長から他市町村からの被災者を受け入れるための避難所開設の指示を受けた場合は、速やかに必要な措置を講ずる。
- 本部長は、県知事から他市町村からの被災者を受け入れるための避難所開設の指示を受けた場合は、県の計画の定めるところにより積極的に行う。

【避難所の運営状況及び運営記録の作成】

- 避難所運営の責任者となる職員は、避難所の運営状況について、原則として、毎日午前 11 時までに保健福祉部長へ報告する。また、傷病人の発生等、特別の事情があるときは、その都度必要に応じて報告する。
- 本部長に対する報告は、保健福祉部長が、原則として、毎日正午までに取りまとめて行う。
- 避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。

資料 4-7

【避難所運営長期化への対応】

- 保健福祉部長は、避難所運営が長期となった場合、日立市医師会等の協力を得て、避難者の心の健康管理に十分留意するよう医療サービスを行う。
- 避難所滞在が長期化しないよう、保健福祉部長は、避難者からアンケート、ヒアリング等を行い、要望等を聴きとるため、各避難所に福祉ボランティア等を派遣する。
- 保健福祉部長は、避難者の要望等に対し、必要な措置を講ずるものとする。

【環境の清潔保持】

- 避難所責任者（又は保健福祉部長）は、避難者が健康状態を損なわないよう、避難所内の清掃、生活維持に必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供並びに仮設トイレの管理・必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴サービスの提供を行う。
- 可能な限り、コミュニティ（自主防災組織）と協力して行う。
- 入浴サービスの提供については、関係事業所との連携を図るものとする。

資料 4-7

6 避難者の健康管理

(1) 基本方針

避難者の健康管理の実施手順については、災害発生後の事態推移に対応して、国・県・関係機関と連携・協議し、保健福祉部長が決める。

なお、避難者の健康管理にあたる保健師等は、別に定める「災害時における保健活動」に基づき、各期（各フェイズ）での被災者の健康管理を行う。

(2) 避難者の健康状態の把握

ア 市は、日立市医師会・医療ボランティア医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとに健康状態の把握を行う。

イ 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討ができるよう努める。

ウ 継続的内服が必要な者及び食事指導が必要な者に配慮する。

エ 高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援し、必要に応じて栄養指導を実施する。エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不安発症等、二次的健康障害防止のための水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。

(3) 避難者の精神状態の安定

ア 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

イ 幼児や児童の保育については、避難所に遊び場を確保し、ボランティア等の協力を得ながら行う。

(4) 災害時要援護者の把握

市は、避難者の中から災害時要援護者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて災害時要援護者専用避難所（福祉避難所）や専用避難施設への移送、社会福祉施設への緊急入所、避難所内のスペース利用等を行う。

(5) 関係機関との連携強化

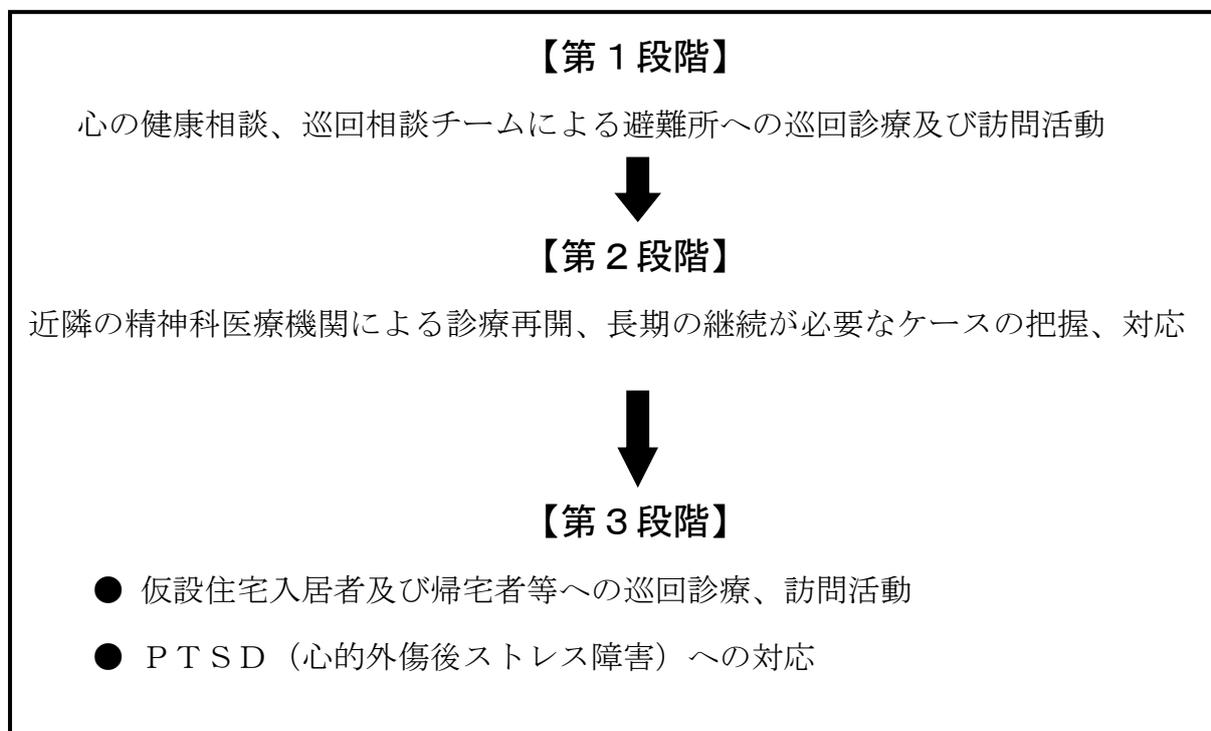
症状の安定のために一時的な入院が必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り、入院を勧奨する。

資料 4-7

(6) 精神保健・カウンセリング

ア 心のケア活動の実施

保健所及び市は、可能な場合、連携して次のことを実施する。



イ 遺族、安否不明者の家族等に対する心のケア活動の実施

保健所及び市は、可能な場合、避難者のうち特に、心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子供、障害者、外国人等に対しては十分配慮するとともに、適切なケアを行う。

心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、県等が作成した「心のケア」や「PTSD」に関するパンフレット等を、可能な場合、避難者に配布する。

7 避難所の閉鎖

(1) 避難所閉鎖のめやす

おおむねライフラインが回復し、仮設住宅の整備や医療機関等への移送等が終了し、避難者全員が退去できる状況になった時期とする。

資料 4-7

(2) 閉鎖に向けての避難者要望等への対応

- ア アンケート、ヒアリング等の結果により明らかになった要望については、可能な限り対応する。
- イ 避難者が自宅の片付けができないために、避難所から帰宅できない場合は、災害ボランティアを派遣するなどして片付けのサポートを行い、帰宅できるようにする。
- ウ 健康上の不安を抱えている避難者に対しては、医療機関、福祉施設等と連携し、可能であれば移送するなどの対応をする。

(3) 閉鎖に関する避難者説明等

- ア 上記(2)の対応により、避難者全員の帰宅・移送の目途が立った場合には、災害対策本部からの指示を受けて、避難所撤収の準備に取り掛かる。
- イ 避難所の撤収時期、撤収準備などを避難者に説明する。
- ウ 避難所から自宅への移動手段等で要望がある場合は、できる範囲で対応する。

(4) 避難所の撤収

- ア 使用物品を防災備蓄倉庫や災害対策本部へ返却する。
 - ① 毛布は、後日、救援物資輸送班が各避難所から回収し、公設地方卸売市場等に返却する。
 - ② 使用した水、食糧は廃棄等の処理をする。
 - ③ 灯油は、災害対策本部に返却する。
 - ④ 企業局の給水用ポリタンク(黄色)は、企業局に返却する。
- イ 使用物品のうち、未使用のものは原則として避難所に置いておき、未使用数を災害対策本部に報告する。
- ウ 報告書は、資料2、7を使用する。
- エ ゴミは直接清掃センターへ搬入する。

—以下略—

資料 4-8

福祉避難所一覧表

(令和5年4月1日現在)

(1) 市の施設

No.	指定施設の名称	所在地
1	十王デイサービスセンター	十王町友部 2088-1
2	はまぎく荘デイサービスセンター	田尻町 7-10-1
3	かねはたデイサービスセンター	大沼町 3-25-10
4	日立特別支援学校	鮎川町 3-11-2
5	鳩ヶ丘さくら福祉センター	助川町 5-11-3
6	萬春園	鮎川町 3-2-10

(2) 民間社会福祉法人の施設

No.	指定施設の名称	所在地
1	軽費老人ホーム豊浦の郷	川尻町 773-1
2	特別養護老人ホームサン豊浦	川尻町 758-27
3	サン豊浦デイサービスセンター	
4	特別養護老人ホーム銀砂台	砂沢町 1155-1
5	小規模多機能型居宅介護事業所鹿島町クラブ	鹿島町 2-5-15
6	特別養護老人ホーム小咲園	諏訪町 5-5-1
7	デイサービスセンター小咲園	
8	特別養護老人ホーム福祉の森聖孝園	十王町高原 333-6
9	デイサービスセンター福祉の森聖孝園	
10	特別養護老人ホーム成華園	久慈町 4-19-21
11	成華園デイサービスセンター	
12	特別養護老人ホームMAO	下土木内町 545-1
13	MAOデイサービスセンター	
14	特別養護老人ホーム鮎川さくら館	国分町 3-12-10
15	デイサービスセンター鮎川さくら館	
16	特別養護老人ホーム金沢弁天園	東金沢町 4-16-10
17	デイサービスセンター金沢弁天園	
18	特別養護老人ホーム山水苑	下深荻町 1770
19	デイサービスセンター山水苑	
20	ひたちの森すこやかビレッジ	東滑川町 5-10-3
21	通所介護ひたちの森すこやかビレッジ	
22	複合福祉施設一想園（特別養護老人ホーム、デイサービス、ショートステイ、障害福祉サービス事業所）	田尻町 2-8-10
23	日立メディカルセンター看護専門学校	高鈴町 1-4-10

資料 5-1

気象注意報及び警報の種類・発表基準

(令和7年4月1日現在)

1 警報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準	
暴 風 (平均風速)	陸上 20m/s, 海上 25m/s	
暴 風 雪 (平均風速)	陸上 20m/s, 海上 25m/s (雪を伴う)	
波 浪 (有義波高)	6.0m	
高 潮 (潮位: TP上)	1.5m	
大 雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	17
	土壌雨量指数基準	108
洪 水	流域雨量指数基準	指定河川洪水予報 による基準
	茂宮川流域: 12 小石川流域: 9.9 十王川流域: 15	久慈川 [榊橋]
大雪 (12時間降雪の深さ)	10cm	

2 注意報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準	
強 風 (平均風速)	陸上 12m/s, 海上 15m/s	
風 雪 (平均風速)	陸上 12m/s, 海上 15m/s, 雪を伴う	
波 浪 (有義波高)	2.5m	
高 潮 (潮位: TP上)	1.0m	
大雨	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
	9	74
洪水	流域雨量指数基準	指定河川洪水予報 による基準
	茂宮川流域: 9.6 小石川流域: 7.9 十王川流域: 11.6	久慈川 [榊橋]
大雪 (12時間降雪の深さ)	5cm	
雷	落雷等により被害が予想される場合	

資料 5-1

乾 燥	最小湿度 40%で、実効湿度 60%
濃 霧 (視程)	陸上 100m以下 , 海上 500m以下
霜 (最低気温)	早霜・晩霜期に 3℃以下
低 温 (最低気温)	夏期: 15℃以下が2日以上継続 , 冬期: -7℃以下
着 氷 ・ 着 雪	著しい着氷(雪)が予想される場合

3 記録的短時間大雨情報基準

1 時 間 雨 量	100mm
-----------	-------

4 特別警報

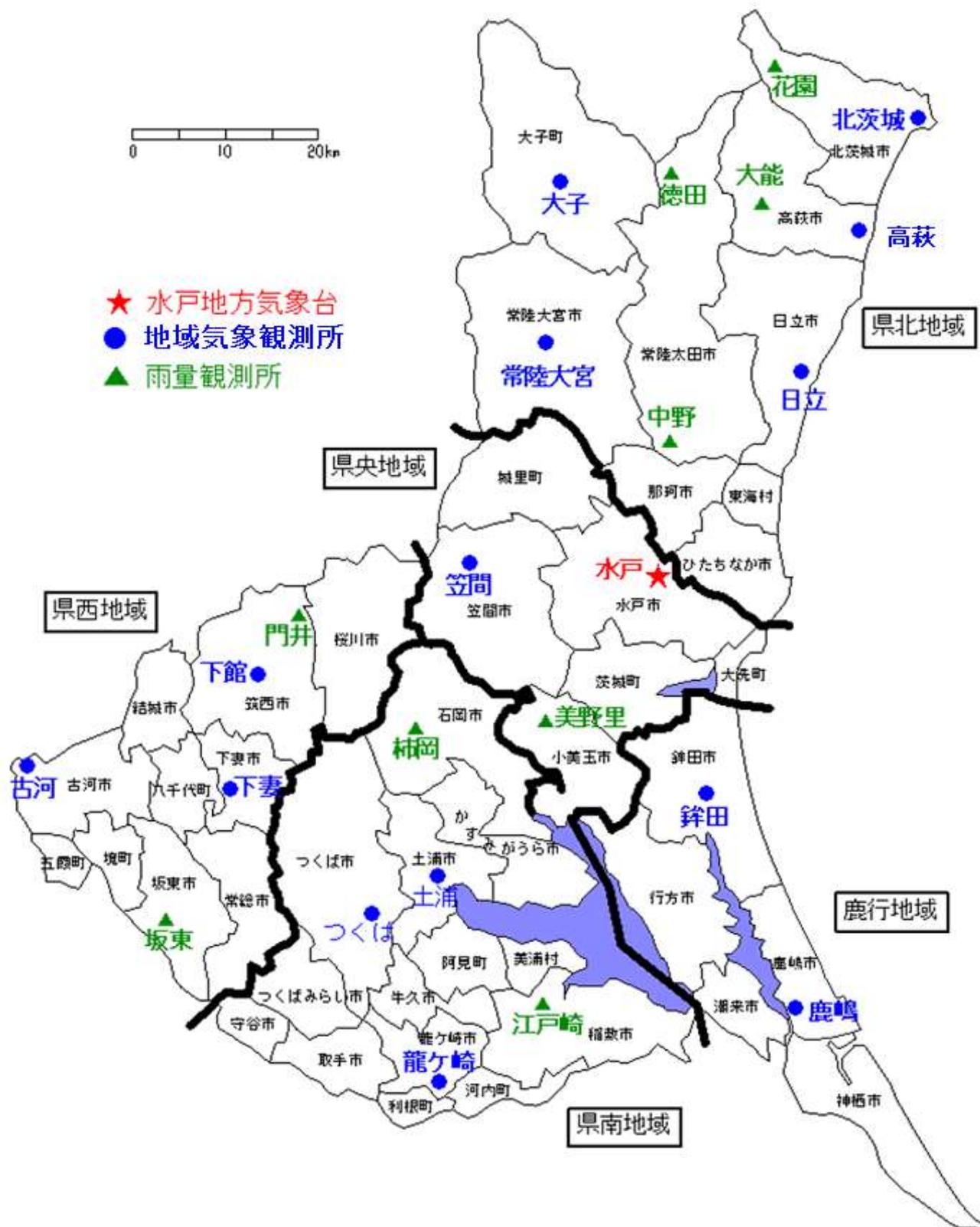
種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に1度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合(大津波警報を位置づける)	
地震	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合(緊急地震速報(震度6弱以上)を位置づける)	

資料 5-2

茨城県内のアメダス観測所一覧表

観測所名	観測種目				所在地	緯度	経度	観測所の高さ(m)	風向風速計の地上高(m)
	降水量	気温	風	日照					
花園	○				北茨城市華川町花園	36° 52.1′	140° 38.2′	370	
北茨城	○	○	○	○	北茨城市関南町関本下	36° 50.0′	140° 46.3′	5	10.0
高萩	○	○	○		高萩市高浜町	36° 42.4′	140° 43.0′	4	5.4
大子	○	○	○	○	久慈郡大子町大子	36° 46.7′	140° 20.7′	120	10.0
徳田	○				常陸太田市徳田町	36° 46.7′	140° 28.9′	270	
中野	○				常陸太田市中野町	36° 30.9′	140° 28.4′	17	
大能	○				高萩市大能	36° 44.6′	140° 35.6′	395	
常陸大宮	○	○	○	○	常陸大宮市上小瀬	36° 36.4′	140° 19.5′	95	6.5
日立	○	○	○	○	日立市会瀬町	36° 34.8′	140° 38.7′	34	10.0
門井	○				筑西市門井	36° 20.0′	140° 02.0′	40	
笠間	○	○	○	○	笠間市箱田	36° 23.7′	140° 14.4′	72	10.0
水戸	○	○	○	○	水戸市金町（水戸地方气象台）	36° 22.8′	140° 28.0′	29	14.7
古河	○	○	○	○	古河市北町	36° 12.1′	139° 43.0′	20	10.0
下館	○	○	○	○	筑西市西石田	36° 16.9′	139° 59.3′	24	6.5
柿岡	○				石岡市柿岡	36° 14.0′	140° 11.3′	27	
美野里	○				小美玉市部室	36° 14.2′	140° 19.5′	25	
下妻	○	○	○	○	下妻市二本紀	36° 10.1′	139° 56.7′	20	10.0
鉾田	○	○	○	○	鉾田市安房	36° 10.1′	140° 31.6′	32	10.0
坂東	○				坂東市辺田	36° 02.1′	139° 53.6′	16	
つくば	○	○	○	○	つくば市長峰（高層气象台）	36° 03.4′	140° 07.5′	25	20.4
土浦	○	○	○	○	土浦市木田余東台	36° 06.2′	140° 13.2′	26	10.0
江戸崎	○				稲敷市江戸崎甲	35° 57.6′	140° 19.2′	25	
鹿嶋	○	○	○	○	鹿嶋市城山	35° 57.8′	140° 37.3′	37	10.0
龍ヶ崎	○	○	○	○	龍ヶ崎市大徳町	35° 53.4′	140° 12.7′	4	9.4

茨城県内のアメダス観測所位置図



資料 5-3

天気相談所の概要

(平成30年4月1日現在)

観測項目	摘要
雨	雨量計、感雨雪計
風	風向風速計
温度	電気式温度計
湿度	電気式湿度計
気圧	電気式気圧計
その他	太陽電池式日照計、電気式日射計、目視観測

資料 5-4

市内雨量観測所一覧表

(平成30年4月1日現在)

観測所名	所在地	北緯	東経	雨量計海拔高度	摘要
市役所観測所 (天気相談所)	助川町 1-1-1 宮田町 1-44	36度36分	140度39分	55.0m	
南部観測所	久慈町 7-1-1	36度30分	140度36分	64.0m	
北部観測所	日高町 3-22-15 (北部消防署)	36度38分	140度41分	28.0m	
西部観測所	東河内町 1947-4 (西部支所)	36度38分	140度33分	95.0m	
本山観測所	宮田町 3585-4 (旧本山中学校敷)	36度37分	140度36分	340.0m	
諏訪観測所	諏訪町 963-3 (諏訪スポーツ広場)	36度34分	140度37分	125.0m	
十王観測所	十王町友部 129-2 (十王交流センター)	36度40分	140度41分	22.0m	

観測項目

市役所観測所：(機器) 雨量、気温、風向・風速、湿度、気圧、日照、日射量、

(目視) 天気、雲量、雲形、視程、大気現象、積雪の深さ

市役所以外の観測所：雨量、気温、風向・風速、湿度

資料 5-5

異常気象の発現月

(市天気相談所調べ)

異常現象 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
暴風雨									■	■		
大雨						■	■		■	■		
強風			■	■					■	■		
雷雨				■	■	■	■	■				
降ひょう				■	■	■						
晩霜				■	■							
濃霧						■	■	■				
大雪			■	■								
乾燥	■	■	■	■								■

異常気象観測の記録 (昭和 28 年以降)

(平成 30 年 4 月 1 日現在 : 市天気相談所調べ)

種別 \ 順位	1	2	3	4	5
最大風速 (年 月 日)	西 21.7m/s S38. 3. 25	北北東 19.9m/s S29. 11. 28	北東 19.9m/s S32. 2. 7	北 19.8m/s S30. 12. 26	南南西 19.6m/s S33. 7. 23
最大瞬間風速 (年 月 日)	西 38.5m/s S38. 3. 25	西北西 33.8m/s H12. 12. 25	西 33.1m/s H19. 1. 07	西北西 33.1m/s S39. 1. 20	北東 33.0m/s S44. 3. 12
総降水量 (年 月 日)	358mm S36. 6. 25 ~ 6. 30	281mm S61. 8. 4 ~ 8. 5	258mm S41. 6. 27 ~ 6. 29	235mm S54. 10. 17 ~ 10. 19	232mm S45. 11. 15 ~ 11. 16
最大日降水量 (年 月 日)	255.5mm S41. 6. 28	219.2mm S52. 5. 15	214mm S61. 8. 4	212mm H 2. 9. 19	211.2mm S46. 8. 31
最大 1 時間降水量 (年 月 日)	88mm H11. 10. 27	77mm H20. 8. 14	73mm S55. 9. 3	66.7mm S37. 8. 24	60.7mm S37. 7. 13

(注) 日最大降水量及び最大 1 時間降水量は、24 時日界統計による。

市内河川一覧表

No.	河川名	種別	市内流路	延長(km)	管理主体
1	久慈川	一級河川	常陸太田市境から河口まで	6.5	国
2	茂宮川	一級河川	常陸太田市境から河口まで	5.1	県
3	里川	一級河川	里美村境から常陸太田市境	5.3	〃
4	入四間川	一級河川	入四間町字宮脇 304 番地先堰堤から里川合流点まで	3.1	〃
		普通河川	入四間町字宮脇 305 番地先堰堤から上流まで	3.9	市
5	瀬上川	二級河川	久慈町字川萩 1368 番地先から河口まで	0.5	県
		普通河川	瀬上川二級河川の上流	1.8	市
6	大沼川	二級河川	大沼町字大原 2412 番地先から河口まで	2.9	県
7	金沢川	二級河川	金沢町字北向 2600 番 2 地先から河口まで	2.5	〃
		普通河川	金沢町字三ッ峯 2822 番地先から字北向 2600 番 2 まで	0.8	市
8	桜川	二級河川	大久保町字羽黒 1977 番地先から河口まで	3.5	県
		普通河川	大久保町字白石 2747 番地先から字羽黒 1977 番まで	1.4	市
9	鮎川	二級河川	諏訪町字大平田地先から河口まで	5.0	県
		普通河川	諏訪町字大平田地先	1.8	市
10	宮田川	二級河川	宮田町大雄院地先から河口まで	7.8	県
		普通河川	宮田町	0.1	市
11	東連津川	二級河川	小木津町字岩本地先から河口まで	8.2	県
		普通河川	小木津町字岩本	0.9	市
12	十王川	二級河川	十王町高原 1955 番 4 地先から河口まで	17.1	県
		普通河川	十王町高原 2046 番地先から十王町高原 1955 番 4 まで	2.7	市
13	小石川	二級河川	十王町山部 2297 番地先から河口まで	5.0	県
		準用河川	十王町山部 1966 番地先から十王町友部 2297 番まで	1.5	市
14	大川	準用河川	大久保町字天神山 2262 番地先から河口まで	3.0	〃
		普通河川	大久保町字菩提 2261 番地先から字天神山 2262 番まで	0.7	〃
15	北川	準用河川	滑川町字滝の作 2805 番 1 地先から河口まで	2.8	〃
		普通河川	滑川町字滝の作	0.8	〃
16	田尻川	準用河川	田尻町字上合 346 番地先から河口まで	3.5	〃
		普通河川	田尻町字上合 386 番地先から字上合 346 番まで	0.3	〃
17	折笠川	準用河川	砂沢町字屋敷前 477 番 1 地先から河口まで	3.1	〃
		普通河川	砂沢町 654 番地先から砂沢町字屋敷前 477 番 1 まで	0.8	〃
18	反田川	準用河川	川尻町字下山崎 828 番地先から十王川合流まで	1.1	〃
		普通河川	川尻町	0.7	〃

資料 6-1

No.	河川名	種別	市内流路	延長(km)	管理主体
19	落見川	準用河川	神田町字築田 1273 番 10 から茂宮川合流まで	3.6	市
		普通河川	神田町字雨田 686 番から神田町字築田 1273 番合流ま	0.7	〃
20	桜川	準用河川	十王町山部 2347 番地先から十王町山部 3060 番 1 合流	3.2	〃
21	南川尻川	普通河川	大みか町	1.1	〃
22	泉川	普通河川	水木町	0.8	〃
23	第二大沼	普通河川	金沢町	0.9	〃
24	梶沢川	普通河川	河原子町	0.8	〃
25	八反原川	普通河川	油繩子町	1.5	〃
26	塚田川	普通河川	河原子町	0.9	〃
27	支川大川	普通河川	大久保町	0.6	〃
28	北ノ沢川	普通河川	諏訪町	2.6	〃
29	池ノ川	普通河川	中成沢町	1.4	〃
30	後沢川	普通河川	西成沢町	1.7	〃
31	舟入川	普通河川	助川町から会瀬町	2.1	〃
32	第二雨降	普通河川	旭町	0.2	〃
33	銀水沢	普通河川	助川町	1.4	〃
34	雨降川	普通河川	助川町 2 丁目から旭町 2 丁目	1.8	〃
35	数沢川	普通河川	助川町から宮田町	2.7	〃
36	平沢川	普通河川	助川町	1.7	〃
37	支川平沢	普通河川	助川町	0.6	〃
38	神峰沢	普通河川	宮田町	1.2	〃
39	滝の上川	普通河川	宮田町	0.8	〃
40	所沢川	普通河川	滑川町	2.3	〃
41	支川所沢	普通河川	滑川町	1.0	〃
42	太田尻川	普通河川	田尻町	2.7	〃
43	種殿川	普通河川	田尻町	0.6	〃
44	岩本川	普通河川	小木津町	2.5	〃
45	小舟川	普通河川	砂沢町から小木津町	1.4	〃
46	空久保川	普通河川	砂沢町	1.0	〃
47	前芝川	普通河川	折笠町	1.0	〃
48	油川	普通河川	川尻町	1.5	〃
49	旧反田川	普通河川	川尻町	1.1	〃
50	小貝川	普通河川	川尻町	1.1	〃
51	滝沢川	普通河川	東河内町	3.8	〃

資料 6-1

No.	河川名	種別	市内流路	延長(km)	管理主体
52	笹目川	普通河川	入四間町	3.4	市
53	深萩川	普通河川	中深萩町	4.9	〃
54	格面川	普通河川	中深萩町	2.0	〃
55	呉坪川	普通河川	中深萩町	3.2	〃
56	下幡川	普通河川	中深萩町	3.9	〃
57	山部川	普通河川	十王町山部	2.5	〃
58	上石川	普通河川	十王町友部	2.3	〃
59	藤坂川	普通河川	十王町高原	3.5	〃
60	奥撫川	普通河川	十王町高原	1.7	〃
61	大平川	普通河川	十王町高原	1.6	〃
62	黒田川	普通河川	十王町高原	3.8	〃
63	高原川	普通河川	十王町高原	4.4	〃
64	長久保川	普通河川	十王町高原	1.2	〃
65	沢平川	普通河川	十王町高原	2.6	〃
66	豎破川	普通河川	十王町黒坂	4.5	〃
67	黒坂川	普通河川	十王町黒坂	1.1	〃

資料 6-2

重要水防箇所

1 河川

河川名	重要水防区域		左右岸別	延長	重要度		重要な理由
	地先名	位置			種別	階別	
久慈川	常陸太田市堅磐町 ～ 神田町	8.0K ～6.5K 上 100m	左	1,149m	堤防高 堤防断面	A B	流下能力不足 堤防断面 1/2 以上
	神田町 ～ 下土木内町	6.5K 上 100m ～6.0K	左	100m	堤防高 堤防断面 すべり	A B B	流下能力不足 堤防断面 1/2 以上 すべり
	神田町	6.5K 上 40m	左	1箇所	工作物	B	桁下不足 (常磐自動車道久慈川橋梁)
	下土木内町	6.0K 上 65m	左	1箇所	工作物	B	桁下不足(榭橋(上線))
	下土木内町	6.0K ～5.0K 下 100m	左	1,631m	堤防高 堤防断面 すべり 漏水	A B B B	流下能力不足 堤防断面 1/2 以上 すべり 漏水
	下土木内町 ～ 東海村竹瓦	5.0K 下 100m ～4.0K 上 100m	左	300m	堤防高 堤防断面 漏水	A B B	流下能力不足 堤防断面 1/2 以上 漏水
	東海村竹瓦 ～留町	4.0K 上 100m ～3.0K 上 100m	左	529m	堤防高 堤防断面 漏水	B B B	流下能力不足 堤防断面 1/2 以上 漏水
	留町	3.5K 上 100m ～2.5K 下 100m	左	1,200m	堤防高 堤防断面 すべり	B B B	流下能力不足 堤防断面 1/2 以上 すべり
	留町	3.0K 上 190m	左	1箇所	工作物	B	桁下不足 (JR 常磐線久慈川橋梁)
	留町	2.5K 下 20m	左	1箇所	工作物	B	桁下不足(久慈大橋側道橋)
	留町	2.5K 下 35m	左	1箇所	工作物	B	桁下不足(久慈大橋)
茂宮川	久慈町、留町	(左)0.2K～1.4K (右)0.2K～1.4K	左右	2,700m	堤防高	A	堤防高不足(L1 津波)
	久慈町、茂宮町	1.7K～1.8K	右	100m	堤防高	A	堤防高不足
	茂宮町	1.8K～1.9K	右	480m	新堤防	B	施工後 3 年未満
	茂宮町	2.4K～3.4K	左右	2,000m	新堤防	A	施工後 1 年未満
十王川	川尻町	0.0K～0.5K	左右	1,000m	堤防高	A	堤防高不足 流下能力不足
	川尻町、十王町	0.5K～1.2K	左右	1,400m	流下能力	B	流下能力不足
	十王町	4.4K～5.3K	左右	1,800m	堤防高	A	堤防高不足
	川尻町	0.1K	左右	1箇所	工作物	A	流下能力不足 径間長不足
	十王町	0.9K	左右	1箇所	工作物	B	流下能力不足 径間長不足 桁下高余裕高不足
	十王町	2.8K	左右	1箇所	工作物	B	径間長不足
	十王町	5.0K	左右	1箇所	工作物	B	流下能力不足 桁下高余裕高不足
小石川	十王町	0.0K～0.3K	左右	600m	堤防高	A	堤防高不足(高潮) 流下能力不足
	十王町	0.3K～1.0K	左右	1,400m	流下能力	B	流下能力不足
	十王町	0.6K	左右	1箇所	工作物	B	径間長不足 桁下高余裕高不足
大沼川	東大沼町	J R 常磐線下流	左右	300m	堤防高	A	堤防高不足
瀬上川	久慈町	最上流部	左右	140m	堤防高	A	堤防高不足(波浪)

資料 6-2

2 海岸

海岸名	重要水防区域		延長	重要度		重要な理由
	地名	位置		種別	階別	
川尻港海岸	川尻町1丁目 ～折笠町	港湾区域		高潮 堤防の開口部	B B	高波 堤防の開口部
河原子港海岸	河原子町	港湾区域		侵食 堤防の開口部	A B	浸食
会瀬漁港海岸	会瀬町1丁目 ～相賀町	漁港区域	1,463m	高潮 高潮・堤防の開口部	A A	越波 堤防の開口部
水木漁港海岸 (水木地区)	水木町	漁港区域		高潮 堤防の開口部 浸食	A A A	越波 堤防の開口部 浸食
伊師海岸	十王町		3,990m	高潮 浸食	B B	高潮 浸食
小木津海岸	小木津町		1,131m	高潮 浸食 堤防の開口部	B A A	高潮 浸食 堤防の開口部
日高海岸	日高町		1,169m	浸食 堤防の開口部	A A	浸食 堤防の開口部
田尻海岸	田尻町		209m	浸食	A	浸食
滑川海岸	東滑川町		1,583m	高潮 施設の老朽化	B A	高潮 施設の老朽化
宮田海岸	東町		1,558m	高潮 浸食	B B	高潮 浸食
助川海岸	旭町		560m	浸食 堤防の開口部	B B	浸食 堤防の開口部
会瀬海岸	旭町		200m	高潮 浸食 堤防の開口部	B B B	高潮 浸食 堤防の開口部
成沢海岸	東成沢町		238m	高潮 浸食 施設の老朽化 地震	B B A A	高潮 浸食 施設の老朽化 地震
多賀海岸	国分町		2,200m	高潮 浸食 堤防の開口部	B B B	高潮 浸食 堤防の開口部
金沢海岸	東金沢町		1,286m	高潮 侵食 堤防の開口部 施設の老朽化	A B B A	高潮 侵食 堤防の開口部 施設の老朽化

資料 6-3

水防警報対象水位観測所・警戒水位・危険水位及び洪水予報指定区間

1 水防警報対象水位観測所・警戒水位・危険水位

(単位：m)

河川名	観測所名	位置	指定水位	警戒水位	危険水位	計画高水位
久慈川	富岡	河口から 25.4km (常陸大宮市富岡)	1.50	2.50	3.50	6.09
〃	榊橋	河口から 6.2km (日立市神田町)	2.70	3.70	6.70	7.54
山田川	常井橋	合流点から 7.1km (常陸太田市大方町)	2.00	3.00	3.80	4.45
里川	機初	合流点から 4.6km (常陸太田市幡町)	2.00	3.00	3.10	4.60

※ 指定水位、警戒水位、計画高水位については、水位標読み値で表示してある。

2 水防警報区

河川名	実施区間	担当官署名
久慈川	左岸：茨城県常陸大宮市辰ノ口地先から海まで 右岸：茨城県常陸大宮市岩崎地先から海まで	国土交通省関東地方整備局 〈常陸河川国道事務所〉

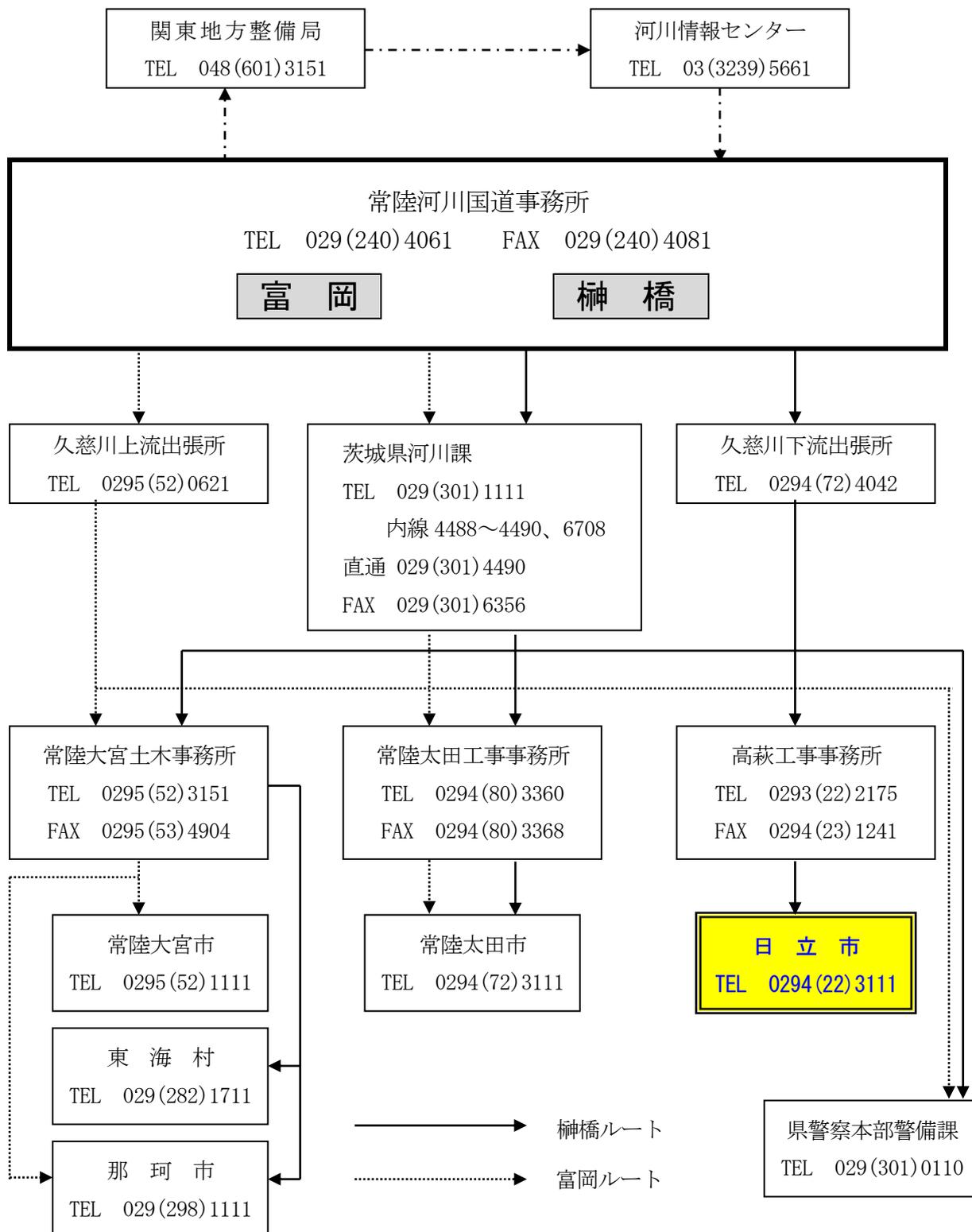
3 洪水予報指定区間

河川名	実施区間	洪水予報基準地点	担当官署名
久慈川 (S32. 1. 21 指定)	左岸：茨城県常陸大宮市 辰ノ口地先から海まで 右岸：茨城県常陸大宮市 岩崎地先から海まで	富岡 榊橋	国土交通省関東地方整備局 〈常陸河川国道事務所〉 水戸地方気象台

水防警報連絡系統図

平成 30 年 4 月 1 日現在

【 久 慈 川 】



洪水予報及び水防警報の種類と発表基準

(令和7年4月1日現在)

1 洪水予報の種類と基準

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所から避難する必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。

資料 6-5

洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
-------	--------	---

(注) 常陸河川国道事務所と水戸地方気象台が共同発表する。

2 水防警報の種類と基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報及び河川状況により特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する連絡情報、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
指 示 及 び 情 報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は既にはん濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解除した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	はん濫注意水位以下に下降したとき、又は、はん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

資料 6-6

待機の時期及び指示の時期

1 待機の時期

状 況	当 該 区 域
地域的集中豪雨等があったとき	上 流 部
出水初期において出水現象が休日あるいは夜間に急激に起こることが予想されたとき、当該水系の上流部において非常に大きな出水となったとき	上 流 部 ・ 中 流 部
当該水系の上流部において非常に大きな出水となったとき	中 流 部 ・ 下 流 部
滞水時間が長く続いているような場合、水防活動を止めることはできないが、出勤人員を減らしても差し支えないと認められたとき	下 流 部
降雨状況から水位の再上昇が予想されるとき、当該基準観測所の水位がはん濫注意水位程度であって下降し始めたとき	上流・中流・下流部
その他の事由により必要と認められたとき	上流・中流・下流部

2 指示の時期

指示については、その基準となるものは定め難いが、次表を考慮し、指示区域内の危険度並びに現地状況等を勘案して行う。

指示内容	状 況	水 防 工 法
越 水	洪水警報によって予想された水位、あるいは上流部の水位により推定して越水のおそれが予想されるとき	「積土のう、蛇籠積」など
決 壊	洪水時に既に発表された予報や警報、あるいは洪水規模から堤防の波かけや護岸の決壊が想定されるとき	「木流し及び竹流し・表むしろ張」、水衡部には「川倉・聖牛」
漏 水	洪水の大きさ及び滞水時間等を、洪水予報あるいは上流側の水位から推定して漏水のおそれが予想されるとき	「月の輪、釜段工」「表むしろ張」など
亀 裂	築堤施工直後の新堤あるいは基礎地盤の不良な堤防、又は洪水の滞水時間が長時間にわたる場合等の理由により亀裂の生ずるおそれがあるとき	「折返」「控取」「つなぎ縫」 「五徳縫」など
法 崩 れ	洪水規模が大きく、かつ滞水時間が長時間にわたるとき、あるいは豪雨等により堤防が湿潤状態になることが予報、警報又は河川状況により推定されるとき	「杭打積土のう」「土のう羽口」「五徳縫」など
そ の 他	水位の上昇下降最高水位の大きさ及びその時刻、滞水時間等の実況を示すとき	

資料 6-7

水防倉庫及び水防用備蓄資機材

1 水防倉庫

(1) 日立市消防本部

所在地	日立市神田町376-5
名称	水防倉庫（第18分団詰所併設）
管理者	日立市消防本部（南部消防署）
設置年度	平成6年度

2 水防資機材一覧表

（令和5年4月1日現在）

品名	単位	在庫数	
		日立市消防本部	
掛 矢	丁	36	
ス コ ッ プ	丁	70	
鉈	丁	24	
救命具	着	4	
鋸	丁	9	
ノ コ ギ リ 鎌	丁	8	
杭 木	本	大100、中15、小35 鉄筋100	
鉄杭（SBパイル）	本	200	
合成せいの土のう	枚	1200	
縄	巻	9	
鉄 線	束	6	
合成せいのシート	枚	1	
シート張り工法用シート	枚	(B-1) 10 (B-2) 24	
む し ろ	枚	50	
ツ ル ハ シ	丁	—	
カ ナ ヅ チ	丁	—	
鎌	丁	31	
唐 鋏	丁	4	
ペ ン チ	丁	—	
照 明 灯	基	1	
ゴ ム ボ ー ト	舟	1	
防水シート（黄色）	枚	2	

水防活動実施報告書

平成 年 月 日

作成責任者

出水の 状況	川 警戒水位		m						
	雨 量		mm						
水防 実施箇所	川 左岸		地先		m				
	右岸								
日 時	自 月 日 時		至 月 日 時						
出動人員	水防団員	消防団員		その他		合計			
	人	人		人		人			
水防作業 の概況 及び工法	箇所				m				
	工法								
水防の 効果	効果 被害	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使 用 資 機 材	かます、俵					居住者の出動状況			
	万年、土俵								
	なわ					水防関係者の死傷			
	丸太								
	その他					雨量水位の状況			
水防活動に関する 自己批判 備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

身 分 証 明 書

(水防法第49条第2項関係)

(表)

6 cm

第 号

身 分 証 明 書

住 所

氏 名

職 業 年 齡

上記の者は、水防法第49条第1項の規定により、立入りすることができる者であることを証する。

発行年月日

有効期限

任命権者 印

8 cm

(裏)

水防法抜粋

(資料の提出及び立入)

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は、消防機関に属する者は、前項の規程により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

資料 6-10

公用負担権限委任証明書・公用負担命令書

1 公用負担権限委任証明書

<p>公用負担権限委任証明書</p>			
第	号	<p style="text-align: center;">○ ○ 水防団部長 (氏 名)</p>	
<p>上記の者に××区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。</p>			
<p style="text-align: center;">年 月 日</p>			
<p>水防管理者</p>			
<p style="text-align: center;">○ ○ 市町村長 (氏 名) ㊟</p>			

2 公用負担命令書

<p>公用負担命令書</p>			
第	号	<p style="text-align: center;">住 所 氏 名</p>	
目的物	種類	員数	
負担内容	使用,	収用,	処分
<p style="text-align: center;">年 月 日</p>			
<p>水防管理者</p>			
<p style="text-align: center;">○ ○市町村長 (氏 名)</p>			
<p style="text-align: center;">事務取扱者 (氏 名) ㊟</p>			

土のうストックヤード一覧表

No.	保 管 場 所
1	西部支所
2	十王支所
3	北部消防署 十王出張所
4	豊浦支所
5	北部消防署
6	日高支所
7	田尻町4丁目
8	日高漁港
9	道路センター
10	日立消防署 田沢出張所
11	日立消防署
12	東成沢町(選管倉庫)
13	産業支援センター
14	多賀消防署
15	多賀市民プラザ
16	千石橋
17	多賀土木資材置場
18	河原子交流センター
19	旧道路センター(倉庫)
20	東大沼ちびっこ広場
21	大沼町1丁目
22	大沼町1丁目(秋山工務店)
23	みなみかわしり児童公園
24	南部消防署
25	南部支所
26	南部図書館
27	瀬上川

十王ダム操作規則

第1章 総 則

(通則)

第1条 十王ダム（以下「ダム」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 十王ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の供給をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量が、毎秒40立方メートル以上である場合における当該洪水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、それぞれ次に定める期間とする。

- (1) 洪水期間 6月21日から10月10日までの期間
- (2) 非洪水期間 10月11日から翌年6月20日までの間

(水位)

第5条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第6条 貯水池の常時満水位は、標高99.5メートルとする。

(サーチャージ水位)

第7条 貯水池のサーチャージ水位は、標高104.5メートルとする。

(制限水位)

第8条 洪水期間における貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は、第16条の規定による洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、標高93.0メートルとする。

(最低水位)

第9条 貯水池の最低水位は、標高90.0メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第10条 洪水調節又は洪水に達しない流水の調節は、洪水期間にあつては標高93.0メートルから標高104.5メートルまでの容量1,780,000立方メートル、非洪水期間にあつては標高

資料 6-12

99.5メートルから標高104.5メートルまでの容量900,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第11条 流水の正常な機能の維持は、洪水期間にあつては標高90.0メートルから標高93.0メートルまでの容量320,000立方メートルのうち最大30,000立方メートル、非洪水期間にあつては標高90.0メートルから標高99.5メートルまでの容量1,200,000立方メートルのうち最大150,000立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第12条 水道用水の供給は、洪水期間にあつては標高90.0メートルから標高93.0メートルまでの容量320,000立方メートルのうち最大280,000立方メートル、非洪水期間にあつては標高90.0メートルから標高99.5メートルまでの容量1,200,000立方メートルのうち最大1,010,000立方メートルを利用して行うものとする。

(工業用水の供給のための利用)

第13条 工業用水の供給は、洪水期間にあつては標高90.0メートルから標高93.0メートルまでの容量320,000立方メートルのうち最大10,000立方メートル、非洪水期間にあつては標高90.0メートルから標高99.5メートルまでの容量1,200,000立方メートルのうち最大40,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警報体制)

第14条 高萩土木事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- (1) 水戸气象台から、降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- (2) その他洪水の発生が予想されたとき。

2 所長は、第16条の規定により洪水に達しない洪水の調節を行おうとする場合において必要があると認めるときは、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警報体制時における措置)

第15条 所長は、前条の規定により洪水警報体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 知事が別に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他ダム の操作に関し必要な措置。

(洪水調節等)

第16条 所長は、洪水調節又は洪水に達しない流水の調達を、次に定める方法により行うものとする。

- (1) 洪水期間において貯水池の水位が制限水位を超える場合は、洪水期常用洪水吐きからの自然放流
- (2) 非洪水期間において貯水池の水位が常時満水位を超える場合は非洪水期常用洪水吐きからの自然放流

資料 6-12

(洪水調節等の後における水位の低下)

第17条 所長は、前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後においては、前条の規定による常用洪水吐きからの自然放流により、貯水池の水位を洪水期間にあっては制限水位、非洪水期間にあっては常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警報体制の解除)

第18条 所長は、洪水警報体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第19条 ダムによって貯留された流水は、この操作規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に放流することができる。

- (1) 洪水期間に移行するに際し、貯水池の水位を制限水位に低下させるとき。
- (2) 第26条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定により放流する場合の放流量の限度は、毎秒4.9立方メートルとする。

(放流の原則)

第20条 所長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第21条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表第1の左欄に掲げる地点においてそれぞれ同表の中欄に掲げる期間における同表の右欄に掲げる水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第22条 所長は、水道用水の供給のための必要があると認める場合には、ダム直下地点において毎秒0.386立方メートルの水量を確保できるよう、必要な量をダムから放流しなければならない。

(工業用水の供給のための放流)

第23条 所長は、工業用水の供給のため必要があると認める場合には、別表第2の左欄に掲げる地点においてそれぞれ同表の中欄に掲げる期間における同表の右欄に掲げる水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第24条 所長は、ダムから放流することにより流水の状況に著しい変化が生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、知事が別に定めるところにより、関係機関に通報するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第25条 ダムから放流を行う場合のゲート及びバルブの操作については、知事が別に定める。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第26条 所長は、知事が別に定める基準に従い、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第27条 所長は、知事が別に定める基準に従い、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第28条 所長は、ゲート及びバルブを操作し、第26条の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条の規定による観測を行ったときは、知事が別に定める事項を記録しておかななければならない。

第7章 雑 則

(実施規定)

第29条 この操作規則の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

資料 6-12

別表第1（第21条関係）

（単位 毎秒立方メートル）

地 点 名	期 間	水 量
ダ ム 直 下 地 点	1月 1日～ 4月20日	0.216
	4月21日～ 4月25日	0.389
	4月26日～ 5月 5日	0.544
	5月 6日～ 5月20日	0.609
	5月21日～ 6月10日	0.539
	6月11日～ 9月15日	0.434
	9月16日～ 9月20日	0.387
	9月21日～12月31日	0.216
伊 師 本 郷 地 点	1月 1日～ 4月25日	0.155
	4月26日～ 4月30日	0.131
	5月 1日～ 5月 5日	0.277
	5月 6日～ 6月10日	0.283
	6月11日～ 9月10日	0.320
	9月11日～ 9月20日	0.153
	9月21日～12月31日	0.136

別表第2（第23条関係）

（単位 毎秒立方メートル）

地 点 名	期 間	水 量
ダ ム 直 下 流 地 点	1月 1日～12月31日	0.002
伊 師 本 郷 地 点	1月 1日～12月31日	0.012

資料 7-1

急傾斜地崩壊危険区域一覧表（県指定）

（平成 30 年 4 月 1 日）

No.	区 域	勾配 (°)	高さ (m)	延長 (m)	面積 (ha)	人家 (戸)	指定年月日	告示番号	摘要
1	会 瀬 瀬 (会 瀬 町)	70	20	200	1.70	24	S46.12. 9	1261 号	
2	行 戸 南 (久 慈 町)	65	25	500	1.30	25	S47. 4.20	407 号	
3	会 瀬 北 (相 賀 町)	70	15	350	1.95	25	S49. 3.18	227 号	
4	城 南 町 (日製日立病院下)	70	10	200	0.55	20	S49. 9.26	860 号	
5	旭 町 北 (常 盤 館 下)	70	15	80	0.32	12	S51. 2. 9	132 号	
6	水 木 木 (水 木 町)	60	6	75	0.15	5	S51.10.14	1164 号	
7	泉 の 2 (千福寺上野墓地南)	60	13	220	1.10	28	S52. 5.26	648 号	
8	泉 の 1 (千福寺桜山墓地西)	70	25	250	1.40	17	S52. 7.18	835 号	
9	旭 町 南 (東 暁 館 下)	80	10 ~15	140	0.54	14	S53. 1.26	88 号	
10	川 尻 町 (1 丁 目)	75	14 ~24	100	0.37	11	S56. 2. 5	142 号	
11	東 町 (東 京 ガ ス 下)	70	12 ~20	600	2.37	51	S56. 9.21	1378 号	
12	河 原 子 南	75	8 ~23	540	1.80	17	S56. 9.21	1377 号	
13	河 原 子 北	65	6 ~14	103	0.40	11	S57. 9.16	1281 号	
14	白 銀 町	55 ~60	20	137	0.59	11	S58. 1. 6	11 号	
15	行 戸 南	54 ~88	6 ~17	80	0.29	7	S58.11.24	1574 号	追加
16	泉 の 3 (久 慈 町)	45 ~90	14 ~26	280	1.68	32	S59. 5.24	751 号	
17	河 原 子 南	75	8 ~10	57	0.15	1	S59. 8. 2	1024 号	追加
18	河 原 子 町 2 丁 目	30 ~60	4 ~14	170	0.64	29	S60. 3.22	447 号	
19	水 木 木 (水木町 1 丁目)	25 ~70	13 ~17	92	0.32	7	S60. 8.22	1216 号	追加
20	行 戸 北 (久慈町 1 丁目)	50 ~55	22 ~24	260	1.30	9	S60. 9.26	1343 号	

資料 7-1

No.	区 域	勾配 (°)	高さ (m)	延長 (m)	面積 (ha)	人家 (戸)	指定年月日	告示番号	摘要
21	川 尻 富 士 下	70 ~80	4 ~12.2	60	0.15	7	S60.12.9	1669号	
22	久 慈 町 4 丁 目	36 ~70	4 ~14	370	2.19	19	S62.1.12	34号	
23	滑 川 本 町	36 ~70	5 ~15	70	0.61	7	S62.4.9	697号	
24	旭 町 北 - 2	30 ~66	5 ~14	80	0.80	8	S63.4.18	593号	
25	滑 川 本 町 - 2 (3 丁 目)	32 ~63	31 ~38	173	1.16	7	S63.12.22	1664号	
26	白 銀 町 東 (白 銀 町)	40 ~50	15 ~30	150	1.14	15	H 3. 9. 30	1084号	
27	久 慈 町 3 丁 目 (久 慈 町)	85 ~95	5 ~15	70	0.12	7	H 4. 4. 9	500号	
28	白 銀 町 東	40 ~50	15 ~30	120	1.02	23	H 5. 3. 8	280号	追加
29	久 慈 町 4 丁 目 - 1 (久 慈 町)	40 ~85	5 ~12	140	0.48	5	H 5. 3. 22	356号	
30	国 分 町	55 ~75	10 ~18	245	1.29	12	H 6. 1. 17	61号	
31	久 慈 町 4 丁 目 - 2	40 ~85	5 ~12	75	0.21	5	H 6. 4. 18	542号	
32	中 成 沢 (中 成 沢 町)	45 ~75	5 ~10	93	0.24	8	H 6. 4. 18	543号	
33	鮎 川 町 5 丁 目	45 ~85	12 ~17	217	0.44	8	H 7. 2. 6	167号	
34	白 銀 町 東	40 ~50	15 ~30	150	0.695	12	H 7. 2. 20	223号	追加
35	久 慈 町 4 丁 目	30 ~84	15 ~26	127	0.576	6	H 8. 5. 16	609号	追加
36	白 銀 町 西	32 ~86	26 ~29	90	0.294	7	H 8. 7. 18	903号	
37	滑 川 本 町 - 2	30 ~47	8 ~27	145	0.939	11	H 8. 7. 18	904号	追加
38	上 相 田	47 ~80	7 ~9	90.5	0.12	5	H 8. 7. 29	936号	
39	鮎 川 町 4 丁 目	30 ~90	18	90	0.15	9	H 9. 1. 30	97号	
40	中 成 沢 - 2	30 ~90	10 ~12	171	0.33	30	H 9. 8. 18	898号	追加

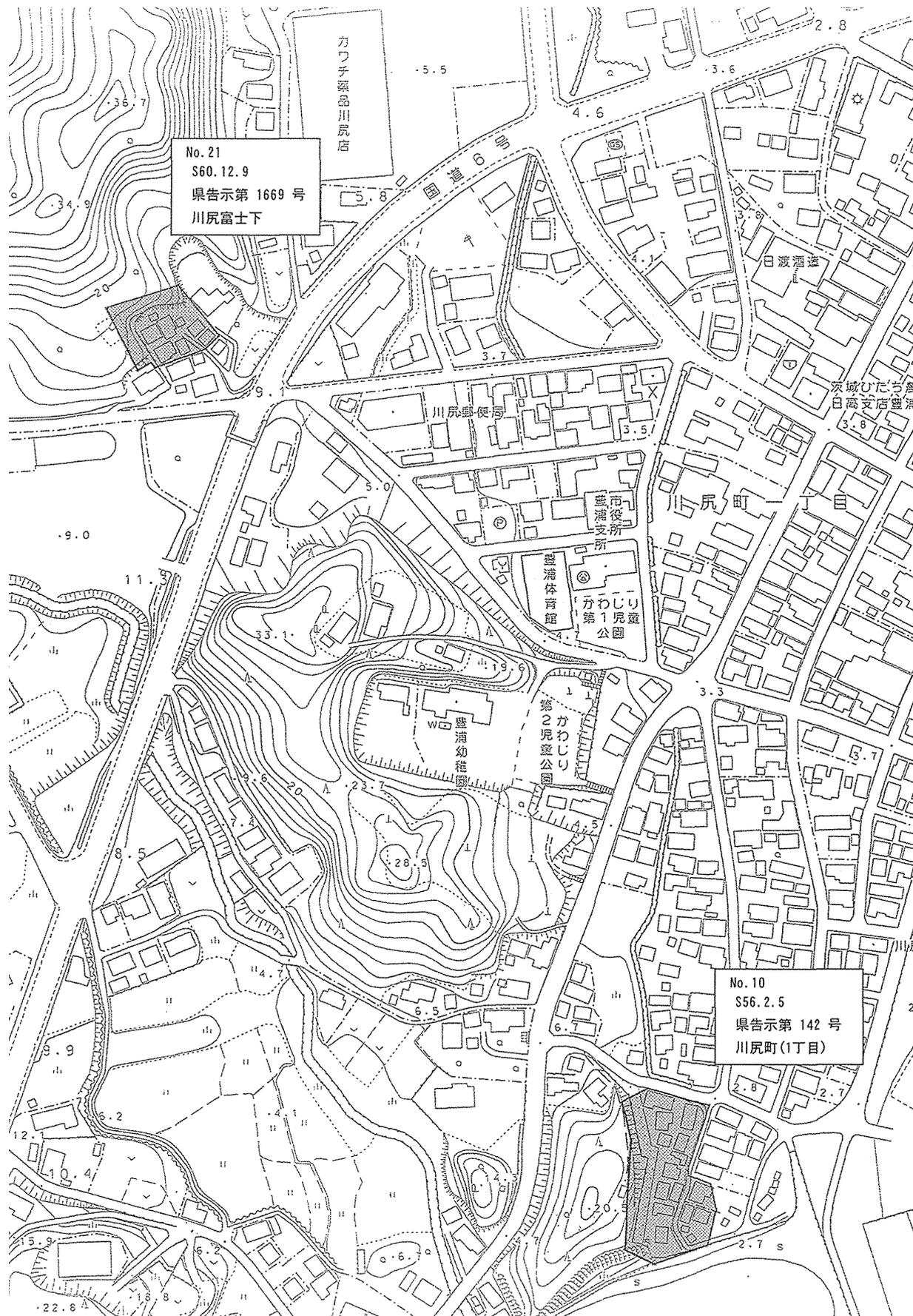
資料 7-1

No.	区 域	勾配 (°)	高さ (m)	延長 (m)	面積 (ha)	人家 (戸)	指定年月日	告示番号	摘要
41	旭 町 北 (旭町 1 丁目)	30 ~90	14 ~21.5	322	0.812	28	H11. 1. 28	94 号	追加
42	久慈町 4 丁目-2	30 ~92	18	260	1.138	29	H11. 1. 28	95 号	追加
43	白 銀 町 東	30 ~70	35	163	0.802	31	H11. 7. 8	777 号	追加
44	田尻町 2 丁目	30 ~70	5 ~18	109	0.281	6	H11. 11. 25	1230 号	
45	滑川本町 - 3	30 ~46	6.5 ~16.9	160	0.7	10	H14. 3. 18	287 号	
46	西成沢町 3 丁目	35 ~80	12 ~35	350	1.435	62	H16. 2. 26	253 号	
47	上 田 沢 (滑川本町 3 丁目)	40 ~68	20 ~30	225	0.700	38	H16. 3. 11	346 号	
48	会 瀬 南	80	20	219	0.8	11	H18. 12. 7	1376 号	
49	会 瀬 - 2	76 ~83	5.2 ~9.8	20	0.05	6	H20. 8. 28	1172 号	
50	中 成 沢 - 4	30 ~85	9.0 ~14.0	40	0.185	5	H25. 6. 13	711 号	

急傾斜地崩壊危険区域図

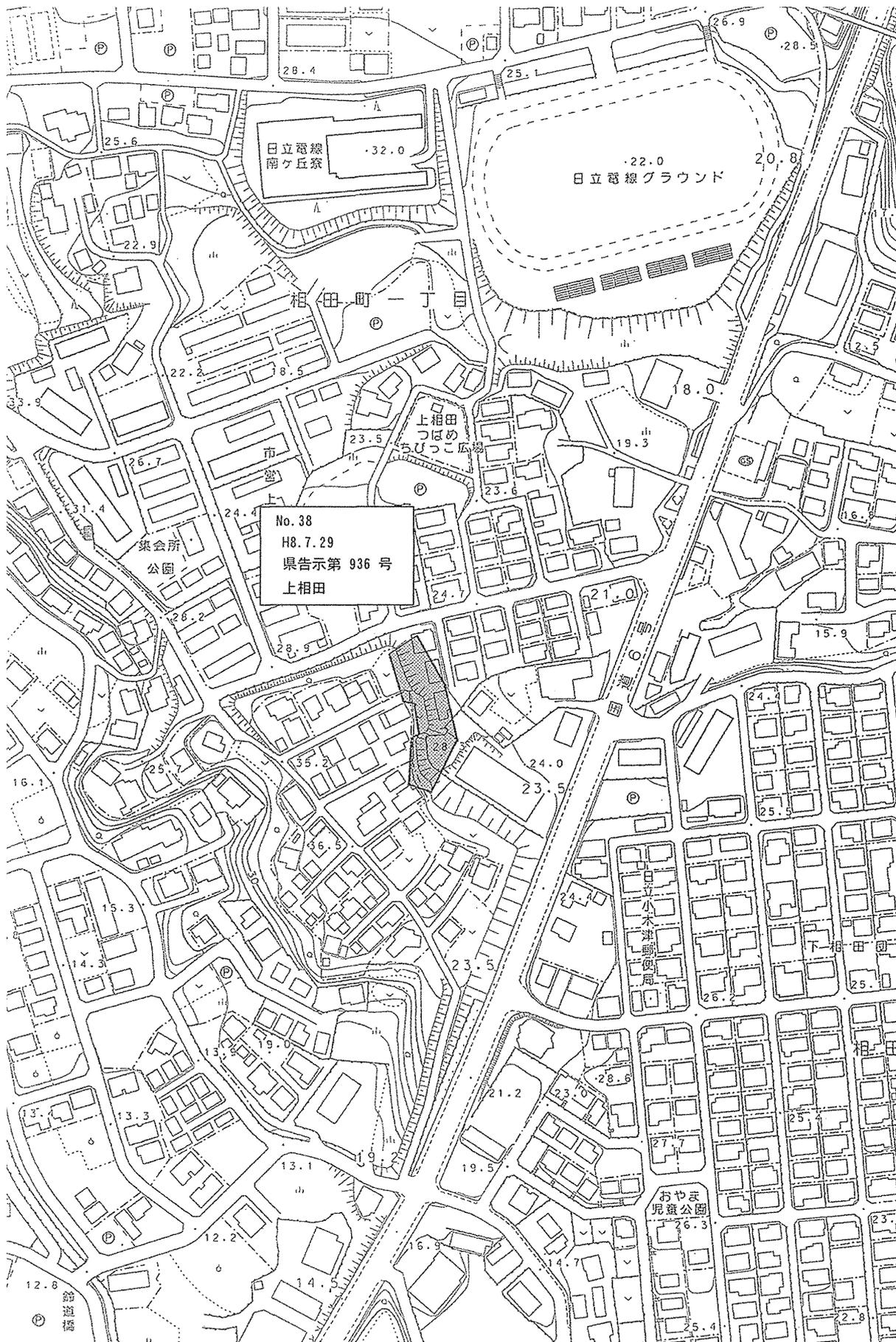
(平成 30 年 4 月 1 日現在)

【No.10、No.21】



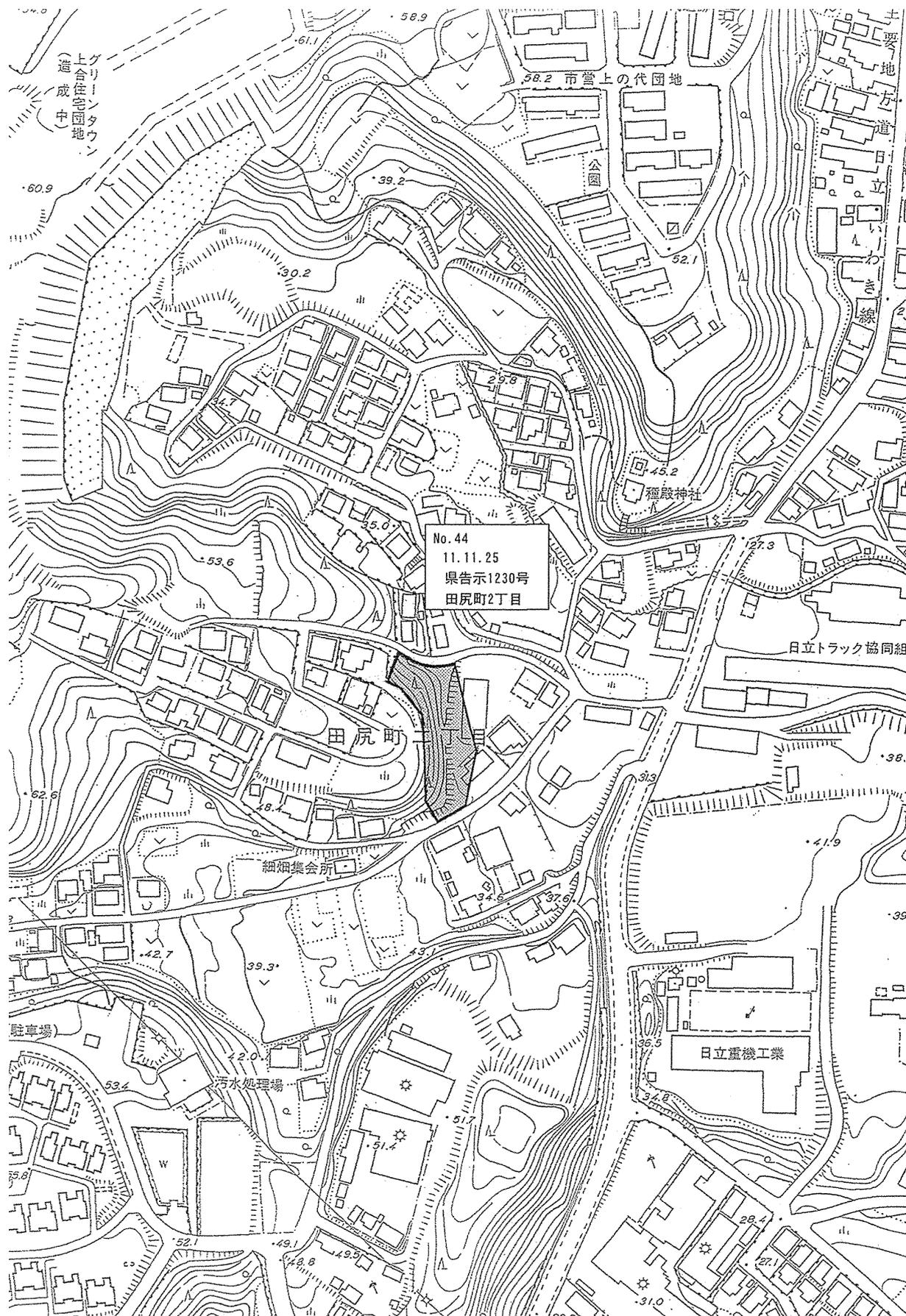
資料 7-2

【No.38】



資料 7-2

【No. 4 4】



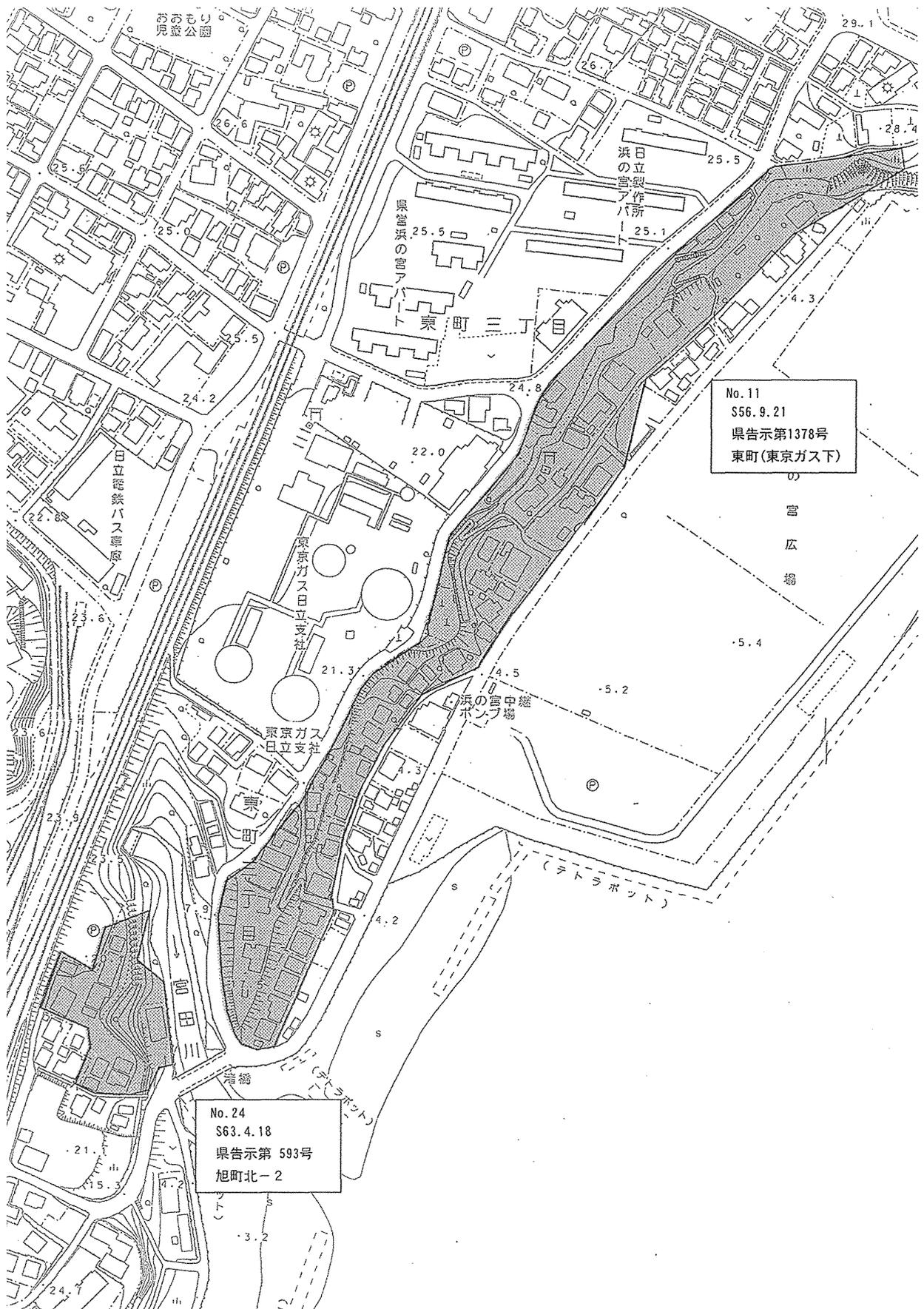
資料 7-2

【No.14、No.26、No.28、No.34、No.36、No.43】



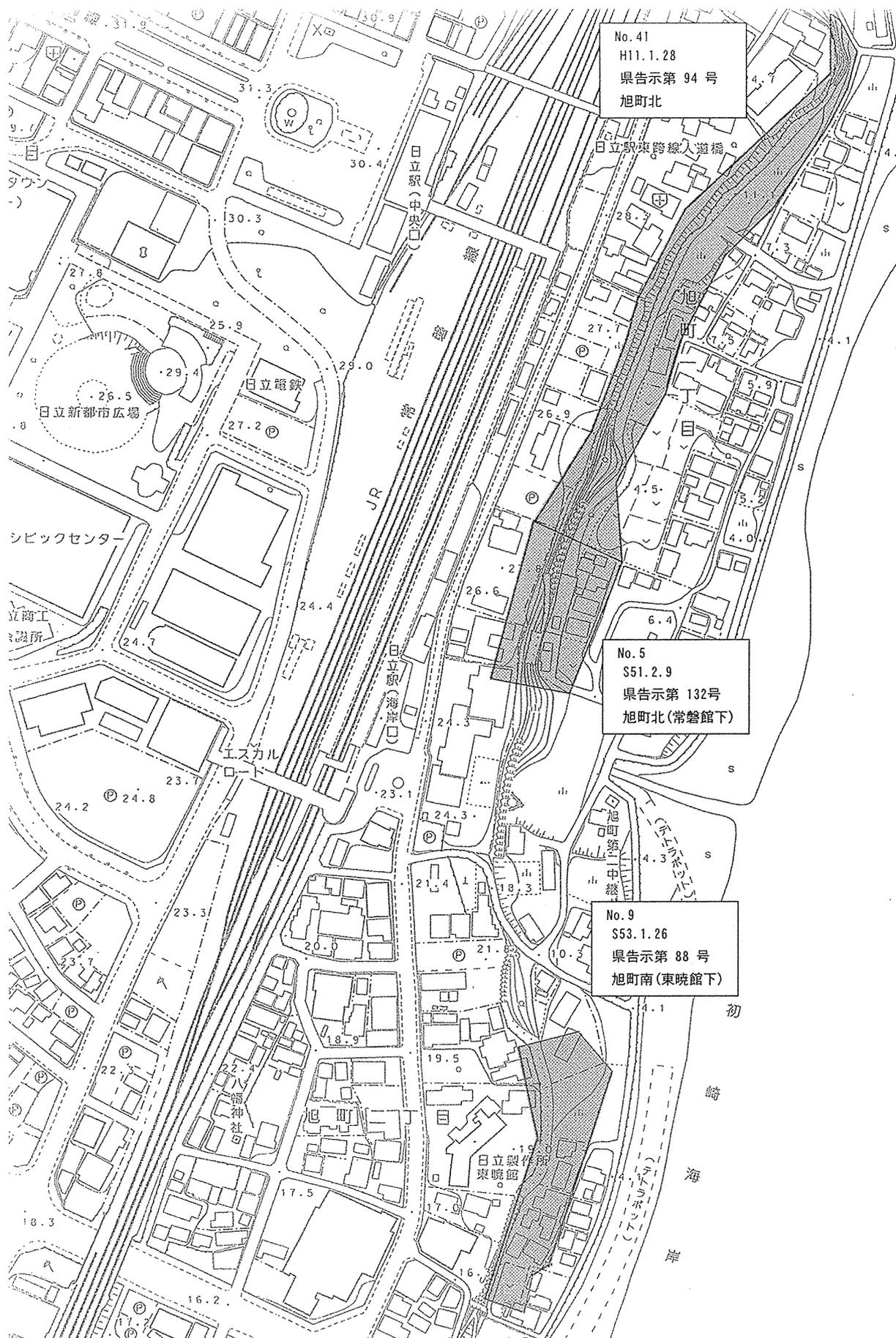
資料 7-2

【No.11、No.24】



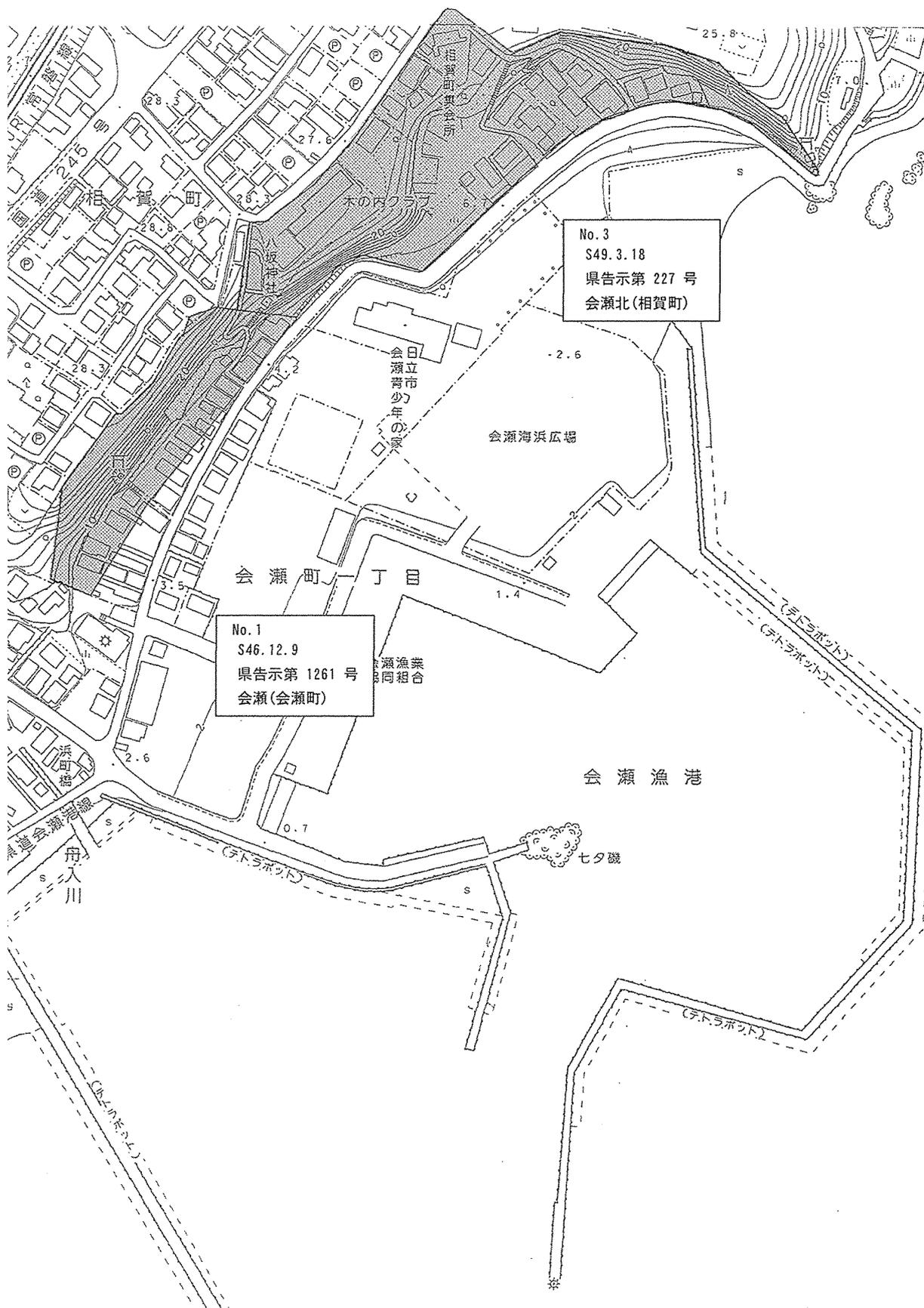
資料 7-2

【No. 5、No. 9、No. 41】

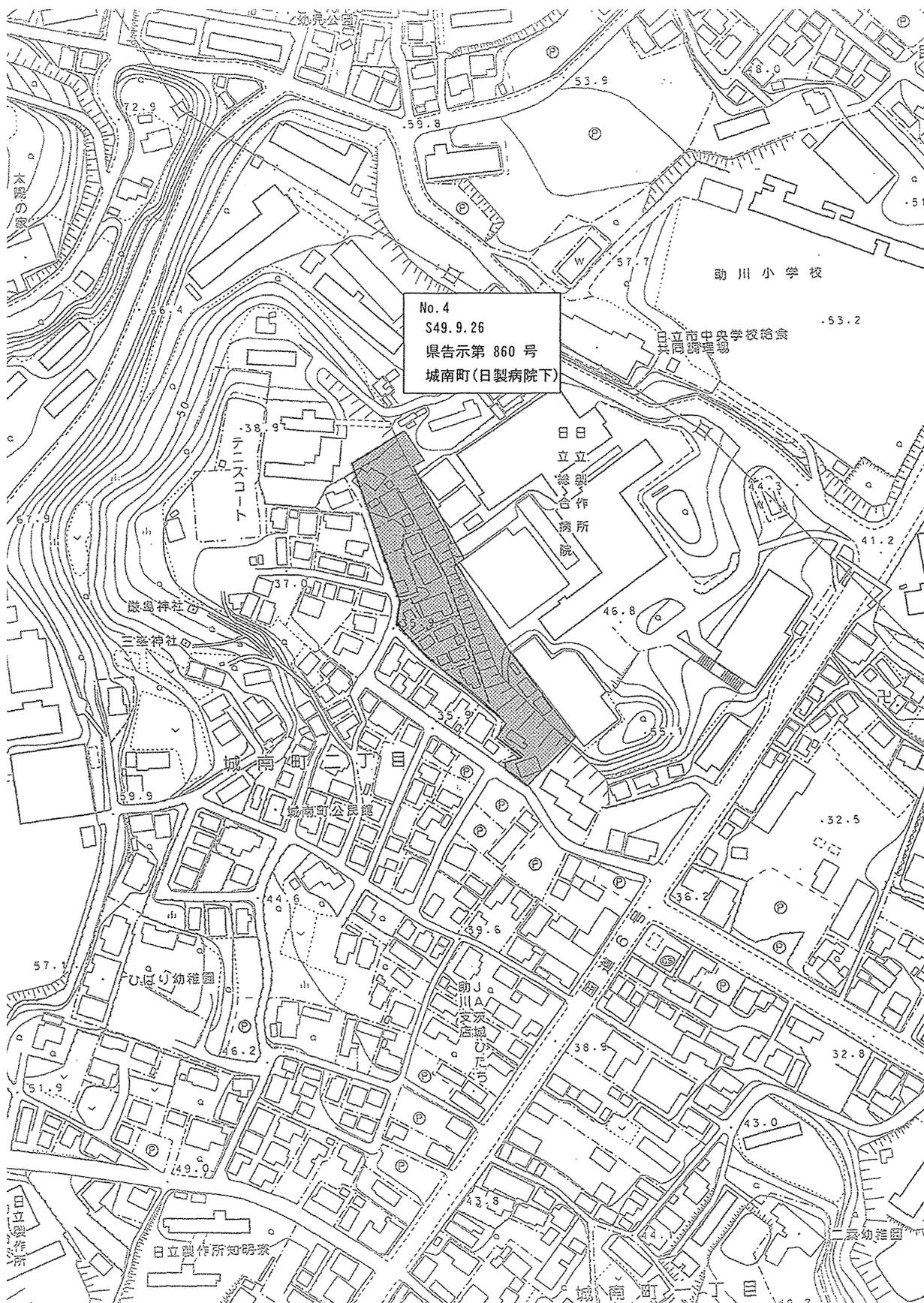


資料 7-2

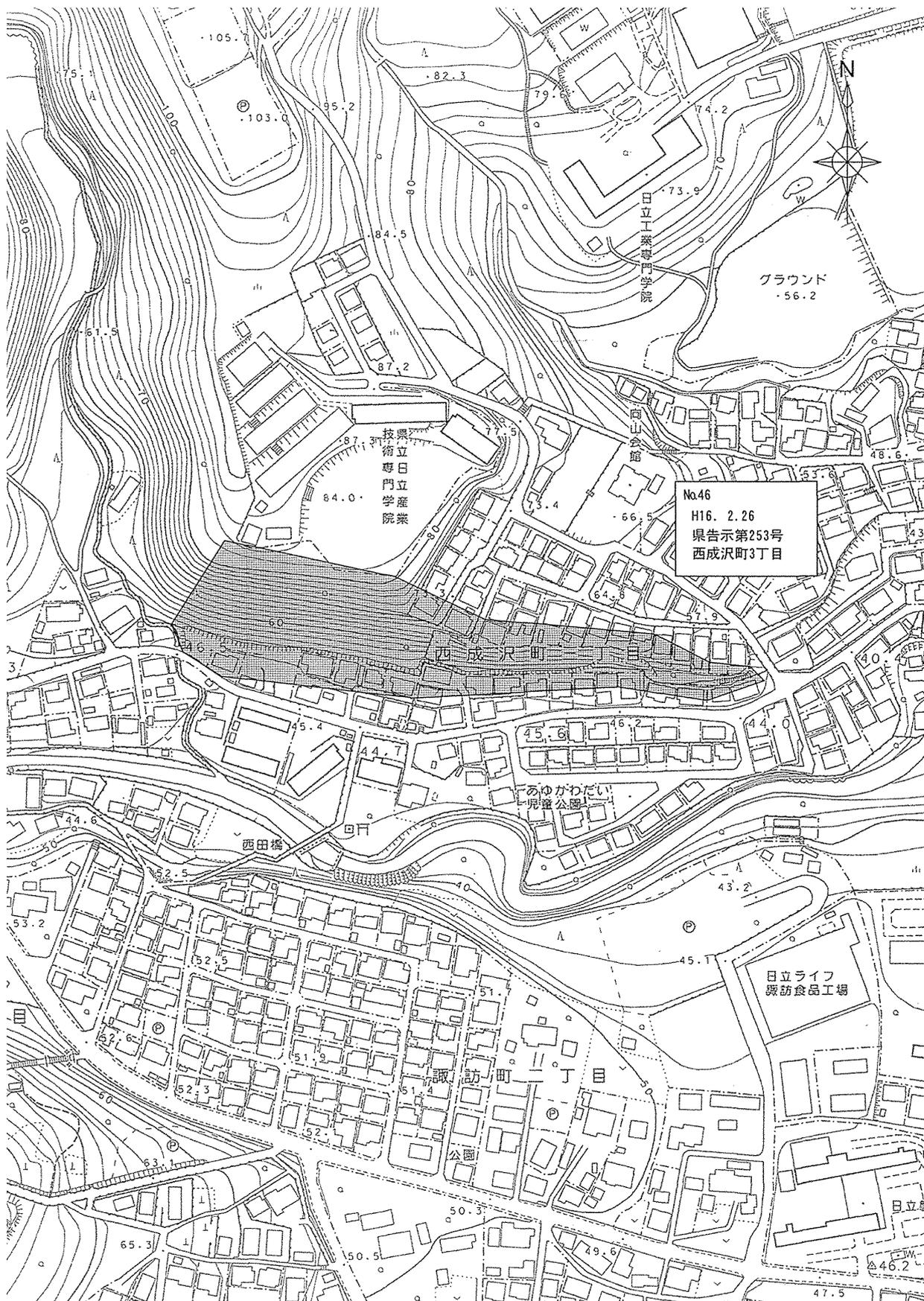
【No. 1、No. 3】



【No. 4】



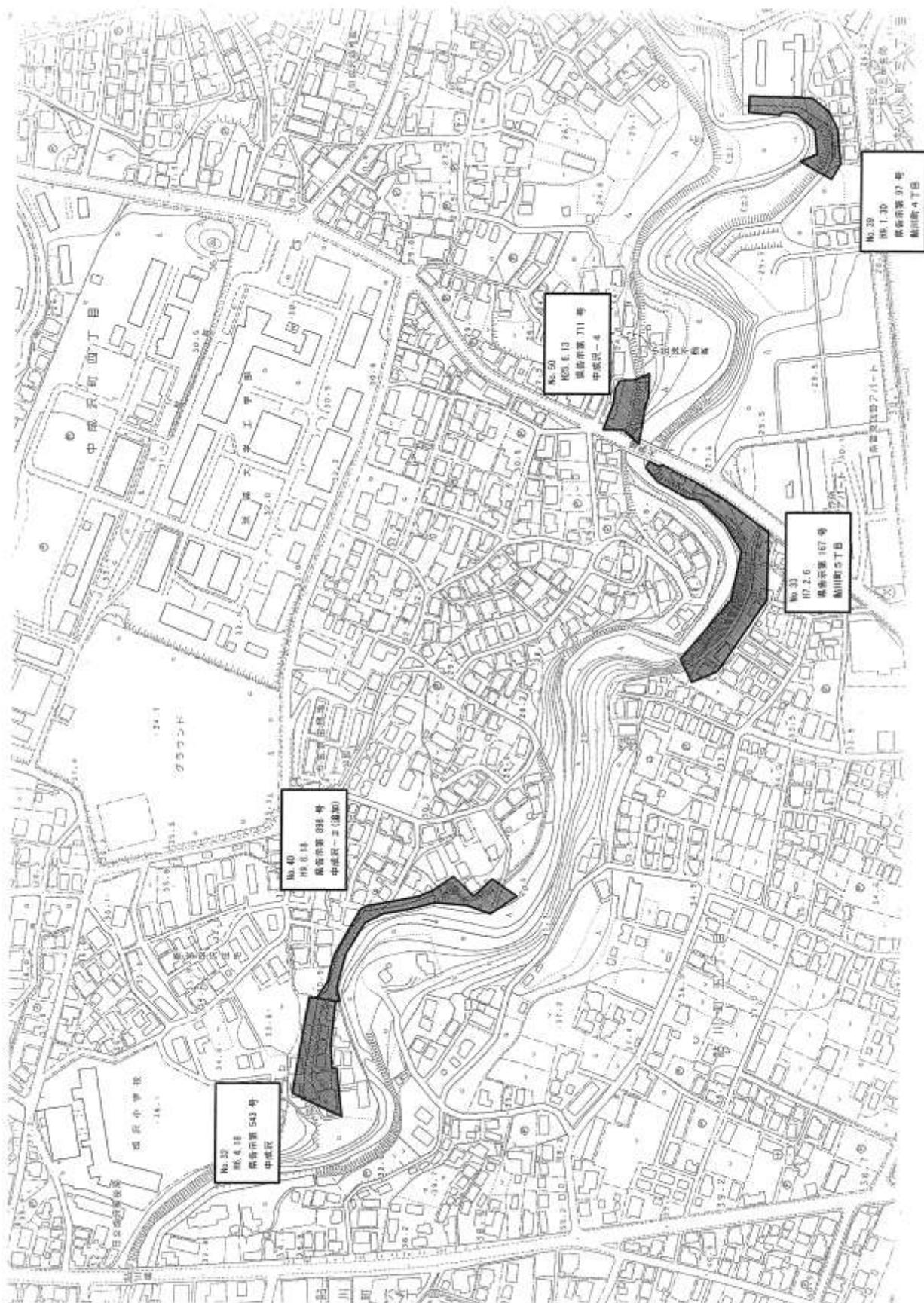
【No. 46】



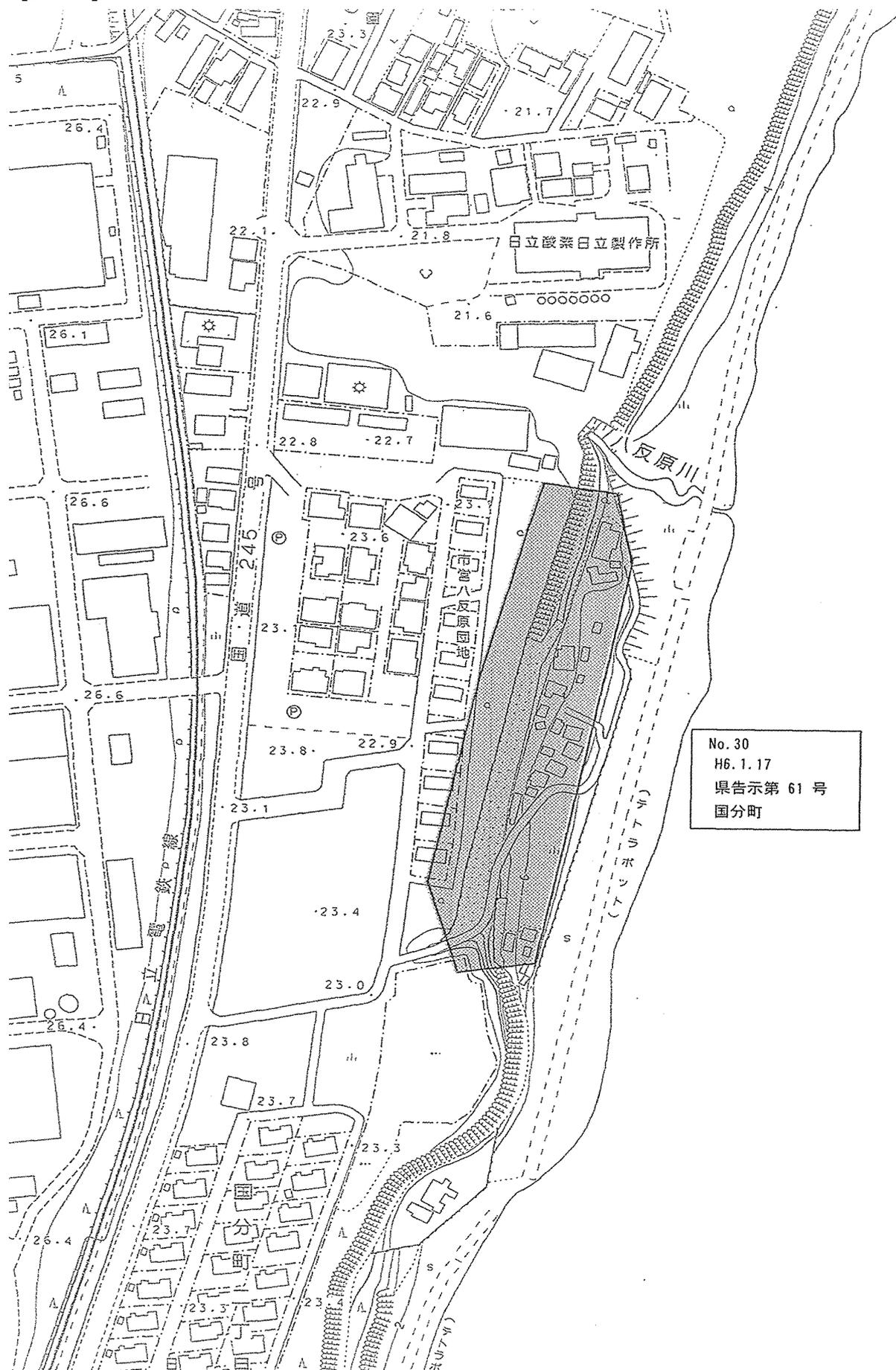
No.46
H16. 2.26
県告示第253号
西成沢町3丁目

資料 7-2

【No.32、No.33、No.39、No.40、No.50】

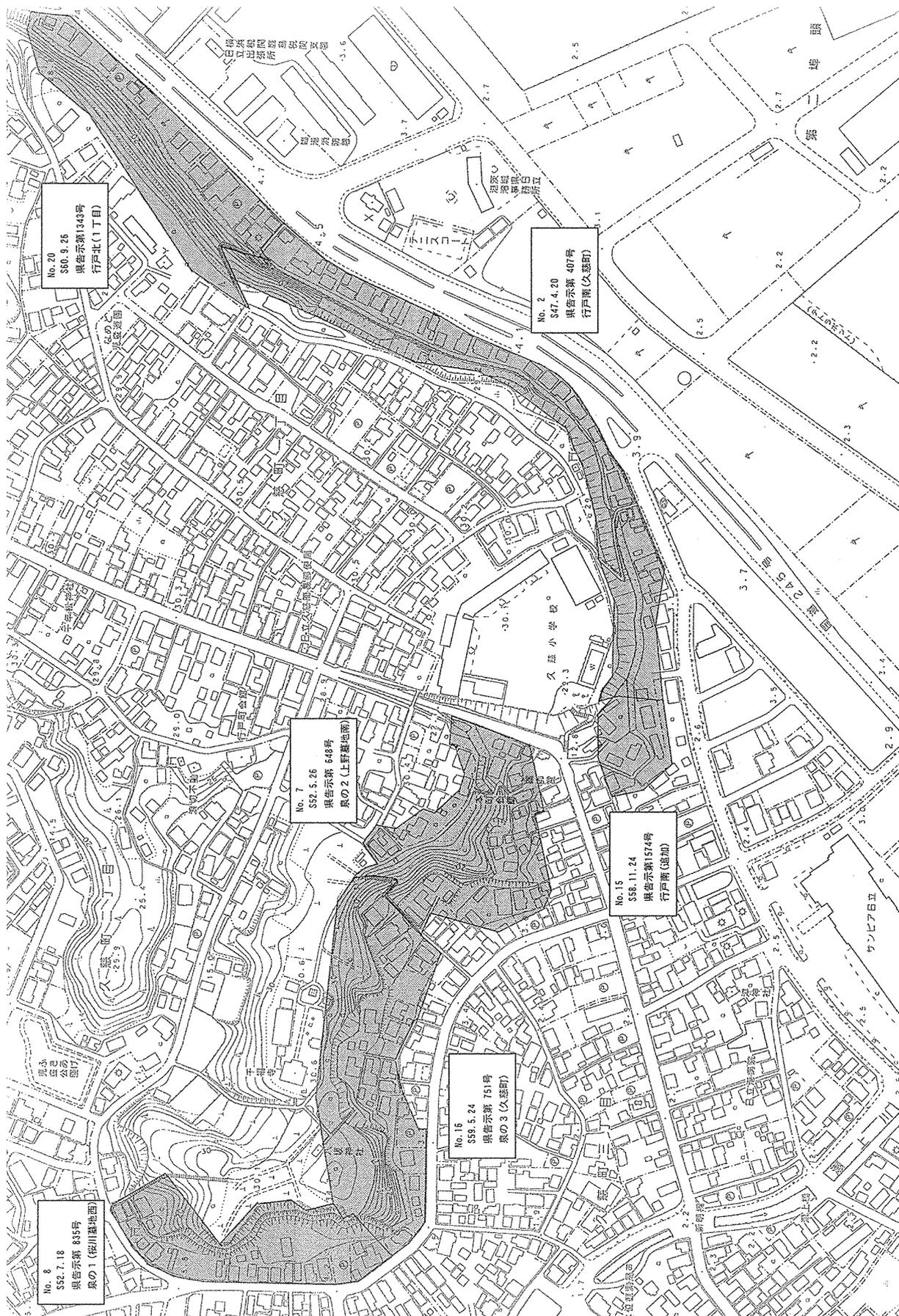


【No. 30】



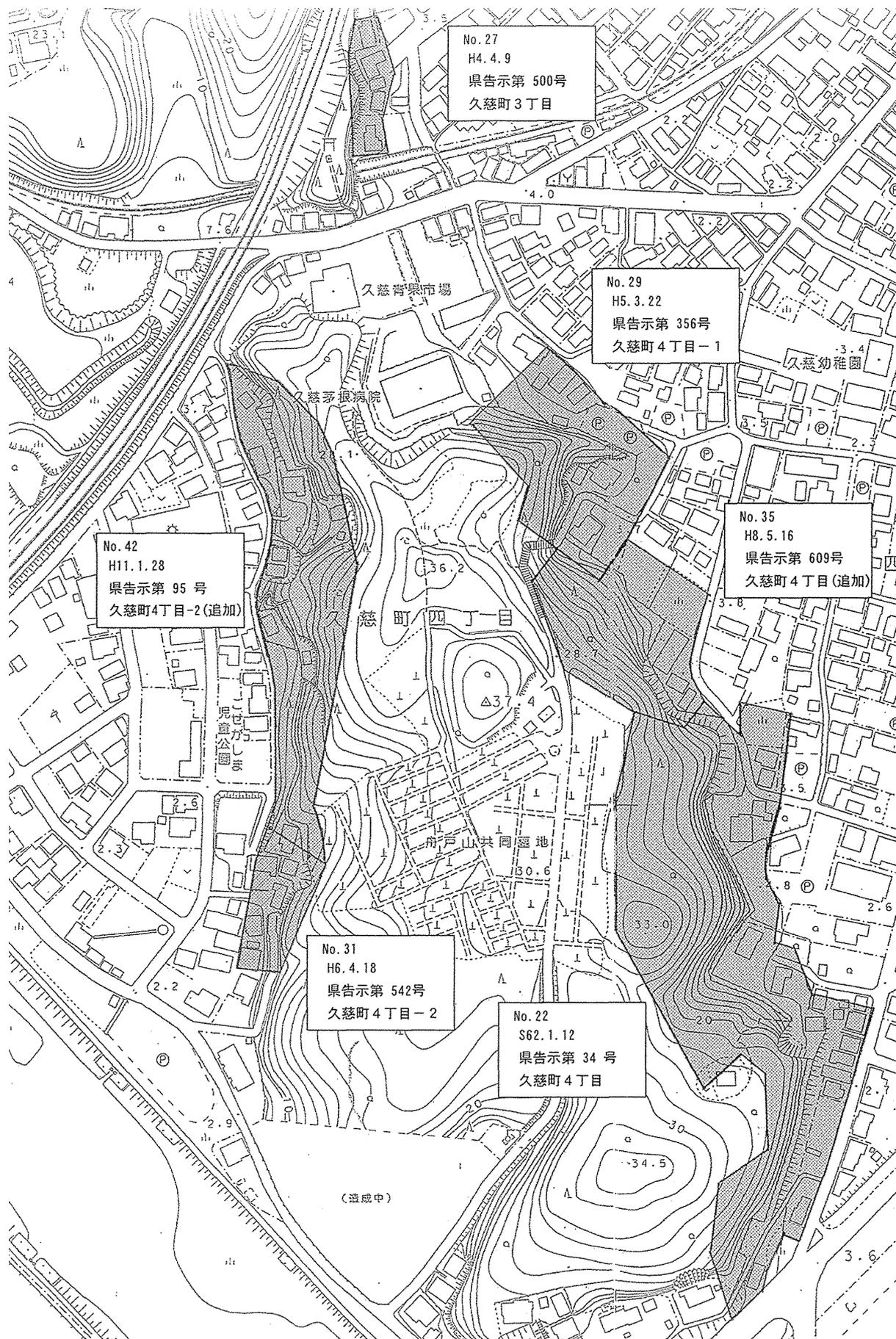
資料 7-2

【No. 2、No. 7、No. 8、No. 15、No. 16、No. 20】



資料 7-2

【No.22、No.27、No.29、No.31、No.35、No.42】



資料 7-4

砂防指定地一覧表（県指定）

（令和7年4月1日）

番号	所在地（大字）	幹川名	溪流名	面積（ha）	指定年月日	告示番号	摘要
1	宮田	宮田川	羽根黒沢	0.66	S24. 2. 10	建告第96号	No.32
2	〃	宮田川	牛小屋沢	0.16	S24. 2. 10	〃 〃	No.33
3	〃	宮田川	煙突沢	0.18	S24. 2. 10	〃 〃	No.34
4	〃	宮田川	裏沢	0.37	S24. 2. 10	〃 〃	No.35
5	諏訪	鮎川	鮎川	0.42	S26. 11. 13	〃 第961号	No.41
6	宮田	宮田川	大作沢	0.23	S26. 11. 13	〃 〃	No.42
7	助川	宮田川	数沢川	0.40	S27. 8. 18	〃 第1143号	No.65
8	宮田	宮田川	電上沢	0.78	S30. 3. 8	〃 第166号	No.77
9	〃	宮田川	掛橋沢	0.67	S30. 3. 8	〃 〃	No.86
10	助川	宮田川	数沢川	0.23	S30. 3. 8	〃 〃	No.90
11	宮田	宮田川	宮田川	3.50	S31. 1. 24	〃 第95号	No.93
12	〃	宮田川	中学校沢	0.39	S31. 1. 24	〃 〃	No.94
13	助川	宮田川	数沢川	0.27	S31. 1. 24	〃 〃	No.95
14	〃	宮田川	熊の沢	1.11	S31. 1. 24	〃 〃	No.96
15	宮田	宮田川	一本杉沢	0.97	S31. 11. 10	〃 第1780号	No.103
16	〃	宮田川	木戸沢	0.09	S31. 11. 10	〃 〃	No.104
17	諏訪	鮎川	鮎川	0.85	S31. 11. 10	〃 〃	No.105
18	宮田	宮田川	七曲沢	1.02	S31. 11. 10	〃 〃	No.114
19	〃	宮田川	宮田川	1.20	S32. 12. 16	〃 第1649号	No.115
20	〃	宮田川	第二神峯沢	1.04	S35. 1. 21	〃 第103号	No.165
21	〃	宮田川	神峯沢	2.89	S35. 1. 21	〃 〃	No.166
22	諏訪	鮎川	北の沢	2.89	S36. 2. 6	〃 第141号	No.176
23	宮田	宮田川	陰作沢	0.54	S36. 10. 10	〃 第2328号	No.191
24	〃	宮田川	硅石沢	0.33	S38. 2. 26	〃 第274号	No.204
25	諏訪	鮎川	北の沢	1.88	S38. 2. 26	〃 〃	No.205

資料 7-4

番号	所在地 (大字)	幹川名	溪流名	面積 (ha)	指定年月日	告示番号	摘 要
26	〃	鮎 川	鮎 川	0.40	S38. 2. 26	〃 第273号	No.214
27	宮 田	宮 田 川	金 山 沢	0.46	S38. 10. 25	〃 第2698号	No.216
28	〃	宮 田 川	第一一本杉沢	0.24	S39. 12. 19	〃 第3406号	No.236
29	入 四 間	入四間川	向 陽 沢	0.11	S39. 12. 19	建告第3406号	No.242
30	〃	入四間川	笹 目 沢	0.56	S41. 3. 31	〃 第950号	No.258
31	滑 川	北 川	蛇 塚 沢	1.85	S41. 8. 16	〃 第2766号	No.268
32	小 木 津	東連津川	東連津川	0.70	S42. 5. 31	〃 第1700号	No.292
33	助 川	宮 田 川	数 沢 川	0.44	S44. 1. 22	〃 第103号	No.319
34	滑 川	所 沢 川	所 沢 川	0.48	S44. 1. 22	〃 〃	No.320
35	宮 田	宮 田 川	神 峯 沢	0.17	S44. 1. 22	〃 〃	No.321
36	助 川	宮 田 川	平 沢	1.40	S45. 8. 11	〃 第1335号	No.327
37	成 沢	成 沢 川	桧 入 沢	6.40	S45. 8. 11	〃 〃	No.328
38	諏 訪	鮎 川	北 の 沢	0.84	S46. 10. 5	〃 第1671号	No.341
39	助 川	宮 田 川	数 沢 川	0.84	S46. 10. 5	〃 〃	No.342
40	滑 川	所 沢 川	所 沢	0.16	S47. 2. 7	〃 第160号	No.352
41	石 名 坂	茂 宮 川	赤羽根上沢	0.72	S60. 3. 25	〃 第655号	No.413
42	十王町高原	十王川	三 沢	0.43	S60. 12. 4	〃 第1694号	No.420
43	十王町山部	山 部 川	山 王 沢	1.14	S63. 3. 18	〃 第797号	No.444
44	十王町友部	十王川	上 石 川	1.85	H4. 3. 4	〃 第523号	No.481
45	十王町山部	山 部 川	山 王 沢	0.93	H4. 3. 13	〃 第625号	No.482

資料 7-4

土砂災害警戒区域等一覧表（県指定）

（令和7年4月1日）

No.	箇所番号	箇所名	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示年月日
1	202-I-002	川尻-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
2	202-I-003	川尻-3	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
3	202-I-008	川尻-8	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
4	202-I-009	上相田-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
5	202-I-010	下相田	急傾斜地の崩壊	○		平成20年1月17日
6	202-I-011	滑川本町-5	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
7	202-I-012	滑川本町-6	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
8	202-I-013	滑川本町-7	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
9	202-I-016	滑川町-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
10	202-I-018	滑川町-3	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
11	202-I-019	白銀町南	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
12	202-I-025	若葉町-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
13	202-I-031	中成沢-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
14	202-I-033	鮎川町-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
15	202-I-037	鮎川町-6	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
16	202-I-038	中成沢町-3	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
17	202-I-039	中成沢町-4	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
18	202-I-042	西成沢町-4	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
19	202-I-043	国分町-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
20	202-I-047	大和田町-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
21	202-I-048	久慈町二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
22	202-I-051	東成沢-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
23	202-I-053	宮田町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
24	202-I-056	川尻町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
25	202-I-057	川尻町1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
26	202-I-058	小木津町上相田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
27	202-I-059	滑川本町-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
28	202-I-060	滑川本町-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
29	202-I-061	滑川本町-4	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日

資料 7-4

No.	箇所番号	箇所名	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示年月日
30	202-I-062	滑川町2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
31	202-I-063	白銀町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
32	202-I-064	白銀町東	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
33	202-I-065	宮田町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
34	202-I-066	神峰町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
35	202-I-067	若葉町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
36	202-I-068	東町1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
37	202-I-069	旭町北-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
38	202-I-070	旭町南	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
39	202-I-071	旭町3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
40	202-I-072	城南町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
41	202-I-073	会瀬北	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
42	202-I-074	会瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
43	202-I-075	会瀬南	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
44	202-I-076	中成沢-1	急傾斜地の崩壊	○		平成20年1月17日
45	202-I-077	鮎川5丁目	急傾斜地の崩壊	○		平成20年1月17日
46	202-I-078	西成沢1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
47	202-I-079	西成沢	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
48	202-I-080	国分町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
49	202-I-081	河原子北	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
50	202-I-082	河原子2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
51	202-I-083	河原子	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
52	202-I-084	河原子南	急傾斜地の崩壊	○		平成20年1月17日
53	202-I-085	金沢	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
54	202-I-086	水木	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
55	202-I-087	大橋	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
56	202-I-088	行戸北	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
57	202-I-089	行戸南	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
58	202-I-090	泉-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日
59	202-I-091	泉-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年1月17日

資料 7-4

No.	箇所番号	箇所名	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示年月日
60	202-I-092	泉-3	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
61	202-I-093	久慈町 4 丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
62	202-I-094	久慈町 3 丁目-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
63	202-I-095	神峰町 2 丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
64	202-I-097	白銀町西	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
65	202-I-098	鮎川 4 丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
66	202-I-099	久慈町 4 丁目-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
67	202-I-100	久慈町 4 丁目-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
68	202-I-101	中成沢-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
69	202-I-102	鮎川 4 丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
70	202-I-103	久慈町 4 丁目-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
71	202-I-104	久慈町 4 丁目-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
72	202-I-105	久慈町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
73	202-I-106	岩折	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
74	202-I-001	水瀬沢	土石流	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
75	202-I-002	上淵沢	土石流	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
76	202-I-003	下西淵沢	土石流	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
77	202-I-004	上西淵沢	土石流	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
78	202-I-005	岡町沢	土石流	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
79	202-I-006	岩折沢	土石流	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
80	202-I-007	悦子沢	土石流	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
81	202-I-008	宮脇沢	土石流	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
82	202-I-009	御岩沢	土石流	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
83	202-I-010	下御岩沢	土石流	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
84	202-I-011	上坪沢	土石流	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
85	202-I-012	上坪下沢	土石流	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
86	202-I-013	下玉簾沢	土石流	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
87	202-I-014	赤羽根上沢	土石流	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
88	202-I-015	赤羽根中沢	土石流	○	○	平成 20 年 1 月 17 日
89	202-I-016	赤羽根下沢	土石流	○	○	平成 20 年 1 月 17 日

資料 7-4

No.	箇所番号	箇所名	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示年月日
90	202-I-017	大川	土石流	○	○	平成20年1月17日
91	202-I-018	台原沢	土石流	○	○	平成20年1月17日
92	202-I-019	中丸沢	土石流	○	○	平成20年1月17日
93	202-I-020	大平田沢	土石流	○	○	平成20年1月17日
94	202-I-021	西成下沢1	土石流	○	○	平成20年1月17日
95	202-I-022	白銀沢	土石流	○		平成20年1月17日
96	202-I-023	所沢川	土石流	○	○	平成20年1月17日
97	202-I-024	所沢川2	土石流	○	○	平成20年1月17日
98	202-I-025	田尻沢	土石流	○	○	平成20年1月17日
99	381-I-008	風早-3	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年3月30日
100	381-I-022	横川-4	急傾斜地の崩壊	○	○	平成20年3月30日
101	381-I-031	牛浦	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月30日
102	381-I-033	長久保	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月30日
103	381-I-034	十王台南	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月30日
104	381-I-035	風早	急傾斜地の崩壊	○		平成21年3月30日
105	381-I-036	上台	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月30日
106	381-I-037	高田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月30日
107	381-I-039	川上	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月30日
108	381-I-040	上石-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月30日
109	381-I-041	上石-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月30日
110	381-I-043	東	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月30日
111	381-I-044	川向-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月30日
112	381-I-045	川向-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月30日
113	381-I-046	細入	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月30日
114	381-I-047	坂下	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月30日
115	381-I-048	上ノ台	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月30日
116	381-I-049	七の屋敷添-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月30日
117	381-I-051	森下	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月30日
118	381-I-052	八の屋敷添	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月30日
119	381-I-053	沢平-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月30日

資料 7-4

No.	箇所番号	箇所名	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示年月日
120	381-I-054	後口山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 30 日
121	381-I-055	梶内-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 30 日
122	381-I-056	川上	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 30 日
123	381-I-057	大谷下	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 30 日
124	381-I-058	道保内-1	急傾斜地の崩壊	○		平成 21 年 3 月 30 日
125	381-I-059	鳥井杉	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 30 日
126	381-II-001	鳥井杉-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 2 月 19 日
127	381-II-002	大矢下-2	急傾斜地の崩壊	○		平成 27 年 2 月 19 日
128	381-II-003	道保内-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 2 月 19 日
129	381-II-004	道保内-3	急傾斜地の崩壊	○		平成 27 年 2 月 19 日
130	381-II-005	伊師浜-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 2 月 19 日
131	381-II-006	伊師浜-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 2 月 19 日
132	381-II-007	風早-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 2 月 19 日
133	381-II-009	上台-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 2 月 19 日
134	381-II-011	道保内	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 2 月 19 日
135	381-II-013	東-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 2 月 19 日
136	381-II-014	東-3	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 2 月 19 日
137	381-II-015	下小幡-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 2 月 19 日
138	381-II-016	下小幡-3	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 2 月 19 日
139	381-II-019	横川-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 2 月 19 日
140	381-II-020	横川-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 2 月 19 日
141	381-II-021	横川-3	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 30 日
142	381-II-023	古田-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 30 日
143	381-II-024	古田-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 30 日
144	381-II-025	大平	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 30 日
145	381-II-026	台	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 30 日
146	381-II-027	長久保	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 2 月 19 日
147	381-II-028	黒坂-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 2 月 19 日
148	381-II-029	黒坂-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 2 月 19 日
149	381-II-032	入の口	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 2 月 19 日

資料 7-4

No.	箇所番号	箇所名	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示年月日
150	381-II-038	梶内-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年2月19日
151	381-II-042	上小幡	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年2月19日
152	381-II-050	七の屋敷添-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年2月19日
153	381-II-062	関平	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年2月19日
154	381-II-001	黒坂沢	土石流	○	○	平成27年2月19日
155	381-II-002	鬼越下沢	土石流	○	○	平成27年2月19日
156	381-II-003	鬼越沢1	土石流	○	○	平成27年2月19日
157	381-II-004	鬼越沢2	土石流	○	○	平成27年2月19日
158	381-II-005	沢平沢	土石流	○	○	平成27年2月19日
159	381-II-006	上石川	土石流	○		平成27年2月19日
160	381-II-007	藤坂沢	土石流	○	○	平成27年2月19日
161	381-II-008	背戸の沢	土石流	○	○	平成21年3月30日
162	381-II-009	上古田沢	土石流	○	○	平成21年3月30日
163	381-II-010	下古田沢	土石流	○	○	平成21年3月30日
164	381-II-011	大松沢	土石流	○	○	平成21年3月30日
165	381-II-012	三沢	土石流	○		平成21年3月30日
166	381-II-013	黒磯沢	土石流	○	○	平成27年2月19日
167	381-II-014	山王沢	土石流	○	○	平成27年2月19日
168	381-III-001	無名沢	土石流	○	○	平成27年2月19日
169	83	川上	地滑り	○		平成27年2月19日
170	202-II-001	川尻-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年3月30日
171	202-II-004	川尻-4	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年3月30日
172	202-II-005	川尻-5	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年3月30日
173	202-II-007	川尻-6	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年3月30日
174	202-II-014	滑川本町-8	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年3月30日
175	202-II-015	滑川本町-9	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年3月30日
176	202-II-020	白銀町東-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年3月30日
177	202-II-024	若葉町-1	急傾斜地の崩壊	○		平成29年3月30日
178	202-II-027	東町-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年3月30日
179	202-II-029	助川町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年3月30日

資料 7-4

No.	箇所番号	箇所名	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示年月日
180	202-II-030	東成沢町-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 29 年 3 月 30 日
181	202-II-034	鮎川町-3	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 29 年 3 月 30 日
182	202-II-040	西成沢-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 29 年 3 月 30 日
183	202-II-044	東金沢町	急傾斜地の崩壊	○		平成 29 年 3 月 30 日
184	202-II-046	大和田町-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 29 年 3 月 30 日
185	202-II-050	金井戸-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 29 年 3 月 30 日
186	202-II-052	鮎川町-8	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 29 年 3 月 30 日
187	202-II-054	川尻明神後	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 29 年 3 月 30 日
188	202-II-055	川尻富士下	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 29 年 3 月 30 日
189	202-II-096	旭町北-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 29 年 3 月 30 日
190	202-II-001	上淵下沢	土石流	○	○	平成 29 年 3 月 30 日
191	202-II-002	呉坪沢	土石流	○	○	平成 29 年 3 月 30 日
192	202-II-003	宮脇下沢	土石流	○	○	平成 29 年 3 月 30 日
193	202-II-004	上玉簾沢	土石流	○	○	平成 29 年 3 月 30 日
194	202-II-005	無名沢 3	土石流	○	○	平成 29 年 3 月 30 日
195	202-II-006	北沢の沢	土石流	○	○	平成 29 年 3 月 30 日
196	202-II-007	西成下沢 2	土石流	○	○	平成 29 年 3 月 30 日
197	202-II-008	西成沢	土石流	○	○	平成 29 年 3 月 30 日
198	202-II-009	助川沢	土石流	○	○	平成 29 年 3 月 30 日
199	202-II-010	無名沢 5	土石流	○		平成 29 年 3 月 30 日
200	202-II-011	数沢川	土石流	○	○	平成 29 年 3 月 30 日
201	202-II-012	無名沢 6	土石流	○	○	平成 29 年 3 月 30 日
202	202-II-013	大沢川	土石流	○	○	平成 29 年 3 月 30 日
203	202-II-014	牛小屋沢	土石流	○	○	平成 29 年 3 月 30 日
204	202-II-015	神峰沢 2	土石流	○	○	平成 29 年 3 月 30 日
205	202-II-016	神峰沢 1	土石流	○	○	平成 29 年 3 月 30 日
206	202-II-017	羽根黒沢	土石流	○		平成 29 年 3 月 30 日
207	202-II-018	三作沢	土石流	○	○	平成 29 年 3 月 30 日
208	202-II-019	大作沢	土石流	○	○	平成 29 年 3 月 30 日
209	202-II-020	無名沢 7	土石流	○	○	平成 29 年 3 月 30 日

資料 7-4

No.	箇所番号	箇所名	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示年月日
210	202-II-021	岩本下沢	土石流	○	○	平成29年3月30日
211	202-II-022	岩本沢	土石流	○	○	平成29年3月30日
212	202-III-001	無名沢8	土石流	○	○	平成29年3月30日
213	202-III-002	無名沢9	土石流	○	○	平成29年3月30日
214	202-III-003	無名沢10	土石流	○	○	平成29年3月30日
215	202-III-004	無名沢11	土石流	○		平成29年3月30日
216	202-III-005	無名沢12	土石流	○	○	平成29年3月30日
217	102	岩折	地滑り	○		平成29年3月30日
218	253	岩折	地滑り	○		令和6年6月24日
219	254	岡町	地滑り	○		令和6年6月24日
220	255	水瀬	地滑り	○		令和6年6月24日
221	256	玉簾	地滑り	○		令和6年6月24日
222	257	砂沢	地滑り	○		令和6年6月24日
223	258	金沢	地滑り	○		令和6年6月24日
224	259	友部高田	地滑り	○		令和6年6月24日
225	260	友部上台	地滑り	○		令和6年6月24日
226	202-I-107	台原1	急傾斜地の崩壊	○	○	令和6年6月24日
227	202-II-098	笹目	急傾斜地の崩壊	○	○	令和6年6月24日
228	202-II-099	上坪	急傾斜地の崩壊	○	○	令和6年6月24日
229	202-II-100	台原2	急傾斜地の崩壊	○		令和6年6月24日

資料 7-5

洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者施設

(1) 洪水浸水想定区域内の要配慮者関連施設

(令和7年4月1日現在)

No	施設の名称	施設の種別	施設所在地
1	南高野保育園	保育所	茂宮町荒屋 1360-1
2	久慈川三育小学校	小学校	留町 1097-2
3	特別養護老人ホーム MAO	特別養護老人ホーム	下土木内町 545-1
4	老人短期入所事業 MAO	短期入所生活介護	
5	通所介護事業 MAO	通所介護（通所型サービス）	
6	日立市十王福祉作業所	障害者通所施設	十王町友部 1149-3
7	じゅうおう保育園	保育所	十王町友部 1576
8	グループホーム 木の実	認知症対応型共同生活介護	十王町友部東 2-1-19
9	デイサービス クローバー	通所介護（通所型サービス）	川尻町 1-15-22
10	看護小規模多機能型居宅介護 らいおんハート満天	看護小規模多機能型居宅介護	川尻町 1-35-17
11	らいおんハート リハビリ温泉デイサービス川尻アネックス	通所介護（通所型サービス）	川尻町 1-37-19
12	らいおんハート リハビリ温泉デイサービス川尻	通所介護（通所型サービス）	川尻町 1-37-20
13	日照養徳園	児童養護施設	川尻町 4-20-12
14	もみや幼稚園	幼稚園	茂宮町 188
15	医療法人聖麗会 聖麗メモリアル病院	病院	茂宮町 841
16	デイサービス 弘法大師温泉	通所介護（通所型サービス）	留町 788-3
17	医療法人一誠会 川崎病院	病院	大和田町 1862-2
18	いばらきのケア 多機能型生活支援センターうみがめ	障害者通所施設	川尻町 4-28-14
19	川尻じゅうおうランド	障害児通所施設	川尻町 6-42-5

(2) 土砂災害警戒区域等内の要配慮者関連施設

(令和7年4月1日現在)

No	施設の名称	施設の種別	施設所在地
1	グループホーム MAO	認知症対応型共同生活介護	みなと町 10-10
2	ともさんか くじはま	障害者通所施設	久慈町 1-5-12-101
3	ともさんか くじはま	障害児通所施設	久慈町 1-5-12-102
4	医療法人群羊会 久慈茅根病院	病院	久慈町 4-16-10
5	山部児童クラブ	放課後児童クラブ	十王町山部 841
6	日立市立山部小学校	小学校	
7	認定こども園十王幼稚園・保育園	認定こども園	十王町友部 566-1
8	株式会社日立製作所 日立総合病院	病院	城南町 2-1-1
9	ショートステイ 石名坂聖孝園	短期入所生活介護	石名坂町 2-16-1
10	デイサービスセンター 石名坂聖孝園	通所介護（通所型サービス）	
11	石名坂聖孝園	特別養護老人ホーム	
12	センターかがやき	グループホーム	中成沢町 4-4-12-1
13	ワークセンターあゆかわ	障害者通所施設	中成沢町 4-4-12-2
14	ひなたぼっこ	障害者通所施設	西成沢町 3-13-8
15	ともさんかみなと	障害児通所施設	久慈町 4-7-15

資料 8-1

危険物施設の現況

(平成30年4月1日現在)

種 別		施 設 数
製 造 所		7
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	216
	屋 外 貯 蔵 所	167
	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	141
	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	3
	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	64
	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	—
	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	120
取 扱 所	移 送 取 扱 所	2
	給 油 取 扱 所	85
	一 般 取 扱 所	123
合 計		928

火薬等取締対象施設の現況

(平成30年4月1日現在)

対 象 別			施 設 数	
高圧ガス	製 造 所	製 造 一 種	20	
		製 造 二 種	32	
		冷 凍	一 種	16
			二 種	70
	貯 蔵 所			40
	販 売 所			110
	容 器 検 査 所			1
火 薬 類	販 売		1	
	販 売 (紙)		7	
	製 造		—	
猟 銃 等	製 造		1	
	販 売		1	
火 薬 庫	一 級		2	
	二 級		—	
	三 級		—	
	煙 火		1	
	が ん 具 煙 火		—	
	実 包 庫		—	
	庫 外 貯 蔵 所		5	
都 市 ガ ス			1	

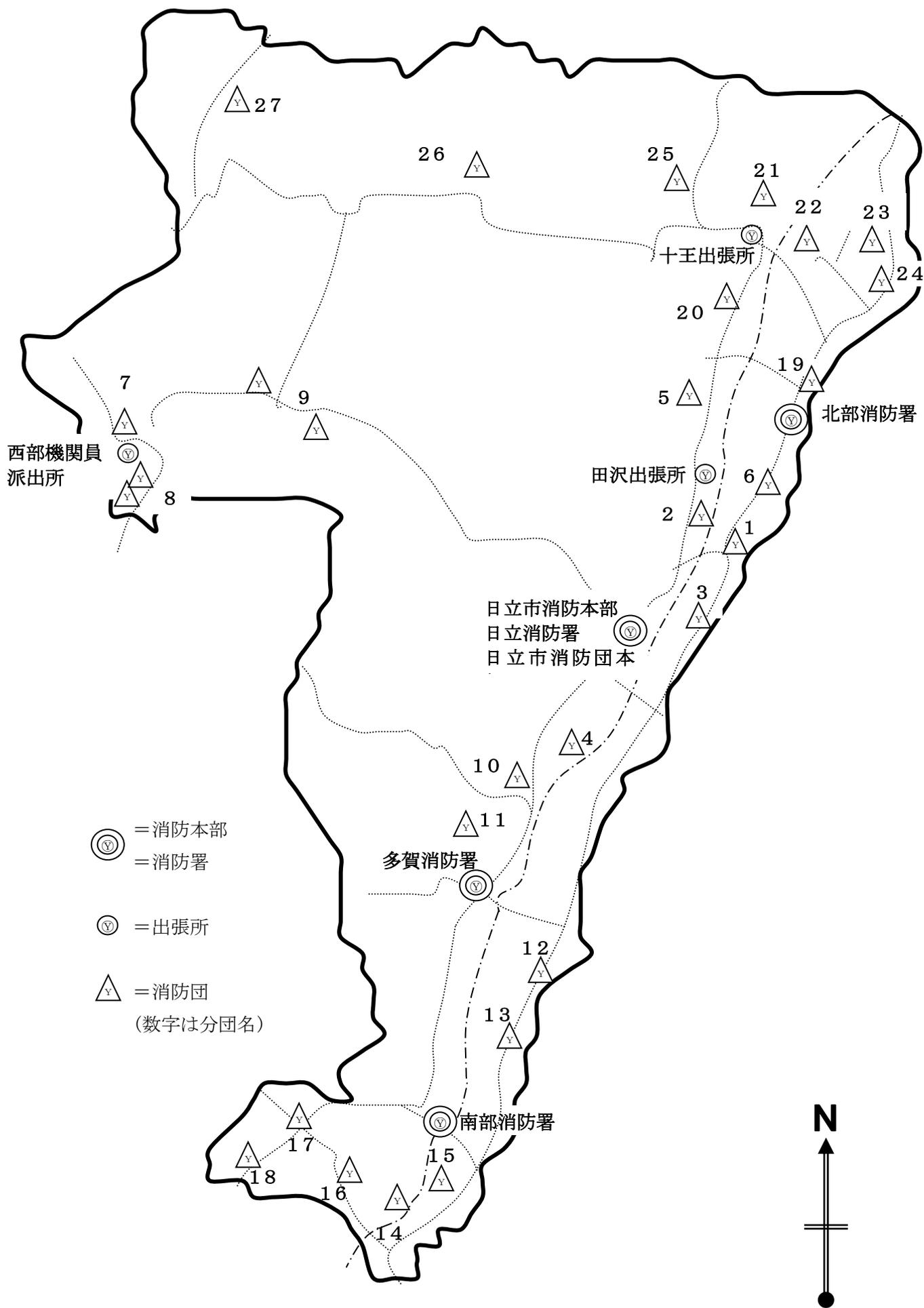
資料 8-3

圧縮アセチレンガス等及び指定可燃物等並びに少量危険物の状況

(平成30年4月1日現在)

対 象 別		施 設 数
圧縮アセチレンガス等	圧縮アセチレンガス	67
	無 水 硫 酸	251
	液 化 石 油 ガ ス	1,008
	生 石 灰	32
	毒 物	19
	劇 物	43
指 定 可 燃 物 等	可 燃 性 固 体 類	16
	石 炭 ・ 木 炭 類	7
	可 燃 性 液 体 類	8
	合 成 樹 脂 類	78
	再 生 資 源 燃 料	3
	そ の 他	45
	指定可燃物に類する物品	—
少 量 危 険 物		860
	移 動 タ ン ク	68

消防機関の配置



資料 9-2

消防団の名称、位置及び担当区域

(令和2年4月1日現在)

名 称	位 置	担 当 区 域
団 本 部	神峰町 2-4-1	
第 1 分団	東滑川町 2-29-17	東滑川町
第 2 分団	滑川本町 4-8-11	滑川町、滑川本町
第 3 分団	東町 2-26-4	東町、白銀町、高鈴町、宮田町、本宮町、若葉町、神峰町、平和町、助川町、幸町、鹿島町、弁天町
第 4 分団	会瀬町 2-16-2	会瀬町、相賀町、旭町、城南町
第 5 分団	小木津町 1-43-12	小木津町、日高町、相田町
第 6 分団	田尻町 7-18-1	田尻町、かみあい町
第 7 分団	東河内町 1947-4	下深荻町、中深荻町、東河内町
第 8 分団	東河内町 2489	
	東河内町 353-1	
第 9 分団	入四間町 745	入四間町
	入四間町 124-1	
第 10 分団	鮎川町 6-5-19	東成沢町、中成沢町、西成沢町、成沢町、鮎川町、国分町、多賀町
第 11 分団	諏訪町 2-5-8	諏訪町、桜川町、末広町、千石町、大久保町、中丸町、塙山町
第 12 分団	河原子町 3-15-10	河原子町、東多賀町、東金沢町、金沢町
第 13 分団	水木町 1-31-19	水木町、東大沼町、大沼町、台原町、森山町、みかの原町
第 14 分団	久慈町 3-50-19	久慈町 3・4・5・7 丁目、みなと町、南高野町
第 15 分団	久慈町 1-10-9	久慈町 1・2・6 丁目、大みか町
第 16 分団	茂宮町 426-4	茂宮町、留町
第 17 分団	大和田町 1-7-22	大和田町、石名坂町
第 18 分団	神田町 376-5	下土木内町、神田町
第 19 分団	川尻町 1-40-1	川尻町、折笠町
第 20 分団	砂沢町 519	砂沢町
第 21 分団	十王町友部 2581	友部、友部東、城の丘
第 22 分団	十王町伊師本郷 613-10	伊師本郷
第 23 分団	十王町伊師 3024-3	伊師（伊師浜を除く）
第 24 分団	十王町伊師 1485-2	伊師（伊師浜に限る）
第 25 分団	十王町山部 1021-2	山部
第 26 分団	十王町高原 408-4	高原
第 27 分団	十王町黒坂 556	黒坂

資料 9-3

消防本部、消防署及び出張所の消防機械の現況

(令和4年4月1日現在)

消防機械 分類	消 防 自 動 車														救急車		そ の 他 自 動 車						計		
	資機材 所属別	ポンプ車	はしご車	屈折はしご車	化学車	救助工作車	水難救助車	資材搬送車	指揮車	※津波・大規模 風水害対策車	緊急活動用二輪車	広報車	査察広報車	原因調査車	団本部車	予備ポンプ車	救急車	予備救急車	司令車	輸送車・搬送車	バス	自動二輪車		協会車	訓練指導車
消防本部								2			2	2	1	1					1	1			1	1	12
日立消防署	2	1		1	1			1		3		1				1	1	1			1				14
田沢出張所	1											1					1								3
西部機関員 派出所																	1								1
多賀消防署	1	1			1			1				1					2					2			9
南部消防署	2		1	1		1	1	1	2			2					2								13
北部消防署	1							1				1					1								4
十王出張所	1											1					1								3
合 計	8	2	1	2	2	1	1	6	2	3	2	9	1	1	1	9	1	1	1	1	1	2	1	1	59

※ 津波・大規模風水害対策車と水陸両用車(バギー)の2台

資料 9-4

消防団の消防機械の現況

(令和4年4月1日現在)

分 団 名	可搬ポンプ積載車	ポンプ車
消 防 団 本 部		
第 1 分 団		1
第 2 分 団		1
第 3 分 団		1
第 4 分 団		1
第 5 分 団	1	
第 6 分 団	1	
第 7 分 団	2	
第 8 分 団	2	
第 9 分 団	2	
第 1 0 分 団		1
第 1 1 分 団		1
第 1 2 分 団	1	
第 1 3 分 団	1	
第 1 4 分 団		1
第 1 5 分 団		1
第 1 6 分 団	1	
第 1 7 分 団	1	
第 1 8 分 団	1	
第 1 9 分 団		1
第 2 0 分 団	1	
第 2 1 分 団		1
第 2 2 分 団	1	
第 2 3 分 団		1
第 2 4 分 団		1
第 2 5 分 団	1	
第 2 6 分 団	1	
第 2 7 分 団	1	
計	1 8	1 2

資料 9-5

自衛消防隊の現況

(令和6年4月1日現在)

自衛消防隊の名称	機械等の配置	隊員数
JX金属株式会社 日立事業所 自衛消防隊	普通ポンプ自動車 1台 化学車 1台	30名
株式会社日立製作所日立事業所 株式会社日立パワーデバイス臨海工場 日立連合消防隊	小型動力ポンプ積載車 3台 化学車 2台	74名
三菱重工業株式会社 日立工場消防隊	普通ポンプ自動車(水槽付) 1台 小型動力ポンプ積載車 3台 化学車 2台 救急車 1台 指揮車 1台	86名
日立グローバルライフソリューションズ株式会社 ホームソリューション事業部 生活家電本部 多賀特設消防隊	普通ポンプ自動車(水槽付) 1台 普通ポンプ自動車 2台 指揮車 1台	94名
株式会社 レゾナック 山崎事業所 連合消防隊	普通ポンプ自動車 1台 化学車 5台 指揮車 1台	141名
株式会社プロテリアル 茨城工場連合消防隊	普通ポンプ自動車(水槽付) 3台 普通ポンプ自動車 1台	61名
株式会社日立製作所 大みか事業所 大みか連合消防隊	普通ポンプ自動車 2台 小型動力ポンプ積載車 2台 後方支援車 1台	75名
株式会社日立製作所 日立研究所 自衛消防隊	小型動力ポンプ積載車 2台	54名
東京ガス株式会社 日立LNG基地 自衛消防隊	化学車 1台 指揮車 1台	57名
住友電気工業株式会社 茨城製作所 消防隊	普通ポンプ自動車 2台 小型動力消防ポンプ 3台	43名
株式会社日立インダストリアルプロダクツ日立事業所 消防隊	普通ポンプ自動車 1台 小型動力消防ポンプ積載車 1台	26名

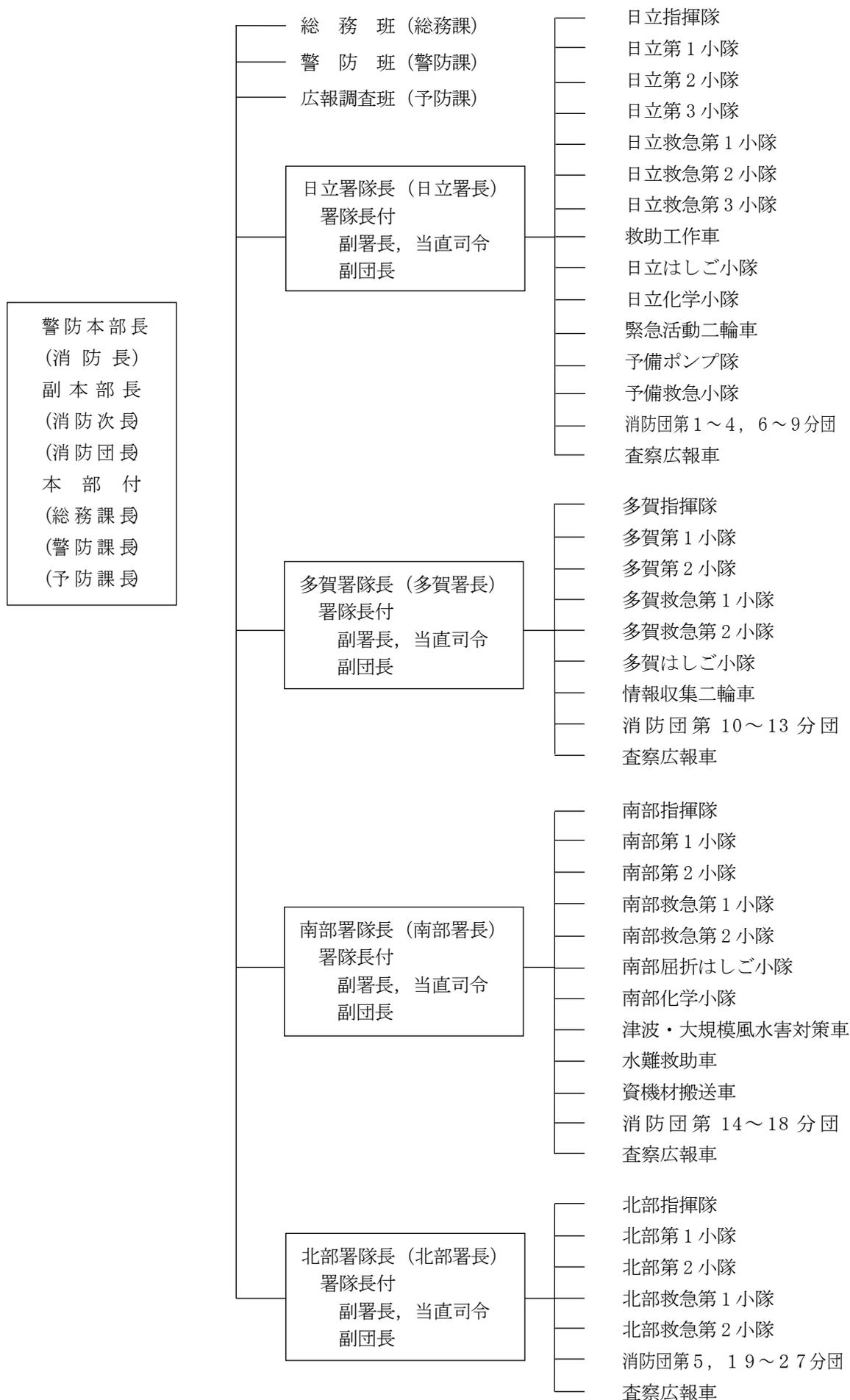
資料 9-6

消 防 水 利 の 現 況

(令和5年4月1日現在)

公 設 消 火 栓	公 設 防 火 水 槽	計
1, 1 9 0	8 8 4	2, 0 7 4

警防隊の組織編成表



資料 9-8

消防・救急無線整備状況一覧

消防・救急デジタル無線

(令和4年4月1日現在)

呼出番号	設置箇所	局種	定格出力	備考
しょうぼうひたち	消防本部	無線回線制御装置		指令卓（消防本部） の呼出しは 「しょうぼうひたち」
しょうぼうひたちせいぶ	西部機関員派出所	基地局	10w	
しょうぼうひたちせきそん	石尊山	基地局	10w	
しょうぼうひたちふうじん	風神山	基地局	10w	

呼出番号	設置箇所	局種	配置先	定格出力	備考
しょうぼうひたちほんぶ		陸上移動局 (卓上型)	消防本部	5w	
ひたち 1	日立署	陸上移動局 (車載型)	日立第1小隊		
ひたち 2			日立第2小隊		
ひたち 3	田沢所		日立第3小隊		
ひたち 4	日立署		日立指揮車		
ひたち 6	日立署		日立化学小隊		
ひたち 7	西部所		7分団車		
ひたち 8	消防本部		団本部車		
ひたち 9			監察車		
ひたち 10	日立署		日立梯子小隊		
ひたち 12	日立署		救助工作車		
ひたち 13	消防本部		危険物広報車		
ひたち 14			搬送車		
ひたち 15			調査車		
ひたち 16	日立署		本部指揮車		
ひたち 17			予備ポンプ車		
きゅうきゅうひたち 1			日立救急第1小隊		
きゅうきゅうひたち 2			日立救急第2小隊		
きゅうきゅうひたち 3	田沢所		日立救急第3小隊		
きゅうきゅうひたち 4	日立署		予備救急車		

資料 9-8

呼出番号	設置箇所	局種	配置先	定格出力	備考
ひたち 101	消防本部	陸上移動局 (携帯型)	消防長	2w	
ひたち 102			消防次長		
ひたち 103			警防課長		
ひたち 104			指令室		
ひたち 105			指令室		
ひたち 106			指令室		
ひたち 107	日立署		日立第1小隊		
ひたち 108			日立第2小隊		
ひたち 109			日立署長		
ひたち 110			当直司令		
ひたち 111			日立化学小隊		
ひたち 112			日立梯子小隊		
ひたち 113			救助工作車		
ひたち 114			救助工作車		
ひたち 115			日立救急第1小隊		
ひたち 116			田沢所		
ひたち 117	日立救急第3小隊				
ひたち 118	西部所		日立救急第2小隊		
しょうぼうたが		陸上移動局 (卓上型)	多賀署	5w	
たが 1	多賀署	陸上移動局 (車載型)	多賀第1小隊		
たが 2			多賀第2小隊		
たが 4			多賀指揮車		
たが 10			多賀梯子小隊		
きゅうきゅうたが 1			多賀救急第1小隊		
きゅうきゅうたが 2			多賀救急第2小隊		
たが 101	多賀署	陸上移動局 (携帯型)	多賀第1小隊	2w	
たが 102			多賀第2小隊		
たが 103			多賀署長		

資料 9-8

呼出番号	設置箇所	局種	配置先	定格出力	備考
た が 104	多賀署	陸上移動局 (携帯型)	当直司令	2w	
た が 105			多賀梯子小隊		
た が 106			多賀救急第1小隊		
た が 107			多賀救急第2小隊		
しょうぼうなんぶ		陸上移動局 (卓上型)	南部署	5w	
なんぶ 1	南部署	陸上移動局 (車載型)	南部第1小隊		
なんぶ 2			南部第2小隊		
なんぶ 4			南部指揮車		
なんぶ 5			南部化学小隊		
なんぶ 6			資機材搬送車		
なんぶ 10			南部屈折梯子車		
なんぶ 11			津波風水害対策車		
なんぶ 12			水難救助車		
きゅうきゅうなんぶ 1			南部救急第1小隊		
きゅうきゅうなんぶ 2			南部救急第2小隊		
なんぶ 101			陸上移動局 (携帯型)		
なんぶ 102	南部第2小隊				
なんぶ 103	南部署長				
なんぶ 104	当直司令				
なんぶ 105	南部第1小隊				
なんぶ 106	南部第2小隊				
なんぶ 107	資機材搬送車				
なんぶ 108	南部屈折梯子小隊				
しょうぼうほくぶ		陸上移動局 (卓上型)	北部署	5w	
ほくぶ 1	北部署	陸上移動局 (車載型)	北部第1小隊		
ほくぶ 2	十王所		北部第2小隊		
ほくぶ 4	北部署		北部指揮車		
きゅうきゅうほくぶ 1			北部救急第1小隊		
きゅうきゅうほくぶ 2			北部救急第2小隊		

資料 9-8

呼出番号	設置箇所	局種	配置先	定格出力	備考
ほくぶ 101	北部署	陸上移動局 (携帯型)	北部第1小隊	2w	
ほくぶ 102			北部署長		
ほくぶ 103			当直司令		
ほくぶ 104			北部救急第1小隊		
ほくぶ 105	十王所		北部第2小隊		
ほくぶ 106			北部救急第2小隊		

資料 9-9

様式第1号 (第5)

防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間	時 分 現在
1 要請機関名	電話 発信者
2 災害の種別	(1)救急 (2)救助 (3)災害応急(調査・広報) (4)火災防御 (5)その他
3 活動内容	調査, 広報, 撮影, 傷病者搬送, 空中消火, 救急, 救助, 輸送(品名数量) その他
4 発生場所及び発生時間	市町村 地内 (目標) (離着陸場所) 平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分
5 現地の気象条件	天候 風向 風速 気温 視程 m 警報・注意報
6 現場指揮者	所属・職氏名
7 現場との連絡手段	無線種別(全国波, 県波) 現場指揮本部(車) 呼出名称(コールサイン)

8 要請を必要とする理由	※ 災害の状況, 要請する活動内容, 受入体制を記述すること。 (救助の場合には, 事故の原因, 事故の状況, 人数等も記述のこと)
目標	別添地図のとおり ※目標が明確となる大きめの図面を添付のこと。

茨城県防災航空隊	緊急要請専用	029-863-0117	受信者
	FAX	029-857-8501	
	防災FAX	8-620-300	
(午後5時30分~翌朝8時30分まで要請)			
防災・危機管理課	消防安全課	029-301-2879	
	FAX	029-301-2898	
	防災FAX	8-600-8300	

資料 9-9

9 傷病者搬送の場合	傷病者	氏名		年齢	歳	性別	男・女
		氏名		年齢	歳	性別	男・女
	症状						
	着陸場所の目標等	出動先所在地及び目標		搬送先所在地及び目標			
	同乗者	医師及び看護師の氏名		関係者の氏名			
	医療機関への搬送方法	救急車の手配		医療機関の手配			
	受入医療機関	所在地名		連絡先	電話		
	搬送先消防本部の担当者職氏名	消防本部 課 (電話)					

10 必要資機材	
11 他航空機への要請	(有・無) 機関名 要請機数
12 その他必要事項	

※ 以下の項目は防災航空隊で、出勤の可否を決定後、連絡します。

1 使用無線等	無線種別 (全国波, 県波) 現場指揮本部 (車) 呼出名称 (コールサイン)
2 到着予定時間	平成 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃料の確保	要手配・手配不要 ㊦ (ドラム缶 本)

茨城県広域消防相互応援協定書

第一章 総 則

(目 的)

第 1 条 この協定は、大規模かつ広域的な災害に対応するため消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規程に基づき、茨城県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第 2 条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町等（以下「協定市町等」という。）の全域とする。

(対象災害)

第 3 条 この協定の対象災害は、地震、台風、水火災等の大規模災害又は特殊災害等（以下「大規模災害等」という。）の発生による非常事態等、隣接市町等の区域を越えた広域の応援活動を必要とする災害とする。

第二章 相互 応 援

(応援要請)

第 4 条 前条に規定する大規模災害等が発生した市長等（以下「被災地市町等」という。）の長又は消防長（以下「被災地市町等の長」という。）は、原則として県を経由して、応援隊の派遣及び資機材等の調達について要請を行うものとする。

2 前項の規定に基づく応援要請に必要な事項は、茨城県消防広域応援基本計画（以下「基本計画」という。）に定めるところによるものとする。

(応援隊の派遣)

第 5 条 前条の規定により応援要請を受けた協定市町等（以下「応援市町等」という。）の長又は消防長（以下「応援市町等の長」という。）は、特別の事由がない限り、残留消防力に支障のない範囲において応援隊の派遣を行うものとする。

2 前項の規定に基づく応援隊の派遣に必要な事項は、基本計画に定めるところによるものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第 6 条 応援市町等の長は、被災地市町等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を県及び被災地市町等の長に連絡するものとする。

(応援隊の指揮)

第 7 条 応援隊の指揮は、被災地市町等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報 告)

第 8 条 応援市町等の長は、応援活動の結果を速やかに被災地発災市町等の長に報告するものとする。

2 被災地市町等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を県及び応援市町等の長に報告するものとする。

第三章 経費負担

(経費の負担)

第 9 条 応援出動に要する経費負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市町等が負担する経費

ア 人件費、燃料等の経常的経費

イ 応援職員（消防団員を含む。以下同じ。）が応援業務により負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ 応援職員が被災地市町等への往復の途中において第三者に損害を与えた場合の賠償費

エ 第 6 条の規程に基づく、消防職員による輸送及び連絡等に要する経費

(2) 被災地市町等が負担する経費

ア 応援市町等の要請にかかわる救援物資及び第 6 条に規定する消防用資機材等の調達経費

イ 応援活動が長時間にわたる場合の燃料補給及び食糧並びに消火薬剤等の支給に要する経費

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度被災地発災市町等と応援市町等との間で協議し定めるものとする。

(経費の請求)

第 10 条 応援市町等の長は、応援に要した経費を請求するときは、経費請求書（別記様式）により、被災地市町等の長へ請求するものとする。

第四章 雑 則

(他協定との関係)

第 11 条 この協定は、市町等の長が別に消防組織法第 39 条により締結している消防の相互の応援に関する他の協定を排除するものではない。

(疑 義)

第 12 条 この協定について疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町等の長が協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

第 13 条 この協定を証するため、協定市町等の長は、それぞれ記名押印のうえ各 1 通を保有する。

付 則

- 1 この協定は、平成 29 年 3 月 6 日から効力を生ずる。
- 2 従前の茨城県広域消防相互応援協定は廃止する。

日立市、ひたちなか・東海広域事務組合 消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規程に基づく日立市（以下「甲」という。）とひたちなか・東海広域事務組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、火災及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき甲、乙相互の消防力を活用して、災害による被害を軽減すること目的とする。

（応援の種別）

第2条 この協定による応援は、次のとおりとする。

（1）普通応援

甲乙は乙の管轄区域の境界付近で発生した災害に、応援要請をまずして出動する応援

（2）特別応援

甲乙は乙の管轄区域内に発生した災害で、応援要請に基づいて出動する応援

（応援要請の方法）

第3条 応援要請は、受援側の長が応援側の長に電話、その他の方法により次の事項を明確にして行うものとする。

（1）災害の種別

（2）災害発生場所

（3）応援隊数及び人員

（4）機械器具及び消火薬剤等の種別、数量

（5）応援隊受領場所（誘導員配置）

（6）使用無線周波数（県波）

（7）その他必要事項

（応援隊の派遣等）

第4条 応援要請を受けた応援側の長は、当該管轄区域内の警備に支障ない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣したときは、次の事項を受援側の長へ通報するものとする。

（1）応援隊数等

（2）出動時刻

（3）到着予定時刻

3 応援側の長は、災害の同時発生、又は特別の事由により応援隊を派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援側の長に通報しなければならない。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は受援側の最高指揮者が行うものとする。

(活動完了報告)

第6条 応援隊の長は、災害活動完了後活動の結果を速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

(経費負担)

第7条 応援のため要した経常的経費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、受援側の負担とする。

(疑義)

第8条 この協定について疑義を生じたときは、その都度甲、乙協議して決定するものとする。

(委任)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲、乙の消防長が協議して定めることができる。

(協定書の保管)

第10条 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

付 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から効力を生ずる。
- 2 従前の日立市・東海村消防相互応援協定（昭和48年3月9日）は廃止する。

日 立 市
消 防 相 互 応 援 協 定
常 陸 太 田 市

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規程に基づく日立市(以下「甲」という。)と常陸太田市(以下「乙」という。)との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災等又は救急事故の災害発生の際、甲・乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 甲又は乙の消防相互応援区域は、相互の境界線に隣接する区域に出動するものとし、相互応援の方法は、次のとおりとする。

1 普通応援

(1) 火災出動

相互応援区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出動させるものとする。

(2) 救急出動

相互応援区域内に発生した救急事故で、被応援側の長の要請があった場合は、応援側から1隊出動するものとする。

2 特別応援

甲又は乙の管轄区域内に発生した大規模火災、又は特殊災害等が発生し、応援を必要とする場合は、前項にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。

この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第4条 応援側の長は、被応援側の長から消火用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、これが迅速に行われるよう手配するものとする。

第5条 応援出動隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第6条 応援出動隊の長は、消防活動について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第7条 応援側の長は、応援隊が出動したときは、別記様式により消防活動状況を報告するものとする。

第8条 応援に要した費用については、次の区分により負担する。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職(団)員の手当及び被服の補修等についての費用は、応援側の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等重要事項については、甲・乙協議のうえ決定する。

(3) 前各号以外の経費は、被応援側の負担とする。

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、そのつど甲・乙協議して決定するものとする。

第10条 この協定を証するため正本2通を作成し、甲・乙各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、昭和56年7月8日から効力を生ずる。

日立市と高萩市との消防相互応援協定

(趣旨)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づく日立市(以下「甲」という。)と高萩市(以下「乙」という。)との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

(目的)

第2条 この協定は、火災その他の災害(以下「災害」という。)が発生した際、甲乙相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(応援の方法)

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

甲乙の管轄区域の境界線付近で発生した災害を受報又は自己覚知した場合は、応援要請を待つことなく出動するものとする。

(2) 特別応援

甲又は乙の管轄区域内に災害が発生し、応援を必要とする場合は、被応援側の消防長の要請を受け、応援側の消防長の状況判断により応援するものとする。この場合における応援出場隊数等については、応援側において決定するものとする。

(応援出場隊の指揮)

第4条 応援出場隊は、全て現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

(活動報告)

第5条 応援出場隊の長は、消防行動について、速やかに被応援側最高指揮者に報告するものとする。

(経費負担)

第6条 応援のために要した経常的経費及び事故により生じた経費は応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

(疑義)

第7条 この協定について疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(協定書の保管)

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成20年4月1日から効力を生ずる。

茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により、下記市町、組合（以下「協定市町等」という。）の長は、協定市町等の行政区域のうち、常磐自動車道三郷、北茨城インターチェンジ間、北関東自動車道桜川筑西、水戸南インターチェンジ間、東水戸道路水戸南、ひたちなかインターチェンジ間、常陸那珂有料道路ひたちなか、ひたち海浜公園インターチェンジ間、県道常陸那珂港南線ひたち海浜公園、常陸那珂港インターチェンジ間、首都圏中央連絡自動車道五霞インターチェンジ、稲敷東インターチェンジ間、東関東自動車道茨城町ジャンクション、茨城空港北インターチェンジ間（以下「協定区域」という。）における消防及び救急業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

三郷市、吉川松伏消防組合、流山市、柏市、常総地方広域市町村圏事務組合、つくば市、土浦市、かすみがうら市、石岡市、小美玉市、笠間市、水戸市、那珂市、ひたちなか・東海広域事務組合、常陸太田市、日立市、高萩市、北茨城市、筑西広域市町村圏事務組合、茨城町、茨城西南地方広域市町村圏事務組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合

（目 的）

第1条 本協定は、協定区域において火災、救急事故及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において協定市町等の消防力を活用して災害による被害を軽減することを目的とする。

（出場区域）

第2条 協定市町等は、前条の目的を達成するため協定区域に災害が発生した場合は、別表に掲げる協定出場区域表に基づき消防隊、救急隊、その他の人員資機材（以下「消防隊等」という。）を出場させるものとする。

（出場消防隊等）

第3条 本協定により出場する消防隊等は、原則として常備消防機関の消防隊等とする。

（応 援）

第4条 協定区域に災害が発生し、第2条の規定により出場した市町等（以下「出場市町等」という。）の消防長が、他の協定市町等の応援の必要を認めるときは、当該市町村等の長（消防本部が設置されている市町等の場合は消防長とする。以下同じ。）に対し、応援の要請をすることができる。

また、第2条の規定により出場しなければならない市町等において、特別の理由により出場できない場合も同様とする。

2 応援の要請を行う出場市町等の長は、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害発生の場所及び災害の概要
- (2) 応援を要する消防隊等の種類及び数
- (3) その他活動内容等必要な事項

3 応援の要請を受けた協定市町等（以下「応援市町等」という。）は業務に重大な支障のない限度において消防隊等を出場させるものとする。この場合において、業務上重大な支障があり消防隊等を出場させることができない応援市町等の長は、速やかにその旨を応援の要請者に通報するものとする。

4 災害の大規模化等により、前1項の応援だけでは対応が困難となった場合は、茨城県広域消防相互応援協定に基づき、応援を要請するものとする。

（指 揮）

第5条 前条の規定により、応援のため出場した消防隊等の指揮は、第2条の規定により出場

資料 9-14

した消防隊等の現場の最高指揮者が行うものとする。

(災害の事務処理)

第 6 条 災害の事務処理は、第 2 条の規定により出場した消防隊等が行うものとする。この場合において、火災の原因、損害又は被救護者の調査事務等が長時間にわたるときは、災害発生地を管轄する協定市町等に事務の一部を依頼することができる。

また、必要に応じ事務処理状況等について、相互に通報するものとする。

(経費の負担)

第 7 条 第 2 条の規定により出場及び第 4 条の規定による応援（以下「応援等」という。）に要する経費の負担は、法令その他の定めのあるものを除き、次のとおりとする。

(1) 応援等に要した経費は、応援等を行った協定市町等の負担とする。

ただし、機器資材等で要請により調達し、又は立て替えたものについては、災害発生地を別表「協定出場区域表」により管轄する協定市町等が現物又はその経費を負担するものとする。

(2) 応援のために出場した消防隊等の活動が長時間にわたり燃料、機器資材の補給又は給食等を必要とする場合は、災害発生地を別表「協定出場区域表」により管轄する協定市町等において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。

(3) 応援等のために出場した消防隊の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該消防隊等の所属する協定市町等の負担とする。

(4) 応援等のために出場した消防隊が業務遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、その賠償についてその都度関係協定市町等において協議のうえ決定するものとする。

ただし、災害地への出場又は帰路途上において発生したものについては、応援等のため出場した協定市町等が負うものとする。

(情報交換等)

第 8 条 協定市町等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種情報及び機器資材等の状況を相互に通報するものとする。

(協 議)

第 9 条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協定市町等の長がその都度協議のうえ決定するものとする。

(実施要領)

第 10 条 本協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防長が相互に協議のうえ別に定めるものとする。

(適 用)

第 11 条 本協定は、平成 29 年 2 月 26 日から効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定 2 2 通を作成し、協定市町等の長記名押印のうえ各 1 通を保有する。

なお、平成 22 年 3 月 31 日付けで締結した「茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定書」は廃止する。

平成 29 年 3 月 31 日

茨城海上保安部と日立市消防本部との業務協定書

(目的)

第1条 この協定は、海域等において船舶火災等及び救助事故等が発生した場合、茨城海上保安部（以下「甲」という。）と日立市消防本部（以下「乙」という。）が協力して円滑な消火活動及び救助活動等を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用区域)

第2条 この協定の適用区域は、領海内の海域で、原則として乙の管轄区域内の地先海域及び河川とする。

(消火活動区分)

第3条 次に掲げる船舶（消防法（昭和23年法律第186号）第2条で規定する「舟」を含む。以下同じ。）の消火活動は主として乙が担任するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(1) ふ頭、岸壁又は陸岸に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶

(2) 河川内における船舶

2 前項以外の船舶の消火活動は主として甲が担任し、乙はこれに協力するものとする。

(協力要請)

第4条 前条に規定する区分による消火活動について協力を要請する場合は、前条に規定する区分に従って、甲又は乙が要請及び協力するものとする。

2 前条の規定によらない消火活動又は救助活動等についても、甲又は乙は、要請及び協力することができるものとする。

(火災の原因等の調査)

第5条 船舶火災等の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、甲と乙が協議して行うものとする。

(情報等の交換)

第6条 入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況、その他消火活動及び救助活動等を行うため、あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

(相互通報)

第7条 甲又は乙は、船舶火災等又は救助事故等を知ったときは、速やかにその旨を相互に通報するものとする。

(連絡体制)

第8条 甲又は乙がそれぞれ単独で船舶火災等の消火又は救助事故等の活動に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

(経費負担)

資料 9-15

第9条 船舶火災等の消火活動又は救助事故等の活動に要した経費は、出動した甲、乙の機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における経費の負担は、その都度協議するものとする。

(大型タンカー等の対策)

第10条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動等を効果的に行うため、甲及び乙は、地方防災会議等を活用して、次の事項につき連絡調整、情報共有及び相互連携を行うものとする。

- (1) 情報及び資料の交換
- (2) 防火及び消火活動要領の作成
- (3) 必要な防災資機材整備計画の作成と実施の推進

(疑義)

第11条 前各条までに定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して決定するものとする。

(委任)

第12条 この協定に定めるもののほか、協定の運用に際し必要な事項は、甲、乙の長が協議して定めることができる。

(協定書の保管)

第13条 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

附 則

(効力の発生)

- 1 本協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

(業務協定書の廃止)

- 2 業務協定書(昭和43年7月25日 那珂湊海上保安部長、日立市消防長)は、廃止する。

平成25年8月30日

日立市消防本部消防応援等に関する規程

平成21年1月16日

消防本部訓令第1号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 応援の決定等（第4条・第5条）
- 第3章 応援に係る措置（第6条—第8条）
- 第4章 応援隊支援本部（第9条—第12条）
- 第5章 普通応援及び特別応援（第13条—第15条）
- 第6章 広域消防応援（第16条—第22条）
- 第7章 教育訓練（第23条）
- 第8章 補則（第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「組織法」という。）第39条、第43条及び第44条の規定に基づく日立市消防本部管轄区域以外の地域への消防の応援並びに緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）に基づく被災地への緊急援助活動を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 普通応援とは、組織法第39条の規定に基づく消防相互応援協定（以下「応援協定」という。）により事前に出場区域と及び出場隊数が定められている消防応援をいう。
- (2) 特別応援とは、応援協定に基づく応援のうち普通応援以外の消防応援をいう。
- (3) 広域消防応援とは、組織法第39条、第43条及び第44条に基づく消防応援をいう。
- (4) 広域消防応援隊とは、組織法第39条及び第43条に基づき臨時に編成した部隊をいう。
- (5) 緊急消防援助隊とは、組織法第44条に基づき、消防庁長官の要請により、臨時に編成した部隊をいう。
- (6) 指揮隊とは、広域消防応援隊又は緊急消防援助隊の統括指揮を任務とする隊をいう。
- (7) 指揮隊長とは、前第6号の隊の長をいう。
- (8) 応援隊支援本部とは、派遣隊に対して必要な後方支援を行う本部をいう。

（応援の区分）

第3条 応援の区分は、次のとおりとする。

資料 9-16

- (1) 普通応援
- (2) 特別応援
- (3) 広域消防応援

2 前項の応援内容は、次のとおりとする。

- (1) 消防部隊による応援
- (2) 資機材等の応援
- (3) その他の応援

第2章 応援の決定等

(情報収集等)

第4条 警防課長は、管轄区域外に大規模な災害が発生し、応援が予測される場合は、必要な情報を収集するものとする。

2 警防課長は、収集した情報を消防長、各課長及び消防署長に提供するものとする。

3 警防課長は、関係防災機関との連絡調整を図るものとする。

(応援の決定等)

第5条 消防応援は、消防長が決定する。

2 警防課長は、消防応援が決定した場合は、必要な事務を処理するものとする。

第3章 応援に係る措置

(事前計画)

第6条 警防課長は、応援に備え、次に掲げる計画を策定しておくものとする。

- (1) 応援協定に基づく事前計画
- (2) 広域消防応援計画

(任務分担)

第7条 各課長は、別表に掲げる任務分担に基づき、相互に連携し必要な事務を処理するものとする。

(応援隊の編成)

第8条 警防課長は、応援が決定した場合は、事前計画に基づき広域消防応援隊又は緊急消防援助隊（以下「応援隊」という。）を編成するものとする。

2 警防課長は、前項の応援隊を編成する場合は、関係所属長に予告するものとする。

第4章 応援隊支援本部

(応援隊支援本部)

第9条 消防長は、消防応援が決定した場合は、直ちに応援隊支援本部を設置する。ただし、消防長の判断により設置しないことができる。

2 応援隊支援本部の事務局は、警防課に設置する。

資料 9-16

(応援隊支援本部の所掌事務)

第10条 応援隊支援本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 情報の収集、管理及び提供に関すること。
- (2) 応援隊の活動支援に関すること。
- (3) 関係機関との連絡等に関すること。
- (4) 携行資機材の調整に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(応援隊支援本部の構成)

第11条 応援隊支援本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 支援本部員

2 本部長は消防長とし、副本部長は消防次長とする。

3 本部長に事故があるときは、副本部長がその職を代行する。

4 本部長は、支援本部員を指定する。

(応援隊支援本部員会議)

第12条 本部長は、必要に応じて支援本部員を招集し、会議を開催することができる。

第5章 普通応援及び特別応援

(出場)

第13条 応援協定に基づく出場は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援は、各応援協定に基づく事前計画により定められた消防部隊が出場指令により出場する。
- (2) 特別応援は、被応援側消防長からの応援要請又は消防長の判断に基づき、出場指令により特別出場する。

2 前項の応援は、普通出場時の人員、資機材で出場する。ただし、付加指令を受けた場合を除く。

(活動)

第14条 消防応援活動に際して、特殊な資機材を必要とする場合は、原則として被応援市町村が保有し、又は調達したものを使用するものとする。

(活動報告)

第15条 指揮隊長が所属する消防署長は、応援出場したときは、日立市消防本部警防規程（平成2年消防本部訓令第3号）第46条第1号の規定による消防報告を作成し、消防長（警防課経由）に報告するものとする。

第6章 広域消防応援

資料 9-16

(出場指令)

第16条 警防課長は、応援が決定したときは、必要事項を付加して指令するものとする。

2 応援隊は、前項の出場指令により出場するものとする。

(出場の通報)

第17条 警防課長は、応援隊を出場させたときは、被応援市町村等に必要事項を通報するものとする。

(始期及び終期)

第18条 応援隊の活動の始期は出場指令により出場したときとし、活動の終期は帰署したときとする。

(指揮及び活動)

第19条 指揮隊長の活動は、次のとおりとする。

(1) 指揮隊長は、原則として、被災地における当該市町村の長又は当該市町村の長の委任を受けた消防長の指揮下で指揮隊の統括指揮を行うものとする。

(2) 緊急消防援助隊の代表消防機関代行として指定された場合は、県隊長として、消防応援活動調整本部に連絡員を派遣し、必要な情報の収集及び提供等を行い茨城県の各部隊を指揮するものとする。

(状況報告)

第20条 指揮隊長は、定期的に、又は必要に応じて活動状況等を応援隊支援本部長に報告するものとする。ただし、応援隊支援本部が設置されていない場合は、警防課長に報告するものとする。

(応援隊の引揚げ)

第21条 消防長は、応援隊を引き揚げさせるべき特別な事由が発生した場合は、被応援市町村長等と協議して応援隊を引き揚げさせることができる。

(活動報告)

第22条 指揮隊長は、派遣終了後、速やかに活動概要等を別記様式により、消防長（警防課経由）へ報告するものとする。

第7章 教育訓練

(訓練)

第23条 警防課長は、次の訓練を実施するものとする。

(1) 部隊編成訓練等

(2) 緊急消防援助隊に係る教育訓練

第8章 補則

(補則)

第24条 他の法令等に基づく応援については、この規程を準用するものとする。

資料 9-16

2 この規程の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表

広域消防応援時の各課の任務分担

課別	任務
総務課	(1) 経費に関する事。 (2) 消防長会等との連絡に関する事。 (3) 勤務上の取扱いに関する事。 (4) 公務災害補償に関する事。 (5) 携行医薬品の調達に関する事。 (6) 派遣隊員の健康管理に関する事。 (7) 食料物資の調達に関する事。 (8) その他各課に属しない事務に関する事。
警防課	(1) 派遣事務の処置に関する事。 (2) 情報の収集、管理に関する事。 (3) 要請側への決定通知に関する事。 (4) 要請側との連絡調整に関する事。 (5) 茨城県との連絡に関する事。 (6) 応援隊の選考及び編成に関する事。 (7) 携行資機材の調整及び調達に関する事。 (8) その他関係課に属しない支援物資の調達に関する事。 (9) 応援隊に対する情報支援に関する事。 (10) 教育訓練に関する事。 (11) 救急資器材の調達に関する事。 (12) 無線局の変更許可申請に関する事。 (13) 通信機器の調達に関する事。 (14) 装備資機材の技術支援に関する事。
予防課	(1) 広報、報道に関する事。

別記様式

年 月 日

日立市消防長 殿

応援指揮隊長

所属 _____

階級 _____

氏名 _____

広域消防応援活動報告

災害概要	災 害 種 別	
	発 災 日 時	年 月 日 時 分
	発 災 場 所	都道府県 市町村
	要 請 市 町 村 等	
	要 請 日 時	年 月 日 時 分
	災 害 概 要	
	気 象 状 況	
	宿 泊 施 設 等	

出 動 日 時	月 日 時 分	活動開始日時	月 日 時 分
現場到着日時	月 日 時 分	活動終了日時	月 日 時 分
活動受命日時	月 日 時 分	引 揚 日 時	月 日 時 分
活動開始日時	月 日 時 分	帰本部日時	月 日 時 分
活動中断日時	月 日 時 分	帰 署 日 時	月 日 時 分

隊	氏 名	階 級	職 名	所 属	氏 名
応 援 隊	応援隊氏名等				

派 遣 車 両 等	派 遣 車 両 等	
	資 機 材	

到着時の状況	
受命事項	
活動方針	
活動状況	
受傷・疾病	

活動効果	
改善又は改良が必要な事項	
その他参考事項	
所属長意見	

緊急消防援助隊の運用に関する要綱

平成16年3月26日 消防震第19号
改正 平成17年3月30日 消防震第14号
改正 平成18年2月14日 消防応第15号
改正 平成18年6月22日 消防応第94号
改正 平成20年7月2日 消防応第109号
改正 平成20年8月27日 消防応第152号
改正 平成24年11月28日 消防広第95号
改正 平成26年3月26日 消防広第75号
改正 平成27年3月31日 消防広第74号
改正 平成28年3月31日 消防広第80号
改正 平成29年3月28日 消防広第93号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 編成及び装備等の基準
- 第3章 出動
- 第4章 指揮活動
- 第5章 防災関係機関との連携
- 第6章 指揮支援実施計画及び受援計画
- 第7章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (5) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県

資料 9-17

をいう。

- (6) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (7) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (8) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (9) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (10) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (11) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (12) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (13) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。
- (14) アクションプランとは、基本計画第4章4に基づき、長官が定める出動マニュアルをいう。

第2章 編成及び装備等の基準

（都道府県大隊の編成）

第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第35条に規定する緊急消防援助隊都道府県大隊応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定めておくものとする。

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「（〇〇都道府県）大隊」と呼称する。
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「（第〇）中隊」、「（〇〇消防本部）中隊」、「（消火）中隊」等と呼称する。
なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。
- (4) 小隊は、車両、航空機若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「（〇〇）小隊」と呼称する。
- (5) C災害、B災害及びN災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (6) 航空中隊及び水上中隊は、機体特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

（統合機動部隊の編成）

第4条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 統合機動部隊は、原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支

資料 9-17

援小隊及び通信支援小隊をもって編成するものとする。

- (3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。
- (4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 統合機動部隊」と呼称する。
- (5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の編成)

第5条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、基本計画に基づき指定されたエネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊、消火中隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第6条 基本計画第2章第4節9に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服(又は陽圧式化学防護服)

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車又は耐熱装甲型救助活動車を備えること。

ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応するこ

資料 9-17

とのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。

ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第7条 基本計画第2章第4節10に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 水難救助小隊

ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものであること。

イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶を備えること。

ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。

(2) 遠距離大量送水小隊

ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。

イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分3,000リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(3) 消防活動二輪小隊

ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。

イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

ア はしご車

イ 照明車

ウ 空気ボンベ充填車

エ 無人消火ロボット

オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

第8条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

資料 9-17

- (1) 被害情報の収集に関すること。
 - (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(後方支援本部の設置)

第9条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

- 2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
 - (2) 後方支援体制の確立に関すること。
 - (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
 - (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。
 - (5) 物資等の搬送計画に関すること。
 - (6) 緊急消防援助隊を派遣している登録市町村の消防本部に対する、情報提供に関すること。
 - (7) 消防庁に対する映像及び画像の提供に関すること。
 - (8) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

第10条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第11条 統合機動部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生後、都道府県大隊長の指示を受けて概ね1時間以内に被災地に迅速に先遣出動するとともに、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うものとし、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集及び提供に関すること。
 - (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。
 - (3) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。
 - (4) 被災地における通信の確保に関すること。
 - (5) 初期の消火、救助及び救急活動に関すること。
 - (6) 航空消防活動の支援に関すること。
 - (7) 宿営場所の設営に関すること。
- 2 統合機動部隊は、被害状況、部隊の活動等を動画及び静止画により記録を行うよう努めるものとする。ただし、都道府県大隊において記録できる場合等はこの限りではない。
 - 3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

資料 9-17

第12条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 緊急消防援助隊の集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第2号及び第3号について同じ。）。

(2) 緊急消防援助隊の進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(3) 緊急消防援助隊の宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(4) 緊急消防援助隊の出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

（進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務）

第13条 都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに都道府県大隊名、統合機動部隊名又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

2 都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、出動途上における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。

3 都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、都道府県大隊長、統合機動部隊長又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊、統合機動部隊又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

（被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務）

第14条 都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第16条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に対して、速やかに都道府県大隊名、統合機動部隊名又はエネルギー・産業基盤災害即

資料 9-17

応部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項

2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して 報告するものとする。

第4章 指揮活動

(指揮体制)

第15条 指揮支援部隊長は、調整本部の本部員として、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

3 統合機動部隊長は、都道府県大隊が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

4 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

5 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

6 中隊長は、都道府県大隊長の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

第16条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」とする。）を設置するものとする。

2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。

- (1) 第1順位 指揮支援隊長
- (2) 第2順位 都道府県大隊長
- (3) 第3順位 統合機動部隊長
- (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長

3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。
- (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
- (6) 調整本部に対する報告に関すること。

資料 9-17

- (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認められる場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。
 - 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。
 - 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を行うものとする。
 - 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。
 - 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

(消防庁職員の現地派遣)

- 第17条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。
- 2 長官は、災害の状況に応じて必要と判断した場合は、指揮支援本部又は市町村災害対策本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
 - 3 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
 - (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 報道機関への対応に関すること。

(都道府県大隊本部の設置)

- 第18条 都道府県大隊長は、必要に応じて、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。
- 2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。
 - (2) 隊員の安全管理に関すること。
 - (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
 - (4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録に関すること。
 - (5) 被災地の消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。
 - (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。
 - (7) 他の都道府県大隊との調整に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
 - 3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

(現地合同指揮所の設置)

資料 9-17

第19条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。

- 2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。
- 3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、次に掲げる順位により現地合同調整所の会議に参画させるものとする。
 - (1) 第1順位 都道府県大隊長
 - (2) 第2順位 統合機動部隊長
 - (3) 第3順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
- 4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

(情報共有等)

第20条 消防庁は、指揮者、調整本部、指揮支援本部、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。

(活動報告等)

第21条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。

- 2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
- 3 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。
- 4 都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。ただし、第11条第3項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が、後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。
- 5 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 6 航空小隊長は、活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 7 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、第5項及び第6項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

(通信連絡体制等)

第22条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

- (1) 消防庁、調整本部、指揮支援本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相

資料 9-17

互波」という。) その他の無線を使用する。

- (2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波 1 を使用する。
- (3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
- (4) 指揮支援本部長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
- (5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
- (6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、主運用波を使用する。
- (7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互及び同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互の無線通信は、主運用波を使用する。

2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。

- (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
- (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
 - ア 応援要請を行う場合
 - イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
 - ウ 新たな災害が発生した場合
 - エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合

3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第23条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第24条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE（国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。）等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第25条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）等と連携して活動するものとする。

2 都道府県知事は、都道府県大隊が被災地で活動を行うに当たり、隊員の健康管理等のために必要

資料 9-17

と判断した場合は、被災地に医師等を輸送することができるよう、体制の構築に努めるものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第26条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第27条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

第28条 指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 指揮支援に関する基本的事項に関すること。
- (3) 関係機関との活動調整に関すること。
- (4) 現地合同指揮所への参画に関すること。
- (5) 情報連絡体制に関すること。
- (6) 通信支援小隊との連携に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。

3 指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び都道府県知事に対して報告するとともに、当該指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。

(消防本部の受援計画)

第29条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点をいう。）の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。

資料 9-17

- (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関する事。
- (9) その他必要な事項に関する事。
- 3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更にあたっては、都道府県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

第7章 その他

(消防本部等の訓練)

第30条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第31条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

- 2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

第32条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日消防広第80号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第22条第1項第2号から第7号まで(第4号を除く。)及び同条第2項の規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日消防広第93号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式1

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

平成 年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

〇〇都道府県

災害対策本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

政府現地対策本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

調整本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	
指揮支援部隊長	所属		氏名	
	TEL			

資料 9-17

別記様式1

ヘリベース(HB)

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		職・氏名	
	TEL			

フォワードベース(FB)

設置場所：

FB指揮者	所属		職・氏名	
	TEL			
地上支援隊	所属		職・氏名	
	TEL			

〇〇市町村

災害対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

指揮支援本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長 (指揮支援隊長)	所属		氏名	
	TEL			

緊急消防援助隊

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		氏名	
	TEL			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		氏名	
	TEL			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

資料 9-17

別記様式2(航空除く)

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長)

報告日時	平成 年 月 日 () 時 分 現在					
災害名						
活動日時	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分					
活動場所	都道府県		市区町村			
	地区					
活動中の異常	有・無	隊員の負傷	有・無	車両・資機材の損傷	有・無	
活動内容	(活動中の異常、隊員の負傷、又は車両・資機材の損傷等があれば、その内容も記載)					
使用資機材						
連携活動機関						
連携活動内容						
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数	隊員数
	指揮支援隊	隊	人	特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	隊 人
	指揮隊	隊	人		大規模危険物震災等対応小隊	隊 人
	消火小隊	隊	人		密閉空間火災等対応小隊	隊 人
	救助小隊	隊	人	特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	隊 人
	救急小隊	隊	人		消防活動二輪小隊	隊 人
	後方支援小隊	隊	人		震災対応特殊車両小隊	隊 人
	通信支援小隊	隊	人		水難救助小隊	隊 人
	航空小隊	隊	人		その他の特殊装備小隊	隊 人
	水上小隊	隊	人	合計	隊	人
傷病者の状況	救出人員					
	生存	人	死亡	人	合計	人
	救急搬送人員				出動件数	件
	軽症	中等症	重症	死亡	その他	合計
	人	人	人	人	人	人
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~ 時 分				
	活動場所					
	活動内容					
報告者	消防本部		氏名			
	TEL					

資料 9-17

別記様式2(航空)

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(〇〇航空小隊)

報告日時	平成 年 月 日 () 時 分 現在					
災害名						
機体名			機種			
活動場所						
活動人員	パイロット	名・整備士	名・隊員	名・その他	名	計 名
活動時間経過	時間	活動概要		時間	活動概要	
活動実績	火災	救助	救急	輸送	情報収集	計
	件	件	件	件	件	件
	救助・搬送人員	名	名	名	名	名
詳細事項	消火	ホイスト	軽症	隊員		
	回	名	中等症	名		
	回	名	重症	名	隊員以外	名
	回	名	その他	名	資機材等	kg
燃料補給 (場所・回数・数量)						
活動中の異常	有・無	隊員の負傷	有・無	航空機・資機材の損傷	有・無	
翌日の活動予定						
備考						
報告者	所属			氏名		
	TEL					

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱

平成 27 年 3 月 31 日 消防広第74号
改正 平成 28 年 3 月 30 日 消防広第80号
改正 平成 29 年 3 月 28 日 消防広第93号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 応援等の要請
- 第3章 出動の求め又は指示等
- 第4章 受援体制
- 第5章 部隊移動
- 第6章 応援等の引揚げの決定
- 第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準
- 第8章 防災関係機関との連携
- 第9章 応援等実施計画及び受援計画
- 第10章 その他

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (5) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (6) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (7) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (8) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都特別区並

資料 9-18

びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。)をいう。

- (9) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (10) 消防庁ヘリコプターとは、法第50条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター（以下「消防庁ヘリ」という。）をいう。
- (11) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (12) 迅速出動とは、法第44条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。
- (13) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。
- (14) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。
- (15) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。
- (17) アクションプランとは、基本計画第4章4に基づき、長官が定める出動マニュアルをいう。

第2章 応援等の要請

（都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請）

第3条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

2 災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

3 前二項の要請は電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式1-1）。

- (1) 災害の概況
- (2) 出動を希望する区域及び活動内容
- (3) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛

資料 9-18

隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。

- 5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第1項及び第2項の報告と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県を所管する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。

(応援等の要請のための市町村長等の連絡)

第4条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町村及び都道府県の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする(別記様式1-2)。

- 2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。
- 3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡することができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができるものとする(別記様式1-2)。
- 4 前条第5項の規定は、前3項の連絡に準用する。

第3章 出動の求め又は指示等

(出動可能隊数の報告及び出動準備)

第5条 消防庁は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況を考慮して必要と判断した場合は、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県を經由して当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼するものとする(別記様式2-1)。

- 2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする(別記様式2-2)。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする(別記様式2-2)。
- 3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、基本計画第4章1(3)に定める災害が発生した場合は、別表A-1及び別表A-2に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の

資料 9-18

出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

4 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式2-2）。

5 消防庁は、基本計画第4章1（3）に定める災害発生後、災害の状況、当該被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が不要と判断した場合は、第3項の規定に基づき出動準備を行っている登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部に対して、出動準備の解除を連絡するものとする。

（長官による出動の求め、指示等）

第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、当該被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第44条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式3-1）。

2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第12条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。

3 前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、航空小隊及び水上小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。

4 長官は、次に掲げる災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊（第一次出動航空小隊を含む。以下同じ。）及び出動準備都道府県大隊（出動準備航空小隊を含む。以下同じ。）を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。

（1）複数の都道府県において震度6弱（政令市等については震度5強）以上の地震が発生した場合

（2）複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合

（3）その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合

（応援等決定通知）

第7条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県の知事を経由して当該受援都道府県に属する被災地の市町村長に対してその旨を通知するものとする（別記様式3-2）。

（都道府県知事による出動の求め又は指示）

第8条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。

（緊急消防援助隊の出動）

第9条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町

資料 9-18

村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。

- 2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし（別記様式2-2）、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。
- 3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地を管轄する消防本部に対して通知するものとする（別記様式3-3）。

（航空小隊の基本的な出動都道府県）

第10条 航空小隊の基本的な出動都道府県は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。

（1）基本計画第4章2（1）イに定める第一次出動航空小隊は、別表Bのとおりとする。

（2）基本計画第4章2（2）イに定める出動準備航空小隊は、別表Cのとおりとする。

2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

（1）指揮支援隊輸送航空小隊は、指揮支援隊の輸送を任務とする。

（2）情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。

（3）救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材若しくは救急用資機材を活用した救助・救急活動又は指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。

（4）消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。

3 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用するものとする。

（1）ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信

（2）第13条に規定する現地派遣職員の輸送

（航空小隊の出動に関する留意事項）

第11条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害の種類、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。

2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。

3 消防庁は、情報収集航空小隊が耐空検査等により出動できない場合に備えて、その代替出動を行う航空小隊（以下「代替出動隊」という。）をあらかじめ指定しておくものとする。

4 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊（代替出動隊を含む。以下同じ。）の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。

5 指揮支援隊輸送航空小隊並びに救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。

6 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。

7 受援都道府県は、航空機の運用調整等の支援が必要と判断したときは、消防庁と調整し耐空検査等により出動できない航空小隊に対して、後方支援小隊として車両等による出動を要請するものとする。

8 各地域ブロックに、原則として、残留する航空小隊を1隊以上確保するものとする。

9 航空小隊の属する消防本部又は航空消防隊は、前各項により難しい場合は、消防庁と調整するものとする。

第4章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第12条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。

なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。

2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第25条第6項若しくは第28条の3第8項の規定に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。）に近接した場所に設置するものとする。

3 調整本部は自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。

4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第36条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画（以下「受援計画」という。）に定めておくものとする。

(1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員

(2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行

(3) 法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員

(4) 法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長

5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。

(2) 被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。

(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。

(6) 第14条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。

(7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。

(8) その他必要な事項に関すること。

6 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。

資料 9-18

- 7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。
- 8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。
- 9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

第 13 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

2 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
- (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 報道機関への対応に関すること。

(航空運用調整班の設置)

第 14 条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。

(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第 15 条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 緊急消防援助隊の進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(2) 緊急消防援助隊の宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(情報共有等)

第 16 条 消防庁は、指揮者、調整本部、指揮支援本部、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式7）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。

第5章 部隊移動

(部隊移動の基本)

第 17 条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則とし

資料 9-18

て、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合
- (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
- (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合

2 前項の部隊移動については、大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、航空小隊、水上小隊、特別の資機材を有している中隊の部隊移動を行う場合等、被害状況を考慮し特別の事情がある場合は、この限りではない。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

第 18 条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事（以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。）及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を經由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする（別記様式 6-1）。
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を經由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式 6-2）。
- (3) 第 1 号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式 6-2）。
- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を經由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする（別記様式 6-3）。
- (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を經由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式 6-4）。

(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

第 19 条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 受援都道府県知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を經由して都道府県大隊長又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊長に対して、部隊移動の指示を行うものとする（別記様式 6-5）。

資料 9-18

- (4) 受援都道府県知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6-6）。
- (5) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6-7）。
- (6) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (7) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第6章 応援等の引揚げの決定

（活動終了に関する市町村長の連絡）

第20条 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

（都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定）

第21条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び当該都道府県を所管する指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4-1）。

（指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡）

第22条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び都道府県大隊長に対して、直ちに電話により緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

2 前項の連絡を受けた都道府県大隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- (1) 都道府県大隊の活動概要（場所、時間、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

3 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対してその旨を報告するものとする。

4 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県知事に対してその旨を報告し、受援都道府県知事の了承を得て引揚げるものとする。

（長官による応援都道府県知事への引揚げ決定通知）

第23条 第21条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行

資料 9-18

うものとする（別記様式4-2）。

（帰署（所）報告）

第 24 条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

（活動結果報告）

第 25 条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署（所）後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書（別記様式5-1、5-2）を作成し、消防庁及び受援都道府県に対して、報告するものとする。

第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準

（迅速出動の適用条件）

第 26 条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度6弱（政令市等は5強）以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、次に掲げる場合は適用しない。

（1）基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合

（2）発生した地震の震央が海域の場合

（迅速出動に係る措置要求等の内容）

第 27 条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表D-1及び別表D-2のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第30条に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。

この場合において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

2 前項の場合において、後方支援本部は、指揮支援隊、都道府県大隊、統合機動部隊及び航空小隊が出動する前に消防庁に対して、電話により連絡するものとする。

3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表D-1及び別表D-2に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式（別記様式3-1又は3-4）を送付するものとする。

4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

（迅速出動に係る応援等決定通知）

第 28 条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする（別記様式3-2）。

（迅速出動の中止）

第 29 条 長官は、震央が無人島、原野等で、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速やかに第27条の規定に基づく迅速出動の中止を連絡するものとする。

（迅速出動適用時の出動先）

資料 9-18

第 30 条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次に掲げるとおりとする。

(1) 指揮支援部隊

ア 指揮支援部隊長

震央管轄都道府県の都道府県庁舎

イ 指揮支援隊長

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあつては、町村役場。以下同じ。）

(2) 統合機動部隊

震央管轄消防本部の庁舎

(3) 航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等

(迅速出動適用時の出動先の変更等)

第 31 条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。

2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告)

第 32 条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式 2-2）。

2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする（別記様式 2-2）。

第 8 章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第 33 条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第 34 条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

資料 9-18

第9章 応援等実施計画及び受援計画

(応援等実施計画)

第 35 条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。

2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (4) 情報連絡体制に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。

4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(受援計画)

第 36 条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。

4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出場準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

資料 9-18

第 37 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

第10章 その他

（都道府県の訓練）

第 38 条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

（都道府県の即応体制等の強化）

第 39 条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

（その他）

第 40 条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日消防広第80号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日消防広第93号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

緊急消防援助隊の応援等要請

第		報	
平成	年	月	日
		時	分

（消防庁長官） 殿

（都道府県知事）

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、平成 年 月 日 時 分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分頃			
災害発生場所	都道府県 市区町村			
出勤を希望する区域・活動内容				
災害の状況	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明
	石油コンビナート等	有・無	被害	有・無・不明

応援等要請日時	平成 年 月 日 時 分				
必要とする応援隊 （必要とする隊に○を付ける。 必要隊数が分かる場合は、 隊数を記入。）	出動可能な全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊		特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
			その他()		
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)					

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

応援等要請のための連絡事項

第	報				
平成	年	月	日	時	分

(消防庁長官 又は 都道府県知事) 殿

(市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	平成	年	月	日	時	分	頃
災害発生場所	都道府県					市区町村	
出動を希望する区域・活動内容							
災害の状況	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明			
	石油コンビナート等	有・無	被害	有・無・不明			

応援等連絡日時	平成	年	月	日	時	分	
必要とする応援隊 (必要とする隊に○を付ける。 必要隊数が分かる場合は、 隊数を記入。)	出動可能な全隊		特殊 災害 小隊	毒劇物等対応小隊			
	指揮支援隊			N災害対応小隊			
	指揮隊			B災害対応小隊			
	消火小隊			C災害対応小隊			
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊			
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊			
	後方支援小隊		特殊 装備 小隊	遠距離大量送水小隊			
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊			
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊			
	水上小隊			水難救助小隊			
その他()							
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)							

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等が必要である旨の連絡は電話により直ちに行うこと。また、本様式による連絡は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

出動可能隊数・出動隊数の報告

可能隊数報告	平成	年	月	日	時	分
出動隊数報告	平成	年	月	日	時	分

消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長
 代表消防機関消防長

 } 殿

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次のとおり隊数を報告します。

都道府県名						
災害名						
種別	可能隊数	人数	出動隊数	人数	備考	登録隊数
指揮支援隊						
指揮隊						
消火小隊						
救助小隊						
救急小隊						
後方支援小隊						
通信支援小隊						
航空小隊						
水上小隊						
特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊					
	N災害対応小隊					
	B災害対応小隊					
	C災害対応小隊					
	大規模危険物火災等対応小隊					
	密閉空間火災等対応小隊					
特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊					
	消防活動二輪小隊					
	震災対応特殊車両小隊					
	水難救助小隊					
	その他()					
合計						

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式3-1

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

平成	年	月	日	時	分
----	---	---	---	---	---

 都道府県知事 } 殿
 市町村長 }

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分頃				
災害発生場所	都道府県			市区町村	
災害名					
災害の状況	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明	
	石油コンビナート等	有・無	被害	有・無・不明	

出動区分	求め・指示（消防組織法第44条第__項）				
アクションプラン	適用（ ）・非適用				
求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分				
求め又は指示する隊					
求め又は指示する隊の規模	出動可能な全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊		大規模危険物火災等対応小隊		
	救急小隊		密閉空間火災等対応小隊		
	後方支援小隊		特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
				その他()	
応援先	都道府県			市区町村	
進出拠点					
連絡事項					

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の引揚決定通知

平成 年 月 日 時 分

消防庁長官
市町村長
指揮支援部隊長 } 殿

都道府県知事

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引揚決定日時	平成 年 月 日 時 分
引揚決定した隊	
連絡事項	

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

資料 9-18

別記様式4-2

緊急消防援助隊の引揚決定通知

平成	年	月	日	時	分
----	---	---	---	---	---

都道府県知事 }
市町村長 } 殿

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり引揚が決定しましたので通知します。

引揚決定日時	平成 年 月 日 時 分
引揚決定した隊	別添(別記様式4-1)のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式5-1(総括表)

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	平成 年 月 日
災害名	
都道府県	
消防本部	

1. 出動の状況

出動先	都道府県						
	市区町村						
時系列	求め又は指示日時	平成	年	月	日	時	分
	出動日時	平成	年	月	日	時	分
	集結完了日時	平成	年	月	日	時	分
	進出拠点到着日時	平成	年	月	日	時	分
	活動開始日時	平成	年	月	日	時	分
	活動終了日時	平成	年	月	日	時	分
	被災地引揚日時	平成	年	月	日	時	分
	帰署(所)日時	平成	年	月	日	時	分
	出動期間	出動日	～	帰署(所)日	日間		
	活動期間	活動開始日	～	活動終了日	日間		
隊種別	実数		延べ数				
指揮支援隊	隊	名	隊	名			
指揮隊	隊	名	隊	名			
消火小隊	隊	名	隊	名			
救助小隊	隊	名	隊	名			
救急小隊	隊	名	隊	名			
後方支援小隊	隊	名	隊	名			
通信支援小隊	隊	名	隊	名			
特殊災害小隊	隊	名	隊	名			
特殊装備小隊	隊	名	隊	名			
航空小隊	隊	名	隊	名			
水上小隊	隊	名	隊	名			
合計	隊	名	隊	名			

資料 9-18

別記様式5-1(総括表)

2. 活動の状況

救出人員	生存	名	救急搬送人員	出動件数	件
	死亡	名		軽症	名
				中等症	名
				重症	名
				その他	名
合計	名	合計	名		
活動概要					
隊員の負傷の有無					
車両・資機材の損傷					

資料 9-18

別記様式5-1(総括表)

緊急消防援助隊活動 に関する奏功事例等	
緊急消防援助隊活動 に関する困難事例等	
緊急消防援助隊活動 に関し、有効であった 資機材等	
緊急消防援助隊活動 に関する課題等	
上記課題に対する 改善策等	

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	平成 年 月 日
災害名	
都道府県	
消防本部	
出動次隊	次隊

1. 出動の状況

出動先	都道府県			
	市区町村			
時系列	求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分		
	出動日時	平成 年 月 日 時 分		
	進出拠点到着日時	平成 年 月 日 時 分		
	活動開始日時	平成 年 月 日 時 分		
	活動終了日時	平成 年 月 日 時 分		
	被災地引揚日時	平成 年 月 日 時 分		
	帰署(所)日時	平成 年 月 日 時 分		
	出動期間	出 動 日 ~ 帰署(所)日		日間
	活動期間	活動開始日 ~ 活動終了日		日間
隊種別		実 数	延べ数(実数×出動期間)	
指揮支援部隊	指揮支援隊	隊 名	隊	名
	通信支援小隊	隊 名	隊	名
	後方支援小隊	隊 名	隊	名
合 計		隊 名	隊	名

資料 9-18

別記様式5-2(指揮支援部隊)

2. 活動の状況

活動概要	
隊員の負傷の有無	
車両・資機材の損傷	

資料 9-18

別記様式5-2(指揮支援部隊)

緊急消防援助隊活動 に関する奏功事例等	
緊急消防援助隊活動 に関する困難事例等	
緊急消防援助隊活動 に関し、有効であった 資機材等	
緊急消防援助隊活動 に関する課題等	
上記課題に対する 改善策等	

別記様式5-2(都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊)

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	平成 年 月 日
災害名	
都道府県	
消防本部	
部隊・大隊名	
出動次隊	次隊

1. 出動の状況

出動先	都道府県			
	市区町村			
時系列	求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分		
	出動日時	平成 年 月 日 時 分		
	集結完了日時	平成 年 月 日 時 分		
	進出拠点到着日時	平成 年 月 日 時 分		
	活動開始日時	平成 年 月 日 時 分		
	活動終了日時	平成 年 月 日 時 分		
	被災地引揚日時	平成 年 月 日 時 分		
	帰署(所)日時	平成 年 月 日 時 分		
	出動期間	出動日 ~ 帰署(所)日		日間
	活動期間	活動開始日 ~ 活動終了日		日間
隊種別	実数	延べ数(実数×出動期間)		
指揮隊	隊 名	隊	名	
消火小隊	隊 名	隊	名	
救助小隊	隊 名	隊	名	
救急小隊	隊 名	隊	名	
後方支援小隊	隊 名	隊	名	
通信支援小隊	隊 名	隊	名	
特殊災害小隊	隊 名	隊	名	
特殊装備小隊	隊 名	隊	名	
水上小隊	隊 名	隊	名	
合計	隊 名	隊	名	

資料 9-18

別記様式5-2(都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊)

2. 活動の状況

救出人員	生存	名	救急搬送人員	出動件数	件
	死亡	名		軽症	名
				中等症	名
				重症	名
				その他	名
合計	名	合計	名		
活動概要					
隊員の負傷の有無					
車両・資機材の損傷					

資料 9-18

別記様式5-2(都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊)

緊急消防援助隊活動 に関する奏功事例等	
緊急消防援助隊活動 に関する困難事例等	
緊急消防援助隊活動 に関し、有効であった 資機材等	
緊急消防援助隊活動 に関する課題等	
上記課題に対する 改善策等	

資料 9-18

別記様式5-2(航空小隊)

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	平成 年 月 日
災害名	
都道府県	
航空隊名	
機体名	

1. 出動の状況

出動先	都道府県	1	2	3			
	市区町村	1	2	3			
活動人員	延べ	隊	名	出動日数	延べ	日間	
時系列	1	求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分				
		出動日時	平成 年 月 日 時 分				
		帰投日時	平成 年 月 日 時 分				
		出動期間	出 動 日 ~ 帰 投 日 日間				
	2	求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分				
		出動日時	平成 年 月 日 時 分				
		帰投日時	平成 年 月 日 時 分				
		出動期間	出 動 日 ~ 帰 投 日 日間				
	3	求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分				
		出動日時	平成 年 月 日 時 分				
		帰投日時	平成 年 月 日 時 分				
		出動期間	出 動 日 ~ 帰 投 日 日間				
活動実績	火災	救助	救急	輸送	情報収集	計	
	件数	件	件	件	件	件	
	救助・搬送人員	名	名	名	名	名	
	詳細事項	消火 回 ↓	ホイスト 名 着陸 名	軽症 名 中等症 名 重傷 名 その他 名	隊員 名 隊員以外 名 資機材等 kg 緊急物資 kg		
備考							

資料 9-18

別記様式5-2(航空小隊)

2. 活動の状況

活動概要	
隊員の負傷の有無	
航空機・資機材の損傷	
緊急消防援助隊活動に関する奏功事例等	
緊急消防援助隊活動に関する困難事例等	
緊急消防援助隊活動に関し、有効であった資機材等	
緊急消防援助隊活動に関する課題等	
上記課題に対する改善策等	

別記様式6-1

部隊移動に関する意見(照会)

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

消防庁長官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

現在の出動先	都道府県	市区町村
部隊移動先	都道府県	市区町村

求め又は指示する隊					
求め又は指示する隊の規模	全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊		特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
				その他()	
連絡事項					

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

部隊移動に関する意見(回答)

平成 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(都道府県知事 又は 市町村長)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、次のとおり回答します。

了承します。

その他

部隊移動に関する意見

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式6-3

緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部隊移動区分	求め・指示（消防組織法第44条第__項）					
求め又は指示日時	平成	年	月	日	時	分
現在の出動先					都道府県	市区町村
部隊移動先					都道府県	市区町村

求め又は指示する隊						
求め又は指示する隊の規模	全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊		
	指揮支援隊			N災害対応小隊		
	指揮隊			B災害対応小隊		
	消火小隊			C災害対応小隊		
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊		
	救急小隊		密閉空間火災等対応小隊			
	後方支援小隊		特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊		
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊		
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊		
	水上小隊			水難救助小隊		
				その他()		
連絡事項						

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式6-4

緊急消防援助隊の部隊移動通知

平成 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動市町村長 殿
 (緊急消防援助隊行動都道府県知事 経由)

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	求め・指示（消防組織法第44条第__項）
求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式6-5

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

平成	年	月	日	時	分
----	---	---	---	---	---

都道府県大隊長 殿
(指揮支援本部長 経由)

(都道府県知事)

貴指揮下の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示します。

部隊移動区分	指示 (消防組織法第44条の3第1項)				
指示日時	平成	年	月	日	時 分
現在の出動先			都道府県		市区町村
部隊移動先			都道府県		市区町村

指示する隊					
指示する隊の規模	全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊		密閉空間火災等対応小隊		
	後方支援小隊		特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
		その他()			
連絡事項					

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式6-6

緊急消防援助隊の部隊移動通知

平成	年	月	日	時	分
----	---	---	---	---	---

消防庁長官 殿

(都道府県知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	指示（消防組織法第44条の3第1項）
指示日時	平成 年 月 日 時 分
指示した隊	別添(別記様式6-5)のとおり
連絡事項	

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式6-7

緊急消防援助隊の部隊移動通知

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事	} 殿
市町村長	

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の指示が行われましたので通知します。

部隊移動区分	指示（消防組織法第44条の3第1項）
指示日時	平成 年 月 日 時 分
指示した隊	別添（別記様式6-5）のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式7

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

平成 年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

〇〇都道府県

災害対策本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

政府現地対策本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

調整本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	
指揮支援部隊長	所属		氏名	
	TEL			

資料 9-18

別記様式7

ヘリベース(HB) 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		職・氏名	
	TEL			

フォワードベース(FB) 設置場所：

FB指揮者	所属		職・氏名	
	TEL			
地上支援隊	所属		職・氏名	
	TEL			

〇〇市町村

災害対策本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

指揮支援本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長 (指揮支援隊長)	所属		氏名	
	TEL			

緊急消防援助隊

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		氏名	
	TEL			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		氏名	
	TEL			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

茨城DMAT運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震及び航空機・列車事故等による大規模な災害の急性期（概ね48時間）における被災地で救出・治療を行う災害派遣医療チーム（以下「茨城DMAT」という。）を派遣する際の編成及び運営等に関し必要な事項を定めるものであり、災害発生時における医療支援体制の充実強化を図ることを目的とする。

(出動基準)

第2条 茨城DMATは、大規模災害により、傷病者が概ね20名以上発生し、又は発生することが予想される場合に出動するものとする。ただし、特に茨城県知事（以下「知事」という。）が認めた場合は、この限りでない。

(指定医療機関)

第3条 次の要件をすべて満たす医療機関は、DMAT指定医療機関として指定を受けることについて、知事に申し出ることができる。

- (1) 茨城DMAT派遣を行う意志を持つこと
- (2) 所属職員によって茨城DMATを1チーム以上構成できること
- (3) 茨城DMATを派遣する際の必要な装備を予め有すること

2 知事は、前項の申し出を踏まえて、茨城DMATとして適切と判断した場合には、当該医療機関をDMAT指定医療機関として指定するとともに、指定医療機関との間で茨城DMAT派遣に関する協定書を締結する。

(編成)

第4条 茨城DMATは、医師、看護師等、事務等業務調整員の各々1名以上の4人編成を基本とするが、DMAT指定医療機関の実情に即した編成とする。

(派遣要請)

第5条 知事は、県内各市町村（災害対策本部）、県内各消防本部、他都道府県、厚生労働省等からの派遣要請を受け、茨城DMATの派遣が効果的と判断したときは、DMAT指定医療機関に茨城DMATの派遣を要請する。

- 2 知事は、他からの派遣要請がなくとも、独自の判断に基づき茨城DMATの派遣を要請することができる。
- 3 知事は、必要に応じて他都道府県又は厚生労働省に他都道府県DMATの派遣を要請することができる。

(消防本部による派遣要請)

第6条 県内各消防本部は、必要と判断したとき、DMAT指定医療機関に直接、茨城DMATの派遣を要請することができる。

- 2 派遣を要請した場合、消防本部は速やかに知事に届け出るものとする。
- 3 消防本部の要請に基づく茨城DMATの派遣は知事の要請とみなす。

資料 9-19

(出動)

第7条 DMA T指定医療機関は、可能と判断した場合、知事又は消防本部からの要請に基づき所属職員によって構成される茨城DMA Tを派遣する。

2 派遣要請を受諾し、出動した場合は速やかに知事に届け出るものとする。

3 DMA T指定医療機関は、茨城DMA Tの派遣が不可能な場合、知事及び消防本部からの茨城DMA Tの派遣要請を拒否することができる。

(活動内容)

第8条 茨城DMA Tは、被災地における活動（本部活動、地域医療搬送、病院支援、現場活動を含む）を行う。

2 茨城DMA Tは、茨城県災害対策本部（以下「県災対本部」という。）の指揮下で活動する。ただし、県災対本部が設置されていない場合は、茨城県保健福祉部医療対策課の指揮下で活動するものとする。

3 厚生労働省、他都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、他都道府県の指揮下で活動する。

4 茨城DMA Tは、医療資器材の消耗品・医薬品等の調達、移動手段、生活手段等を自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

(後方支援)

第9条 知事は、茨城DMA Tの医療資器材の消耗品・医薬品等の調達、移動手段及び生活手段等の確保について可能な限り支援及び調整に努めるものとする。

(DMA T活動現地本部及び茨城統括DMA T)

第10条 知事は、茨城県内が被災地の場合、現場活動に関わる茨城DMA Tを統括するDMA T活動現地本部を災害拠点病院等に設置する。

2 DMA T活動現地本部は、茨城県保健福祉部現地災害対策本部の指揮下に入る。

3 複数の茨城DMA Tが派遣されたとき、茨城県保健福祉部現地災害対策本部長は茨城DMA Tの責任者となる茨城統括DMA Tを指名する。

4 茨城統括DMA Tは、茨城DMA Tの医療活動全体を統括する。

(事後検証会議)

第11条 知事は、必要に応じて茨城DMA T事後検証会議を開催し、DMA T活動の質の向上に努めるものとする。

(その他)

第12条 他都道府県から派遣されたDMA Tについて、第9条及び第10条は、茨城DMA Tと同様に扱うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、茨城DMA Tの運営に関し必要な事項は、知事が別途定める。

付 則

この要綱は、平成20年1月10日から施行する。

この要綱は、平成27年3月20日から施行する。

資料 9-19

マニュアル様式-6

(被災地の消防機関等→県医療対策課・DMAT指定医療機関)

茨城DMAT派遣要請依頼書

平成 年 月 日

茨城県知事
(又はDMAT指定医療機関の長) 様

(消防機関等の長)

下記のとおり災害等が発生したと見込まれるので、茨城DMATの派遣を要請されるよう依頼します。
(下記のとおり災害等が発生したと見込まれるので、茨城DMATの派遣を要請します。)

記

1 災害発生日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分	
2 被災場所	市・町・村 地 (災害現場)	
3 被災状況	種 別	交通災害(自動車・鉄道・航空機・船舶) 爆発・崩壊・火災・水難・中毒(疑いを含む) NBC災害(疑いを含む)・その他()
	負傷者数	約 名と想定
4 進入経路		
5 注意すべき事項 (※参集場所等、特記事項 があれば記載)		

資料 9-19

マニュアル様式-8

(被災地の消防機関等→県医療対策課)

茨城DMAT派遣要請届出書

平成 年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

(消防機関等の長)

下記のとおり災害等が発生したため、茨城DMAT運営要綱第6条に基づき、茨城 DMATを要請したため報告いたします。

記

1 派遣要請日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
2 派遣先	
3 参集場所	
4 被災地の状況	
5 特記事項	

資料 9-19

マニュアル様式-9

(県医療対策課→派遣要請があった消防機関等)

派遣要請があった消防機関への茨城DMA T 出動報告書

平成 年 月 日

(派遣要請があった消防機関等の長) 殿

茨 城 県 知 事

茨城DMA T 派遣要請があったことについて、下記のとおり報告します。

- 1 出動された 2 出動されなかった

1 派遣要請日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
2 出 動 先	
3 参 集 場 所	
4 出 動 病 院 名	

資料 9-19

マニュアル様式-10

(DMAT指定医療機関→消防本部→消防防災課)

様式第1号(第5)

防災ヘリコプター緊急運行要請書

受信時間	時	分	現在
1 要請機関名	Tel 発信者		
2 災害内容	(1)救急(2)救助(3)災害応急(調査・広報)(4)火災防衛(5)その他		
3 活動内容	調査、広報、撮影、傷病者搬送、空中消化、救急、救助 輸送(品名数量) その他		
4 発生現場及び発生時間	市町村	地内	
	(目標)		
	(離着陸場所)		
	平成 年 月 日 ()	午前・午後	時 分
5 現地の気象条件	天候	風向	風速 気温
	視程	m	警報・注意報
6 現場指揮者	所属・職氏名		
7 現場との連絡手段	無線機別(全国派、県波) 現場指揮本部(車)呼出名称(コールサイン)		

8 要請を必要とする理由	※ 災害の状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること (救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記述のこと)
目標	別添地図のとおり ※目標が明確となる大きめの図面を添付のこと

茨城県防災航空隊 緊急要請専用 029-863-0117
 FAX 029-857-8501
 防災FAX 82-620-300
 (午後5時15分～翌朝8時30分まで要請)
 消防防災課 029-301-2879
 FAX 029-301-2898
 防災FAX 9-600-8300

受信者	
-----	--

資料 9-19

9 傷 病 者 搬 送 の 場 合	傷病者	氏名		年齢	歳	性別	男・女
		氏名		年齢	歳	性別	男・女
	症状						
	着陸場所の目標等	出場先所在地及び目標		出動先所在地及び目標			
	同乗者	医師及び看護師の氏名		関係者の氏名			
	医療機関への搬送方法	救急車の手配		医療機関の手配			
	受入医療機関	所在地名称		連絡先		Tel	
搬送先消防本部の担当者職氏名	消防本部		課		氏名		
	Tel		職				

10 必要資器材	
11 他航空機への要請	(有・無) 機関名 要請機数
12 その他必要事項	

※以下の項目は防災航空隊で、出動の可否を決定後、連絡します。

1 使用無線機等	無線種別 (全国波、県波) 現場指揮本部 (車) 呼出名称 (コールサイン)
2 到着予定時間	平成 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃料の確保	要手配・手配不用 ・(ドラム缶 本)

(茨城県防災ヘリコプター緊急運航要領 消防防災課)

自衛隊災害派遣要請依頼書

文 書 番 号
令和 年 月 日

茨城県知事 殿

日立市災害対策本部長
(市長)

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

うえのことについて、自衛隊法第83条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請の理由

- (1) 災害の種類 水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、その他（ ）
- (2) 災害発生の日時 令和 年 月 日 時 分
- (3) 場 所
- (4) 被害状況
- (5) 要請する理由

2 派遣を希望する期間

自 令和 年 月 日 時 分
至 令和 年 月 日 時 分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣希望区域 県 市
- (2) 活動内容

4 その他参考事項

- (1) 現地において協力しうる団体、人員、機材等の数量及びその状況
- (2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況
- (3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法
- (4) 気象の概況
- (5) その他

自衛隊部隊撤収要請依頼書

文 書 番 号
令和 年 月 日

茨城県知事 殿

日立市災害対策本部長
(市長)

㊟

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について (依頼)

令和 年 月 日付 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 令和 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

資料 11-1

市内における政府指定倉庫一覧

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

管内	倉庫名	所在地	電話	買入期の貯蔵量
本庁	茨城米穀株式会社茨米日立	会瀬町 2-22-12	35-6258	1,080 t
中部	茨城県経済連多賀連倉	多賀町 1-12-10	33-0048	656 t
南部	常陸農業協同組合みなみ支店	大和田町 1992	53-2121	810 t
	〃 (倉庫のみ)	下土木内町 341-1	—	309 t
日高	江幡商店	川尻町 1-15-21	43-5710	302 t

資料 11-2

防災備蓄倉庫一覧

(令和6年4月1日現在)

No.	対象施設	想定避難者数	倉庫規模
1	助川小学校	100人	19㎡
2	会瀬小学校	100人	19㎡
3	宮田小学校	100人	19㎡
4	滑川小学校	100人	19㎡
5	仲町小学校	100人	19㎡
6	中小路小学校	100人	19㎡
7	大久保小学校	100人	19㎡
8	河原子小学校	100人	19㎡
9	成沢小学校	100人	19㎡
10	諏訪小学校	100人	19㎡
11	水木小学校	100人	19㎡
12	大みか小学校	100人	19㎡
13	大沼小学校	100人	19㎡
14	金沢小学校	100人	19㎡
15	塙山小学校	100人	19㎡
16	油繩子小学校	100人	19㎡
17	田尻小学校	100人	19㎡
18	日高小学校	100人	19㎡
19	豊浦小学校	100人	19㎡
20	坂本小学校	100人	19㎡
21	東小沢小学校	100人	19㎡
22	楡形小学校	100人	19㎡
23	山部小学校	100人	19㎡
24	助川中学校	200人	26㎡
25	平沢中学校	200人	26㎡
26	駒王中学校	200人	26㎡
27	滑川中学校	200人	26㎡
28	多賀中学校	200人	26㎡
29	大久保中学校	200人	26㎡
30	河原子中学校	200人	26㎡
31	泉丘中学校	200人	26㎡
32	台原中学校	200人	26㎡
33	日高中学校	200人	26㎡
34	豊浦中学校	200人	26㎡
35	久慈中学校	200人	26㎡
36	坂本中学校	200人	26㎡
37	中里小中学校	100人	19㎡
38	特別支援学校	120人	19㎡
39	久慈小学校	100人	19㎡
40	十王中学校	200人	26㎡

No.	対象施設	想定避難者数	倉庫規模
41	十王交流センター	50人	13㎡
42	日高交流センター	200人	26㎡
43	田尻交流センター	50人	13㎡
44	滑川交流センター	100人	19㎡
45	宮田交流センター	50人	13㎡
46	仲町交流センター	50人	13㎡
47	中小路交流センター	50人	13㎡
48	助川交流センター	50人	7㎡
49	成沢交流センター	50人	13㎡
50	油繩子交流センター	50人	13㎡
51	諏訪交流センター	50人	13㎡
52	大久保交流センター	50人	13㎡
53	河原子交流センター	50人	13㎡
54	塙山交流センター	50人	13㎡
55	大沼交流センター	200人	26㎡
56	金沢交流センター	50人	13㎡
57	水木交流センター	200人	26㎡
58	大みか交流センター	50人	13㎡
59	十王体育館	200人	26㎡
60	鮎川体育館	100人	19㎡
61	産業支援センター	50人	13㎡
62	日立一高	200人	26㎡
63	日立北高	200人	26㎡
64	日立工高	200人	26㎡
65	茨城キリスト教学園高校	200人	26㎡
66	日専校	200人	26㎡
67	日立商業高校	200人	26㎡
68	池の川さくらアリーナ	750人	52㎡
69	久慈川日立南交流センター	50人	13㎡
70	南部支所多目的室	100人	40㎡

※未整備箇所

交流センター…豊浦、中里、会瀬、久慈
高等学校…日立二高、多賀高

備蓄品一覧(R7.4.1現在)

分類	品名	内訳等	1箇所あたり数量		
			200人用	100人用	50人用
倉庫	防災備蓄倉庫	ヨド蔵MD	26㎡ 13㎡×2棟	19㎡	13㎡
飲料・食糧類	水	避難者用 飲料水	1,800ℓ 200人×3ℓ/日×3日分	900ℓ 100人×3ℓ/日×3日分	450ℓ 50人×3ℓ/日×3日分
	米類	α米:きのこ、ひじき、わかめ外(アレルギー対応食品) @50食入 おこげ:コンソメ味 @30食入	1,800食 200人×3食×3日分	900食 100人×3食×3日分	450食 50人×3食×3日分
	パン類	オレンジ、ココア、ホワイトチョコ&ストロベリー外 @24個入			
	その他	フリーズドライビスケット、ゼリー飲料、携帯おにぎり	拠点倉庫:計37,200食(9,300人×4日分)		
生活物資類	間仕切りテント(緑)	感染症対策、プライバシー確保用 収容人員:2人を想定 屋根付き (W2100×D2100×H1400)	10張(小中学校のみ)※1		
	間仕切りテント(青)	感染症対策、プライバシー確保用 収容人員:3人を想定 (W2400×D2400×H1800)	10張(小中学校のみ)※1		
	ダンボールパーティション	感染症対策、プライバシー確保用 (W2000×D2000×H1800)	3組(小中学校のみ)		
	ダンボールベッド	感染症対策 (W1900×D700×H400 耐荷重:約200kg)	20個(小中学校のみ)※2		
	寝袋	防災備蓄用寝袋 (W2100×D80) ※エアースタックマット装着可	20個(小中学校のみ)※2		
	エアースタックマット	蛇腹式 空気入れ付	100枚	50枚	20枚
	毛布	備蓄用毛布	300枚	150枚	50枚
	簡易トイレ	5台/箱 (耐荷重:120kg)	1箱(5台入)		
	トイレ用テント	簡易トイレ用	2張(小中学校のみ)		
	トイレ用袋	100枚入り/箱	10箱	5箱	1箱
	飲料水袋	100枚入り/箱	2箱		
	救急箱	三角巾、ガーゼ、包帯、マスク、消毒液、ピンセット等	1箱		
	アルミシート	50枚入り/箱	2箱(小学校のみ)		
	ゴミ袋	500枚入り/箱	1箱		
	ポリタンク	飲料水確保用	10個		
	傘袋	100枚入り/袋	2袋		
	生理用品	生理用ナプキン(昼用・夜用:各20パック)	40パック(小中学校のみ)		
	ウェットティッシュ	30枚入り/個	50個(小中学校のみ)		
	資機材類	避難所看板	「日立市避難所」の表示	2枚	
炊出し釜		プロパンガス又は直火炊き (10升、約150食)	一式		
発電機		プロパンガス仕様 8.5A-850W	1台		
ガスボンベ		発電機用8kボンベ(発電機連続運転 約15時間分)	1本(※3)		
投光器		65W 蛍光灯、三脚1基付	6基	2基	
ランタン		LED、単1乾電池3本	7個		
懐中電灯		LED、ラジオ(AM/FM)、サイレン、ランタン機能	10台		
防災用ライト		アクモキヤンドル AQB-4I-1W	20個(小中学校のみ)		
避難誘導棒		赤色灯、青色灯、赤色・青色点滅	5本		
拡声器		マイク+サイレン機能	3台		
バケツ		清掃及びトイレ排水等	20個		
石油ストーブ		交セ等50人規模は石油ストーブ	-	3台	
工具一式		スパナ、ドライバースセット、六角レンチ、プライヤー、カッターナイフ	1式		
コードリール		電源延長用(50m)	3個	1個	
台車			1台		
ポンプ・ホース等		ガソリン仕様 ホースは距離に応じる	1式(※4)	-	
缶詰ガソリン		1ℓ×4個・3年保存 ポンプ配備避難所のみ	4個(※4)	-	
ガソリン携行缶		20ℓ用 ポンプ配備避難所のみ	1個(※4)	-	
組立水槽		300人・150人=2.2t、50人=1t	1個		
ブルーシート		3.6m×5.4m	3枚(小中学校のみ)		
ポリバケツ		45ℓ 蓋つき	1個(小中学校のみ)		
テレビ		日立 Wooo 37型液晶 (倉庫にない所は、学校内で使用している)	1台(小・中・高校のみ)		
電気ケトル		給湯用 1.2ℓ	2台(小中学校のみ)		
蓄電池		容量:2.5kWh 定格出力:1.5kVA/1.4kW(スマホ充電約160台分)	1台(小中学校のみ)(※5)		
スポットクーラー		ダイキン SUA-SSPIHS 1.6kW 冷温約13℃	2台(小学校21校、小中学校1校、中学校1校)(※6)		
その他		特設公衆電話	小、中学校5台、交流センタ等3台(体育館があるところは5台)	5台又は3台	
	感染症対策物品①	フェイスシールド30枚、ニトリル手袋、不織布エプロン、養生テープ	1式(小中学校のみ)		
	感染症対策物品②	避難者用(不織布マスク、手指消毒液、薬用石鹸、ペーパータオル 防災用ウェットティッシュ、冷却材)	1式(小中学校のみ)		
	感染症対策物品③	漂白剤3本、ゴミ袋1パック、ポリ袋2パック、雑巾30枚、バケツ2個	1式(小中学校のみ)		
	文具類	筆記用具、ガムテープ、OAタック、乾電池等	1式		
	諸用紙	避難者名簿、避難所日記等	1式		
	ヘルプマークビブス	使い捨てタイプ	各10着(小中学校のみ)	-	

※1 久慈川及び十王川洪水時避難所には規模に応じて30~50張を配備

※2 間仕切りテント(緑)及び(青)の合計数と同数を配備

※3 高圧ガス保安協会との応援協定により、補てん支援の予定あり

※4 プールと体育館の距離が概ね100m以上の避難所に配備

※5 蓄電池は、体育館内(放送室等)に保管

※6 スポットクーラーは小学校21校(久慈小を除く)、中里小中学校、久慈中学校に配備

資料 12-1

救急告示病院一覧表

(令和7年3月31日現在)

医療機関名	科 目	電話番号	所 在 地
日立総合病院	内・呼内・循内・消内・腎内・神内・皮・感・内・小・精神・外・呼外・心外・泌・脳外・整外・形成・眼・耳・産婦・リハ・放・麻・病理・検査・救急・歯・歯外・他	23-1111	城南町 2-1-1
ひたち医療センター	内・消内・神内・小・外・消外・泌・脳外・整外・形成・美外・リハ・放・歯・小歯・他	36-2551	鮎川町 2-8-16
久慈茅根病院	内・呼内・循内・消内・皮・小・外・心外・乳外・消外・肛外・整外・眼・耳・リハ・放・麻・他	52-2119	久慈町 4-16-10
聖麗メモリアル病院	脳外・麻	52-8500	茂宮町 841
嶋崎病院	整外・形成・リハ	36-7070	会瀬町 3-23-1

○診療科目の略称

科目	略称	科目	略称	科目	略称	科目	略称
内科	内	呼吸器内科	呼内	循環器内科	循内	消化器内科	消内
腎臓内科	腎内	神経内科	神内	糖尿病内科	糖尿	血液内科	血内
皮膚科	皮	アレルギー科	アレ	リウマチ科	リウ	感染症内科	感内
小児科	小	精神科	精神	心療内科	心療	外科	外
呼吸器外科	呼外	心臓血管外科	心外	乳腺外科	乳外	気管食道外科	気外
消化器外科	消外	泌尿器科	泌	肛門外科	肛外	脳神経外科	脳外
整形外科	整外	形成外科	形成	美容外科	美外	眼科	眼
耳鼻咽喉科	耳	小児外科	小外	産婦人科	産婦	産科	産
婦人科	婦	リハビリテーション科	リハ	放射線科	放	麻酔科	麻
病理診断科	病理	臨床検査課	検査	救急科	救急	歯科	歯
矯正歯科	矯歯	小児歯科	小歯	歯科口腔外科	歯外	その他	他

資料 12-2

救急医療協力医療機関一覧表

(令和7年3月31日現在)

医療機関名	診療科目	電話番号	所在地
永井ひたちの森病院	内・呼内・循内・消内・神内・皮・アレ・リウ・精神・心療・乳外・泌・整外・形成・美外・リハ・他	44-8800	小木津町 966
田尻ヶ丘病院	内・循内・消内・腎内・神内・リハ・放・歯・小歯・他	43-2323	田尻町 3-24-1
日鉦記念病院	内・呼内・循内・消内・腎内・糖尿	24-1212	宮田町 1-4-1
川崎病院	内・皮・外・泌・婦・他	52-1170	大和田町 1862-2
回春荘病院	内・精神・心療・リハ・他	52-3115	大みか町 6-17-1

資料 12-3

その他の医療機関一覧表

(令和7年3月31日現在)

医療機関名	診療科目	電話番号	所在地
日立さくらクリニック	内・外・脳外	43-2000	田尻町4-49-15
田尻眼科クリニック	眼	44-7544	田尻町4-36-5
かわい整形外科クリニック	整外・リハ	33-5576	日高町1-27-8
ていねい在宅クリニック日立北	内・外	33-9733	日高町1-27-19
栗山整形外科	内・皮・外・整外	42-8100	日高町3-8-3
佐々木胃腸科外科	内・消内・外	43-0333	折笠町564-2
川尻整形外科	整外・リハ	33-7819	川尻町3-19-13
日立北クリニック	内・皮・小・外・脳外	43-6555	川尻町5-29-15
やまがた内科医院	内	44-8700	川尻町1-35-7
十王医院	内・皮・小・外・泌・ 耳	39-3266	十王町友部1584-1
十王ひがし野クリニック	内・泌	39-3232	十王町伊師3456-7
福島クリニック	内・循内・外・整外	39-6800	十王町友部東2-5-5
大山医院	内	37-2215	中成沢町2-21-7
西成田医院	内・リウ	25-6520	西成沢町2-2-1
小川医院	内・糖尿	21-0963	相賀町5-1
メドアグリクリニックひたち	内・精神・外	33-6305	旭町3-4-2
こころのクリニック日立	精神・心療	33-9008	幸町1-14-5
立花クリニック	内・小	23-0605	幸町1-7-7
とじま耳鼻咽喉科クリニック	耳	27-3387	幸町1-7-7

資料 12-3

ひたち腎臓病・生活習慣病クリニックたんぽぽ	内・腎内・泌	87-6222	城南町 4-1-10
福地レディースクリニック	婦	27-7521	鹿島町 2-17-4
おおたしろクリニック	内・消内・乳外	22-8800	平和町 1-17-15
ハートフル日立	内	33-8630	弁天町 1-1-21
柴原皮膚科	皮	24-2611	助川町 1-7-9
佐藤医院	内	21-2330	神峰町 1-10-20
河端整形外科皮膚科クリニック	皮・アレ・整外・リハ	33-5066	神峰町 4-2-6
聖麗メモリアル高鈴	脳外	23-6060	高鈴町 1-18-1
天谷医院	皮・泌	21-6211	若葉町 3-7-13
大塚小児科医院	小	21-3592	若葉町 3-12-1
田村内科医院	内・小	24-6125	若葉町 3-1-2
福地耳鼻咽喉科医院	耳	21-1962	若葉町 1-18-17
さおとめ眼科	眼	22-7999	本宮町 2-7-28
かもめ・日立クリニック	腎内	25-1531	東滑川町 1-3186
グルコピア日立	内・糖尿	27-7211	東滑川町 1-38-10
ないとうクリニック	内・外・脳外・整外	23-5111	東滑川町 2-23-3
ひたちの森クリニック	内・呼内・循内・消内・皮・精神・心療・整外・形成・美外	32-7700	東滑川町 5-12-1
みどりクリニック	内・消内・アレ・精神・心療	28-8686	東大沼町 3-15-5
内藤整形外科医院	リウ・整外・リハ	53-1833	東大沼町 4-30-21
根道ヶ丘クリニック	内・呼内・アレ・小	25-6661	大沼町 4-9-1

資料 12-3

石川クリニック	内・泌	33-7788	金沢町 4-24-16
おあしす内科リウマチ科クリニック	内・リウ・精神・心療・ 整外	33-8255	金沢町 3-17-15
くにかた眼科	眼	33-9301	金沢町 3-19-13
寺岡整形外科クリニック	内・リウ・外・整外・ リハ	28-7766	金沢町 3-19-3
なわ内科・呼吸器クリニック	内・呼内	33-6531	金沢町 3-20-5
わだクリニック	内・外・脳外	28-6015	東金沢町 5-6-18
瀬尾医院	産	33-0763	東多賀町 2-15-8
あおば皮膚科クリニック	皮・アレ	35-0011	千石町 1-6-20
佐藤内科胃腸科医院	内・循内・消内・小・ 放	36-0320	千石町 3-10-7
ひたちの眼科	眼	33-7439	千石町 2-6-6
山手クリニック	内・外・整外・麻	33-2121	千石町 2-13-3
いのうえクリニック	内・皮・泌・整外	33-1253	多賀町 2-17-7
佐瀬内科クリニック	内・小	38-0077	多賀町 1-2-22
篠原医院	内・小・整外	33-2357	多賀町 3-14-8
日立梅ヶ丘病院	内・精神・他	34-2103	大久保町 2409-3
稲葉眼科医院	眼	36-0279	末広町 2-7-1
石川内科ファミリークリニック	内・消内・小	33-8600	桜川町 3-11-15
川島クリニック	内・消内	35-1266	桜川町 1-1-1
千葉クリニック	内・循内	25-6070	桜川町 2-18-1
はらくりニック	内・消内・外	28-5566	桜川町 2-25-1
桜川眼科クリニック	眼	28-5611	桜川町 1-1-16

資料 12-3

みんなの日立クリニック	内・外	85-6663	桜川町 1-8-1
長山皮膚科医院	皮	33-1858	鮎川町 1-2-20
新島スカイクリニック	内・消内	33-5511	鮎川町 3-1-21
日立厚生医院	内・外・肛外・小外	34-1241	鮎川町 5-9-9
西野医院	内・小・心療・外・整外・リハ	27-1313	留町 1166-1
えじり内科クリニック	内・循内	54-2221	大和田町 1-1-28
いばらき診療所ひたち	内・リハ	54-3311	久慈町 2-6-37
日立港病院	内・消内・皮・小・外・消外・眼・リハ	52-3576	みなと町 11-10
みどり第2クリニック	内・精神・心療	52-6521	久慈町 7-19-14
南高野医院	内・呼内・消内・皮・小	52-2660	南高野町 3-16-2
井村整形外科医院	内・整外	52-2191	大みか町 6-4-10
大原神経科病院	精神・他	52-4352	大みか町 1-13-18
大みか皮膚科クリニック	内・皮・脳外	54-1800	大みか町 2-29-1
大森内科医院	内・消内・小	54-1361	大みか町 2-5-16
サンアイ眼科	眼	54-3000	大みか町 4-4-8
島田外科医院	内・皮・外・整外	53-4888	大みか町 2-13-18
堀内耳鼻咽喉科医院	アレ・耳	52-3841	大みか町 2-29-10

資料 12-4

日立市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書

日立市（以下「甲」という。）と社団法人茨城県日立市医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、甲が日立市地域防災計画に基づいて行う医療救護活動に対し、乙が協力することに関して、必要な事項を定める。

（災害医療救護計画）

第2条 乙は、甲が行う医療救護計画を策定し、これを甲に提出品しなければならない。これを變更した場合も同様とする。

（医療救護隊の派遣）

第3条 甲は、医療救護活動を実施する場合は、乙に対し医療救護隊の派遣を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、直ちに医療救護隊を編成し、派遣しなければならない。

3 医療救護隊は、医師、看護婦及びその他補助事務員それぞれ若干名で組織するものとする。

（医療救護隊の活動場所）

第4条 乙所属の医療救護隊の活動場所は、原則として甲が設置する救護所とする。

（医療救護隊の業務）

第5条 医療救護隊の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置
- (2) 後方医療施設の転送の要否及び転送の順位の設定
- (3) 死亡の確認

2 医療救護隊は、原則として甲が調達する医薬品等を使用するものとする。

（医薬品等の輸送）

第6条 次に掲げる業務は、原則として甲が行う。

- (1) 医療救護隊の輸送
- (2) 医薬品等の輸送
- (3) 傷病者の後方医療施設への転送
- (4) 救護所における給食及び給水

（医療費）

第7条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療は、原則として傷病者負担とする。

資料 12-4

(指揮命令)

第8条 医療救護隊に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡は、乙が行うものとする。

(費用弁償等)

第9条 医療救護隊の派遣及び活動に伴う次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護隊の編成及び派遣に要する経費
- (2) 医療救護隊が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- (3) 医療救護隊の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償

2 前項第1号及び第3号に係る経費については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(医療紛争の処理)

第10条 甲は、医療救護隊の活動により、医事紛争が生じた場合は、故意又は重大な過失によるものを除くほか、責任をもってその処理にあたるものとする。

(細目)

第11条 本協定を実施するための必要な事項及び定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の証として、本協定を2通作成し、甲乙双方記名押印し、各自1通を保有する。

昭和59年3月28日

災害時の歯科医療救護についての協定

日立市（以下「甲」という。）と一般社団法人日立歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

- 第1条 この協定は、日立市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）に基づき、甲が行う歯科医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 乙は、日立市内の災害時歯科医療の中核機能を十分に発揮するように努めるものとする。
 - 3 甲は、市防災計画及び本協定に基づいて行う歯科医療救護に関し、乙の協力を得て実施できるよう必要な調整を行うものとする。
 - 4 乙は、前項の歯科医療救護が円滑に行われるよう必要な調整を行うものとする。
 - 5 甲は、避難所等での口腔ケアの重要性の啓発に努めるものとする。

（歯科医療救護計画）

- 第2条 乙は、歯科医療救護の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。
- 2 前項の歯科医療救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - （1）歯科医療チームの編成計画及び活動計画
 - ア 歯科医療救護チーム
 - イ 口腔ケアチーム
 - ウ 個人識別（身元確認）チーム
 - （2）乙と関係機関との通信連絡方法
 - （3）指揮系統
 - （4）医薬品、医療資機材等の備蓄
 - （5）訓練計画
 - （6）その他必要な事項

（歯科医療チームの派遣）

- 第3条 甲は、市防災計画に基づき、必要に応じて、乙に歯科医療チームの派遣を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する歯科医療救護計画に基づき、歯科医療チームを派遣するものとする。ただし、災害が激甚であり、歯科医療チームの要員に危害が生じるおそれがある場合は、この限りでない。

資料 12-5

- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請によらず歯科医療チームを派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

(歯科医療チームに対する指揮)

第4条 甲は、歯科医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する歯科医療チームを指揮するものとする。この場合において、当該歯科医療チームに対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

(歯科医療救護チームの業務)

第5条 乙が派遣する歯科医療救護チームは、甲が避難所等に設置する医療救護所において歯科医療救護活動を行うものとする。

- 2 歯科医療救護チームの業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者のスクリーニング（症状判別）
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- (3) 傷病者の後方医療施設への転送の要否の判断及び転送順位の決定
- (4) その他状況に応じた処置

(口腔ケアチームの業務)

第6条 乙が派遣する口腔ケアチームは、甲が設置する避難所において口腔ケア活動を行うものとする。

- 2 口腔ケアチームの業務は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者、障害者等への口腔ケアの実施
- (2) 呼吸器感染症予防のための口腔ケアの啓発、指導及び実施
- (3) その他状況に応じた口腔ケアの啓発、指導及び実施

(個人識別（身元確認）チームの業務)

第7条 乙が派遣する個人識別（身元確認）チームは、甲が設置する遺体安置所及び災害現場において個人識別活動を行うものとする。

- 2 個人識別（身元確認）チームの業務は、次のとおりとする。

- (1) 検視又は検案に際しての法歯学上の協力
- (2) 個人識別活動の記録及び報告
- (3) その他必要な事項

(歯科医療チームの機器整備等)

第8条 乙は、歯科医療救護チームが円滑に活動できるよう、移動用診療機器等の整備に努めるものとする。

- 2 乙は、口腔ケアチームが円滑に活動できるよう、口腔ケア用の機器の整備を進めるとともに、人材の育成に努めるものとする。

資料 12-5

3 乙は、個人識別（身元確認）チームが円滑に活動できるよう、識別用機器、機材の整備を進めるとともに、人材の育成及び甚大な被害にも対応できるよう茨城県警察本部、日立警察署、その他の関係機関との連携に努めるものとする。

（歯科医療チームの輸送等）

第9条 甲は、乙の歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療チームの輸送等について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の提供）

第10条 歯科医療救護活動に要する医薬品、衛生材料等は、乙が調達携行するものとし、不足する医薬品、衛生材料等の調達は、乙の要請に基づき甲が行うものとする。

（医療費）

第11条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 医療機関に転送された場合における医療費は、患者が負担するものとする。

（費用弁償）

第12条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合（第3条第3項の承認を得た場合を含む。）に要する次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

（1）歯科医療チームの編成及び派遣に要する経費

（2）歯科医療チームが携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の経費

（3）歯科医療チームの要員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

（訓練）

第13条 乙は、甲が実施する訓練に積極的に参加するものとする。

（歯科医療ボランティアの調整）

第14条 乙は、必要に応じて、歯科医療ボランティア調整本部を設置し、甲との連携の下、歯科医療ボランティアの募集、登録及び派遣の調整に努めるものとする。

（細目）

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

資料 12-5

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、甲乙協議の上定める。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日の1月前までに、甲又は乙から協定期間を更新しない旨の申入れがない場合は、この協定は、同一条件にて1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年7月3日

資料 12-6

災害時の薬事に関する医療救護についての協定

日立市（以下「甲」という。）と一般社団法人日立薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の薬事に関する医療救護（以下「薬事医療救護」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、日立市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）に基づき、甲が行う薬事医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師派遣計画）

第2条 乙は、薬事医療救護の円滑な実施を図るため、薬剤師派遣計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（薬剤師の派遣要請）

第3条 甲は、市防災計画に基づく薬事医療救護を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、前条に規定する薬剤師派遣計画に基づき、薬剤師を派遣するものとする。

（指揮命令）

第4条 乙により派遣された薬剤師（以下「派遣薬剤師」という。）に対する指揮及び薬事医療救護に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（派遣薬剤師の業務）

第5条 派遣薬剤師は、甲が避難所等に設置する医療救護所において、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 傷病者等に対する調剤、服薬指導及び薬剤使用等の指導
- (2) 医薬品等の仕分及び管理
- (3) その他必要な事項

（派遣薬剤師の輸送）

第6条 甲は、薬事医療救護が円滑にできるよう、派遣薬剤師の輸送について必要な措置をとるものとする。

資料 12-6

(医薬品等の確保)

第7条 薬事医療救護に要する医薬品等は、乙が調達携行するものとし、不足する医薬品等の調達は、乙の要請に基づき甲が行うものとする。

(調剤費)

第8条 医療救護所における調剤費は、無料とする。

2 医療機関に転送された場合における調剤費は、患者が負担するものとする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が薬事医療救護を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師の派遣に要する経費

(2) 派遣薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の経費

(3) 派遣薬剤師が薬事医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、甲乙協議の上定める。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日の1月前までに、甲又は乙から協定期間を更新しない旨の申入れがない場合は、この協定は、同一条件にて1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月27日

日立市避難行動要支援者名簿取扱要領

平成29年12月14日制定

(目的)

第1条 この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づいて市長が作成する避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するために必要な支援を地域の中で受けられる体制を整備し、もって市民が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(名簿への記載)

第2条 市長が名簿に記載する者は、本市において在宅で生活をする要配慮者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要介護状態区分が要介護3以上の者
- (2) 市の緊急通報システムを設置している者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級又は2級である者
- (4) 療育手帳の交付を受け、その障害の程度が㊸又はAである者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が1級又は2級である者
- (6) 65歳以上のひとり暮らしの者（自ら避難することが困難なものに限る。）
- (7) 前各号に掲げる者のほか、必要と認める者

2 前項第6号及び第7号に掲げる者については、本人又は代理人から名簿への記載を希望する旨の申出があった場合に、民生委員児童委員の協力を得て避難能力、生活状況等を調査し、調査の結果必要と認められるときに、名簿に記載するものとする。

3 前項に規定する申出は、避難行動要支援者名簿記載希望申出書兼同意書（別記様式。以下「申出書兼同意書」という。）に必要な事項を記入し、市長へ提出することにより行うものとする。

4 市長は、前項の規定に基づいて名簿に記載した場合は、当該申出者が提出した申出書兼同意書の副本を作成し、これを当該申出者に交付するものとする。

(名簿情報の提供に係る同意)

第3条 前条第3項の規定は、避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に係る同意の意思表示について準用する。

(名簿情報の提供)

第4条 市長は、第2条第3項（前条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて申出書兼同意書の提出があった場合は、当該本人の名簿情報を次の各号に掲げるものに対し、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で提供するものとする。

- (1) 日立市コミュニティ推進協議会の単会
- (2) 民生委員児童委員
- (3) 社会福祉法人日立市社会福祉協議会
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認めるもの

2 前項に規定する名簿情報の提供は、当該本人に係る申出書兼同意書の副本を交付することにより行う。この場合において、市長は、当該避難支援等関係者に対し、当該名簿情報を他に漏らしてはならないことを通知するものとする。

資料 12-7

3 第1項各号に掲げるものその他名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらであった者は、名簿情報の漏えい、紛失等があった場合は、直ちにその旨を市長に報告するものとする。

4 市長は、名簿情報の提供に係る同意が取り消された場合は、速やかに当該本人に係る名簿情報の提供を中止するものとする。

5 市長は、前項の規定に基づいて名簿情報の提供を中止した場合は、必要に応じて当該名簿情報の提供に係る同意を取り消した者及び第1項各号に掲げるものに連絡するものとする。

(記載事項の変更)

第5条 申出書兼同意書を市長へ提出した者は、当該申出書兼同意書に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、名簿の記載事項を修正するものとする。

3 前条第5項の規定は、記載事項の変更について準用する。

(名簿からの抹消)

第6条 市長は、名簿に記載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、適切な時期に名簿から抹消するものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 市外に転出したとき。

(3) 入院又は入所などにより自宅に戻れる見通しが立たないとき。

(4) 第2条第1項各号のいずれにも該当しなくなったときその他相当と認めるとき。

2 第4条第5項の規定は、名簿からの抹消について準用する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(適用期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から適用する。

(災害時等要援護者台帳取扱要領の廃止)

2 日立市災害時等要援護者台帳取扱要領（平成21年7月15日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領の適用の際現に廃止前の災害時等要援護者台帳取扱要領第5条の規定により保管されている登録台帳は、この要領第2条第3項（第3条において準用する場合を含む。）の規定により提出された申出書兼同意書又はこの要領第4条第2項の規定により交付された申出書兼同意書の副本とみなす。

トリアージタグ

トリアージとは、災害時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先度を決定することをいい、その際に用いるタグ（識別票）をトリアージタグという。トリアージタグは原則右手首に付ける。この部分が負傷していたり切断しているときは左手首→右足首→左足首→首の順位で付ける場所を変える。

トリアージタグの記載方法（様式は別図のとおり）

記載項目	記載方法及び記載内容
タグのNO	<ul style="list-style-type: none"> トリアージ実施場所ごとに「通し番号」を記載する。 再度トリアージを行った場合でも、「通し番号」は変更しない。
氏名・年齢・性別・住所・電話	<ul style="list-style-type: none"> 氏名、年齢、性別、住所は必ず記述する。 氏名等が不詳の場合、「氏名不詳」「推定年齢〇歳」「水戸市笠原町978番地の路上で収容」などと具体的に記載する。
トリアージ実施月日・時刻	<ul style="list-style-type: none"> トリアージを行った月日、時刻を分単位まで記載する。
トリアージ実施者名	<ul style="list-style-type: none"> トリアージを行ったものの氏名をフルネームで記載する。 医師が死亡を確認した場合、例えば「死亡確認医師：茨城太郎」などと検視・検案が容易にできるように記載する。
搬送機関名	<ul style="list-style-type: none"> 「〇消防本部〇救急隊」「家族の自家用車」などと具体的に記載する。
収容医療機関名	<ul style="list-style-type: none"> 「〇病院」「△診療所」などと具体的に記載する。
トリアージ実施場所	<ul style="list-style-type: none"> 「〇学校救護所」「△診療所」などと具体的に記載する。
トリアージ区分	<ul style="list-style-type: none"> トリアージ区分を〇で囲むとともに、トリアージ区分と同じモギリ部分を残す。 症状が重くなって、区分を変更する場合には最初に〇で囲んだ区分を＝で消して新たな区分を記載し、その上部に変更時間を記載する。 症状が軽くなったことにより、区分を変更する場合には最初に〇で囲んだ区分を＝で消して新たに2枚目のトリアージタグを作成する。 医師が死亡を確認した場合には、死亡群(0)に〇を記載するとともに、死亡月日、時間を分単位まで記載する。
トリアージ実施機関	<ul style="list-style-type: none"> 「〇病院班」「△医師会班」などトリアージ実施者の所属する機関名を記載する。 トリアージ実施者の職種「医師・救急救命士・その他」を〇で囲む。
診断・処置内容	<ul style="list-style-type: none"> 医師、看護師が「創傷」「骨折」「出血」などと記載する。 医師等が行った救急処置、例えば「消毒」「止血」などと記載する。 医師が死亡を確認した場合には、「脳挫傷による死亡を確認」など、検視・検案が容易にできるように具体的に死因を記載する。
特記事項（表・裏）	<ul style="list-style-type: none"> 医療従事者などが、搬送・治療上特に留意すべき事項を記載する。（応急処置の内容、既往症、発見の状況、治療方針に関する事項） 収容機関から他の医療機関への転送は紹介状を作成する。
人 体 図	<ul style="list-style-type: none"> 負傷箇所を表示するとともに、負傷の状況を具体的に記載する。

資料 12-8

別図

1枚目 (災害現場用)

2枚目 (搬送機関用)

1枚目 →
2枚目 →

トリアージ・タグ

(災害現場用)

No.	氏 名 (Name)	性別 (Sex)	年齢 (Age) 男 (M) 女 (F)
住 所 (Address)		電 話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM PM 時 分			トリアージ実施者氏名
搬送機関名		収容区医療機関名	

トリアージ実施場所

バイタルサイン	意識	清明 軽血で覚醒する	覚醒している 軽血でも覚醒しない
	呼吸	回/分, 呼吸困難, 無呼吸	
	脈拍	回/分, 整, 不整, 触知せず	
	血圧	/ mmHg	

トリアージ区分 0 I II III

0

3枚目・表面 (収容医療機関用)

3枚目・裏面 (収容医療機関用)

トリアージ・タグ

(災害現場用)

No.	氏 名 (Name)	性別 (Sex)	年齢 (Age) 男 (M) 女 (F)
住 所 (Address)		電 話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM PM 時 分			トリアージ実施者氏名
搬送機関名		収容区医療機関名	

トリアージ実施場所

バイタルサイン	意識	清明 軽血で覚醒する	覚醒している 軽血でも覚醒しない
	呼吸	回/分, 呼吸困難, 無呼吸	
	脈拍	回/分, 整, 不整, 触知せず	
	血圧	/ mmHg	

トリアージ区分 0 I II III

0

I

II

III

表



トリアージ・タグ

(災害現場用)

搬送・治療時に留意すべき事項

0

I

II

III

裏

← 黒色 → ← 赤色 → ← 黄色 → ← 緑色 →

資料 12-9

災害拠点病院・救命救急センター・災害派遣医療チーム（DMAT指定医療機関）一覧表

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

医療機関名	科 目	電話番号	所 在 地
日 立 総 合 病 院	内・呼内・循内・消内・腎内・神内・ 皮・感染・小・精神・外・呼外・心 外・泌・脳外・整外・形成・眼・耳・ 産婦・リハ・放・麻・病理・検査・ 救急・歯・歯外	23-1111	城南町 2-1-1

災害時における保健活動

時期区分	避難所・仮設住宅における保健活動
<p>フェイズ0 初動体制の確立 (概ね災害発生後 24 時間以内)</p>	<p>【健康管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者の健康管理及び処遇調整 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等の安全確保 ・処遇調整 ・一般被災者への健康相談の実施、要フォロー者への支援及び医療機関、専門機関等との処遇調整 ○ 衛生管理及び環境整備 <ul style="list-style-type: none"> 食中毒、感染症等の予防（食品、飲料水等の衛生管理、トイレや食事時の手洗いや手指消毒、うがい、マスク、換気等） ○ 生活用品の確保 <ul style="list-style-type: none"> 避難所設置運営担当部署が主体となり確保するが、衛生管理や健康管理上必要な物品について、洩れのないように働きかける。 ○ 避難所設置運営担当部署と連携し、避難者同士のプライバシーの確保 ○ 避難所設置運営担当部署と連携し、マスコミ取材による住民不安への対応 <p>【栄養・食生活】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況把握と支援策の決定 ○ 備蓄食品の配布状況の確認と栄養管理 ○ 炊き出しの支援 <p>【口腔衛生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の把握
<p>フェイズ1 緊急対策 (概ね災害発生後 72 時間以内)</p> <p>生命・安全の確保</p>	<p>【健康管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者の健康管理及び処遇調整 <ul style="list-style-type: none"> ・日中不在者の健康相談の実施（夕方から夜間） ・調整の必要なケースが減り、落ち着き次第、派遣及び応援保健師を健康相談に従事するような体制を検討 ○ 衛生管理及び環境整備 ○ 生活用品の確保 ○ 避難所設置運営担当部署と連携し、避難者同士のプライバシーの確保 ○ 避難所設置運営担当部署と連携し、マスコミ取材による住民不安への対応 ○ こころのケア対策の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ等による周知（災害時のこころの変化等の知識の普及も含む。） ・相談窓口の周知 ・専門機関との連携 ・専門スタッフによる相談の実施 ○ 保健、医療、福祉の情報提供（各担当部署との連携により健康教育等実施） <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防 ・エコノミークラス症候群の予防 ・介護予防（健康体操等）

資料 12-10

	<p>【栄養・食生活】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 状況把握 ○ 被災者の栄養管理の検討 ○ 食糧供給時の栄養管理 ○ 炊き出しの支援、栄養管理指導 ○ ボランティア活動の支援 <p>【口腔衛生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関（日立歯科医師会等）との連携 ○ 避難所配置職員と連携 ○ 歯科相談の実施 ○ 情報提供
<p>フェイズ2 応急対策 (概ね4日目から2週間まで) 生活の安定（避難所対策が中心の時期）</p>	<p>【健康管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者の健康管理及び処遇調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康相談従事者を応援看護職に切り替えた場合、要フォロー者の引継ぎ及び処遇調整 ・ 避難所から仮設住宅や自宅等に移る準備に向けて、新たに介護保険サービスの導入やその他要フォロー者の処遇調整 ○ 衛生管理及び環境整備 防虫対策 ○ 生活用品の確保 ○ 避難所設置運営担当部署と連携し、避難者同士のプライバシーの確保 ○ 避難所設置運営担当部署と連携し、マスコミ取材による住民不安への対応 ○ こころのケア対策の検討 ○ 保健、医療、福祉の情報提供（各担当部署との連携により健康教育等実施） ○ 健康教育の実施 エコノミークラス症候群の予防、健康体操等 <p>【栄養・食生活】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 状況把握 ○ 被災者の栄養管理の実施支援 ○ 被災者の食生活支援 ○ 炊き出しの支援、栄養管理指導 ○ ボランティア活動の支援 <p>【口腔衛生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関（日立歯科医師会等）との連携 ○ 避難所配置職員と連携 ○ 巡回歯科治療（口腔ケア）の実施 ○ 歯科相談の実施 ○ 情報提供
<p>フェイズ3 応急対策 (概ね3週間目から2か月まで) 避難所から概ね仮設住宅入居まで</p>	<p>【健康管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者の健康管理及び処遇調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康相談従事者を応援看護職に切り替えた場合、要フォロー者の引継ぎ及び処遇調整

<p>の期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所から仮設住宅や自宅等に移る準備に向けて、新たに介護保険サービスの導入やその他要フォロー者の処遇調整（保健、福祉、介護の相互の連携により） ○ 衛生管理及び環境整備 ○ 生活用品の確保 ○ 避難所設置運営担当部署と連携し、避難者同士のプライバシーの確保 ○ 避難所設置運営担当部署と連携し、マスコミ取材による住民不安への対応 ○ こころのケア対策の検討 ○ 保健、医療、福祉の情報提供（各担当部署との連携により健康教育等実施） ○ 健康教育の実施 ○ 仮設住宅入居者の健康状況の把握のための検討及び準備 <ul style="list-style-type: none"> ・把握後のフォローについて ・健康調査などの実施（目的の明確化と共有。項目、時期、従事者、調査用紙等の検討と作成） <p>【栄養・食生活】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 状況把握 ○ 被災地域全体への食生活支援 ○ 仮設住宅入居者への食生活支援 ○ ボランティア活動の支援 <p>【口腔衛生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関（日立歯科医師会等）との連携 ○ 避難所配置職員と連携 ○ 巡回歯科治療（口腔ケア）の実施 ○ 歯科相談の実施 ○ 情報提供
<p>フェイズ4 復旧・復興対策 （概ね2カ月以降）</p> <p>人生の再建・地域の再建 （仮設住宅対策や新しいコミュニティづくり）</p>	<p>【健康管理】</p> <p>仮設住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・調査などの実施 ・把握後、要フォロー者への支援、医療機関、専門機関と調整 ○ 健康支援及び安否確認 <ul style="list-style-type: none"> ・健診及び相談会、訪問等により、健康状況の確認、今後の不安、不眠、住宅の生活環境、人間関係の悩み等への対応 ・一人暮らし高齢者、高齢者世帯に対し、保健推進員等による安否確認（声かけ訪問） ・状況不明者については、他の訪問ボランティア・自治組織と連携しながら早期に把握し、孤独死を予防する ○ 生活用品の確保 ○ こころのケア対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> 講演会等の実施（うつ、アルコール依存症、PTSD等） <p>自宅滞在者と一緒に行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入居者同士のコミュニティづくりの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅単位での自主活動への支援 ・乳幼児のあそびの広場や高齢者等のつどい等 ・自治会長等地域代表に被災者の健康状態など実態を報告

	<p>し、自主的な見守り・声かけが必要である意識を高め、関係部署と協力し、しくみづくりを支援する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設住宅から自宅等へ移る者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・新規に介護保険サービスの導入者やその他事後フォロー ・必要者の処遇調整（保健、福祉、介護の相互の連携により） ○ 仮設住宅から再び移動することに伴う新たな健康問題への支援 ○ 復興住宅では、地域の自治組織、ボランティア、関係機関と連携しながら復興住宅内だけでなく、地域との融合を図る ○ 健康管理活動 <ul style="list-style-type: none"> 訪問指導、健康相談、健康教育の実施、健康情報誌の発行 ○ 被災者及び支援者のこころのケア <p>【栄養・食生活】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 状況把握 ○ 被災地域全体への食生活支援 ○ ボランティア活動の支援 ○ 通常業務の再開 <p>【口腔衛生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の歯科医療体制に移行 ○ 関係機関（日立歯科医師会等）との連携 ○ 歯科相談の実施 ○ 情報提供
--	--

資料 13-1

気象庁震度階級関連解説表

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難	固定していない家具の大半が移	壁のタイルや窓ガラスが破損、

資料 13-1

	になる。	動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

資料 13-1

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

資料 13-1

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

茨城県内の気象庁震度発表観測点一覧表

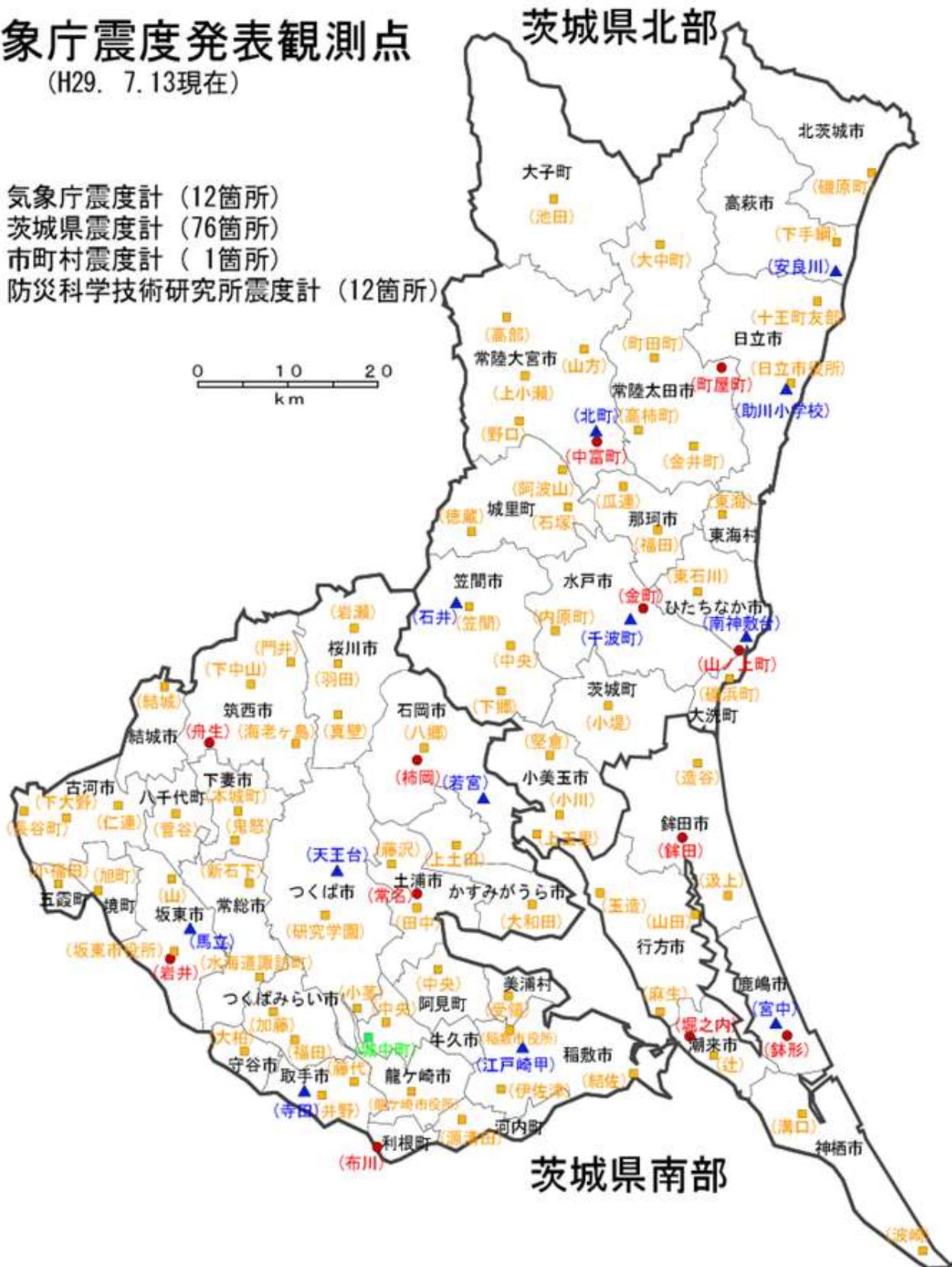
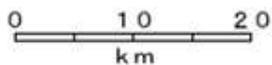
◆気象庁震度発表観測点（茨城県内の主な市町村震度観測点）				
市町村名	震度観測点名称	観測点所在地	緯度 (度分)	経度 (度分)
水戸市	水戸市金町 ※	水戸市金町（水戸地方気象台）	36 23	140 28
	水戸市千波町 △	水戸市千波町	36 22	140 27
	水戸市中央	水戸市中央	36 22	140 28
	水戸市内原町	水戸市内原町	36 21	140 22
日立市	日立市十王町友部	日立市十王町友部（十王支所）	36 40	140 41
	日立市役所	日立市助川町（日立市役所）	36 36	140 39
	日立市助川小学校 △	日立市助川町	36 35	140 39
常陸太田市	常陸太田市町屋町 ※	常陸太田市町屋町北沢	36 37	140 34
	常陸太田市金井町	常陸太田市金井町	36 32	140 32
	常陸太田市高柿町	常陸太田市高柿町	36 33	140 28
	常陸太田市町田町	常陸太田市町田町	36 37	140 29
	常陸太田市大中町	常陸太田市大中町	36 44	140 30
高萩市	高萩市下手綱	高萩市下手綱	36 44	140 43
	高萩市安良川 △	高萩市安良川	36 42	140 43
北茨城市	北茨城市磯原町	北茨城市磯原町磯原	36 48	140 45
ひたちなか市	ひたちなか市東石川	ひたちなか市東石川	36 24	140 32
	ひたちなか市南神敷台 △	ひたちなか市南神敷台	36 21	140 36
	ひたちなか市山ノ上町 ※	ひたちなか市山ノ上町	36 20	140 35
茨城町	茨城町小堤	東茨城郡茨城町小堤	36 17	140 26
城里町	城里町石塚	城里町石塚	36 29	140 23
	城里町阿波山	城里町阿波山	36 31	140 22
	城里町徳蔵	城里町徳蔵	36 27	140 15
常陸大宮市	常陸大宮市野口	常陸大宮市野口	36 34	140 19
	常陸大宮市中富町 ※	常陸大宮市中富町	36 32	140 25
	常陸大宮市北町 △	常陸大宮市北町	36 33	140 25
	常陸大宮市山方	常陸大宮市山方	36 38	140 24
	常陸大宮市高部	常陸大宮市高部	36 40	140 18
	常陸大宮市上小瀬	常陸大宮市上小瀬	36 36	140 19
東海村	東海村東海	那珂郡東海村東海	36 28	140 34
那珂市	那珂市福田	那珂市福田	36 27	140 29
	那珂市瓜連	那珂市瓜連	36 30	140 27
大子町	大子町池田	久慈郡大子町池田	36 46	140 22

※印は気象庁の震度観測点、△印は防災科学技術研究所の震度観測点、他は茨城県（自治体）の震度観測点です。

茨城県内の気象庁震度発表観測点位置図

気象庁震度発表観測点
(H29. 7. 13現在)

- 気象庁震度計 (12箇所)
- 茨城県震度計 (76箇所)
- 市町村震度計 (1箇所)
- ▲ 防災科学技術研究所震度計 (12箇所)



資料 13-3

過去 10 年間の日立市震度別地震回数

(2007 年 (平成 19 年) 1 月 1 日から 2016 年 (平成 28 年) 12 月 31 日)

【日立市助川町】*日立市役所

震度	1	2	3	4	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7	不明	合計
2007 年	21	14	5	0	0	0	0	0	0	0	40
2008 年	31	27	7	5	0	0	0	0	0	0	70
2009 年	13	22	3	1	0	0	0	0	0	0	39
2010 年	23	16	9	1	0	0	0	0	0	0	49
2011 年	735	509	164	28	4	0	1	0	0	0	1441
2012 年	190	134	27	12	1	0	0	0	0	0	364
2013 年	113	65	24	6	0	0	0	0	0	0	208
2014 年	87	38	17	2	0	0	0	0	0	0	144
2015 年	68	27	10	2	0	0	0	0	0	0	107
2016 年	56	50	11	2	2	0	0	0	0	0	121
合計	1337	902	277	59	7	0	1	0	0	0	2583
平均(/年)	133.7	90.2	27.7	5.9	0.7	0	0.1	0	0	0	258.3

【日立市助川町】*助川小学校 (観測開始 2006 年 6 月 25 日)

震度	1	2	3	4	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7	不明	合計
2007 年	54	15	2	1	0	0	0	0	0	0	72
2008 年	68	23	9	3	1	0	0	0	0	0	104
2009 年	41	17	7	0	0	0	0	0	0	0	65
2010 年	61	18	9	0	0	0	0	0	0	0	88
2011 年	1273	555	168	27	1	3	0	1	0	0	2028
2012 年	299	151	40	10	1	0	0	0	0	0	501
2013 年	170	87	24	7	0	0	0	0	0	0	288
2014 年	181	54	16	2	0	0	0	0	0	0	253
2015 年	119	44	12	1	0	0	0	0	0	0	176
2016 年	173	46	18	2	1	0	0	0	0	0	240
合計	2439	1010	305	53	4	3	0	1	0	0	3815
平均(/年)	243.9	101.0	30.5	5.3	0.4	0.3	0	0.1	0	0	381.5

資料 13-3

【日上市十王町友部】＊日上市十王支所

震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	不明	合計
2007年	16	11	2	1	0	0	0	0	0	0	30
2008年	25	18	6	2	0	0	0	0	0	0	51
2009年	17	15	3	0	0	0	0	0	0	0	35
2010年	26	16	6	0	0	0	0	0	0	0	48
2011年	682	367	100	22	4	2	0	1	0	0	1178
2012年	203	120	19	8	0	0	0	0	0	0	350
2013年	123	54	18	3	1	0	0	0	0	0	199
2014年	85	31	15	0	0	0	0	0	0	0	131
2015年	52	26	8	2	0	0	0	0	0	0	88
2016年	72	33	9	3	0	1	0	0	0	0	118
合計	1301	691	186	41	5	3	0	1	0	0	2228
平均(/年)	130.1	69.1	18.6	4.1	0.5	0.3	0	0.1	0	0	222.8

指定文化財一覧表

(平成30年4月1日現在)

指定別	種別	名称	所在地		
国	重要有形民俗文化財	日立風流物 (5 段屋形開閉式山車 1 基)	宮田町 5- 1- 1 神峰神社		
	重要無形民俗文化財	日立風流物	宮田町 5- 1- 1 神峰神社		
	天然記念物	いぶき山イブキ樹叢	十王町伊師富士越 2204		
県	建造物	小野家住宅	諏訪町 2-18-11		
	絵画	絹本着色阿弥陀如来来迎図 (1 幅)	宮田町 5-2-22 日立市郷土博物館		
	彫刻		木造釈迦如来三尊像 (3 体)	宮田町 5- 6-15	
			木造大日如来坐像	入四間町 752 斎神社	
			木造観音菩薩坐像	東河内町 899	
			木造万年大夫夫婦坐像 (4 体) (胎内像を含む)	宮田町 5-2-22 日立市郷土博物館	
			木造薬師如来坐像	久慈町 3-18- 5	
			木造聖徳太子坐像	金沢町 4-14-24	
	工芸品		古鏡	弁天町 1-21-12	
			蒔絵鏡箱 (1 合)	弁天町 1-21-12	
	書跡		大般若波羅密多經 (17 卷)	神峰町 4-11-12	
	歴史資料		訂正常陸国風土記版木付箱板 2 枚 (19 枚)	鮎川町 2- 8- 7	
			5 馬力誘導電動機 (1 台) 附設計図 (1 枚)	幸町 3- 1- 1 小平記念館	
	考古資料		十王台遺跡出土十王台式土器	宮田町 5-2-22 日立市郷土博物館 東京都台東区上野公園 13-9 東京国立博物館	
	有形民俗文化財		日立風流物人形頭 (122 個)	神峰町 4-11-12	
	無形民俗文化財		日立のささら (7 地区)	宮田	宮田町 5- 1- 1 神峰神社
				助川	鹿島町 2- 4- 4 鹿嶋神社
				会瀬	会瀬町 2- 8- 1 鹿嶋神社
				大久保	桜川町 1- 3 伏見稲荷神社
				諏訪	諏訪町 3-11-13 諏訪神社
				水木	水木町 1-16-20 泉神社
				成沢	中成沢町 2- 8- 1 鹿嶋神社
	史跡		佛ヶ浜 (度志観音を含む)	田尻町 4-39	
			助川海防城跡	助川町 5-10- 4	
			泉が森	水木町 2-22- 1	
			旧久原本部	宮田町 3585 日鉱記念館	
			南高野貝塚	南高野町 1-19	
天然記念物		海鷲渡来地	川尻町 2-7		
		御岩山の三本杉	入四間町 752		
		駒つなぎのイチョウ	大久保町 2-2-11		

資料 14-1

指定別	種 別	名 称	所 在 地
市	建 造 物	泉川道標	大みか町 6-15
		入四間道標	東河内町 1939-1
		旧共楽館（日立武道館）	白銀町 2-21-15
		下孫停車場記念碑	多賀町 1-371 の一部
	絵 画	絹本着色涅槃図	宮田町 5-2-22 日立市郷土博物館
	彫 刻	木造阿弥陀如来坐像	入四間町 752 斎神社
		日光・月光菩薩立像	久慈町 3-18- 5
		木造阿弥陀如来坐像	宮田町 5-2-22 日立市郷土博物館
		木造釈迦如来多宝如来竝坐像	西成沢町 2-11- 2
	工 芸 品	火縄三眼鏡	宮田町 5-2-22 日立市郷土博物館
		旧助川西上町舞屋台（山車 1 台）	鹿島町 2- 4- 4 鹿嶋神社
		東叡山石燈籠（3 基）	諏訪町 1030
		太刀（銘・大江勝永）一口	千石町 1-14-25
		短刀（銘・驚鯢丸） 一口	千石町 1-14-25
	書 跡	藤田東湖揮毫諏訪神社大のぼり 2 流	宮田町 5-2-22 日立市郷土博物館
	歴 史 資 料	藤田東湖揮毫南高野鹿島神社大幟 4 流	宮田町 5-2-22 日立市郷土博物館
		吉田神社棟札(27 枚)	宮田町 5-2-22 日立市郷土博物館
		臚神社棟札	十王町友部東 4-1-2
		友部村絵図	宮田町 5-2-22 日立市郷土博物館
	考 古 資 料	諏訪遺跡出土縄文土器(35 点)	宮田町 5-2-22 日立市郷土博物館
		愛宕原火葬墓出土骨蔵器	宮田町 5-2-22 日立市郷土博物館
		十王台南遺跡 第 1 号住居跡出土遺物	宮田町 5-2-22 日立市郷土博物館
	有形民俗文化財	明王山不動尊の絵馬（7 面）	神峰町 1-7
		日立郷土芸能保存会北町支部所有の風流物 人形頭 21 個	宮田町 5-2-22 日立市郷土博物館
		日立郷土芸能保存会西町支部所有の風流物 人形頭 17 個	宮田町 5-2-22 日立市郷土博物館
		黒田入口道標	十王町高原（黒田入口曙橋脇）
		大原道標	十王町高原（十王ダム親水公園内）
	無形民俗文化財	鶺鴒捕りの技術	十王町伊師 碁石浦
	史 跡	助川海防城跡(県指定区域を除く)	助川町 5-10- 4
		大窪城跡及び暇修館跡	大久保町 4-15- 1
		相馬碑	多賀町 5-9
		十王前横穴	川尻町 3-52
		甕の原古墳群 3 号墳	大みか町 3-8
		甕の原古墳群 4 号墳	大みか町 3-8
		山野邊家墓所	高鈴町 1-113
		水漏舎小学校跡	中成沢町 2-191 の一部

資料 14-1

指定別	種 別	名 称	所 在 地
市	名 勝	玉簾の滝	東河内町 899
		小貝浜	川尻町 2-4
	天 然 記 念 物	大甕神社境内樹叢	大みか町 6-16- 1
		澳津説神社のシイ	小木津町 3-18-10
		本山の一本杉	宮田町 3585-15
		諏訪のヤマザクラ	諏訪町 3-10-18
		愛宕神社境内「椎」	十王町伊師 2951-1

○都市公園の名称、位置及び区域一覧表

(令和7年4月1日現在)

名称	位置	区域 (単位平方メートル)
日立市かみね公園	日立市宮田町5丁目1番	156,609
日立市助川城跡公園	日立市助川町5丁目96番	16,206
日立市市民運動公園	日立市東成沢町2丁目241番	98,907
日立市小木津山自然公園	日立市小木津町字小木津山4194番2	612,408
日立市諏訪梅林	日立市諏訪町字山田1067番1	10,753
日立市南高野史跡公園	日立市南高野町1丁目793番1	28,030
日立市東平霊園	日立市高鈴町1丁目2848番1	36,965
日立市古房地公園	日立市大みか町4丁目459番	33,023
日立市南静公園	日立市日高町4丁目181番	13,900
日立市はなやま修理公園	日立市金沢町2丁目209番	1,824
日立市金沢弁天公園	日立市東金沢町4丁目92番	7,762
日立市諏訪森公園	日立市東大沼町2丁目526番	1,379
日立市高鈴台中央公園	日立市高鈴町5丁目398番	4,666
日立市台原中央公園	日立市台原町1丁目109番	11,604
日立市桜川緑地	日立市桜川町3丁目55番	14,682
日立市切関公園	日立市川尻町6丁目196番	11,505
日立市十王パノラマ公園	日立市十王町友部1085番6	46,596
日立市城の丘公園	日立市十王町城の丘1丁目1番	29,058
日立市屋敷前ポケットパーク	日立市十王町友部129番2の一部	250
日立市十王駅前公園	日立市十王町友部東1丁目7番	2,500
日立市田尻なかしま公園	日立市田尻町4丁目2628番	3,612
日立市田尻てらまえ公園	日立市田尻町4丁目2572番	1,429
日立市あかさか児童公園	日立市砂沢町字赤坂308番32	415
日立市こがいがはま児童公園	日立市川尻町2丁目2577番180	1,641
日立市きりぜき児童公園	日立市川尻町字切関1123番89	561
日立市かわじり第1児童公園	日立市川尻町1丁目336番	1,226
日立市かわじり第2児童公園	日立市川尻町1丁目131番1	3,045

日立市かわじり団地第1児童公園	日立市川尻町6丁目1143番119	1, 470
日立市かわじり団地第2児童公園	日立市川尻町5丁目863番17	728
日立市かわじり団地第3児童公園	日立市川尻町6丁目1105番3	941
日立市かわじり団地第4児童公園	日立市川尻町6丁目1143番86	476
日立市だいのうしろ児童公園	日立市川尻町7丁目85番	3, 769
日立市とよらだい第1児童公園	日立市川尻町3丁目2033番180	915
日立市とよらだい第2児童公園	日立市川尻町3丁目2033番112	3, 511
日立市とよらだい第3児童公園	日立市川尻町3丁目2033番273	481
日立市かわじりえきひがし児童公園	日立市川尻町字友部境2745番	4, 081
日立市しもやまざき児童公園	日立市川尻町5丁目133番	3, 814
日立市はくさんまえ児童公園	日立市川尻町5丁目219番	4, 872
日立市瀬ノ下公園	日立市川尻町5丁目2209番	1, 344
日立市観音前公園	日立市川尻町5丁目2219番	1, 830
日立市サンヒルズ折笠公園	日立市折笠町1丁目116番	2, 940
日立市しゅくひがし児童公園	日立市日高町1丁目122番	2, 659
日立市やけやま児童公園	日立市日高町2丁目67番1	4, 529
日立市おおさく児童公園	日立市日高町3丁目75番	2, 302
日立市いわわき児童公園	日立市日高町3丁目171番	7, 002
日立市みなみたかいそ児童公園	日立市相田町2丁目3688番66	610
日立市なかよし児童公園	日立市相田町3丁目3719番122	836
日立市かぜのこ児童公園	日立市相田町3丁目3719番178	1, 287
日立市おやま児童公園	日立市相田町3丁目1306番27	606
日立市たじりはま児童公園	日立市田尻町7丁目2404番	4, 061
日立市うしろくぼ児童公園	日立市田尻町1丁目639番33	550
日立市てんじんまえ第1児童公園	日立市田尻町1丁目666番132	601
日立市てんじんまえ第2児童公園	日立市田尻町1丁目666番11	427
日立市てんじんまえ第3児童公園	日立市田尻町1丁目666番126	459
日立市たじり団地第1児童公園	日立市田尻町3丁目1133番14	535
日立市たじり団地第2児童公園	日立市田尻町3丁目1125番50	499
日立市たじり団地第3児童公園	日立市田尻町3丁目905番1	738
日立市どし児童公園	日立市田尻町4丁目2137番3	1, 176
日立市どしまえ児童公園	日立市田尻町3丁目2188番66	1, 231

日立市なかよし広場児童公園	日立市田尻町3丁目2253番44	551
日立市かみあい第1児童公園	日立市かみあい町2丁目36番159	1, 347
日立市かみあい第2児童公園	日立市かみあい町2丁目36番160	591
日立市かみあい第3児童公園	日立市かみあい町2丁目36番277	623
日立市かみたざわ第1児童公園	日立市滑川本町3丁目239番	629
日立市かみたざわ第2児童公園	日立市滑川本町3丁目322番	360
日立市なめがわおか児童公園	日立市滑川本町4丁目20番30	546
日立市なめがわはま児童公園	日立市東滑川町2丁目3204番	2, 475
日立市東滑川第1公園	日立市東滑川町1丁目3735番1	2, 663
日立市東滑川第2公園	日立市東滑川町1丁目3707番	903
日立市東滑川第3公園	日立市東滑川町1丁目3711番	510
日立市東滑川第4公園	日立市本宮町5丁目3275番	130
日立市おぼうち児童公園	日立市滑川町1丁目55番	479
日立市もとみや児童公園	日立市本宮町4丁目2413番	2, 190
日立市とのうち児童公園	日立市東町2丁目82番	3, 277
日立市おおもり児童公園	日立市東町2丁目30番	2, 099
日立市なかこうじ児童公園	日立市平和町2丁目10番	3, 827
日立市たかすずだい児童公園	日立市高鈴町5丁目431番	1, 242
日立市平沢つつじ公園	日立市高鈴町1丁目566番	755
日立市平沢さくら公園	日立市高鈴町1丁目504番	2, 001
日立市かずさがわ児童公園	日立市神峰町1丁目122番	2, 517
日立市かしま児童公園	日立市鹿島町2丁目150番	944
日立市ひゃっぴょううち児童公園	日立市鹿島町2丁目27番	2, 294
日立市まえのうち児童公園	日立市弁天町1丁目138番	2, 894
日立市べんてんいけ児童公園	日立市弁天町1丁目1番	3, 001
日立市あさひ児童公園	日立市旭町3丁目38番	633
日立市あいが児童公園	日立市相賀町1036番2	393
日立市おおせ第1児童公園	日立市会瀬町2丁目17番	954
日立市おおせ第2児童公園	日立市会瀬町2丁目13番1	2, 004
日立市すけがわだい児童公園	日立市城南町5丁目54番	1, 068
日立市あゆみだい児童公園	日立市東成沢町3丁目477番	503
日立市いけのかわ児童公園	日立市中成沢町2丁目152番	333

日立市やまだ児童公園	日立市西成沢町2丁目414番	624
日立市あおばだい第1児童公園	日立市西成沢町2丁目207番	323
日立市あおばだい第2児童公園	日立市西成沢町2丁目69番	692
日立市あおばだい第3児童公園	日立市西成沢町4丁目947番	962
日立市あおばだい第4児童公園	日立市西成沢町4丁目890番	1, 251
日立市あおばだい第5児童公園	日立市西成沢町4丁目983番1	1, 235
日立市あおばだい第6児童公園	日立市西成沢町4丁目548番	1, 104
日立市あおばだい第7児童公園	日立市西成沢町4丁目520番	1, 032
日立市どうだいら第1児童公園	日立市西成沢町4丁目140番	430
日立市どうだいら第2児童公園	日立市西成沢町4丁目135番	1, 572
日立市どうだいら第3児童公園	日立市西成沢町4丁目1576番3	2, 322
日立市こさきだい第1児童公園	日立市諏訪町5丁目136番	3, 889
日立市こさきだい第2児童公園	日立市諏訪町5丁目273番	342
日立市こさきだい中央児童公園	日立市諏訪町5丁目465番	406
日立市こさきだいうみがわ児童公園	日立市諏訪町5丁目499番	2, 309
日立市すわだい児童公園	日立市諏訪町6丁目276番	1, 067
日立市かみまご児童公園	日立市多賀町3丁目61番	819
日立市まご児童公園	日立市桜川町2丁目68番	610
日立市おおくぼさくら公園	日立市末広町1丁目1番2	2, 434
日立市おおくぼ児童公園	日立市末広町1丁目2番1	3, 065
日立市とざわ第1児童公園	日立市末広町3丁目172番	4, 156
日立市とざわ第2児童公園	日立市末広町3丁目39番	1, 130
日立市とざわ第3児童公園	日立市末広町4丁目4番	1, 111
日立市なかまる第1児童公園	日立市中丸町1丁目311番	1, 676
日立市なかまる第2児童公園	日立市中丸町1丁目362番3	4, 382
日立市なかまる第3児童公園	日立市中丸町1丁目86番	396
日立市なかまる第4児童公園	日立市中丸町1丁目136番	378
日立市なかまる第5児童公園	日立市中丸町2丁目273番	393
日立市なかまる第6児童公園	日立市中丸町2丁目119番1	556
日立市なかまる第7児童公園	日立市中丸町2丁目232番	722
日立市ねこうち児童公園	日立市大久保町1丁目74番	2, 135
日立市せきぐちなかよし児童公園	日立市千石町1丁目69番	535

日立市はなやま第1児童公園	日立市塙山町2丁目92番	2, 411
日立市はなやま第2児童公園	日立市塙山町2丁目47番	2, 211
日立市はなやま第3児童公園	日立市塙山町1丁目79番	1, 778
日立市はなやま第4児童公園	日立市塙山町1丁目174番	1, 303
日立市はなやま第5児童公園	日立市塙山町1丁目325番	667
日立市はなやま第6児童公園	日立市塙山町1丁目246番	849
日立市はなやま第7児童公園	日立市塙山町1丁目430番	367
日立市はなやまひがし児童公園	日立市金沢町2丁目101番	313
日立市かねさわ団地第1児童公園	日立市金沢町6丁目242番	1, 509
日立市かねさわ団地第2児童公園	日立市金沢町7丁目330番	1, 295
日立市かねさわ団地第3児童公園	日立市金沢町7丁目170番1	1, 805
日立市かねさわ団地第4児童公園	日立市金沢町5丁目104番1	3, 379
日立市だいはら第1児童公園	日立市台原町2丁目3番	1, 031
日立市だいはら第2児童公園	日立市台原町2丁目210番	328
日立市だいはら第3児童公園	日立市台原町3丁目131番	2, 549
日立市だいはら第4児童公園	日立市台原町3丁目225番	766
日立市だいはら第5児童公園	日立市台原町3丁目260番	820
日立市だいはらのぞみ児童公園	日立市台原町3丁目345番	4, 773
日立市ねみちがおか児童公園	日立市大沼町4丁目229番	1, 686
日立市ひがしかねさわ児童公園	日立市東金沢町3丁目94番	4, 280
日立市ししまえ児童公園	日立市東大沼町1丁目31番	351
日立市からかいじり児童公園	日立市東大沼町1丁目1265番	619
日立市ひがしおおぬま児童公園	日立市東大沼町2丁目509番	881
日立市いずみがおか児童公園	日立市水木町2丁目2232番	523
日立市みなみだれ児童公園	日立市水木町1丁目490番12	346
日立市ごとうさく第1児童公園	日立市水木町2丁目512番1	373
日立市ごとうさく第2児童公園	日立市水木町2丁目543番30	347
日立市はなわまえ児童公園	日立市森山町2丁目310番	506
日立市森山町1丁目公園	日立市森山町1丁目779番	340
日立市まつやました第1児童公園	日立市森山町1丁目576番	1, 164
日立市まつやました第2児童公園	日立市森山町1丁目359番	947
日立市もりやま児童公園	日立市森山町1丁目187番	3, 487

日立市みかのほら第1児童公園	日立市みかの原町2丁目167番	567
日立市みかのほら第2児童公園	日立市みかの原町2丁目261番	889
日立市みかのほら第3児童公園	日立市みかの原町2丁目71番	1, 355
日立市みかのほら第4児童公園	日立市みかの原町1丁目29番	302
日立市みかのほら第5児童公園	日立市みかの原町1丁目39番	370
日立市みかのほら第6児童公園	日立市みかの原町1丁目13番	567
日立市あさひがおか児童公園	日立市みかの原町1丁目129番	495
日立市でんがくばら児童公園	日立市水木町1丁目564番	10, 287
日立市かみのどう児童公園	日立市大みか町1丁目195番	2, 392
日立市まえはら児童公園	日立市大みか町2丁目229番	1, 593
日立市みなみかわしり児童公園	日立市大みか町3丁目22番	1, 413
日立市おおみかした児童公園	日立市久慈町6丁目5961番	1, 652
日立市どうのいり児童公園	日立市久慈町2丁目295番	2, 179
日立市ふきあげ児童公園	日立市久慈町2丁目659番	3, 318
日立市くじ児童公園	日立市久慈町3丁目304番	4, 489
日立市ごせがしま児童公園	日立市久慈町4丁目5837番	1, 006
日立市たての児童公園	日立市久慈町7丁目221番	2, 003
日立市うしろはら児童公園	日立市久慈町7丁目327番	3, 536
日立市まがりまつ児童公園	日立市久慈町5丁目543番17	1, 020
日立市かないど児童公園	日立市久慈町5丁目440番30	362
日立市いしがさく児童公園	日立市久慈町6丁目215番	6, 260
日立市みなみこうや第1児童公園	日立市南高野町3丁目69番1	1, 474
日立市みなみこうや第2児童公園	日立市南高野町2丁目80番	2, 037
日立市みなみこうや第3児童公園	日立市南高野町3丁目96番1	1, 663
日立市いしなざか団地児童公園	日立市石名坂町1丁目146番65	353
日立市あかばね児童公園	日立市石名坂町2丁目1348番1	592
日立市いぶき台中央公園	日立市十王町伊師3900番	9, 963
日立市いぶき台第1公園	日立市十王町伊師3886番15	1, 646
日立市いぶき台第2公園	日立市十王町伊師3905番12	1, 148
日立市いぶき台第3公園	日立市十王町伊師3906番15	1, 310
日立市いぶき台第4公園	日立市十王町伊師3923番8	1, 019
日立市川向団地公園	日立市十王町伊師本郷3897番1	712

日立市池の端団地第1公園	日立市十王町伊師本郷1180番109	1, 732
日立市池の端団地第2公園	日立市十王町伊師本郷1180番111	1, 228
日立市中川根公園	日立市十王町伊師本郷3922番2	891
日立市楡形団地公園	日立市十王町友部3216番	1, 115
日立市十王団地第1公園	日立市十王町友部1756番192	983
日立市十王団地第2公園	日立市十王町友部1756番48	694
日立市上台団地公園	日立市十王町友部3064番46	403
日立市大谷下公園	日立市十王町友部349番6	221
日立市鹿島谷第1公園	日立市十王町友部3449番	999
日立市鹿島谷第2公園	日立市十王町友部3617番	2, 401
日立市河原田公園	日立市十王町友部3244番	221
日立市城の丘第10公園	日立市十王町友部403番46	240
日立市仲の内ふれあい公園	日立市十王町友部1581番	1, 180
日立市宮の前公園	日立市十王町友部東4丁目5番12	2, 867
日立市城の丘東公園	日立市十王町城の丘1丁目20番1	2, 934
日立市城の丘北公園	日立市十王町城の丘2丁目20番	2, 596
日立市城の丘南公園	日立市十王町城の丘3丁目9番1	2, 639
日立市城の丘西公園	日立市十王町城の丘5丁目4番1	2, 512
日立市城の丘第1公園	日立市十王町城の丘1丁目11番7	401
日立市城の丘第2公園	日立市十王町城の丘1丁目27番	614
日立市城の丘第3公園	日立市十王町城の丘2丁目11番1	781
日立市城の丘第4公園	日立市十王町城の丘2丁目30番3	401
日立市城の丘第5公園	日立市十王町城の丘3丁目7番12	401
日立市城の丘第6公園	日立市十王町城の丘4丁目17番12	594
日立市城の丘第7公園	日立市十王町城の丘4丁目3番13	408
日立市城の丘第8公園	日立市十王町城の丘5丁目8番13	399
日立市城の丘第9公園	日立市十王町城の丘5丁目20番12	401
日立市おぎつ児童遊園	日立市日高町3丁目245番1外4	883
日立市おぼうち児童遊園	日立市滑川町1丁目17番の一部	736
日立市かわらご児童遊園	日立市東多賀町2丁目235番	1, 196
日立市おおぬま児童遊園	日立市東大沼町2丁目786番	1, 024
日立市なめど児童遊園	日立市久慈町1丁目5616番2	859

日立市おぎつやま団地幼児公園	日立市小木津町1丁目4194番30	210
日立市しゅくにし第1幼児公園	日立市小木津町1丁目84番93	196
日立市しゅくにし第2幼児公園	日立市小木津町1丁目57番29	209
日立市ひだか幼児公園	日立市日高町1丁目4065番47	272
日立市みなみたかいそ幼児公園	日立市相田町2丁目3850番29	212
日立市かみたざわ幼児公園	日立市滑川本町3丁目254番	273
日立市てんじんまえ幼児公園	日立市田尻町1丁目666番39	169
日立市てんじんまえみなみ幼児公園	日立市田尻町1丁目723番27	235
日立市いわいざき幼児公園	日立市田尻町5丁目2083番31	291
日立市はらまえ幼児公園	日立市東町2丁目183番	197
日立市たかすず幼児公園	日立市高鈴町2丁目4番23	178
日立市ごてんやま幼児公園	日立市助川町5丁目166番	156
日立市いけのだい幼児公園	日立市会瀬町2丁目69番	225
日立市あいかわ幼児公園	日立市東成沢町3丁目753番	201
日立市いけのかわ幼児公園	日立市中成沢町2丁目172番	246
日立市ひがしあおば幼児公園	日立市西成沢町2丁目340番	209
日立市おおひらだい幼児公園	日立市諏訪町4丁目446番	244
日立市サニータウンすわ幼児公園	日立市諏訪町4丁目493番	247
日立市こさきだい第1幼児公園	日立市諏訪町5丁目43番	216
日立市こさきだい第2幼児公園	日立市諏訪町5丁目332番	253
日立市なかまるひがし幼児公園	日立市末広町5丁目241番	168
日立市ちこく幼児公園	日立市千石町3丁目257番	124
日立市なかまる幼児公園	日立市中丸町2丁目23番1	166
日立市てらまえ幼児公園	日立市大久保町4丁目129番	161
日立市ひがしはなやま第1幼児公園	日立市塙山町1丁目396番	187
日立市ひがしはなやま第2幼児公園	日立市塙山町1丁目375番	231
日立市はなやま幼児公園	日立市塙山町2丁目2番	256
日立市ふじやま団地幼児公園	日立市東多賀町4丁目167番	131
日立市ひがしかねさわ幼児公園	日立市東金沢町1丁目108番	300
日立市ぶんめん幼児公園	日立市東大沼町1丁目447番	148
日立市てらかたみなみ幼児公園	日立市東大沼町4丁目142番	100
日立市ひがしおおぬま幼児公園	日立市東大沼町3丁目663番	201

日立市もりやま幼児公園	日立市森山町2丁目438番	142
日立市おおぬま幼児公園	日立市大沼町3丁目487番	214
日立市あさひがおか幼児公園	日立市みかの原町1丁目148番	505
日立市みかのはら幼児公園	日立市みかの原町2丁目37番	238
日立市みかのはらひがし幼児公園	日立市森山町3丁目443番	127
日立市かんすい幼児公園	日立市森山町4丁目123番	191
日立市まつやました幼児公園	日立市森山町1丁目391番	167
日立市きたそ幼児公園	日立市水木町1丁目77番27	259
日立市みなみだれ幼児公園	日立市水木町1丁目455番4	190
日立市ごとうさく幼児公園	日立市水木町2丁目543番19	261

資料 15-1

市内の福祉施設一覧表

(平成30年3月31日現在)

1 こども福祉施設

(1) 保育園

ア 公立

施設名	所在地	電話番号	建物面積(m ²)
かみね保育園	宮田町3-6-15	22-5582	500.00
かみちょう保育園	鹿島町2-7-9	22-5583	670.77
おおもり保育園	東町1-4-3	22-5584	652.65
おおせ保育園	会瀬町2-18-18	35-5585	654.70
おおくぼ保育園	末広町1-1-5	33-0872	404.96
みずき保育園	大みか町2-1-15	52-2608	560.97
ゆなご保育園	鮎川町6-19-28	33-1093	649.41
かねさわ保育園	金沢町2-5-23	36-0526	431.26
くじ保育園	久慈町2-10-55	52-5046	661.95
じゅうおう保育園	十王町友部1576	39-2405	509.99

イ 私立(認可)

施設名	所在地	電話番号	建物面積(m ²)
豊浦さくら保育園	日立市折笠町447-1	33-6111	2,466.40
小木津聖徳保育園	小木津町2-2-11	42-4328	777.26
森山聖徳保育園	森山町3-17-1	52-0774	1,141.31
滑川聖徳保育園	滑川本町1-15-6	22-7133	1,057.96
田尻徳風保育園	田尻町7-13-1	42-8218	1,097.65
つくしんぼ保育園	諏訪町3-12-19	37-4278	690.12
れんげ保育園	森山町3-9-7	54-2201	302.25
南高野保育園	茂宮町荒屋1360-1	52-1327	560.35

ウ 認可外保育施設

施設名	所在地	電話番号	建物面積(m ²)
すずらん保育園	東滑川町1-34-7	21-6704	-
ひたち聖愛保育園	大久保町2239	37-1233	-
きたむこう保育園	金沢町3-11-15	35-5237	-
久慈川三育保育園	留町1098-1	53-2086	-

(2) 認定こども園

ア 公立

施設名	所在地	電話番号	建物面積(m ²)
みやた認定こども園	本宮町2-10-22	22-3953	776.87

資料 15-1

イ 私立

施設名	所在地	電話番号	建物面積(㎡)
いしまち認定こども園	十王町伊師 3447-1	39-5250	873.87
認定こども園 十王幼稚園・保育園	十王町友部 566	39-2613	1,973.00
幼保連携型認定こども園 おぎつ幼稚園	砂沢町 364-9	42-2029	1,878.00
こどものいえ認定こども園	日高町 1-14-11	43-6494	976.87
茨城キリスト教大学付属 認定こども園せいじ園	助川町 1-16-1	22-0373	1,334.6
すけ川幼稚園	諏訪町 1-14-6	33-1736	531.00
おおくぼ認定こども園 大久保幼稚園	大久保町 4-10-7	33-2274	988.00
多賀さくら認定こども園	東金沢町 4-2-1	59-3355	1,700.39
認定こども園ほほえみ 水木わかば幼稚園	水木町 1-20-12	52-5991	405.71
茨城キリスト教大学付属 認定こども園みらい園	大みか町 6-11-1	53-9412	1,501.3

(3) 児童厚生施設

施設名	所在地	電話番号	建物面積(㎡)
かしま児童館	鹿島町 2-4-10	22-5581	353.50

(4) 児童養護施設

施設名	所在地	電話番号	建物面積(㎡)
社会福祉法人日照養徳園	川尻町 4-20-12	43-6120	1,457.91

2 高齢福祉施設

(1) 特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)

施設名	所在地	電話番号	建物面積(㎡)
萬春園	鮎川町 2-6-38	37-3060	2,949.02
銀砂台	砂沢町 1155-1	43-2233	2,495.30
サン豊浦	川尻町 758-27	43-1133	3,346.96
小咲園	諏訪町 5-5-1	35-9000	2,403.22
福祉の森聖孝園	十王町高原 333-6	39-1166	4,134.70
成華園	久慈町 4-19-21	54-2385	2,124.86
M A O	下土木内町 545-1	28-0555	1,573.77
鮎川さくら館	国分町 3-12-10	36-7300	2,586.18
金沢弁天園	東金沢町 4-16-10	28-7680	
山水苑	下深荻町 1770	59-0332	
ひたちの森すこやかビレッジ	東滑川町 5-10-3	32-7788	
一想園	田尻町 2-8-10	43-0990	

資料 15-1

(2) 地域密着型特別養護老人ホーム 〈地域密着型介護老人福祉施設〉

施設名	所在地	電話番号	建物面積(m ²)
銀砂台助川サテライト	鹿島町 2-5-15	59-3300	
さくら館サテライト	桜川町 1-1-1	36-7300	
M A O	下土木内町 545-1	28-0555	

(3) 養護老人ホーム

施設名	所在地	電話番号	建物面積(m ²)
かねはた老人ホーム	大沼町 3-25-10	25-6155	2,838.52

(4) 生活支援ハウス

施設名	所在地	電話番号	建物面積(m ²)
福祉の森聖孝園	十王町高原 333-6	39-1166	-

(5) 軽費老人ホーム

施設名	所在地	電話番号	建物面積(m ²)
豊浦の郷	川尻町 773-1	42-5656	776.94
あざみ荘	川尻町 758-27	43-1133	-
小咲園	諏訪町 5-5-1	35-9000	-

(6) 老人福祉センター

施設名	所在地	電話番号	建物面積(m ²)
金沢老人福祉センター	東金沢町 1-22-33	36-0527	817.67
老人福祉センターはまぎく荘	田尻町 7-10-1	43-2616	1,179.72
本宮老人福祉センター	本宮町 3-5-1	22-4912	210.52
老人福祉センター吹上荘	久慈町 2-13-21	53-0121	494.62

(7) 老人いこいの森

施設名	所在地	電話番号	建物面積(m ²)
すえひろ老人の家	末広町 1-1-7	33-2653	265.30
かしま老人の家	鹿島町 2-18-1	23-3109	265.30
なかさと老人の家	下深荻町 1908	59-0613	102.67
東小沢老人の家	下土木内町 300-1	52-4366	192.53
砂沢老人の家	砂沢町 713-1	43-4950	217.97

資料 15-1

(8) 福祉作業所

施設名	所在地	電話番号	建物面積(m ²)
本宮福祉作業所	本宮町 3-5-1	22-4912	240.83
金沢福祉作業所	金沢町 3-1-20	37-0344	196.69

(9) 老人デイサービスセンター (市営のみ)

施設名	所在地	電話番号	建物面積(m ²)
十王デイサービスセンター	十王町友部 2088-1	20-2050	-
はまぎく荘デイサービスセンター	田尻町 7-10-1	43-2616	-
萬春園デイサービスセンター	鮎川町 2-6-38	36-2268	-
かねはたデイサービスセンター	大沼町 3-25-10	25-6158	-

(10) 老人短期入所施設 (市営のみ)

施設名	所在地	電話番号	建物面積(m ²)
かねはた短期入所施設	大沼町 3-25-10	25-6157	-

(11) 地域包括支援センター

施設名	所在地	電話番号	建物面積(m ²)
日立市地域包括支援センター	助川町 1-1-1	22-3111	-
地域包括支援センター-福祉の森聖孝園	十王町高原 333-6	39-1166	-
地域包括支援センター-鮎川さくら館	国分町 3-12-10	36-7303	-
地域包括支援センター-成華園	久慈町 4-19-21	54-2385	-

(12) 在宅介護支援センター

施設名	所在地	電話番号	建物面積(m ²)
サン豊浦在宅介護支援センター	川尻町 758-27	43-1230	-
在宅介護支援センター-銀砂台	砂沢町 1155-1	43-2233	-
在宅介護支援センター-小咲園	諏訪町 5-5-1	35-9000	-
在宅介護支援センター-金沢弁天園	東金沢町 4-16-10	28-7680	-
MAO在宅介護支援センター	下土木内町 545-1	28-0555	-

資料 15-1

4 障害福祉施設

(1) 生活介護

施設名	所在地	電話番号	建物面積(m ²)
日立市ひまわり学園	助川町5-12-1	23-3128	536.43
日立市太陽の家	助川町5-10-20	22-2632	515.28
日立市大みかけやき荘	大みか町6-17-50	53-2331	2,151.42
みなみひまわり学園	南高野町2-10-24	54-1115	564.02
指定生活介護事業所スペース空	幸町2-8-13-103	24-5187	-
複合福祉施設一理想園	田尻町2-8-10	43-0990	-
障がい者就労支援施設キルトハウス	幸町1-20-1	24-4970	-

(2) 就労移行支援

施設名	所在地	電話番号	建物面積(m ²)
日立市桐木田福祉作業所	宮田町2-6-1	22-2943	404.80
ワークスたんぽぽ成沢事業所	西成沢町1-6-1	26-0086	264.33
日立共同作業所ふきのとう	桜川町1-7-2	38-0476	-
複合福祉施設一理想園	田尻町2-8-10	43-0990	-
多機能型事業所まゆみの里	大久保町2409-3	34-2118	461.14
障がい者就労支援施設キルトハウス	幸町1-20-1	27-4970	-
ヒタチファクトリー	十王町城の丘2-1-1	33-8780	-
D r ' s ハ ー ブ ラ ボ	東滑川町5-12-3	33-7711	-
エイトファクトリーもりやま	森山町3-6-11	85-6400	-

(3) 就労継続支援A型

施設名	所在地	電話番号	建物面積(m ²)
大みかきのこランド	森山町4-2	53-8531	-
Self-A ころと 大みか	大みか町4-11-22 ハイムベルマリーナ1階	87-7120	-
Self-A ころと 日立	助川町1-13-20 長山エイトビル2階	85-8277	-
Self-A・アドバンフォース日立	幸町1-15-4 ショットビル2階	87-8080	-

(4) 就労継続支援B型

施設名	所在地	電話番号	建物面積(m ²)
日立市しいの木学園	助川町5-12-1	23-3125	416.28
日立市大みか福祉作業所	大みか町6-17-50	53-1700	163.20
日立市桐木田福祉作業所	宮田町2-6-1	22-2943	404.80

資料 15-1

日立市滑川福祉作業所	滑川本町 4-13-10	21-1215	589.85 (障 309.44 高齢 181.76 共用 98.65)
日立市十王福祉作業所	十王町友部 1149-3	39-7020	217.30
ひたち育成会鮎川福祉作業所	鮎川町 4-1-12	38-8777	122.20
おかしやビーンズ	千石町 2-14-5	35-0848	-
ワークスタんぽぽ成沢事業所	西成沢町 1-6-1	26-0086	264.33
ワークスタんぽぽ大沼事業所	大沼町 1-28-11	51-5251	138.08
日立共同作業所ふきのとう	桜川町 1-7-2	38-0476	-
多機能型事業所まゆみの里	大久保町 2409-3	34-2118	461.14
障がい者就労支援施設キルトハウス	幸町 1-20-1	27-4970	-
ヒタチファクトリー	十王町城の丘 2-1-1	33-8780	-
複合福祉施設一理想園	田尻町 2-8-10	43-0990	-
D r ' s ハーブラボ	東滑川町 5-12-3	33-7711	-
ワークセンターひたち	幸町 1-13-3	32-5300	-
エイトファクトリーもりやま	森山町 3-6-11	85-6400	-

(5) 短期入所 (ショートステイ)

施設名	所在地	電話番号	建物面積(m ²)
日立市大みかけやき荘	大みか町 6-17-50	53-2331	2,151.42
日立市かねはた短期入所施設	大沼町 3-25-10	25-6157	-
複合福祉施設一理想園	田尻町 2-8-10	43-0990	-

(6) 共同生活援助 (グループホーム)

施設名	所在地	電話番号	建物面積(m ²)
けやきホーム	久慈町 5-23-3-A棟 101～106	53-2331	88.85
ひたち育成会生活ホームかもめ寮	多賀町 5-13-8	36-9031	-
ひたち育成会生活ホームかしま寮	末広町 2-7-2	37-0683	-
ひたち育成会生活ホームのぞみ寮	末広町 2-5-18	36-5880	-
グループホームファミール大みか	大みか町 6-17-25	52-3115	-
ひたちの森サポートハウス	小木津町 1019	44-8800	-
共同生活援助事業所まゆみ	大久保町 3-12-22 ハイッ清和	34-2118	844.00
共同生活援助事業所まゆみⅠ	諏訪町 1-17-13	34-2118	343.43
共同生活援助事業所まゆみⅡ	諏訪町 1-17-13	34-2118	343.43
ビレッジ一番街	東滑川町 5-10-5	44-7707	-
ケアホーム一理想園 1	田尻町 2-9-27	43-0990	-

資料 15-1

ケアホーム 一想園 2	田尻町 2-9-27	43-0990	-
ケアホーム 一想園 3	田尻町 2-8-23	43-0990	-
ケアホーム 一想園 4	田尻町 2-8-23	43-0990	-
ひたちの森ハウス	小木津町 1020	44-8800	-
日立太陽の家ケアホーム 風の家	助川町 5-14-9	23-2620	-
みなみの杜	南高野町 2-11-12	51-2807	-

(7) 施設入所支援

施設名	所在地	電話番号	建物面積(㎡)
日立市大みかけやしき荘	大みか町 6-17-50	53-2331	2,151.42

(8) 児童発達支援

施設名	所在地	電話番号	建物面積(㎡)
日立市母子療育ホーム	助川町 5-11-1	22-5962	420.95
日立市子どもセンター さくらんぼ	西成沢町 2-4-20	36-0048	204.44
らいおんハートリハビリ 児童デイサービス栄光会	弁天町 1-11-4	33-7782	-
ともさんかくじはま	久慈町 1-5-12-102	33-7110	-
児童発達支援事業所まゆみ	金沢町 3-11-15	87-6558	-
指定障がい児多機能型 通所支援事業所つくし	本宮町 2-10-13	32-7667	-
らいおんハートリハビリ 児童デイサービス平和町	平和町 1-5-16-1F	85-8005	-
脳を育てる運動療育セ ンター 日立教室	諏訪町 4-20-3	59-3311	-
キッズスペースさくら	十王町城の丘 2-1-1	33-8780	-
キッズスペースけやしき	森山町 3-6-11	85-6400	-

(9) 放課後等デイサービス

施設名	所在地	電話番号	建物面積(㎡)
日立市母子療育ホーム	助川町 5-11-1	22-5962	420.95
放課後等デイサービスキルトハウス	幸町 1-20-1	27-4970	-
放課後等デイサービスさくら	十王町城の丘 2-1-1	33-8780	-
らいおんハートリハビリ 児童デイサービス栄光会	弁天町 1-11-4	33-7782	-
ともさんかくじはま	久慈町 1-5-12-102	33-7110	-
指定障がい児多機能型 通所支援事業所つくし	本宮町 2-10-13	32-7667	-

資料 15-1

放課後等デイサービスさくら鮎川	鮎川町 5-189	35-5008	—
らいおんハートリハビリ 児童デイサービス平和町	平和町 1-5-16-1F	85-8005	—
脳を育てる運動療育セ ンター 日立教室	諏訪町 4-20-3	59-3311	—
OBRIGADO 成沢教室	東成沢町 3-12-6	33-7222	—
OBRIGADO 諏訪教室	諏訪町 3-1-23	33-7200	—
キッズスペースけやき	森山町 3-6-11	85-6400	—
スポーツ教室HIタッチ	幸町 1-11-1	85-8001	—

(10) 地域活動支援センター

施設名	所在地	電話番号	建物面積(m ²)
ライトハウス	大みか町 2-28-5 (なぎさ会館3階)	52-8682	—
ゆうあい	会瀬町 4-9-13 (福祉プラザ1階)	37-1122	—

資料 15-2

ごみ処理施設の概要

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

1 ごみ処理施設

(1) 焼却施設

項 目	摘 要
施 設 名	清掃センター (愛称: エコクリーンかみね)
所 在 地	宮田町 3 4 1 4 番地の 4
敷 地 面 積	19,831.32m ²
処 理 能 力	300t/日 (100t×3基)

(2) 粗大ごみ処理施設

項 目	摘 要
所 在 地	宮田町 3 4 1 4 番地の 1 (市清掃センター敷地内)
建 築 面 積	約 640m ²
処 理 能 力	40t/日 (5時間)

2 埋立処分施設

(1) 一般廃棄物最終処分場

項 目	摘 要
所 在 地	滑川町字滑川山 3 1 6 3 番地の 1 3
埋 立 面 積	25,700m ²
埋 立 容 量	約 219,000m ³
埋立可能廃棄物	焼却灰、不燃物

(2) 公共工事等廃棄物処分場

項 目	摘 要
所 在 地	滑川町字滑川山 3 1 6 3 番地の 1 2
埋 立 面 積	34,400m ²
埋 立 容 量	約 443,000m ³
埋立可能廃棄物	安定五品目 (がれき類、金属類、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類、 ゴムくず)

資料 15-3

し尿希釈投入施設の概要

(平成30年3月31日現在)

項目	摘要
施設名	滑川クリーンセンター
所在地	滑川本町5丁目14番1号
延床面積	543.44㎡
処理能力	13キロリットル/日

資料 15-4

災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書

日立市（以下「甲」という。）と茨城中央葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、日立市内において地震、風水害その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、「茨城県広域火葬計画」及び「日立市地域防災計画」に基づき、広域火葬を円滑に実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請できるものとする。

2 前項に規定する要請は、原則として協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請を行うこととし、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力業務）

第3条 甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体安置施設等の提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) その他、甲の要請により乙が応じられる事項

（要請に対する措置）

第4条 乙は、甲の要請を受けたときは、要請事項について適切な措置を取るとともに、応諾の有無を速やかに甲に通知するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により第3条に掲げる業務を実施したときは、甲に対して、口頭により報告することとし、事後速やかに業務実績報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（連絡責任者）

第6条 協力の要請及び実施に関する連絡を確実かつ円滑に行うことができるよう、甲乙それぞれに連絡責任者を置く。

2 前項の連絡責任者及びその職務は、甲乙協議の上別に定めるものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が実施した甲の要請に基づく業務にかかる経費は、甲が負担するものとする。ただし、災害救助法が適用される場合はこれに基づくものとする。

（価格の決定）

第8条 本協定に基づき甲が負担する経費の価格は、災害時の直前における適正な価格を基本とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（守秘義務）

第9条 乙は、協力業務を通じて知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による協定解除の申出がない場合には、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年10月3日

資料 15-4

様式第1号（第2条関係）

平成 年 月 日

茨城中央葬祭業協同組合理事長 殿

日立市長 印

協 力 要 請 書 (第 報)

災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関する協定第2条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

要 請 担 当 者	職氏名 連絡先 電話番号 F A X番号
口頭による要請の日時	年 月 日 時 分 頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	
備 考	

注：要請内容の欄には、棺及び葬祭用品の必要数を記載すること。

資料 15-4

様式第2号 (第5条関係)

平成 年 月 日

日立市長 殿

茨城中央葬祭業協同組合理事長 印

業 務 実 績 報 告 書

協力要請のあった業務に関する実績について、災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

要請依頼年月日	年 月 日 (第 報)
実施業務内容	
従事者氏名	別添名簿のとおり
履行の場所	
履行の期日又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
報告担当者	職氏名 連絡先 電話番号 FAX番号
備 考	

資料 15-5

ごみ処理緊急時相互支援に係る協定書

日立市、北茨城市、大子町、高萩市・十王町事務組合、常陸太田地方広域事務所、大宮地方環境整備組合及び城北地方広域事務呼組合（以下「市町村等」という。）は、一般廃棄物の処理、処分に関して、緊急時の相互支援について以下の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、一般廃棄物の処理、処分に関し、災害時（地震、水害等）及び事故等による緊急故障時の適正処理困難機関において、市町村等が相互支援することを目的とする。

（受入廃棄物の種類）

第2条 協定における受入廃棄物は、収集運搬廃棄物で受入市町村等の分別方法に定められたものとする。

（受入廃棄物の量）

第3条 受入廃棄物の量は、受入市町村等が算定した受入可能量を超えない量とする。

2 搬入に際しての計量は、受入市町村等の処理施設のトラックスケールにて計量するものとする。

3 搬入量および処理処分についての報告は、搬入受入終了後とするが、搬入が長期化する場合は、月1回とする。

（受入期間）

第4条 受入の期間は、災害時及び事故等による緊急故障時の長期補修における適正処理困難機関とする。

（受入時間）

第5条 受入時間については、受入市町村等の体制に準拠するものとする。

（収集運搬）

第6条 受入廃棄物の収集運搬は、原則として排出市町村等が行うものとする、ただし、排出市町村等において事故等により収集運搬が不可能な場合は、この限りでない。

2 前項における費用は、排出市町村等が負担するものとする。

（搬入方法）

第7条 排出市町村等は、搬入車両（車番）及び責任者氏名を事前に受入市町村等に提出するものとする。

2 受入市町村等への搬入経路は、協議の上決定するものとする。

（費用負担）

第8条 受入市町村等は、排出市町村等に対して、搬入量に応じ一般廃棄物処理手数料を請求するものとする。

2 処理手数料については、原則として処理にかかった実費相当額とする。なお、それにより難しい場合は、別途協議の上決定するものとする。

3 処理手数料の支払い条件については、別途協議の上決定するものとする。

（秘密の保持）

第9条 本協定書に基づく一般廃棄物の排出、受入の実施に当たって知り得た相手市町村等の機密事項は第三者に漏洩してはならない。

2 公表の必要がある場合は、相手市町村等の許諾を要するものとする。

資料 15-5

(法令の遵守)

第10条 協定における一般廃棄物処理、処分に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守するものとする。

(信義則)

第11条 市町村等は、本協定書に定めるところに従い、相互に密接に連絡を取りつつ、誠実、適正、円滑、安全に廃棄物を処理、処分するものとする。

(疑義の決定)

第12条 本協定書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、その都度市町村等間において協議して決定するものとする。

(効力の発生)

第13条 本協定は、平成11年4月1日から効力を生じるものとする。

本協定の証として本書7通を作成し、各市町村等の長記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成11年3月12日

マンホールトイレ整備状況一覧

避難所名	所在地	設置年度及び数
中小路小学校	平和町2-4-1	平成26年度設置 (10基)
豊浦小学校	折笠町741	平成26年度設置 (5基)
日高中学校	小木津町3-26-1	平成26年度設置 (5基)
田尻小学校	田尻町4-39-1	平成27年度設置 (5基)
十王スポーツ広場 (体育館含む)	十王町友部1936	平成27年度設置 (5基)
池の川さくらアリーナ	東成沢町2-15-1	平成28年度設置 (10基)
坂本小学校	南高野町3-21-1	令和元年度設置 (7基)
久慈中学校	久慈町6-20-2	令和元年度設置 (9基)
大久保小学校	末広町1-1-1	令和3年度設置 (5基)
助川中学校	鹿島町3-5-1	令和3年度設置 (5基)
諏訪小学校	諏訪町3-10-1	令和4年度設置 (5基)
水木小学校	水木町1-6-1	令和5年度設置 (5基)
久慈小学校	久慈町1-23-1	令和6年度設置 (5基)

茨城県が指定する緊急輸送道路一覧表

1 第1次緊急輸送道路

路線名	起 点 側	終 点 側
高速自動車道		
常磐自動車道	神田町市境（東海村）から	十王町山部市境（高萩市）まで
一般国道		
国道 6 号	下土木内町市境（東海村）から	十王町伊師市境（高萩市）まで
国道 6 号	旭町国道245号（旭町交差点）から	田尻町国道6号（公設市場前交差点）まで
国道245号	留町市境（東海村）から	鹿島町国道6号（国道245号入口交差点）まで
国道293号	留町国道245号（留町交差点）から	大和田町市境（常陸太田市）まで
国道349号	東河内町市境（常陸太田市）から	下深荻町市境（常陸太田市）まで
国道461号	十王町伊師市境（高萩市）から	十王町伊師国道6号（市道461号交差点）まで
主要地方道		
日立山方線	宮田町国道6号（桐木田交差点）から	白銀町日立有料道路（日立中央IC入口交差点）まで
有料道路		
日立有料道路	白銀町常磐自動車道日立中央IC交差から	白銀町主要地方道日立山方線交差まで
臨港道路		
臨港道路4号線	みなと町国道245号交差から	日立港区第4ふ頭まで

2 第2次緊急輸送道路

路線名	起 点 側	終 点 側
主要地方道		
日立いわき線	滑川町国道6号（国土交通省前交差点）から	十王町友部県道高萩友部線（十王郵便局前交差点）まで
日立山方線	白銀町日立有料道路（日立中央IC入口交差点）から	下深荻町国道349号交差まで
日立笠間線	末広町国道6号（常陸多賀駅入口交差点）から	金沢町日立市道6600号接続まで
一般県道		
高萩友部線	十王町伊師市境（高萩市）から	十王町友部主要地方道日立いわき線（十王郵便局前交差点）まで
日立港線	久慈町国道245号（日立港入口交差点）から	大みか町国道6号（大みか町6丁目交差点）まで
市 道		
市道7488号、5570号、6600号線	大みか町国道6号（大みか町6丁目交差点）から	金沢町主要地方道日立笠間線接続まで

資料 16-1

3 第3次緊急輸送道路

路線名	起 点 側	終 点 側
一 般 県 道		
会 瀬 港 線	会瀬港から	会瀬町国道6号（会瀬町1丁目交差点）まで
大 甕 停 車 場 線	大甕駅から	大みか町国道245号（大甕駅入口交差点）まで
常陸多賀停車場線	常陸多賀駅から	千石町国道6号（常陸多賀駅入口交差点）まで
市 道		
市 道 2 3 号 線	滑川町1丁目国道6号（国土交通省前交差点）から	日立警察署まで
市道817号、858号線	川尻町1丁目国道6号交差から	川尻港まで
市道817号、1101号、1104号線	小木津町1丁目主要地方道日立いわき線（小木津町交差点）から	㈱スズケン日立支店まで
市 道 2 8 5 7 号 線	旭町2丁目国道245号（幸町ガード下交差点）から	JR日立駅まで
市 道 6 5 8 2 号 線	河原子町2丁目国道245号交差から	河原子港まで
市道7175号、7575号線	久慈茅根病院から	留町国道293号交差まで

資料 16-2

市指定緊急輸送道路（市道）一覧表

(平成 30 年 5 月 1 日現在)

No.	路線 番号	起 点	終 点
1	1	十王町伊師 県道高萩友部線交差	十王町伊師 市道 10041 号線交差
2	2	折笠町 国道 6 号折笠交差点	砂沢町 県道いわき線字砂沢 T 字路交差点
3	3	日立メディカルスパクリニック	東滑川町 5 丁目 国道 6 号日立バイパス交差
4	4	田尻町 5 丁目 国道 6 号田尻浜入口交差点	相田町 3 丁目 市道 1623 号線交差
5	5	滑川本町 4 丁目 県道日立いわき線交差	滑川小学校
6	6	鮎川町 2 丁目 国道 6 号油縄子交差点	国分町 3 丁目 国道 245 号交差
7	7	鮎川町 6 丁目 国道 6 号油縄子交差点	諏訪町 3 丁目 県道日立常陸太田線交差
8	8	諏訪町 2 丁目 市道 7 号線交差	諏訪町 3 丁目 市道 33 号線交差
9	9	東金沢町 5 丁目 市道 11 号線交差	大沼小学校
10	10	本宮町 1 丁目 国道 6 号交差	本宮町 1 丁目 市道 2676 号線交差
11	11	東金沢町 1 丁目 国道 245 号交差	金沢町 4 丁目 市道 5589 号線接続
12	14	石名坂町 1 丁目 県道亀作石名坂線分岐	石名坂町 1 丁目 市道 7533 号線交差
13	19	留町 市道 8307 号線交差	下土木内町 国道 6 号下土木内町交差点
14	23	日立警察署	平和町 1 丁目 県道日立停車場線交差
15	24	鮎川町 3 丁目 市道 4990 号線交差	女性センター
16	25	大久保中学校	末広町 5 丁目 県道日立笠間線交差
17	26	大みか町 6 丁目 国道 6 号森山町交差点	森山町 5 丁目 市道 7073 号線交差
18	27	茅根病院	大みか町 2 丁目 県道大みか停車場線大みか駅前交差点
19	30	田尻町 2 丁目 県道日立いわき線田尻町 2 交差点	介護老人保健施設田尻ヶ丘ヘルシーケア
20	33	諏訪町 3 丁目 市道 8 号線交差	諏訪町 5 丁目 市道 4718 号線分岐
21	39	諏訪町 県道日立常陸太田線分岐	かみすわ山荘
22	47	平沢中学校	高鈴町 1 丁目 市道 2602 号線交差
23	268	川尻町 6 丁目 市道 544 号線交差	折笠町 1 丁目 市道 2 号線交差
24	290	日立北高等学校	川尻 6 丁目 市道 544 号線交差
25	428	砂沢町 県道日立いわき線交差	特別養護老人ホーム銀砂台
26	544	川尻町 6 丁目 市道 268 号線交差	川尻町 7 丁目 市道 290 号線交差
27	676	川尻町 7 丁目 市道 268 号線交差	特別養護老人ホームサン豊浦
28	742	豊浦小学校	折笠町 市道 2 号線交差
29	817	日高町 2 丁目 市道 1166 号線交差	日高町 2 丁目 市道 1104 号線交差
30	824	川尻町 1 丁目 国道 6 号十王駅入口交差点	川尻町 1 丁目 市道 821 号線交差
31	829	川尻町 1 丁目 市道 821 号線交差	豊浦交流センター
32	1104	日高町 2 丁目 市道 817 号線交差	日高町 2 丁目 市道 1101 号線交差

資料 16-2

No.	路線 番号	起 点	終 点
33	1111	日高町3丁目 国道6号小木津駅入口交差点	日高町5丁目 市道1166号線交差
34	1166	日高町2丁目 市道817号線交差	日高町3丁目 市道1111号線交差
35	1177	日高中学校	小木津町3丁目 市道1090号線交差
36	1179	小木津町3丁目 市道817号線交差	小木津町3丁目 市道1090号線交差
37	1427	田尻交流センター	田尻町1丁目 市道1429号線交差
38	1429	田尻町1丁目 県道日立いわき線交差	田尻町1丁目 市道1427号線交差
39	1517	田尻町4丁目 市道1701号交差	田尻小学校
40	1623	田尻町7丁目 市道4号線交差	はまぎく荘デイサービスセンター
41	1701	田尻町4丁目 国道6号交差	田尻町4丁目 市道1517号線交差
42	2068	宮田町3丁目 国道6号宮田町三・北交差点	白銀町3丁目 市道3785号線接続
43	2303	東滑川町3丁目 市道2404号線交差	東滑川町3丁目 市道2413号線交差
44	2404	東滑川町3丁目 市道2303号線交差	滑川中学校
45	2413	東滑川町3丁目 国道6号滑川浜入口交差点	東滑川町3丁目 市道2303号線交差
46	2602	助川町1丁目 市道2603号線分岐	高鈴町1丁目 市道47号線交差
47	2603	助川町1丁目 市道2602号線分岐	助川町1丁目 国道6号助川町1丁目交差点
48	2615	宮田町3丁目 市道2068号線交差	仲町小学校
49	2631	宮田町4丁目 市道2632号線交差	仲町交流センター
50	2632	宮田町4丁目 市道2633号線交差	宮田町4丁目 市道2631号線交差
51	2633	宮田町4丁目 市道2632号線交差	宮田町4丁目 市道2068号線交差
52	2655	神峰町3丁目 国道6号神峰町交差点	神峰町4丁目 市道2676号線交差
53	2676	本宮町1丁目 市道10号線交差	神峰町4丁目 市道2655号線交差
54	〃	神峰町2丁目 市道3855号線交差	若葉町1丁目 県道日立停車場線交差
55	2678	若葉町3丁目 市道23号線交差	若葉町1丁目 市道2676号線交差
56	2708	幸町2丁目 市道3100号線交差	幸町1丁目 市道2857号線交差
57	2710	弁天町1丁目 国道245号交差	鹿島町1丁目 県道日立停車場線交差
58	2855	平和町2丁目 市道23号線交差	中小路小学校
59	2968	東町3丁目 国道6号バイパス交差	浜の宮広場
60	3023	城南町2丁目 国道6号城南町3丁目交差点	城南町3丁目 市道3047号線分岐
61	〃	日立総合病院	助川町2丁目 国道6号日立二高前交差点
62	3047	日立工業高等学校	城南町2丁目 市道3023号線分岐
63	3084	助川交流センター	鹿島町1丁目 市道2710号線交差
64	3100	幸町2丁目 国道245号裁判所前交差点	弁天町1丁目 県道日立停車場線交差
65	3107	助川中学校	弁天町3丁目 市道3138号線分岐

資料 16-2

No.	路線 番号	起 点	終 点
66	3138	城南町1丁目 国道6号城南町交差点	弁天町3丁目 県道会瀬港線交差
67	3156	会瀬町4丁目 県道会瀬港線交差	(株)日立製作所会瀬体育館
68	3162	会瀬町3丁目 国道6号兎平交差点	嶋崎病院
69	3163	会瀬町2丁目 県道会瀬港線交差	会瀬町2丁目 市道3541号線交差
70	3248	会瀬交流センター	会瀬町1丁目 国道245号交差
71	3355	西成沢町2丁目 国道6号青葉団台団地入口交差点	日立工業専修学校
72	3408	成沢交流センター	中成沢町4丁目 市道3473号線分岐
73	3473	中成沢町3丁目 国道6号成沢小入口交差点	中成沢町3丁目 市道3408号線分岐
74	3541	会瀬町2丁目 市道3163号線交差	会瀬小学校
75	3708	田尻町4丁目 国道6号田尻町南交差点	滑川本町5丁目 県道日立いわき線交差
76	3785	白銀町3丁目 市道2068号線接続	白銀町3丁目 県道日立山方線交差
77	3849	本宮町1丁目 市道10号線交差	宮田交流センター
78	3855	神峰町2丁目 国道6号交差	神峰町3丁目 市道2676号線交差
79	4537	諏訪町4丁目 市道4718号線接続	諏訪町5丁目 市道4724号線交差
80	4718	諏訪町4丁目 市道33号線分岐	諏訪町5丁目 市道4537号線接続
81	4721	諏訪町5丁目 市道4722号線交差	特別養護老人ホーム小咲園
82	4722	諏訪町5丁目 市道4724号線交差	諏訪町5丁目 市道4721号線交差
83	4724	諏訪町5丁目 市道4537号線交差	諏訪町5丁目 市道4722号線交差
84	4779	大久保小学校	末広町1丁目 県道日立笠間線交差
85	4964	鮎川町2丁目 市道6号線交差	鮎川町3丁目 市道24号線交差
86	4975	国分町3丁目 市道5911号線交差	特別養護老人ホーム鮎川さくら館
87	4990	国分グランド	鮎川町1丁目 市道24号線交差
88	5123	大久保町4丁目 市道6723号線交差	暇修館
89	5155	大久保町3丁目 国道6号線塙山十字路交差点	金沢町2丁目 市道5189号線交差
90	5180	金沢町2丁目 市道5189号線交差	金沢町2丁目 市道5184号線交差
91	5184	塙山小学校	塙山交流センター
92	5196	金沢町4丁目 市道11号線分岐	金沢町4丁目 市道5692号線交差
93	5268	河原子町4丁目 国道245号交差	河原子小学校
94	5323	大久保町3丁目 国道6号線塙山十字路交差点	河原子町4丁目 国道245号交差
95	5369	東多賀町4丁目 市道5323号線交差	河原子中学校
96	5397	東多賀町3丁目 県道日立笠間線交差	東多賀町3丁目 市道5452号線交差
97	5452	東多賀町3丁目 市道5397号線交差	河原子交流センター
98	5570	大沼町3丁目 国道6号台原団地入口交差点	大沼町3丁目 市道5614号線交差

資料 16-2

No.	路線 番号	起 点	終 点
99	5578	金沢町5丁目 市道5589号線交差	金沢町5丁目 市道5585号線交差
100	5585	金沢町7丁目 市道5578号線交差	金沢町5丁目 市道5614号線接続
101	5589	金沢町4丁目 市道11号線接続	金沢町5丁目 市道5598号線交差
102	5598	金沢町5丁目 市道5589号線交差	金沢小学校
103	5614	大沼町3丁目 市道5570号線交差	台原町2丁目 市道5585号線接続
104	5692	金沢町4丁目 市道6511号線交差	金沢町4丁目 市道5196号線交差
105	5793	水木町2丁目 国道245号水木小学校入口交差点	泉丘中学校
106	5911	国分町3丁目 国道245号交差	国分町3丁目 市道4975号線交差
107	6381	水木町2丁目 国道245号交差	水木交流センター
108	6414	水木町1丁目 国道245号水木小学校入口交差点	水木小学校
109	6511	金沢交流センター	大沼町2丁目 市道5692号線交差
110	6723	大久保町2丁目 国道6号大久保町3交差点	大久保町2丁目 市道5123号線交差
111	7073	大みか町6丁目 市道26号線交差	大みか町6丁目 市道7074号線交差
112	7074	大みか町6丁目 市道7073号線交差	大みか町6丁目 市道7085号線交差
113	7085	茨城キリスト教学園	大みか町6丁目 市道7074号線交差
114	7100	大みか小学校	大みか町3丁目 県道大みか停車場線交差
115	7508	石名坂町1丁目 県道亀作石名坂線交差	坂本中学校
116	7533	南高野町3丁目 市道14号交差	南高野町2丁目 市道7554号線交差
117	7554	南高野町3丁目 市道7553号線交差	坂本小学校
118	7575	久慈町7丁目 県道日立港線回春荘病院前交差点	久慈町5丁目 市道7175号線交差
119	7624	久慈町6丁目 市道7575号線交差	日立商業高等学校
120	7747	久慈町2丁目 県道日立港線交差	久慈町1丁目 市道7749号線交差
121	7749	久慈町1丁目 市道7749号線交差	久慈町1丁目 市道8147号線交差
122	7883	留町 県道日立東海線交差	留町 市道7886号線交差
123	7971	久慈町4丁目 国道245号交差	久慈町4丁目 市道7988号線交差
124	7988	久慈町4丁目 市道7971号線交差	特別養護老人ホーム成華園
125	8147	久慈町1丁目 市道7749号線交差	久慈小学校
126	8208	みなと町 国道245号交差	久慈町1丁目 国道245号交差
127	8307	留町 市道7886号線交差	留町 市道19号線交差
128	9022	中深荻町 県道十王里美線交差	黒坂地区生活改善センター
129	9644	下深荻町 市道9730号線分岐	特別養護老人ホーム山水苑
130	9730	東河内町 市道9741号線分岐	下深荻町 市道9644号線分岐
131	9741	東河内町 県道日立山方線分岐	東河内町 市道9730号線分岐

資料 16-2

No.	路線 番号	起 点	終 点
132	10002	十王町伊師 国道6号交差	十王町伊師 市道10014号線交差
133	10005	本郷集会所	十王町伊師本郷 市道10006号線交差
134	10006	十王町伊師本郷 市道10005号線交差	十王町伊師本郷 県道高萩友部線交差
135	10014	十王町伊師 市道10002号線交差	伊師浜地区生活改善センター
136	10039	十王町友部 県道高萩友部線十王支所前交差	十王町友部 市道10153号線交差
137	10041	十王町伊師 市道1号線交差	伊師町田園都市センター
138	10059	十王町山部 市道10178号線交差	山部小学校
139	10074	十王町高原 県道十王里美線交差	特別養護老人ホーム福祉の森聖孝園
140	10153	十王町友部 市道10039号線交差	十王スポーツ広場、十王総合健康福祉センター
141	10178	十王町山部 県道日立いわき線山部小学校前交差点	十王町山部 市道10059号線交差
142	10179	十王町友部 県道日立いわき線交差	十王町友部 市道11297号線交差
143	10193	十王町伊師 県道高萩友部線交差	十王町伊師 市道10198号線交差
144	10198	十王町伊師 市道10193号線交差	十王町伊師 市道10202号線交差
145	10202	十王町伊師 市道10198号線交差	いぶき台団地集会所
146	10361	十王町城の丘1丁目 県道日立いわき線城の丘交差点	十王町城の丘1丁目 市道10381号線交差
147	10381	十王町城の丘1丁目 市道10361号線交差	十王町城の丘1丁目 市道10383号線交差
148	10382	十王町城の丘1丁目 市道10392号線交差	十王町城の丘1丁目 市道10383号線交差
149	10383	十王町城の丘1丁目 市道10381号線交差	十王町城の丘1丁目 市道10382号線交差
150	10392	十王町城の丘1丁目 市道10382号線交差	城の丘集会所
151	11297	十王町友部 市道10179号線交差	東泉寺

資料 16-3

異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

【異常気象時通行規制区間】

路線名	通行規制（情報収集）区間	延長 (km)	危険内容	情報板設置の有無
	箇所			
日立中央インター線	助川町 白銀町	1.6	路 肩 崩 落 土 砂 崩 落	有

【特殊通行規制区間】

路線名	通行規制（情報収集）区間	延長 (km)	危険内容	情報板設置の有無
	箇所			
日立山方線	宮田町 入四間町	6.0	路 肩 崩 落 土 砂 崩 落	有

緊急通行車両の標章及び緊急通行車両以外の車両通行止表示

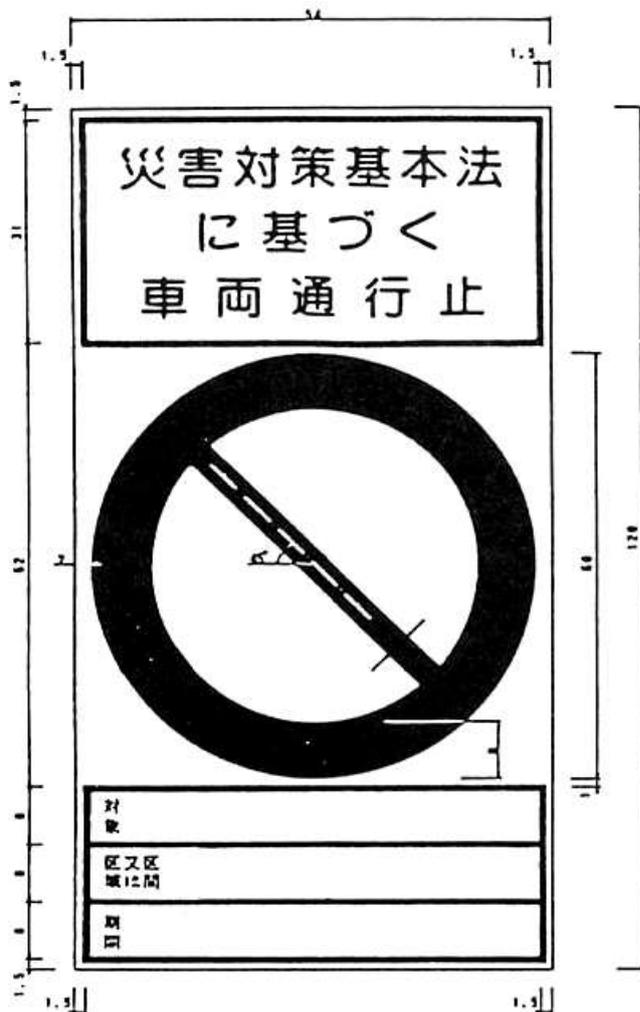
1 緊急通行車両の標章



(備考)

- 1 色彩は記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

2 緊急通行車両以外の車両通行止表示

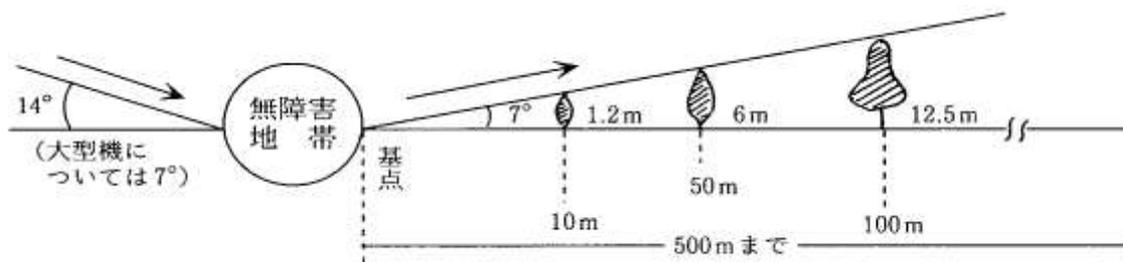


(備考)

- 1 色彩は文字、緑線及び区分線を青色、斜めの線及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合に合っては、図形の寸法の2倍まで拡大し、または寸法の2分の1まで縮小することができる

ヘリポート設定場所概要

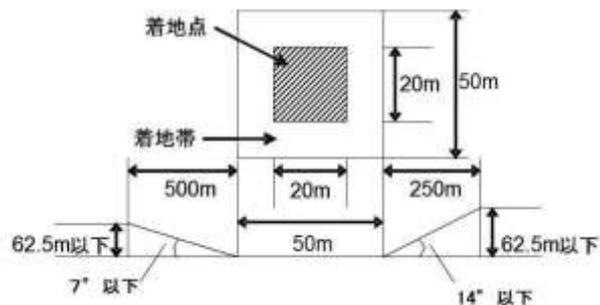
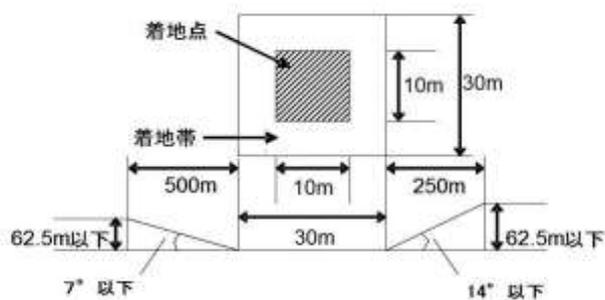
1 下記内容を参考としたヘリポートを確保する。この際、土地の所有者または管理者との調整を確実に実施する。



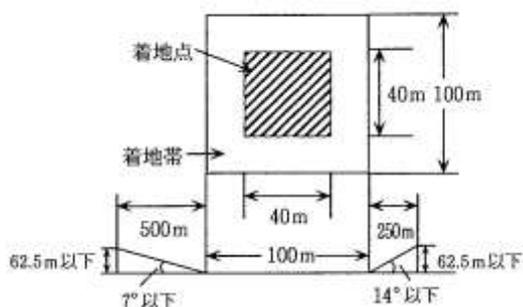
(1) 離着地点及び無障害地帯の基準

・小型機 (OH-6) の場合

・中型機 (UH-1 (1J)、UH-60JA) の場合



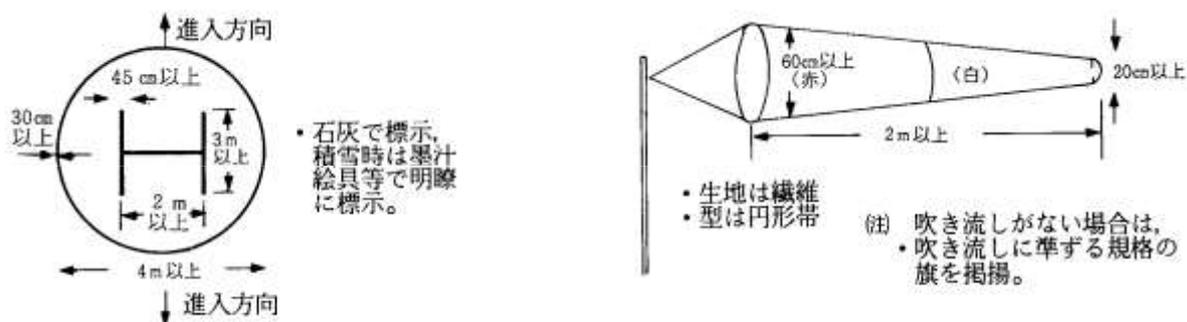
・大型機 (CH-47) の場合



(2) 離着地点の地盤は堅固で平坦地であること。

資料 16-5

2 着陸地点には、下記標準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向き、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。なお、夜間使用時においては、着陸に必要な灯火施設を設置する。



3 危害予防の措置

(1) 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となる恐れのある範囲には、立ち入らせない。

(2) 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

資料 17-1

港 湾 の け い 留 施 設

1 茨城港日立港区のけい留施設

名 称	延長 (m)	水深 (m)	係船能力 (D/W)	
			トン数	隻 数
第1埠頭 A ドルフィン	7	5.0	1,000	1
B 岸 壁	121	7.5	5,000	1
C 岸 壁	131	7.5	5,000	1
D 岸 壁	185	10.0	15,000	1
第2埠頭 A 岸 壁	130	7.5	5,000	1
B 岸 壁	165	9.0	10,000	1
C 岸 壁	130	7.5	5,000	1
D 岸 壁	130	7.5	5,000	1
第3埠頭 A 岸 壁	140	5.0	1,000	1
第4埠頭 A 岸 壁	70	5.0	1,000	1
B 岸 壁	70	5.0	1,000	1
C 岸 壁	130	7.5	5,000	1
D 岸 壁	185	10.0	15,000	1
E 岸 壁	240	12.0	30,000	1
F 岸 壁	185	10.0	15,000	1
第5埠頭 A 岸 壁	130	7.5	5,000	1
B 岸 壁	185	10.0	15,000	1
C 岸 壁	185	10.0	15,000	1
D 岸 壁	240	12.0	30,000	1
第1小型船溜り物揚場	300	4.0	0	0
第2小型船溜り物揚場	273.9	2.0	0	0
第2小型船溜り船揚場	40	2.0	0	0

2 川尻港

名 称	延長 (m)	水深 (m)	係船能力 (D/W)	
			トン数	隻 数
1号2号物揚場	262.5	3.0	0	0
3号物揚場	85.9	2.0	0	0
船揚場	100	2.0	0	0

3 河原子港

名 称	延長 (m)	水深 (m)	係船能力 (D/W)	
			トン数	隻 数
物揚場	218.9	2.0	0	0
船揚場	30	2.0	0	0

主要漁港のけい留施設

(平成30年3月31日現在)

漁港名	施設名	延長 (m)
会瀬漁港	防波堤	715.5
	防砂堤	465.0
	護岸	1752.2
	離岸堤	1077.1
	物揚場	302.6
	船揚場	74.8
久慈漁港	防波堤	664.0
	防砂堤	25.0
	護岸	466.0
	岸壁	1012.15
	物揚場	57.0
	船揚場	78.2

農作物等の災害防止対策

災害名	作物名	事項
風 害	水 稲	1 作付体系 早、中、晩の組み合わせ及び短かん耐病性の強い品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 施肥の合理化及び追培の時期、量に注意すること。 3 施設 病害虫防除機具の整備を行うこと。
	大 豆	1 作付体系 短かん耐品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 倒伏を防ぐため早めに土寄せを行うこと。
	路地野菜及び施設園芸用ハウス	1 作付体系 夏秋作で強風に弱い作物及び品種は、台風期を避ける作型とすること。 2 肥培管理 支柱は、倒伏しないよう堅固なものをたてること。 3 防護措置 (1) 温床場、施設園芸用ハウス等には防風設備を設けること。 (2) 春作類には、冷風害防止を兼ね、防風垣を設置すること。
	果 樹	1 防護措置 (1) 防風垣を設置すること。 (2) 成木は、各枝を緊縛し、又は支柱をたてること。幼木は、支柱を立て直し、又はむしろやこし等で周囲をとりまくこと。
水 害	水 稲	1 肥培管理 畦畔、堤とうの決壊、危険箇所の補強を行うこと。 2 施設 病害虫防除機具の整備を行うこと。
	麦	1 作付体系 土地条件にあった品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 (1) 水田裏作麦は、高畦栽培を行うこと。 (2) 排水路の整備を行うこと。
	大 豆	1 肥培管理 (1) 播種当時降雨の多いときは、覆土を浅くすること。 (2) 中耕土寄せは早めに行うこと。 2 防護措置 長雨のおそれがあるときは、脱粒後直ちに乾燥機を使用し、品質の低下をさけること。
	路地野菜及び施設園芸用ハウス	1 肥培管理 (1) 低湿地は、排水溝を設置しておくこと。 (2) 畦は、ほ場の高低に併行させて作り滞水しないように努めること。 (3) 水田裏作は、高畦栽培とすること。

資料 17-3

災害名	作物名	事項
	果 樹	1 作付体系 低湿地は、できるだけ水湿に強い品種を選ぶこと。 2 肥培管理 傾斜地は、土壌の崩かいを防ぐため集排水溝を整備しておくこと。
干 害	水 稲	1 作付体系 生育期に応じた計画的な節水栽培を行うこと。 2 肥培管理 畦畔の漏水防止に努め、揚水機利用等による計画かん水を行うこと。
	路地野菜及び 施設園芸用ハ ウス	1 肥培管理 (1) 基肥は、深層施肥を行うこと。 (2) 乾燥期は、敷ワラを励行すること。 (3) 敷ワラを行わないものは、表層面を軽く中耕すること。 (4) 追肥は、液肥を用いること。
	果 樹	1 肥培管理 (1) 肥草や日覆を行い土壌の乾燥防止に努めること。 (2) 土壌の管理をよくし、根の発育を促進すること。 2 施設 かん水施設を設置すること。
寒 害	麦	1 作付体系 地域において適品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 (1) 適期播種を行うこと。 (2) 霜柱害に対する踏圧、土入を行うこと。
	路地野菜及び 施設園芸用ハ ウス	1 作付体系 耐寒性品種を選定すること。 2 肥培管理 マルチングをし、根の保護を行うこと。
	路地野菜及び 施設園芸用ハ ウス	3 施設 施設園芸用ハウス等は、2層カーテン、加温用の重油、ヒーター、石油ストーブ等を整備すること。
	果 樹	1 防護措置 寒風をさけるため防風ネットを整備すること。

資料 17-3

災害名	作物名	事項
凍霜害 (冷害)	水 稲	1 作付体系 (1) 早、中、晩、品種の組み合わせを行うこと。 (2) 出穂期は、7月25日頃から8月25日頃が安全性が高いので、品種と植付期の勘案を行うこと。 2 肥培管理 イモチ病防除機具の整備を行うこと。
	麦	1 作付体系 耐寒性品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 堆厩肥の増肥を行うこと。
	路地野菜及び施設園芸用ハウス	1 肥培管理 かん水設備を活用し、低温の緩和を図ること。 2 施設 保温用としてむしろ、燃料等を整備しておくこと。
	果 樹	1 作付 (1) 低地等冷気の停滞し易いところは、植付しないこと。 (2) 晩霜予報に注意して古タイヤ、重油等燃料を準備しておくこと。 (3) 防霜ファン等を整備すること。

応急給水資機材等一覧表

(平成30年3月31日)

給水設備	容量	数量	単位	常備場所
給水タンク（トラック搭載用）	1 t	6	基	「会瀬配水場」 会瀬町 3-13-18
給水タンク（トラック搭載用）	2 t	5	基	
ポリ容器	20 ℓ	100	個	
ポリエチレンパック	6 ℓ	3,000	枚	
ポリエチレンパック	10 ℓ	5,600	枚	
ウォーターバルーン	1 t	1	袋	
ウォーターバルーン	2 t	10	袋	
給水拠点用分岐金具		2	個	
給水拠点用蛇口セット		18	セット	
給水ポンプ		2	基	
発電機	2.6KVA	5	基	
LED投光器		15	個	
コードリール		3	台	
給水タンク（トラック搭載用）	2 t	2	基	
給水ポンプ		1	基	
発電機	2.6KVA	2	基	
コードリール		1	台	
消防ポンプ		3	基	

資料 18-1

ポ リ 容 器	20 ㍓	130	個	「十王浄水場」 十王町友部 808
給水タンク（トラック搭載用）	2 t	1	基	「高揚ポンプ場」 下土木内町桜井内 1-1
ポ リ 容 器	20 ㍓	151	個	
給 水 ポ ン プ		1	基	「金沢配水場」 大沼町 2711
ポ リ 容 器	20 ㍓	100	個	「多賀ポンプ場」 金沢町 3-1-2
給 水 ポ ン プ		1	基	
発 電 機	2.6KVA	1	基	
コ ー ド リ ー ル		1	台	
給 水 ポ ン プ		1	基	「平沢配水場」 高鈴町 1-22
給 水 ポ ン プ		1	基	「上合ポンプ場」 かみあい町 1-1
発 電 機	2.6KVA	1	基	
コ ー ド リ ー ル		1	台	
給水タンク（トラック搭載用）	1 t	1	基	「友部配水場」 十王町友部 2074
給水タンク（トラック搭載用）	2 t	1	基	
ポ リ 容 器	20 ㍓	12	個	「水道課」 助川町 1-1-1
ポ リ エ チ レ ン パ ック	6 ㍓	400	枚	
給水車（加圧式）	2 t	2	基	

資料 18-2

配水池の貯水量

(平成30年3月31日現在)

1 主幹浄水池及び配水池

名 称	池 数	平常時貯水量 (m ³)	緊急遮断弁作動時等貯水量 (m ³)
平 沢 配 水 池	2	2, 5 0 0	1, 1 0 0 (561)
兎平高区配水池	3	1, 6 0 0	0 (0)
兎平低区配水池	2	6, 5 0 0	3, 2 5 0 (3, 250)
石名坂高区配水池	2	1, 8 0 0	0 (0)
石名坂第2配水池	2	1, 2 0 0	0 (0)
多賀高区配水池	2	2, 7 0 0	1, 2 0 0 (660)
久 慈 配 水 池	1	2, 0 0 0	0 (0)
大 沼 配 水 池	4	6, 0 0 0	1, 5 0 0 (1, 380)
滑 川 配 水 池	2	7, 2 0 0	4, 2 0 0 (3, 767)
諏 訪 配 水 池	2	5, 5 0 0	2, 7 6 0 (2, 423)
北 部 配 水 池	2	1 1, 0 0 0	5, 5 0 0 (5, 500)
会瀬配水場浄水池	3	3, 6 0 0	3, 6 0 0 (3, 600)
森山浄水場浄水池	4	2 0, 5 0 0	1 5, 2 0 0 (5, 586)
十王浄水場浄水池	2	2, 8 6 6	2, 8 6 6 (1, 670)
友 部 配 水 場	2	1, 4 4 0	7 2 0 (0)
計	3 5	7 6, 4 0 6	4 1, 8 9 6 (28, 377)

() は、引込管破損時の有効配水量

2 その他の配水池

名 称	池数	平常時貯水量 (m ³)	名 称	池数	平常時貯水量 (m ³)
赤羽根配水池	1	1 3	青葉台配水池	2	6 0 0
石名坂低区配水池	1	1 0 0	山の神高区配水池	2	1 8 0
中井山配水池	1	9 0	山の神低区配水池	1	4 0
旭ヶ丘配水池	1	5 1	御殿山配水池	1	1 5 0
台原配水池	2	3 7 0	高鈴台配水池	2	2 0 0
金沢配水池	2	1, 0 0 0	清掃センター東配水池	2	3 0 0
塙山配水池	1	1 5 0	神峰配水池	1	7 0
塙山第2配水池	2	7	上合高区配水池	2	3 0 9
多賀低区配水池	1	4 0 0	上合低区配水池	2	1 0 2
中丸配水池	2	1 7 2	川上配水池	1	1 6 0
中丸第2配水池	2	3 0	山部配水池	2	2 0 4
諏訪台配水池	2	6 3	城の丘配水池	2	6 1 8
潮見台配水池	2	8 0	いぶき台配水池	2	3 5 0
小咲台高区配水池	2	2 4 0	本山配水池	2	1 2 8
小咲台低区配水池	1	5 6	中里配水池	2	2 0 0
堂平配水池	2	2 2 2	中里西部配水池	2	1 6 0
			合 計	5 4	6, 8 1 5

公益社団法人日本水道協会茨城県支部水道災害相互応援対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、異常湧水等による水道災害において、公益社団法人日本水道協会茨城県支部（以下「支部」という。）に所属する正会員（以下「会員」という。）が相互に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 支部規則第15条の規定により構成された各ブロックに代表都市を設置する。

2 代表都市は、支部常任理事都市とする。

(応援内容)

第3条 会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水及び施設の応急復旧の作業に必要な職員の派遣
- (2) 応急給水に必要な補給水、給水用のポリタンク等の提供
- (3) 施設の応急復旧に必要な資器材の提供
- (4) 作業に必要な車両、機械等の提供
- (5) 指定工事店等の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の要請方法)

第4条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 被災会員が所属するブロックの代表都市に応援を要請する。
 - (2) 要請をうけた代表都市は、ブロック内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、支部長に応援を要請する。
 - (3) 支部長は、応援の要請があったブロック以外のブロックの代表都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会関東地方支部に応援を要請する。
- 2 前項により応援を要請しようとするときは、水道災害等における非常時の連絡先により、次の各号に掲げる事項を明示し、とりあえず口頭、電話又は電信により要請し、事後において文書を提出するものとする。
- (1) 被災状況
 - (2) 必要とする応援の内容
 - (3) 必要とする職員の職種別人員
 - (4) 必要とする資器材の種類及び数量
 - (5) 補給水の必要の有無及び水量
 - (6) 応援を要する期間
 - (7) 応援の場所及び経路
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、応援に関し必要な事項

(応援状況の報告)

第5条 被災会員が所属するブロックの代表都市は、被災会員の被害状況及び応援状況を把握のうえ支部長に報告するものとする。

(応援体制)

第6条 応援会員が職員を派遣するときは、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、日用品等を携行させるものとする。

2 応援職員は、応援会員名を表示する標識を着用するものとする。

3 応援の要請を受けた会員は、極力これに応じ、応援に努めることとする。

資料 18-3

(被応援体制)

第7条 被応援会員は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舎の斡旋その他必要な便宜を供与するものとする。

2 資器材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(経費の負担)

第8条 第3条各号に掲げる応援活動に要する経費の負担は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、別表のとおりとする。

2 前項の定めにより難いときは、関係会員が協議して定めるものとする。

(応援物資等情報の送付)

第9条 支部長は、相互応援の円滑な実施に必要な事前情報として、日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定に基づく防災関係物資等の備蓄及び整備の状況調査のうち茨城県支部内の状況調査結果について、毎年定期的に各会員に送付するものとする。

(他の法令との関係)

第10条 災害救助法（昭和22年法律第118号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等の法令が適用された場合においては、応援活動及び応援に係る事務処理は、法令の定めによるものとする。

(防災会議の実施)

第11条 支部長は、円滑な応援活動を実施するため、会員相互の情報交換を目的とした防災連絡会議を開催する。

2 前項の防災連絡会議は、支部理事都市の課長をもって構成する。

(その他)

第12条 この要綱の実施に関して必要な事項又はこの要綱に定めのない事項については、その都度会員間で協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成9年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月2日から施行する。

資料 18-3

別表

経 費 の 負 担 区 分

	被応援会員が負担すべき費用	応援会員が負担すべき費用
人件費等	超過勤務手当、深夜勤務手当 特殊勤務手当 管理職員特別勤務手当 旅費(日当含む)	給料、調整手当等基本的な手当
材料費	継ぎ手、直管等	
請負工事代金	請負工事代金	
車両、機材等の費用	燃料費(ガソリン、軽油) 修理費、賃借料、輸送料	損料(減価償却費等)
滞在費用	食料費(弁当) 宿泊費(仮設ハウス設置費用)	携行する食料費 携行する寝袋、テント等 被服(防寒服・割当のない職員分・クリーニング代) 生活用品、その他福利厚生費
その他事務費等	写真代「工事確認用」 作業用消耗品 電話料金(カード・FAX等) トランシーバー、消火器、地図	写真代「記録・広報用」 その他事務用品
補償関係	応援職員の傷病に対する応急的な治療費 第三者に対する損害賠償金の負担 「応援作業中」	応援職員の災害補償費 「出張中の公務災害」 第三者に対する損害賠償金の負担 「往復途上」

資料 18-4

簡易水道の現況

1 中里地区

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

給 水 地 域	下深荻町、東河内町、入四間町、宮田町の一部
給 水 人 口	1, 0 7 8 人
給 水 戸 数	5 4 0 戸 下深荻町 1 8 4 戸 東河内町 2 1 0 戸 入四間町 1 0 9 戸 宮田町の一部 3 7 戸
給 水 量	1 日平均 8 1 6 m ³
消 火 栓 設 置 箇 所	4 7 箇所

2 諏訪太平田地区

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

給 水 地 域	諏訪町の一部
給 水 人 口	5 3 人
給 水 戸 数	4 0 戸
給 水 量	1 日平均 2 0 . 2 m ³

資料 18-5

■ 応急給水所（拠点） 一覧表

区 分	施 設 名	住 所 等
小中学校 18カ所	豊浦小学校	折笠町 741
	田尻小学校	田尻町 4-39-1
	滑川小学校	滑川本町 1-20-7
	仲町小学校	宮田町 5-5-1
	宮田小学校	本宮町 2-9-1
	中小路小学校	平和町 2-4-1
	助川小学校	助川町 2-15-1
	会瀬小学校	会瀬町 2-17-10
	諏訪小学校	諏訪町 3-10-1
	油繩子小学校	鮎川町 3-11-1
	塙山小学校	金沢町 2-14-1
	河原子小学校	河原子町 4-3-4
	大沼小学校	東大沼町 2-1-8
	大みか小学校	大みか町 3-19-15
	台原中学校	台原町 1-9-1
	泉丘中学校	水木町 2-9-1
	久慈中学校	久慈町 6-20-2
	中里中学校	東河内町 1953
公共施設 8カ所	十王支所	十王町友部 2581
	日高支所	日高町 2-2-1
	日立市役所	助川町 1-1-1
	産業支援センター	西成沢町 2-20-1
	池の川さくらアリーナ	東成沢町 2-15-1
	多賀支所	千石町 2-4-20
	南部支所	久慈町 7-1-1
	久慈川日立南交流センター	大和田町 2208
事業所 4箇所	日立アプライアンス(株)多賀事業所	東多賀町 1-1-1
	(株)日立製作所エネルギービジネスユニット日立事業所	幸町 3-1-1
	(株)ジェイ・パワーシステムズ日高事業所	日高町 5-1-1
	日立金属(株)茨城工場	砂沢町 880
合計 30 箇所		

※ 災害の規模等により開設しない給水場所があります。

公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水等の災害で被災した都市が速やかに給水能力を回復できるように、公益社団法人日本水道協会関東地方支部（以下「関東地方支部」という。）に属する都県支部（以下「都県支部」という。）間における相互応援活動及び公益社団法人日本水道協会（以下「協会本部」という。）の他の地方支部と関東地方支部との間における相互応援活動に係る都県支部の体制に関し必要な事項を定める。

(要請の種類)

第2条 関東地方支部内において災害が発生した場合、当該災害で被災した事業者が属する都県支部の支部長は、次の要請をすることができる。

- (1) 他の都県支部長に対する応援要請
- (2) 協会本部の他の地方支部長（以下「他の地方支部長」という。）に対する応援要請

(要請方法)

第3条 前条の要請は、公益社団法人日本水道協会関東地方支部長（以下「関東地方支部長」という。）に対して行うものとする。

2 前項の要請は、次の事項をできる限り明らかにし、口頭、電話、電信又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を関東地方支部長に提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする応援内容
- (3) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (4) 必要とする給水車台数または応急復旧班数
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の要請を受けた関東地方支部長は、関東地方支部内の他の都県支部長（以下「応援都県支部長」という。）に対して応援を要請する。この場合において、前項の規定は、関東地方支部長の要請についてこれを準用する。

4 関東地方支部長は、第1項の要請を受けた際、被災状況又は地理的条件等から必要と認めるときは、協会本部を通じて、他の地方支部長へ応援を要請するものとする。

5 関東地方支部長は、被災状況等から必要があると認めるときは、第1項の要請を待たずに、応援都県支部長に対し応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。

(代理)

第4条 関東地方支部長である事業者が被災し、適切な連絡調整が行えない場合は、別表1に掲げる順位により、各都県支部長がこの協定における関東地方支部長の事務を代理するものとする。

2 都県支部長は、都県支部長である事業者が被災した場合に、この協定に定める都県支部長の事務を代理させる事業者をあらかじめ決めておくものとする。

資料 18-6

(応援都県支部長の責務)

第5条 応援都県支部長は、関東地方支部長から第3条に定める応援の要請を受けたときは、応援を要請した都県支部長（以下「被災都県支部長」という。）に全面的に協力するものとする。

(応援活動)

第6条 応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援職員の受入)

第7条 応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災都県支部長は、応援活動のために派遣する職員（以下「応援職員」という。）の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。ただし、宿泊施設の指定が困難な場合においては、応援活動に従事する水道事業者（以下「応援水道事業者」という。）及び応援水道事業者現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に対し、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(幹事応援水道事業者)

第8条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害が発生した場合等に、現地対策本部と応援水道事業者との連絡調整を効率的に行うため、幹事応援水道事業者を定めることができる。

(中継水道事業者)

第9条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害等が発生し、関東地方支部内の被災都県支部以外の都県支部、又は他の地方支部からの応援が必要となった場合は、遠方からの応援水道事業者の移動補助を目的とした活動を行う中継水道事業者を、関係する都県支部長と協議の上、定めることができる。

(支援拠点水道事業者)

第10条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害等が発生し、応援の長期化が見込まれる場合は、効率的な応援体制の構築を実現することを目的とした活動を行う支援拠点水道事業者を、関係する都県支部長と協議の上、定めることができる。

(費用負担)

第11条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、法令その他別段の定めがあるものを除き、応援を受ける水道事業者（以下「被災水道事業者」という。）が負担することを原則として、詳細を別途定めるものとする。

2 被災水道事業者が負担すべき費用であっても、被災水道事業者が当該費用を支弁するいとまがない場合は、応援水道事業者が一時繰替支弁するものとする。

(他の地方支部への応援)

第12条 関東地方支部長は、協会本部から他の地方支部の正会員に対する応援活動の協力要請を

資料 18-6

受けたときは、その受諾について、各都県支部長と協議するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 関東地方支部長が、前項の応援活動の協力要請を受諾したときは、関東地方支部内の事業者においては、この協定による応援活動の例により協力するものとする。

(協会本部正会員以外の水道事業者等への応援)

第 13 条 関東地方支部内の各都県支部長、各県等の行政機関又は他の地方支部長から、協会本部正会員以外の水道事業者又は簡易水道事業者等に対する応援活動の協力要請があった場合は、関東地方支部長と関係する都県支部長が協議の上、この協定に準じて当該応援活動の協力要請に対応するものとする。

(連絡担当部課)

第 14 条 関東地方支部長及び各都県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(平時からの情報交換及び訓練)

第 15 条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、関東地方支部長及び各都県支部長は、前条の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者からなる関東地方支部防災連絡協議会を設け、毎年定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

2 相互応援の円滑な実施を図るため、関東地方支部内で合同防災訓練を定期的実施するものとする。

(その他)

第 16 条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、関東地方支部長及び各都県支部長が協議してこれを定める。

附 則

1 この協定は、平成 10 年 4 月 30 日から適用する。

2 この協定の締結の証として、本書 9 通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成 23 年 12 月 7 日から適用する。

2 この協定の締結の証として、本書 9 通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成 28 年 8 月 8 日から適用する。

2 この協定の締結の証として、本書 9 通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

資料 18-6

別表 1

順 位	支 部 長 名
第 1 順 位	東 京 都 支 部 長
第 2 順 位	神 奈 川 県 支 部 長
第 3 順 位	千 葉 県 支 部 長
第 4 順 位	埼 玉 県 支 部 長
第 5 順 位	群 馬 県 支 部 長
第 6 順 位	栃 木 県 支 部 長
第 7 順 位	茨 城 県 支 部 長
第 8 順 位	山 梨 県 支 部 長

公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、公益社団法人日本水道協会関東地方支部（以下「関東地方支部」という。）の支部長（以下「関東地方支部長」という。）と関東地方支部に属する都県支部長（以下「都県支部長」という。）とが、平成10年4月30日に締結した「公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）第16条に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 関東地方支部内で災害が生じた場合において、被災した都県支部の支部長は直ちに情報収集に努め、応援要請についての判断を迅速に行えるようにするとともに、平常時から都県支部内での連絡体制について整備するように努める。

(各都県支部の応援体制)

第3条 関東地方支部内において、地震災害が発生した場合は、次のとおり当該地震の震度に応じて応援体制を整えるものとする。

種 別	発令の時期	体 制
注 意 体 制	震度5（弱）の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況によりさらに高度な配備に迅速に移行し得る体制とする。
警 戒 体 制	震度5（強）の地震が発生し、かつ災害が発生したとき	情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災事業体の要請に応じて出動できる体制とする。
非 常 体 制	震度6（弱）以上の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救援活動の準備完了後、被災事業体の要請に応じて直ちに出動できる体制とする。

2 関東地方支部長から応援の要請又は応援体制の準備の要請を受けた都県支部長は、都県支部内の事業体に対して速やかに応援を要請し、応援活動について調整をするものとする。

3 関東地方支部長は、関東地方支部内において震度6弱以上の地震が発生したときは、調査隊を派遣することができる。

4 前項の調査隊に係る職員は被災した事業体が属する都県支部の支部長と関東地方支部長が協議して決定する。

(応援活動)

第4条 応援活動は、応援を受ける水道事業体（以下「被災水道事業体」という。）の指示に従い、被災水道事業体が定めた応急給水及び応急復旧に関するマニュアル等に基づいて、関係各機関と調整し、協力を得るなどして行う。

2 応援活動に従事する水道事業体（以下「応援水道事業体」という。）が、工事事業者とともに活動する場合は、応援水道事業体が応援に従事する工事事業者に連絡し、被災水道事業体での

資料 18-6

応援活動の業務を請け負う意思があるかを確認し、当該業務の請負について同意した工事業者を派遣する。この場合において、当該業務を請け負う工事業者との契約は、原則として応援水道事業体が締結する。ただし、被災地に工事を請け負うことができる業者がいる場合は、被災水道事業体と応援水道事業体が契約方法などについて協議するものとする。

- 3 協定第6条第5号に掲げる特に要請があった事項については、応援水道事業体が応じることができるものについて、応ずるように努めるものとする。ただし、協定の趣旨から逸脱するようなものについては、この限りでない。

(応援水道事業体現地対策本部)

第5条 関東地方支部長は、応援の規模に応じ指揮命令系統の整理のため必要と認めるときは、各都県支部長と調整の上、応援水道事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くことができる。

- 2 現地対策本部は、現地における応援水道事業体の職員、その他必要があると認められる者で構成するものとする。
- 3 幹事応援水道事業体は、現地対策本部を構成する応援水道事業体の中から関東地方支部長の指名又は互選により選出する。
- 4 現地対策本部を統括する現地対策本部長（以下、「本部長」という。）は、幹事応援水道事業体が担うこととする。
- 5 現地対策本部員（以下、「本部員」という。）は、現地対策本部を構成する応援水道事業体が担うこととする。

(現地対策本部の運営)

第6条 現地対策本部の基本的な役割は、次のとおりとする。

- (1) 応援体制の整備及び把握
- (2) 応援活動における指揮命令系統の確立
- (3) 被害状況の把握
- (4) 応援受け入れ態勢の支援
- (5) 被災水道事業体との連絡調整
- (6) 応援水道事業体間相互の連絡調整
- (7) 関係各機関との連絡調整

(応援活動の体制)

第7条 各事業体が派遣する応援の基本編成は、次のとおりとする。

項 目	編 成
応 急 給 水 活 動	1 応急給水班1班あたり3名体制（運転手1名、給水要員2名）を標準とする。 2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する都県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を含め派遣する。

	3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。
応急復旧活動	1 応急復旧班1班あたり8名体制（責任者1名、記録者1名及び作業員6名）を標準とする。 2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する都県市部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を含め派遣する。 3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。
	1 漏水調査班1班あたり4名体制（責任者1名及び作業員3名）を標準とする。 2 ただし、各事業体の現状を踏まえ、これらの業務を漏水調査会社等へ委託することについては、前もって検討し、協力要請を行っておくこと。 3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。
現地対策本部	1 本部長及び本部長が属する事業体は、現地対策本部の運営に必要な人員を派遣する。 2 派遣する人数については、本部長及び本部長が協議の上決定する。 3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。

- 2 応援水道事業体の職員（以下「応援職員」という。）には、被災状況に応じ給水用具、作業用工具、衣類、食料及び日用品並びに野外における宿営のためのテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。
- 3 応援職員は、被災水道事業体又は現地対策本部の指示に従う。
- 4 応援職員は、所属する事業体名を表示した腕章等を着用する。

（応援の受入態勢）

第8条 都県支部長は、その属する事業体に対して、応援を受け入れた場合を想定し、応援活動が迅速かつ適切に行われるよう次の事項について応援受入マニュアル等を作成するよう依頼し、都県支部長は、これを把握するよう努めるものとする。

(1) 一般的事項

- ア 各応援活動に関する方法及び手順
- イ 各応援活動の担当及び担当との連絡方法
- ウ 作業報告の内容及び手続
- エ 応援職員のための宿舎及び駐車場の確保、給食の手配並びに防寒等に関する対策
- オ 他機関との応援体制

資料 18-6

- (2) 応急給水活動に関する事項
 - ア 応急給水の水源となる水道施設等
 - イ 応急給水拠点の位置
 - ウ 給水車の要請リスト
- (3) 応急復旧活動に関する事項
 - ア 復旧優先線路の明示
 - イ 資機材及び残土等の置場の確保
 - ウ 施設図、配水系統図及び配水系統変更図等の整備
- (4) 応急復旧資機材の提供に関する事項
 - ア 資機材の備蓄及び整備状況
 - イ 必要となる資機材の種別
 - ウ 各事業体における応急復旧資機材の標準的な仕様

(中継水道事業体の活動)

第9条 協定第9条に規定する中継水道事業体は、応援職員への被災地情報の提供、応援職員の休憩場所や駐車場の提供等、応援職員の移動補助を目的とした活動を行う。

- 2 前項の場合において、中継水道事業体は、応援職員の休憩場所や駐車場の提供にあたり、既存の庁舎や敷地を開放するなど、可能な限り特段の費用負担が生じないように留意する。

(支援拠点水道事業体の活動)

第10条 協定第10条に規定する支援拠点水道事業体は、被災水道事業体での応急給水活動に支障がある場合には、応急給水基地となる水道施設の提供、応援職員の宿泊施設確保の補助、応援職員への通信手段の貸与等、応援職員の活動補助等を行う。

- 2 前項の場合において、支援拠点水道事業体は、可能な限り特段の費用負担が生じないように留意する。

(応援活動の情報提供)

第11条 関東地方支部長、中継水道事業体及び支援拠点水道事業体の属する都県支部長は、中継水道事業体及び支援拠点水道事業体に対して、被災水道事業体の情報等を提供するものとする。

- 2 関東地方支部長及び都県支部長は、関東地方支部内の事業体に対して、被災水道事業体での活動状況について、必要に応じて情報等を提供するものとする。

(応援に要する費用負担の原則)

第12条 応援職員に係る人件費等の費用は、応援水道事業体が負担するものとする。ただし、旅費及び諸手当（調整手当等応援の有無に関わらず支給されることとなる基本的な手当を除く。以下において同じ。）については、応援水道事業体の規定により算出した旅費相当額及び諸手当相当額の範囲において、被災水道事業体が負担する。

- 2 応援職員が応援活動に係る業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援水道事業体の負担とする。ただし、被災水道事業体において応急治療する場合の治療費は、被災水道事業体の負担とする。
- 3 応援職員の被災水道事業体での宿泊や食料に係る経費については、被災水道事業体の負担と

資料 18-6

する。ただし、それを補完する目的で応援水道事業体の職員が携行する食料や生活用品等については、応援水道事業体の負担とする。

- 4 法令上特別の定めその他の特別の措置により、応援水道事業体に対して、応援に要した費用について補填があった場合は、その金額を被災水道事業体の負担額から控除する。
- 5 応援職員が、応援活動に係る業務上において第三者に対し損害を加えた場合については、原則として、その損害が応援活動に係る業務の従事中に生じたものについては被災水道事業体が、被災水道事業体への往復途中に生じたものについては応援水道事業体が、それぞれ賠償の責に任ずるものとする。
- 6 応援職員とともに応援に従事する事業者等の派遣に要する経費は、応援水道事業体の算定基準により算定し、被災水道事業体が負担する。
- 7 中継水道事業体及び支援拠点水道事業体が被災水道事業体の支援に要した費用は、前各項に準じて扱うものとする。
- 8 その他具体的な負担区分については、次のとおりとする。

	被災水道事業体が負担すべき費用	応援水道事業体が負担すべき費用
人件費等	超過勤務手当、深夜勤務手当 特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当 旅費（日当含む）	給料 地域手当等基本的な負担
管材料費	継ぎ手、直管等	
工事請負費	工事請負費（材料費、労務費、機械器具損料、諸経費等）	
車両、機材等の費用	燃料費（ガソリン、軽油） 修理費 賃借料 輸送料	損料
滞在費用	食料費（弁当等） 宿泊費（仮設ハウス設置費用、ホテル等宿泊費）	携行する食料費 携行する寝袋、テント等 被服（クリーニング代を含む） 生活用品、その他福利厚生費
その他事務費等	写真代「工事確認用」 作業用消耗品 通信費 トランシーバー、消火器、地図 コピー代	写真代「広報、記録用」 その他事務用品
補償関係費用	応援職員の傷病に対する応急的な治療費、第三者に対する損害賠償金の負担「応援作業中」	応援職員の災害補償費 「出張中の公務災害」 第三者に対する損害賠償金の負担 「往復途上」

（応援に要する費用の一時繰替支弁の請求）

第 13 条 協定第 11 条第 2 項の規定により、応援水道事業体が応援に要する費用を一時繰替支弁した場合、関係書類を添付した請求書により、被災水道事業体に請求するものとする。

（連絡体制）

第 14 条 協定に基づく要請、連絡及び情報の交換については、協定第 14 条に規定する連絡担当

資料 18-6

部課を通じて行うものとする。ただし、被災状況等により困難な場合は、この限りでない。
(関東地方支部防災連絡協議会)

第 15 条 協定第 15 条第 1 項に規定する関東地方支部防災連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）において定期的に交換を行う情報は、次のとおりとする。

- (1) 連絡相当部課、連絡責任者及び連絡担当責任者補助者に関する事項
 - (2) 協定第 4 条第 2 項の代理に関する事項
 - (3) 各支部における防災物資等の備蓄及び整備状況
 - (4) 災害発生後の応援活動のために派遣することのできる職員
 - (5) 配管図等の整備及び保管状況
 - (6) 応援活動に関するマニュアルの整備状況
 - (7) 災害防止対策に関する調査研究の結果及び参考となる資料
 - (8) 中継水道事業体の案内図及び施設内の使用可能場所のわかる図面等の資料
- 2 連絡協議会の事務は、関東地方支部長である事業体が処理する。
- 3 特に協議すべき事項がない場合は、第 1 項に掲げる事項の情報の交換をもって、連絡協議会の開催に代えるものとする。
- 4 特に協議すべき事項がある場合は、関東地方支部長に開催を要請するものとし、関東地方支部長が必要と認めたときは、連絡協議会を開催するものとする。

附 則

この要領は、平成 10 年 6 月 30 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 23 年 12 月 7 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 28 年 8 月 8 日から実施する。

災害応急復旧に関する協定書

日立市企業局（以下「甲」という。）と日立市建設業協会（以下「乙」という。）は、災害応急給水活動及び災害応急復旧工事（以下「災害応急復旧等」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が管理する上下水道の施設に災害が発生、または発生の恐れがある場合、乙の協力により災害応急復旧等を迅速かつ的確に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（要請手続き等）

第2条 甲は、乙に災害応急復旧等の協力を要請するときは、災害の発生場所、状況、措置内容その他必要な事項（以下「要請事項」という。）について文書を持って行うものとする。ただし緊急やむを得ない事由があるときは、口頭により行い、事後に文書を提出するものとする。

2 乙は前項の要請があったときは、甲との連絡調整のため、代表者が待機するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条第1項の協力の要請があったときは、速やかに乙の会員を出動させ、要請事項に従って災害応急復旧等を実施するものとする。

2 乙は、災害応急復旧等の協力を円滑に行うため、あらかじめ乙の会員の担当地区を定め、甲に通知するものとする。

（報告）

第4条 乙は、災害応急復旧等が終了したときは、その概要を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の災害応急復旧等の終了報告を受けたときは、乙に対し、速やかに協力の要請を解除するものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく災害応急復旧等に要した経費については、甲と災害応急復旧等を実施した乙の会員との間において業務委託契約又は工事請負契約を締

資料 18-7

結し、甲が負担するものとする。

(協議)

第 6 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲・乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第 7 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年とする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲または乙から相手方に対し別段の意思表示がない場合、さらに 1 年間継続するものとし、以後この例による。

この協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上各 1 通を保有する。

平成 23 年 11 月 1 日

災害応急復旧に関する協定書

日立市企業局（以下「甲」という。）と日立市指定管工事協同組合（以下「乙」という。）及び日立下水道維持管理協議会（以下「丙」という。）とは、災害時における管路調査、災害応急給水活動及び災害応急復旧工事（以下「災害応急復旧等」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が管理する上下水道の施設に災害が発生、又は発生の恐れがある場合、乙及び丙の協力により災害応急復旧等を迅速かつ的確に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（要請手続き等）

第2条 甲は、乙又は丙に災害応急復旧等の協力を要請するときは、災害の発生場所、状況、措置内容その他必要な事項（以下「要請事項」という。）について文書を持って行うものとする。ただし緊急やむを得ない事由があるときは、口頭により行い、事後に文書を提出するものとする。

2 乙又は丙は前項の要請があったときは、甲との連絡調整のため、代表者が待機するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙又は丙は、前条第1項の協力の要請があったときは、速やかに乙の組合員又は丙の会員を出動させ、要請事項に従って災害応急復旧等を実施するものとする。

2 乙及び丙は、災害応急復旧等の協力を円滑に行うため、あらかじめ乙の組合員及び丙の会員の担当地区を定め、甲に通知するものとする。

（情報交換等）

第4条 甲乙及び丙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、連携及び協力を行うものとする。

（報告）

第5条 乙又は丙は、災害応急復旧等が終了したときは、その概要を甲に報告するものとする。

資料 18-8

2 甲は、前項の災害応急復旧等の終了報告を受けたときは、乙又は丙に対し、速やかに協力の要請を解除するものとする。

(経費の負担)

第 6 条 この協定に基づく災害応急復旧等に要した経費については、甲と災害応急復旧等を実施した乙の組合員又は丙の会員との間において業務委託契約又は工事請負契約を締結し、甲が負担するものとする。

(協議)

第 7 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲・乙・丙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第 8 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年とする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲乙及び丙から相手方に対し別段の意思表示がない場合、さらに 1 年間継続するものとし、以後この例による。

この協定締結の証として本書 3 通を作成し、甲・乙・丙記名押印の上各 1 通を保有する。

平成 23 年 11 月 1 日

4. 管路施設の復旧対応

4. 管路施設の復旧対応

4.1 緊急点検

表4.1.1(1) 緊急点検確認表その1

緊急点検の対象施設			
下水道施設	対象施設	種別	備考
管 路	<input type="checkbox"/> 主要な幹線の管渠		
	<input type="checkbox"/> ポンプ場及び処理場に直結する幹線管路		
	<input type="checkbox"/> 河川・軌道等を横断する管路で地震被害によって二次災害を誘発するおそれのあるもの、及び復旧が極めて困難と予想される幹線管路等		
	<input type="checkbox"/> 支援や復旧に重大な役割を担う緊急輸送路下に埋設されている管路		
	<input type="checkbox"/> 相当広範囲の排水区を受け持つ吐き口に直結する幹線管路		
	<input type="checkbox"/> 防災拠点や避難所、又は地域防災上必要と定めた施設等からの排水を受ける管路		
	<input type="checkbox"/> その他、下水を流下収集させる機能面からみてシステムとして重要な管路		
	<input type="checkbox"/> 敷設位置によって重大な影響（交通障害等）を及ぼすおそれのある管路		

点検方法

原則として目視

表4.1.1(2) 緊急点検確認表その2

点検に用いる用具		
用途		書類及び機材
点検	書類	緊急点検表 下水道台帳 施設平断面図（竣工図） 野帳 住宅地図
	機具	スタッフ ポール コンベックス 懐中電灯（頭部装着型 大型） 電池 投光器 巻尺 ガス検知器
記録		筆記用具 デジタルカメラ（原則） フィルムカメラ インスタントカメラ ハンディビデオ ノートパソコン（タブレットPC） 黒板（ホワイトボード）
通信		携帯電話 パーソナル無線 携帯無線機
通行規制		セーフティーコーン（反射テープ付き） ロープ
安全		ヘルメット 安全靴
その他		ラジオ

緊急点検の留意点
<input type="checkbox"/> 人的被害に繋がる二次災害誘因
<input type="checkbox"/> 道路路面の変状（陥没・隆起・盛土崩壊・亀裂・マンホール隆起）
<input type="checkbox"/> 緊急輸送路等の道路交通の支障（緊急自動車、支援車両等）
<input type="checkbox"/> 家屋等周辺施設被害の影響（火災・倒壊・傾斜）
<input type="checkbox"/> その他重要施設との近接、交差異常（鉄道・幹線道路等）
<input type="checkbox"/> 河川構造物の変状や閉塞（樋門・ゲート・樋管）
<input type="checkbox"/> 重大な環境への影響誘因
<input type="checkbox"/> 汚水の漏出
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 重大な機能支障
<input type="checkbox"/> 下水道使用制限の報告、広報

摘要1) 護岸等の変状は河川管理者からの通報を基本とする。

4. 管路施設の復旧対応

表4.1.2 緊急点検表

点検表		
調査日時：平成 年 月 日 () 時 分		
対象施設：流域下水道幹線	種別：埋設管	汚水 ・ 雨水 ・ 合流
処理・排水区名：	幹線名：	点検箇所：〇〇地区
Q1 埋設環境は？	Q2 緊急性の理由は？	Q3
<input type="checkbox"/> 緊急輸送路	<input type="checkbox"/> A 人的被害への拡大	
<input type="checkbox"/> 防災拠点	<input type="checkbox"/> B 重大な環境汚染	
<input type="checkbox"/> 自然災害危険地区	<input type="checkbox"/> C 重大な機能支障	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
A 人的被害への拡大		
<input type="checkbox"/> 路面の変状 陥没 (箇所) ・ 隆起 (箇所)	撮影 No. ~	
盛土崩壊 (箇所) ・ 亀裂 (箇所)	<input type="checkbox"/> 現地処置 済み	
マンホール隆起 (箇所) ・ その他 ()		
<input type="checkbox"/> 緊急輸送路等道路交通の支障 (緊急自動車、支援車両等)	撮影 No. ~	
(箇所)	<input type="checkbox"/> 現地処置 済み	
<input type="checkbox"/> 家屋等周辺施設被害の影響	撮影 No. ~	
火災 (箇所) ・ 倒壊 (箇所) ・ 傾斜 (箇所)		
<input type="checkbox"/> その他重要施設との近接、交差異常 (鉄道・幹線道路等)	撮影 No. ~	
(箇所)	<input type="checkbox"/> 管理者連絡 済み	
<input type="checkbox"/> 河川構造物の変状や閉塞 (樋門 ・ ゲート ・ 樋管)	撮影 No. ~	
B 重大な環境汚染		
<input type="checkbox"/> 汚水の漏出 (箇所)	撮影 No. ~	
	<input type="checkbox"/> 現地処置 済み	
C 重大な機能支障		
<input type="checkbox"/> 周辺地形・地盤等の変状 (斜面崩壊 ・ 液状化)	撮影 No. ~	
(箇所)		
<input type="checkbox"/> 水管橋の破損 (箇所)		

資料 18-9

--	--	--

4.2 緊急調査

表4.2.1(1) 緊急調査確認表その1

調査の内容	
内容	
<input type="checkbox"/>	地上からの施設の被災状況の把握
<input type="checkbox"/>	大きな機能障害につながる二次災害の原因となる被害発見
<input type="checkbox"/>	津波や液状化による広域被害地区の把握
<input type="checkbox"/>	被災自治体から所管都道府県及び国土交通省への被害状況の初期報告（第一報）
<input type="checkbox"/>	緊急措置の判断

調査方法	
<input type="checkbox"/>	目視、簡易な計測

調査に用いる用具		
用途		書類及び機材
点検	書類	緊急調査表 図面 下水道台帳 野帳 詳細な地図（住宅地図）
	機具	スタッフ ポール コンベックス 懐中電灯（頭部装着型 大型） 電池 投光器 巻尺 点検用ミラー ガス検知器
記録		筆記具 デジタルカメラ（原則） ビデオカメラ 黒板（ホワイトボード） ノートパソコン（タブレットPC） カラーสプレー
通信		携帯電話 パーソナル無線 携帯無線機
通行規制		ロープ バリケード 規制標識
安全		ヘルメット 安全靴 ラジオ
排水		仮排水用ポンプ 発電機及び燃料 ホース
その他		マンホール開閉器 バルブ操作器具 スコップ 防水シート 常温アスファルト バール ドライバー ハンマー 土嚢等

表4.2.1(2) 緊急調査確認表その2

緊急調査の留意点	
<input type="checkbox"/>	汚水の溢水、漏水（マンホール、マンホールポンプ、水管橋等）
<input type="checkbox"/>	マンホールの浮上
<input type="checkbox"/>	道路陥没等の交通機能障害
<input type="checkbox"/>	降雨による浸水被害の可能性
<input type="checkbox"/>	液状化、津波被害による土砂堆積の可能性
<input type="checkbox"/>	下水道使用制限の報告、広報
<input type="checkbox"/>	基本的な調査箇所
<input type="checkbox"/>	吐口、放流口
<input type="checkbox"/>	伏越部、橋梁添架部等の応力的に過負荷のかかる箇所
<input type="checkbox"/>	幹線接続部
<input type="checkbox"/>	液状化の危険が大きいと判断される箇所
<input type="checkbox"/>	土被りの小さい箇所（例えば5m未満）もしくは開削工法で施工された箇所
<input type="checkbox"/>	津波による被害地区

4.3 緊急措置

表4.3.1 緊急措置確認表

留意点
<input type="checkbox"/> 業者の手配
<input type="checkbox"/> 仮排水ポンプ等、減災資機材の手配
<input type="checkbox"/> 道路陥没や亀裂、マンホール浮上、土砂流入等に応じた対策
<input type="checkbox"/> 下水の溢水、危険物混入等の有無、構造補強の要否等に応じた対策
<input type="checkbox"/> 仮排水、火気使用規制等の安全対策
<input type="checkbox"/> 標識等の用具（セーフティーコーン（反射テープ付き）、保安灯、案内板等）の確保
<input type="checkbox"/> 交通規制（自動車、自転車、歩行者等の落下事故及び交通事故防止）
<input type="checkbox"/> 砂利、土嚢等の確保、仮復旧等
<input type="checkbox"/> 下水道使用制限の経過措置の報告
<input type="checkbox"/>

5. 処理場・ポンプ場施設の復旧対応

5.1 緊急点検

表5.1.1 処理場・ポンプ場施設の緊急点検確認表その1

点検方法

原則として目視

緊急点検の留意点

人的被害に繋がる二次災害誘因

有毒ガス、燃料の流出、劇薬の漏洩

上記に起因した火災及び爆発

下水道使用制限の報告、広報

調査関係者の人命に関わる判定（応急危険度判定）

表5.1.2 処理場・ポンプ場施設の緊急点検確認表その2

緊急点検の対象施設（基本事項）			
下水道施設	対象施設	種別	備考
処理場・ポンプ場	<input type="checkbox"/> 火災及び爆発のおそれのある設備	機械	消化ガスホルダ、余剰ガス燃焼装置、脱硫装置、ボイラー、焼却炉、燃料貯蔵タンク、都市ガス設備、特殊ガス設備（水質試験用）等
	<input type="checkbox"/> 劇薬を扱っている設備	機械	塩素消毒設備、脱臭設備、水質試験設備等
	<input type="checkbox"/> 津波により漂流する設備	機械	薬品貯留タンク、燃料貯留タンク、次亜塩素貯留タンク、消化ガスホルダ設備等
	<input type="checkbox"/> 流入ゲート、放流ゲート	機械	
	<input type="checkbox"/> 中央監視設備	電気	主要電気設備の稼働状態、処理場全体の被害の把握
	<input type="checkbox"/> 火災のおそれのある設備	電気	油入遮断機、コンデンサー等
	<input type="checkbox"/> 漏洩により火災等の二次災害を引き起こすおそれのある設備	電気	制御電源設備（蓄電池）、電解液の漏洩
	<input type="checkbox"/> 防災設備、非常用通信設備	電気	
	<input type="checkbox"/> 倒壊のおそれのある施設	土木 建築	応急危険度判定

点検に用いる用具		
用途	書類及び機材	
点検	書類	野帳 緊急点検表（チェックリスト） 下水道台帳 施設平断面図（竣工図）
	機具	双眼鏡（暗視用） ポール コンバックス 懐中電灯 電池 投光器 巻尺 カラスプレー スタッフ
記録	筆記具 動画カメラ デジタルカメラ 黒板等	
通信	携帯電話 パーソナル無線 携帯無線機	
安全	ヘルメット 安全靴 安全帯 命綱 酸欠等測定器 ラジオ	
通行規制	セーフティーコーン ロープ	
その他	道路地図 バルブ操作器具	

5.2 緊急調査

表5.2.1 処理場・ポンプ場施設の緊急調査確認表その1

調査方法	
<input type="checkbox"/>	目視、簡易な計測

緊急調査の留意点	
<input type="checkbox"/>	下水道使用制限の報告、広報
<input type="checkbox"/>	被害の全容把握
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	基本的な調査箇所
<input type="checkbox"/>	処理場流入部（沈砂池ポンプ棟含む）、沈砂池～導水渠、着水井、水路部、流出部
<input type="checkbox"/>	管廊内の水槽に接するエキスパンションジョイント部
<input type="checkbox"/>	ポンプ場の流入・流出部、止水壁
<input type="checkbox"/>	流入ゲート設備
<input type="checkbox"/>	主ポンプ設備
<input type="checkbox"/>	消毒設備
<input type="checkbox"/>	受変電設備
<input type="checkbox"/>	自家発電設備
<input type="checkbox"/>	薬品及びガスタンク等の設備
<input type="checkbox"/>	

表5.2.2 処理場・ポンプ場施設の緊急調査確認表その2

調査の内容	
調査	内容
緊急	<input type="checkbox"/> 地上からの施設の被災状況の把握
	<input type="checkbox"/> 大きな機能障害につながる二次災害の原因となる被害発見
	<input type="checkbox"/> 被災自治体から所管都道府県及び国土交通省への被害状況の初期報告（第一報）
	<input type="checkbox"/> 緊急措置の判断
	<input type="checkbox"/>

調査に用いる用具	
用途	書類及び機材
点検	書類 野帳 緊急調査表（チェックリスト） 施設平断面図（竣工図）
	機具 ポール コンベックス 懐中電灯（大型） 電池 投光器（電源エンジン付） 巻尺 カラーสプレー スタッフ 可搬式ポンプ テストハンマー
記録	筆記具 動画カメラ デジタルカメラ 黒板等 写真判定用メジャー
通信	携帯電話 パーソナル無線 携帯無線機
通行規制	バリケード ロープ 規制標識
電気点検	検電器 絶縁手袋（ゴム手袋） 送電禁止標識
安全	ヘルメット 安全靴 安全帯 命綱 酸欠等測定器 ラジオ
その他	道路地図 バルブ操作器具 スコップ 防水シート ノコギリ ナタ等

5.3 緊急措置

表5.3.1 処理場・ポンプ場施設の緊急措置確認表

措置方法	
<input type="checkbox"/>	重大な機能障害を回避するための仮の措置
<input type="checkbox"/>	二次災害等の危険性を緊急に回避するための仮の措置

緊急措置の留意点	
<input type="checkbox"/>	火災や爆発のおそれのある機器等の運転停止
<input type="checkbox"/>	浸水や冠水防止のためのゲート閉鎖
<input type="checkbox"/>	バイパスルート等への緊急排水
<input type="checkbox"/>	下水道の使用制限や規制
<input type="checkbox"/>	関連諸機関への連絡や広報
<input type="checkbox"/>	具体的な措置内容
<input type="checkbox"/>	構造物の不同沈下や危険箇所への通行規制
<input type="checkbox"/>	配管・配線・主要機器の被害に応じた運転停止等の措置
<input type="checkbox"/>	停電への対応とした、自家発電設備稼働前の損傷及び故障の有無確認
<input type="checkbox"/>	受変電や配電設備の異常への対応
<input type="checkbox"/>	ポンプ場機能停止時の浸水対策として、可搬式ポンプによる揚排水機能の確保
<input type="checkbox"/>	未処理下水放流対策のための段階的な揚排水及び消毒機能の確保（沈殿・汚泥貯留機能）
<input type="checkbox"/>	燃料タンクからの危険物漏えい確認時の関係諸機関への連絡と二次災害対策
<input type="checkbox"/>	消化ガス漏えい対策（火気厳禁措置・立ち入り禁止措置・漏洩箇所のシールや弁等の閉鎖）
<input type="checkbox"/>	消化ガスからの塩素ガス漏えい原因の特定と弁元の閉鎖、関係機関及び住民への連絡
<input type="checkbox"/>	水質試験室における薬品の飛散及び漏えい時の措置
<input type="checkbox"/>	津波発生時の措置（防潮ゲートや止水ゲートの閉鎖、止水用角落しの設置、流入ゲートの締切、放流ポンプ運転、被災施設への送水や送泥の中止）

緊急措置の内容	
調査	内容
緊急	<input type="checkbox"/> 安全柵等の設置
	<input type="checkbox"/> 重大な機能障害に対する措置
	<input type="checkbox"/> 二次災害等の危険性に対する措置
	<input type="checkbox"/> 下水道施設の使用制限の検討
	<input type="checkbox"/>

資料 18-9

	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

5.4 応急復旧のための調査

表5.4.1 応急復旧のための調査確認表その1

調査方法

- 目視ならびにメジャー等により被害を簡易に計測

調査の留意点

- 処理場及びポンプ場の最小限の機能回復

- 重要度（復旧順位）の高い機器、配管

-

-

5.5 応急復旧

表5.5.1 処理場・ポンプ場施設の応急復旧確認表

留意点
<input type="checkbox"/> 復旧方針、復旧スケジュールの確認（応急対策か恒久対策か）
<input type="checkbox"/> 業者の手配、資機材の調達
<input type="checkbox"/> 資機材や撤去部品等の仮置き場の確保
<input type="checkbox"/> 建設機械を円滑に使用するための方策（工所用道路の確保等）
<input type="checkbox"/> 自家発電機燃料の優先的提供
<input type="checkbox"/> 復旧作業時での事故防止の徹底
<input type="checkbox"/>

小 中 学 校 整 備 井 戸 一 覧

中学校名	所 在 地	電 話
大 久 保 中 学 校	末広町 5-12-34	33-1159
河 原 子 中 学 校	東多賀町 4-10-10	36-0535
久 慈 中 学 校	久慈町 6-20-2	52-3291
久 慈 小 学 校	久慈町 1-23-1	52-3153

茨城県災害救助法施行細則に定める救助の種類、方法及び期間早見表

(令和7年4月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 360円以内 (加算額) 冬 期 別に定める額 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規格 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり7,089,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として基本額以内であればよい。 2 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

資料 19-1

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当り 1,390円以内	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月) 冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額。 2 現物給付に限ること

資料 19-1

救助の種類	対 象	費用の限度額			期 間		備 考		
		区分	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1 人増すご とに加算	
		全壊 全流出	夏 20,300 冬 33,700	26,100 43,500	38,700 60,600	46,200 70,900	58,500 89,300	8,500 12,300	
		半壊 床上浸水	夏 6,700 冬 10,700	8,900 14,000	13,400 19,900	16,300 23,600	20,500 29,800	2,900 3,900	
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班・・・使用した 薬剤、治療材料、医療 器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・ 国民健康保険診療報 酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内			災害発生の日か ら14日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	患者等の移送費は別途計上			
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、助産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分べんした日か ら7日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	妊婦等の移送費は別途計上			
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費			災害発生の日か ら3日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上			
住家の被害の各債を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 53,900円			災害発生の日か ら10日 以内				

資料 19-1

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分一世帯当たり ○大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000 円以内 ○半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000 円以内	災害発生の日から3か月以内 （国の災害対策本部が設置された災害においては、6か月以内）	
学用品の給与	住宅の全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500 円 中学校生徒 5,800 円 高等学校等生徒 6,300 円	災害発生の日から （教科書） 1月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 232,200 円以内 小人（12歳未満） 185,700 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 （但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1 洗浄、消毒 1体当たり 3,700 円以内 2 一時保存 ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり 5,900 円以内	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費

資料 19-1

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		3 検案 救護班以外は慣行 料金		を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 143,900 円以内	災害発生の日から10日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1 人 1 日 当 り 1 医師及び歯科医師 23,000 円以内 2 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 16,400 円以内 3 保健師、助産師、看護師及び准看護師 16,100 円以内 4 救急救命士 15,600 円以内 5 土木技術者及び建築技術者 16,200 円以内 6 大工 29,300 円以内 7 左官 30,400 円以内 8 とび職 29,400 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

資料 19-1

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	当該年度の災害救助費の額に応じた割合を乗じて得た額の範囲内で国庫負担の対象となる。 1 3千万円以下の部分の金額については100分の10 2 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 3 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 4 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 5 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 6 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 7 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料 19-2

様式第25号

防災・危機管理部 防災・危機管理課扱	被害状況報告表	発生 中間 決定			
年 月 日 時現在		日 立 市			
① 災害発生の日時					
② 災害発生の場所					
③ 災害発生の原因					
④ 被災の状況					
区 分		棟	世帯	人	備 考
ア	人的被害	死 者	/	/	
イ		行方不明者	/	/	
ウ		負 重 傷	/	/	
エ		傷 軽 傷	/	/	
オ	住家被害	全壊・全焼又は流出	棟	世帯	人
カ		半壊又は半焼			
キ		一部破損			
ク		床上浸水			
ケ		床下浸水			
⑤ 救助の措置					
救助の種類					
区 分					
ア	すでに措置したもの				
イ	今後措置を要するもの				
⑥ その他の特記事項					
年 月 日 時報告 茨城県防災・危機管理部長 殿 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> (報告者) 日立市災害対策本部長 報告者作成者 職 氏 名 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> Ⓜ </div>					
(注) 1 電話報告の際もこの様式によって行うこと。 2 災害救助法発動前における報告もこの様式によること。					

被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書

茨城県知事 橋本 昌 殿

日立市長 印

このことについて、被災者生活再建支援法施行令第1条の基準に該当する災害が発生しましたので下記のとおり報告します。

記

災害発生日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分				
災害の原因 及び概況					
被害の状況 災害発生場所 (町・字名)	人 口	全 壊 世帯数	半 壊 世帯数	床上浸水 世 帯 数	備 考
	人	世帯	世帯	世帯	
合 計					

- 注1：被災者生活再建支援法施行令第1条第1号に該当する市町村にあつては、全ての項目を記載すること。
- 注2：被災者生活再建支援法施行令第1条第2号、3号に該当する市町村にあつては、全壊世帯数のみ記載すること。
- 注3：被災者生活再建支援法施行令第1条第4～6号に該当する市町村にあつては、人口及び全壊世帯数を記載すること。

災害応急復旧工事に関する協定書

日立市（以下「甲」という。）と日立市建設業協会（以下「乙」という。）は、災害応急復旧工事（以下「復旧工事」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が管理する道路、河川及び排水路等に災害が発生した場合に、乙の協力により復旧工事を迅速かつ的確に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（要請手続等）

第2条 甲は、乙に復旧工事の協力を要請するときは、災害の発生場所、状況、措置内容その他必要な事項（以下「要請事項」という。）について文書をもって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事由があるときは、口頭又は電話により行い、事後に文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の協力の要請があったときは、甲との連絡調整のため、代表者が待機するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条第1項の協力の要請があったときは、速やかに乙の会員を出動させ、要請事項に従って復旧工事を実施するものとする。

2 乙は、復旧工事の協力を円滑に行うため、あらかじめ乙の会員の担当地区を定め、甲に通知するものとする。

（報告）

第4条 乙は、復旧工事が終了したときは、その概要を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の復旧工事の終了報告を受けたときは、乙に対し、速やかに協力の要請を解除するものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく復旧工事に要した経費については、甲と復旧工事を実施した乙の会員との間において工事請負契約を締結し、甲が負担するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲・乙協議の上定めるものとする。

この協定締結の証として本書を2通作成し、甲・乙記名押印の上各1通を保有する。

平成12年7月31日

茨城県震災建築物応急危険度判定要綱

茨城県土木部
都市局建築指導課

第1 目 的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、茨城県民の安全の確保を図るため、震災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定 義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 震災建築物応急危険度判定

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、県民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。以下、単に「判定」という。

(2) 応急危険度判定士

前号の判定業務に従事するものとして知事が認める定める者をいう。以下、単に「判定士」という。なお「判定士等」という場合は、判定士と次号の判定コーディネーターの両方を意味する。

(3) 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、判定実施班、判定支援班及び災害対策本部と判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。以下、単に「判定コーディネーター」という。

(4) 判定実施班

応急危険度判定実施班を略して単に「判定実施班」という。判定実施班は、被災市町村の災害対策本部の下に組織される応急危険度判定を実施するための部署をいう。

(5) 判定支援班

応急危険度判定支援班を略して単に「判定支援班」という。判定支援班は、茨城県災害対策本部の土木部に設置される市町村における震災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施を支援するための部署をいう。

第3 判定の実施

- 1 判定の実施主体となるのは原則として被災した各市町村である。つまり、大規模地震が発生した場合、被災市町村の災害対策本部長は、被害情報を基に判定を所管する部署の長の意見を聞き、必要と判断した場合に判定が実施される。
- 2 県内の各市町村においては、地域防災計画にその旨記載するとともに、震前から被害情報の収集や判定実施の判断について準備しておく。

第4 判定実施の決定

- 1 判定の実施を決定するのは、被災市町村の災害対策本部長とする。被災市町村の災害対策本部長は、判定実施の要否を判断するため、判定を所管する部署の長に対して、被害状況の説明を求めるものとする。
- 2 被災市町村の判定を所管する部署の長は、予め定められた震度以上の地震が発生した場合、予め定められた情報源より被害情報を収集し、資料作成を行った上で、災害対策本部長に判定実施の要否を具申する。
- 3 判定実施決定の対象とする地震の震度については、各市町村の地域防災計画において定める。なお、県においては「震度5強」を基本的な基準と考えており、これを基に市町村の実状に応じて設定することとする。
- 4 各市町村は、予め判定を所管する部署を決定し、これを地域防災計画内に明示しておくこととする。
- 5 判定を所管する部署の長が作成すべき資料とは、収集した情報の整理、及び災害情報の通報者からの聴取内容、判定指標とする建築物の損壊状況等を整理したものとする。
- 6 被災市町村の災害対策本部長は、判定を所管する部署の長が作成した資料より、判定が必要と判断した場合には、直ちに判定実施を宣言する。
- 7 被災市町村の災害対策本部長は、判定の実施を宣言したのち、直ちに知事（県災害対策本部長）に対して判定の実施決定を連絡（様式第1号）する。

第5 判定実施班の設置

- 1 被災市町村の災害対策本部長は、判定の実施を決定したのち、速やかに災害対策本部の下に判定実施班を設置する。
- 2 判定実施班の長は、必要に応じて、被災建築物応急危険度判定拠点（以下、「判定拠点」という。）を設置する。判定拠点の設置場所については、判定実施班の位置、被害規模、輸送路、判定用資機材の調達のしやすさ、判定士の人数等に鑑みて、地域の実状に応じて決定する。
- 3 判定実施班の長は、判定の実施及びこれに関する情報を、マスコミ等の協力を得ることで、管内の被災者に対して周知する。
- 4 周知すべき情報内容としては、判定開始日時、実施予定期間、実施予定区域、問合わせ窓口等とする。

第6 判定実施に関わる県と市町村との連絡等

- 1 被災市町村の判定実施班の長は、判定の実施の決定及び判定拠点の設置を行った場合、速やかに県（土木部都市局建築指導課）に連絡（様式第2号）する。
- 2 県は、被災市町村の判定実施班、判定拠点いずれの設置場所についても情報を把握し、それぞれと直接情報交換することを可能とする。

第7 判定実施区域、対象建築物等の決定基準

資料 21-2

- 1 判定実施班は、収集した被害状況に基づいて、地震の規模及び被災範囲を推定し、判定を実施する区域を決定する。
- 2 判定実施班は、判定実施区域を決定するにあたり、すでに収集した情報では不十分と判断される場合は、予め特定の判定士を指名しておき、これらの協力を仰ぐことで情報収集を進めるものとする。
- 3 判定実施区域の決定は、こうした被災情報に加えて、震前における地震被害想定調査、地域別建築物状況等から総合的に判断する。
- 4 判定実施班は、判定の実施にあたり、判定の対象とする建築物を決定する。
- 5 判定対象建築物の要件は、各市町村の実状に応じて、地域防災計画内において規定しておくこととする。

第8 判定士・判定コーディネーター等の確保、判定の実施体制

- 1 判定実施班は、設定した判定対象区域内において、判定の対象となる建築物の棟数を推計する。
- 2 判定対象建築物棟数の推計にあたっては、震前における地震被害想定調査、地域防災計画における被害想定等を参考として、算出するものとする。
- 3 県においては、原則として地震被害想定調査において中破以上となる建築物を判定対象建築物と考えており、これらの合計をもって判定対象建築物棟数としている。これらを参考として、各市町村において判定対象建築物棟数を算出することとする。
- 4 判定実施班は、推計した判定対象建築物棟数をもって、必要となる判定士の数、及び判定コーディネーターの数を算出する。
- 5 被災市町村の災害対策本部長は、算出した必要判定士数をもって、知事（県災害対策本部長）に対して判定士の派遣要請（様式第3号）を行う。また、市町村内の判定コーディネーターでは不足すると考えられる場合には、判定コーディネーターの派遣要請（様式第3号）も合わせて行うこととする。
- 6 判定士及び判定コーディネーターの派遣要請を受けた知事は、判定支援班に対し指示を出し、判定実施の支援をする。
- 7 判定実施班の長は、判定支援班の長に対して、必要となる判定士数、判定コーディネーター数を連絡するとともに、現地参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等の連絡事項を連絡（様式第4号）する。
- 8 判定支援班の長は、速やかに、予め定められた連絡網を使用して県下の判定士に対して参集要請を行い、判定実施班の長から指示された現地参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等の連絡事項を伝える。

第9 他の都道府県等に対する支援要請

- 1 被災時に判定実施班の長より支援要請を受けた判定支援班の長は、県において養成・登録した判定士のうち、参集可能な判定士の数を予測し、必要数と比較して不足すると判断した場合は、国土交通省及び10都県被災建築物応急危険度判定協議会（代表幹事都県）に対して支援を要請（様式第5号）する。
- 2 支援要請については、予め定められた連絡網を使用して行う。また、判定士のほか、判定コーディネーター、判定用資機材、判定実施班業務にあたる行政職員等の派遣要請等を行う場合についても、同様に行うこととする。

資料 21-2

- 3 判定支援班は、他都道府県からの応援判定士、応援判定コーディネーター、行政職員等の名簿を受け取るとともに、判定用資機材のリストを受け取る。
- 4 他の都道府県からの応援判定士・応援判定コーディネーター等の食事・宿泊場所等の確保については、判定実施班が行う。ただし、判定実施班において確保できない場合は、判定支援班に協力を要請するものとする。

第10 判定の方法

- 1 判定コーディネーターは、各グループのグループ長・副グループ長に対して、判定用資機材を提供するとともに、被災地の状況や判定方法等についてガイダンスを行う。
- 2 各グループ長・副グループ長は、各グループの判定士に対して判定用資機材を配布するとともに、判定コーディネーターから指示された内容を伝える。
- 3 各判定士は、判定実施班が用意した輸送手段を使用して、担当の判定地区に移動し、判定業務に従事する。
- 4 判定士は、判定作業を行う際、必ず応急危険度判定士認定証を携帯するとともに、腕章等を身につけ、判定士として識別できるようにしておく。
- 5 判定は、2人1組にて行う。
- 6 他都道府県における判定作業の場合は、他都道府県の判定実施の部署の指示に従うものとする。
- 7 判定作業においては、判定コーディネーターより配布された判定調査表を使用して作業を行う。

第11 判定結果の表示

- 1 判定士は、各建築物の判定終了後、その判定結果に基づいて当該建築物の出入口等見やすい場所に判定ステッカー（「危険」「要注意」「調査済」の3種類）を貼ることとする。
- 2 判定士は、判定ステッカーの所定の欄に、判定結果に基づく対処方法について、簡単な説明を必ず記載することとする。
- 3 判定士が判定ステッカーを貼る場所は、建築物所有者・利用者だけでなく、当該建築物付近を通行する歩行者にも識別可能な場所とし、必要に応じ複数箇所に貼ることとする。

第12 判定士等の輸送、宿泊所等の手配

- 1 1次参集場所から判定実施班もしくは判定拠点への判定士・判定コーディネーター等の輸送については、判定実施班が作成する判定実施計画に基づいて判定支援班が行う。
- 2 判定実施班もしくは判定拠点から被災地までの判定士等の輸送、及び判定士等の宿泊所、食事等の手配については、判定実施班が行う。
- 3 判定実施班において、宿泊所、食事等の準備が出来ないものについては、判定支援班に協力を要請するものとする。

資料 21-2

第13 判定士等の養成，登録

- 1 県は，次の各号のいずれかに該当する者（県内に在住又は在勤する者に限る。）を対象に，応急危険度判定業務に関する講習会を開催する。
 - (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士
 - (2) 建築基準法施行規則第4条の20第1項に規定する特殊建築物等調査資格者（同項第3号に掲げる者を除く。）
 - (3) 前各号に掲げる者のほか，茨城県知事が適当と認めた者
- 2 県は，前項で規定する講習会を受講した者のうち，認定を希望する者を対象に，判定士として認定を行い，茨城県震災建築物応急危険度判定士認定証を交付するとともに判定士として茨城県震災建築物応急危険度判定士台帳に登録を行う。
- 3 県は，判定を円滑に実施するため，県及び県内市町村の行政職員等からなる判定コーディネーターを予め養成する。
- 4 上記各項以外の判定士の養成・登録の詳細については，茨城県震災建築物応急危険度判定士認定要綱による。

第14 判定用資機材の調達，備蓄

- 1 判定用資機材については，被災した市町村が判定実施計画内において定めるものとし原則として判定実施班が調達を行う。
- 2 判定実施班は，判定用資機材の保管場所の被災，もしくは交通途絶等により使用不可能となった資機材の量等を算出し，自力にて調達可能な資機材リストを作成する。
- 3 判定実施班は，判定の実施のために必要な資機材が不足すると判断した場合は，不足する資機材の種類・数量等を判定支援班に対して連絡する。
- 4 判定実施班から判定用資機材の不足に関する連絡を受けた判定支援班は，県の備蓄リスト，及び県内各市町村の備蓄リストから不足分を調達するよう手配する。
- 5 判定支援班は，県内の各市町村の備蓄する判定用資機材だけでは不足する等の事情により，他都道府県から判定用資機材の調達が必要であると判断した場合は，他都道府県に対して判定用資機材の提供を依頼する。
- 6 県は，県内の市町村と協力して，判定活動に必要な判定用資機材の備蓄を行うこととする。なお，備蓄すべき判定用資機材の詳細については，別紙「判定用資機材一覧表」にて定める。
- 7 県が備蓄する判定用資機材は，必要に応じて県の出先機関（建築指導課）に分散して備蓄する。

第15 他の被災都道府県に対する支援

県においては，大規模災害発生時，県自身が他都道府県に対して支援要請を行う可能性があること，また他被災都道府県から判定に関する応援要請が行われる可能性があることを想定して，相互の支援体制を確立しておく。

第16 建築関係団体等の協力

（社）茨城県建築士会，（社）茨城県建築士事務所協会等の建築関係団体等は，県及

資料 21-2

び市町村の震前対策に協力するとともに、判定の実施が決定された場合は、速やかに判定士の確保等必要な協力を行なうものとする。

第17 判定活動における補償

県は、市町村と協力して、民間の判定士が当該活動により死亡し、負傷し、若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、民間の判定士を対象として、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度」に加入し、これを適用する。

附 則

この要綱は、平成11年12月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月6日より適用する。

附 則

この要綱は、平成25年2月25日より適用する。

資料 21-2

(様式第 1 号)

判定の実施決定に関する連絡書

発信日時	平成〇年〇月〇日 〇時〇分
<p>茨城県知事 殿 (県災害対策本部長)</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇災害対策本部長</p> <p>〇〇〇では、平成〇年〇月〇日(〇)〇時〇分頃に発生した地震により、多くの建築物に被害が出ている模様です。 そのため、平成〇年〇月〇日 〇時〇分、〇〇〇において、応急危険度判定を行うこととしたので連絡します。 なお、判定実施班及び判定拠点を設置については、追って連絡します。</p>	
<p>被害情報</p> <p>① 公共施設の状況 _____</p> <p>② 建築物の倒壊の状況 _____</p> <p>③ 火災の状況 _____</p> <p>④ その他被害の状況 _____</p>	
<p>連絡事項</p>	
<p>連絡先</p>	

資料 21-2

(様式第2号)

判定実施班及び判定拠点の設置連絡書

発信日時	平成〇年〇月〇日 〇時〇分
<p>茨城県災害対策本部 判定支援班長 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇災害対策本部 判定実施班長</p> <p>〇〇〇では、平成〇年〇月〇日(〇)〇時〇分頃に発生した地震により、多くの建築物に被害が出ている模様です。 そのため、災害対策本部に下記のとおり判定実施班及び判定拠点を設置し、応急危険度判定を行うこととしたので連絡します。 なお、応急危険度判定士の派遣については、追って要請を行う予定です。</p>	
<p>被害情報</p> <p>① 公共施設の状況 _____</p> <p>② 建築物の倒壊の状況 _____</p> <p>③ 火災の状況 _____</p> <p>④ その他被害の状況 _____</p>	
<p>判定実施班の設置</p> <p>設置時刻 _____時 _____分</p> <p>設置場所 _____</p>	
<p>判定拠点の設置</p> <p>設置場所 _____</p>	
<p>連絡先</p>	

資料 21-2

(様式第3号)

応急危険度判定支援 要請書 (第〇次)

発信日時	平成〇年〇月〇日 〇時〇分
<p>茨城県知事 殿 (県災害対策本部長)</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇災害対策本部長</p> <p>〇〇〇では、平成〇年〇月〇日(〇)〇時〇分頃に発生した地震により、約〇〇〇〇棟の建築物に被害が出ている模様です。 そのため、災害対策本部に判定実施班を設置し、応急危険度判定を〇月〇日から〇月〇日まで実施する予定です。 ついては、下記のとおり応急危険度判定の支援を要請します。</p>	
判定士派遣要請期間	<p style="text-align: center;">月 日から 日間 (これ以降は改めて要請することとします。)</p>
要請判定士人数	<p style="text-align: right;">_____ 人/日 (延べ _____ 人)</p>
要請判定コーディネーター人数	<p style="text-align: right;">_____ 人/日 (延べ _____ 人)</p>
<p>連絡先</p>	

資料 21-2

(様式第4号)

応急危険度判定支援 要請書 (第〇次)

発信日時	平成〇年〇月〇日 〇時〇分			
茨城県災害対策本部 判定支援班長 殿				
〇〇〇災害対策本部 判定実施班長				
<p>〇〇〇では、平成〇年〇月〇日(〇)〇時〇分頃に発生した地震により、約〇〇〇〇棟の建築物に被害が出ている模様です。</p> <p>そのため、災害対策本部に判定実施班を設置し、応急危険度判定を〇月〇日から〇月〇日まで実施する予定です。</p> <p>については、下記のとおり応急危険度判定の支援を要請します。</p>				
判定士派遣要請期間	_____ 月 _____ 日から _____ 日間 (これ以降は改めて要請することとします。)			
要請判定士	_____ 人/日 (延べ _____ 人)			
要請判定コーディネーター	_____ 人/日 (延べ _____ 人)			
判定調査表	木 枚	造 R 枚	C S 枚	造 造 済
ステッカー	危 枚	険 要 枚	注 意 調 査 枚	済
昼食準備	派遣側	_____ 人 (延べ _____ 人)		
	依頼側	_____ 人 (延べ _____ 人)		
宿泊手配	派遣側	_____ 人 (延べ _____ 人)		
	依頼側	_____ 人 (延べ _____ 人)		
参集日時	_____ 月 _____ 日 _____ 時			
参集場所				
移動手段				
移動ルート				
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">連絡先</div>				

(様式第5号)

応急危険度判定支援 要請・回答書 第〇次 (第〇報)
(要請書) (回答書)

発信日時： 記入者：(会員名・氏名)				発信日時： 記入者：(会員名・氏名)			
要請先：				回答先： 茨城県			
応急危険度判定支援要請の連絡です。 茨城県〇〇〇では、平成〇年〇月〇日(〇)〇時〇分頃 に発生した地震により、約〇〇〇〇棟の建築物に被害が 出ている模様です。 そのため、〇〇〇災害対策本部に判定実施班を設置し、 応急危険度判定を〇月〇日から〇月〇日まで実施する予 定です。 つきましては、以下の支援をお願いします。				応急危険度判定支援回答の連絡です。 _____から _____に以下の支援が可能です。			
第〇次 (日付) (〇月〇日~〇月〇日)				第〇次 (日付) (〇月〇日~〇月〇日)			
要請判定士		人(延べ 人)		派遣判定士		人(延べ 人)	
宿 泊 手 配	派遣側	人(延べ 人)		宿 泊 手 配	派遣側	人(延べ 人)	
	依頼側	人(延べ 人)			依頼側	人(延べ 人)	
昼 食 準 備	派遣側	人(延べ 人)		昼 食 準 備	派遣側	人(延べ 人)	
	依頼側	人(延べ 人)			依頼側	人(延べ 人)	
判定調査表	木造	百枚	RC	百枚	S造	百枚	判定調査表
ステッカー	危険	百枚	要注意	百枚	調査済	百枚	ステッカー
参集	①	場所	この参集場所に 人派遣可能です。 (延べ 人) 備考：				
		時間					
	②	場所	この参集場所に 人派遣可能です。 (延べ 人) 備考：				
		時間					
	③	場所	この参集場所に 人派遣可能です。 (延べ 人) 備考：				
		時間					
移動手段							
移動ルート							
備考：							

※ メールの場合は署名を、FAXの場合は送付用紙を必ず付けること。

別紙

判定用資機材一覧表

判定用資機材（備蓄用）	備蓄先	
	県（判定支援班）	市町村（判定実施班）
腕章	○	
判定調査表	△	○
判定ステッカー	△	○
ヘルメット用シール	○	
判定街区マップ		○
下げ降り	○	
クラックスケール	○	
ガムテープ		○

※△：従と

資料 21-3

別 紙

判定用資機材一覧表

区分	判定用資機材	準備者			備考
		依頼側	派遣側	判定士	
A	★登録証		○		判定士が携帯
	★腕章		○		
	★判定調査表	○	△		
	★判定ステッカー	○	△		
	★判定マニュアル(判定士手帳)		○		
	★ヘルメット用シール		○		
	ヘルメット			○	
	判定街区マップ	○			県・市町村にて分散保管
	筆記用具			○	
	下げ降り		○		
	クラックスケール		○		
	ガムテープ	○			
	雨具(ビニール合羽)※			○	
	防寒具(ジャンパー、ミニカイロ)※			○	
	水筒※			○	
マスク※			○		
B	バインダー(台紙)	○			
	コンベックス			○	
	軍手			○	
	携帯電話	○	○	○	それぞれ協力して用意
	ナップザック			○	
C	ハンマー(打診器)		○		
	双眼鏡			○	
	ペンライト			○	
	ホイッスル			○	
	ポケットカメラ			○	
	コンパス			○	

注) ★印は、全国的に様式統一を図るもの。

区分A：応急危険度判定時に最低必要なもの

B：判定時にあった方がよいもの

C：判定時にできればあると便利なもの

※印は、状況によって必要ない場合もある。

△印は、従として準備する。

応急危険度判定ステッカー

	<p>【危険】 UNSAFE</p> <p>調査の結果、「危険」と判定された建築物の入口付近に表示します。</p> <p>この建物に立ち入ることは危険です。 立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にして下さい。</p>
	<p>【要注意】 LIMITED ENTRY</p> <p>調査の結果、「要注意」と判定された建築物の入口付近に表示します。</p> <p>この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい。 応急的に補強する場合には専門家にご相談下さい。</p>
	<p>【調査済】 INSPECTED</p> <p>調査の結果、「調査済」と判定された建築物の入口付近に表示します。</p> <p>この建築物の被災程度は小さいと考えられます。 建築物は使用可能です。</p>

災害復旧用材（国有林材）の供給

- (1) 農林水産省（林野庁）は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、国有林材の供給を行うこととしている。
- (2) 災害復旧用材の供給は、知事、区市町村長等からの要請により行うが、次の特例措置をとることができる。

	販売の相手方	用途 / 区分		代 金 延 納			減額 (時価の五割以内)	随意契約 可否
				期間	担保	利息		
用材（立木） 素材	県	災害救助に基づく災害救助法	応急復旧住宅等	1年以内	免除	免除	可	可
		都道府県の管理に属する公共施設の復旧用	公共施設 (公営住宅を含む)	1年以内	免除	徴収	否	可
		個人用施設の復旧	住宅、店舗等	1年以内	免除	徴収	否	可
	市町村	災害救助法が発動された災害で市町村の管理に属する公共施設の応急復旧用	事務所、学校、病院、診療所、託児所、道路、橋、堤防	1年以内	免除	免除	可	可
		市町村の管理に属する公共施設の復旧用	公共施設 (公営住宅を含む)	1年以内	免除	徴収	否	可
		個人用施設の復旧用	住宅、店舗等	1年以内	免除	徴収	否	可
	個人	災害復旧用	住宅、店舗等	6ヶ月以内	提供	徴収	否	可

(注) 減額譲渡は、国有林野の所在する地方の市町村の区域内に著しい被害が発生し、災害救助法が発動された場合に可能であって、この場合の要請は、発災から20日以内に県又は市町村が、関東森林管理局に被害状況、供給を受けようとする素材の種類、品名、使用計画等を記載した申請書を提出して行う。(緊急を要する場合には、事後に申請書を提出することを条件として、口頭で要請することができる。)

報告の区分、時期、留意事項及び様式

報告の区分		報告の時期	留意事項	報告の様式
発生当日の速報報告	被害情報	覚知後、直ちに報告 以後当日に関しては、1 時間毎に報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 人的被害・建物施設被害の程度 ※ 橋梁・幹線道路損壊及び被害推定の指標となる施設被害を重点に。 ※ 把握した範囲で迅速性を第一に。 ※ 部分情報、未確認情報も可。ただし、「その」旨及び情報源を明記のこと。 	※対策項目ごとに所定の様式
	措置情報	応急措置実施後直ちに報告 以後実施のつど報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害応急体制、措置状況（避難所、食料・飲料水・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等） ◎ 対策要員の人身に係わる事故 ◎ 対策実施上利用可能な施設・資材の現況 ◎ その他必要と認める事項 	※対策項目ごとに所定の様式
	要請情報	必要と認めるそのつど即時	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 対策要員の補充・応援の要請 ◎ 応急対策用資機材・車両等の調達の要請 ◎ 広報活動実施の要請 ◎ 自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣の要請 ◎ その他必要と認める事項 	※対策項目ごとに所定の様式
2 日目以降の定期報告	被害情報	被害状況が確定するまでの間毎日 10 時までにとりまとめて報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 発生後緊急に報告した情報をふくめ、確認された事項を報告 ◎ その他必要と認める事項 ※ 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告。 	※被害項目ごとに所定の様式
	措置情報	災害応急対策が完了するまでの間毎日 10 時までにとりまとめて報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害応急体制、措置状況（避難所、食料・飲料水・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等） ◎ 対策要員の人身に係わる事故 ◎ 対策実施上利用可能な施設・資材の現況 ◎ その他必要と認める事項 	※対策項目ごとに所定の様式
	要請情報	災害応急対策が完了するまでの間毎日 10 時までにとりまとめて報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 対策要員の補充・応援の要請 ◎ 応急対策用資機材・車両等の調達の要請 ◎ 広報活動実施の要請 ◎ 自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣の要請 ◎ その他必要と認める事項 	※対策項目ごとに所定の様式

被害の判定基準表

被害区分		認定基準
大型被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在が不明となり、かつ、死亡の疑いがある者。
	重傷者	当該災害が原因で負傷し、医師の治療をうけ、又は受ける必要のある者のうち、1ヵ月以上の治療を要する見込のある者。
	軽傷者	当該災害が原因で負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヵ月末満で治療できる見込のある者。
住家被害		現実に居住の用に供している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
	半壊	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラス数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。
非住家被害		住宅以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊を受けたもののみ記入する。
	公共建物	市庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建築物。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの。
	田の冠水	田の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱う。

資料 22-2

被害区分		認定基準
その他	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、特別支援学校及び幼稚園における教育施設の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたもの。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋の全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なもの。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用され河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを目的とする河岸。
	海岸	海岸法（昭和 31 年法律 101 号）第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港施設。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和 33 年法律 30 号）第 2 条 3 項に規定する地すべり防止施設。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律 57 号）第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設。
	清掃施設	ゴミ処理施設及びし尿処理施設。
	鉄道不適	電車等の運行が不能となった程度の被害。
	船舶被害	ろ・かいのみをもって運行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	電話	災害により通話不通となった電話回線。
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。	
水道	上水道または、簡易水道で断水している戸数の最も多く断水した時点における戸数。	

資料 22-2

被害区分		認定基準
その他	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止になっている戸数のうち、最も供給停止となった時点における戸数。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀または、塀の箇所数。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害をうけ、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯数。
	り災者	り災世帯者の構成員。
	火災発生	火災発生件数については、地震または火山噴火の場合のみ報告する。
被害金額		災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定額を記入し未査定額（被害見込額）は、カッコ外書きする。
公共文教施設		公立の文教施設。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業団庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業施設、漁港施設及び共同利用施設。
公共土木施設		公共土木施設の災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97条）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜崩壊地防止施設、道路、港湾、漁港、下水道。
その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設。
公共施設被害市町村数		公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設、その他の公共施設の被害を受けた市町村。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニルハウス、農作物等の被害。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木苗木を被害。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜畜舎等の被害。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁港及び魚貝等の被害。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品。

資料 22-3

様式第1号

被災者台帳

令和 年 月 日作成

被災者住所				
世帯主氏名		職業		
被災状況	被災の原因	1 風水害 (台風第 号) 2 震火災 3 その他 ()		
	被災の日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃		
	被災の場所	日立市 町		
	被災の程度	住家	(1) 全壊・焼 (2) 流出 (3) 半壊・焼 (4) 一部破損 (5) 床上浸水(cm) (6) 床下浸水	
人		(1) 死者 名 (2) 行方不明 名 (3) 重傷者 名 (4) 軽傷者 名		
摘要				
世帯人員	氏名	続柄	年齢	備考

資料 22-4

様式第2号

第 年 月 日

り 災 証 明 書

世帯主住所 世帯主氏名						
追加記載事項①	被災者区分： 世帯構成員：					
	構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢
罹災原因						
被災住家※の所在地						
住家※の被害の程度						
追加記載事項②		被災物件種別： 浸水区分：				
追加記載事項③						

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

日立市長

第 号
年 月 日

被 災 証 明 書

(建物以外用)

住 所		
氏 名		
被災状況	災害の原因	
	被災場所	
	被災物件	
特記事項		
被災程度	被災内容	
	その他	
備 考		

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

日立市長

義 援 金 品 受 領 書

義 援 金 品 受 領 書

No. _____

金額 円

品 名	数 量	備 考

以上のとおり、受領いたしました。
ご好意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

_____ 殿

日立市災害対策本部長

日立市長

印

行方不明搜索届出書

年 月 日

日立市長 殿

届出者

住所 _____

氏名 _____

職業 _____ 電話 () _____

行方不明者との関係 _____

下記の者について、搜索の届出をいたします。

氏名		住所	
生年月日	年 月 日生 (満 才)	血液型	型
被災の日時	年 月 日	午前・午後	時頃
被災の場所			
行方不明時の服装			
身長	cm	体重	kg
その他特記事項 (身体上の特徴など) 			

資料 22-9

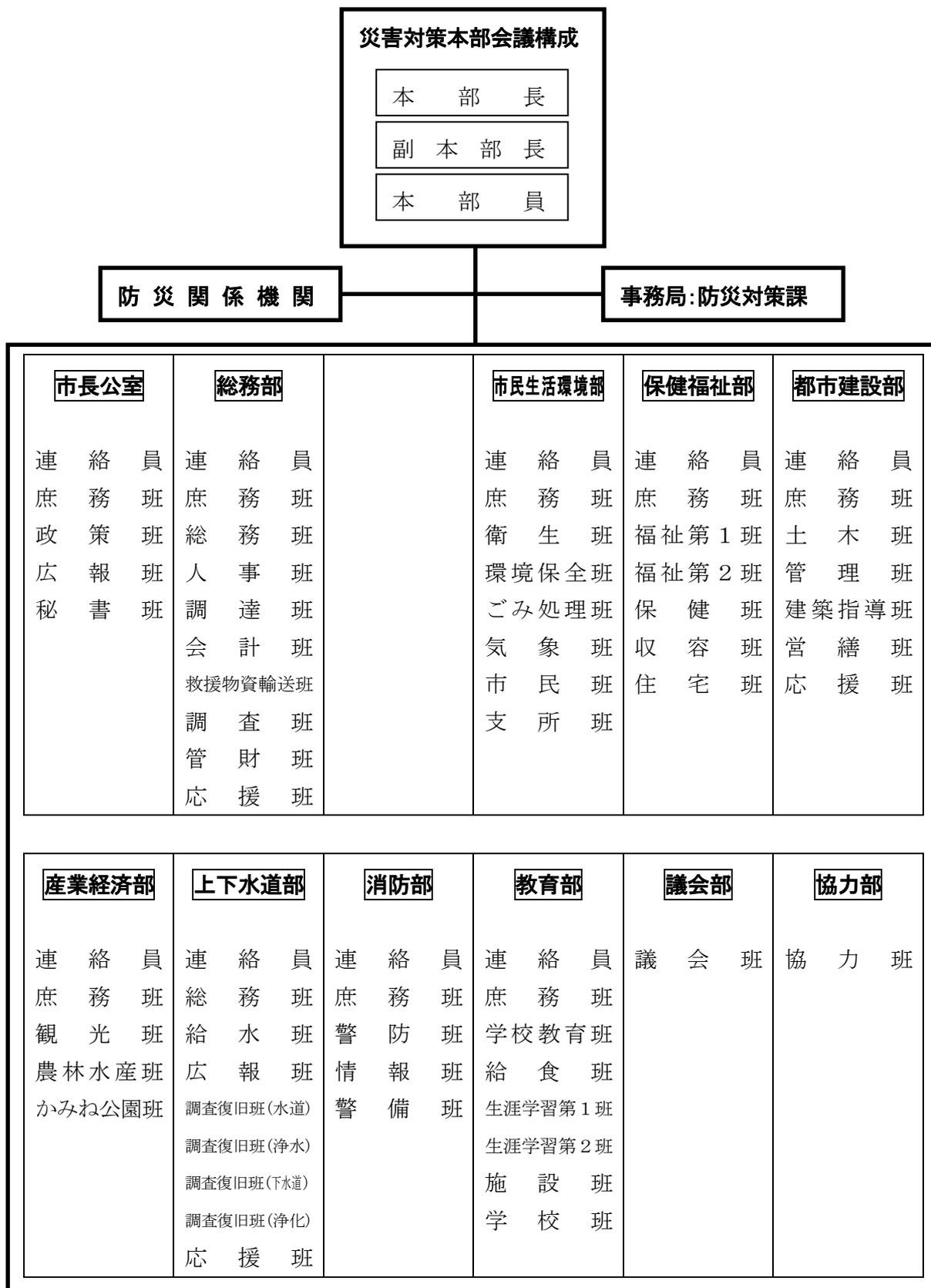
様式第15号

遺体処理台帳

整理 番号	処理 月日	死亡者 氏名	性 別	年 齢	住 所	遺体発見時の 日時及び場所	遺族又は身元引受人			遺 体 の 処 理 状 況	備 考
							氏名	続柄	住所		

災害対策本部組織図

(令和7年4月1日現在)



日立市災害対策本部 事務分掌

目 次

政策班

部・班別早見表	… 各部（班・班名・担当者又は班長、班員課所名）早見表	P 411
市長公室	… 連絡員・庶務班・政策班・広報班・秘書班	P 413
総務部	… 連絡員・庶務班・総務班・人事班	P 414
	… 調達班・会計班・救援物資輸送班・調査班・管財班・応援班	P 415
市民生活環境部	… 連絡員・庶務班・衛生班・環境保全班	P 416
	… ごみ処理班・気象班・市民班・支所班	P 417
保健福祉部	… 連絡員・庶務班・福祉第1班	P 418
	… 福祉第2班・保健班・収容班	P 419
	… 住宅班	P 420
都市建設部	… 連絡員・庶務班・土木班・管理班・建築指導班	P 421
	… 営繕班・応援班	P 422
産業経済部	… 連絡員・庶務班・観光班・農林水産班	P 423
	… かみね公園班	P 424
上下水道部	… 連絡員・総務班・給水班・広報班	P 425
	… 調査復旧班（浄水・下水道・浄化）・応援班	P 426
消防部	… 連絡員・庶務班・警防班	P 427
	… 情報班・警備班	P 428
教育部	… 連絡員・庶務班・学校教育班	P 429
	… 給食班・生涯学習第1班・生涯学習第2班	P 430
	… 施設班・学校班	P 431
議会部	… 議会班	P 432
協力部	… 協力班	P 432

【市長公室】

部長	班名	班長	班員の平常時所属課所名
市長公室長	連絡員	総合政策課連絡員	総合政策課
	庶務班	総合政策課長	総合政策課、財政課
	政策班	デジタル推進課長	デジタル推進課、総合政策課、財政課
	広報班	広報戦略課長	広報戦略課
	秘書班	秘書課長	秘書課

【総務部】

部長	班名	班長	班員の平常時所属課所名
総務部長	連絡員	総務部政策監	総務課
	庶務班	総務課長	総務課
	総務班	防災対策課長	防災対策課、原子力安全対策課、行政経営課、総務課、人事課
	人事班	人事課長	人事課
	調達班	契約検査課長	契約検査課
	会計班	会計課長	会計課
	救済物資輸送班	納税課長	納税課、市民税課
	調査班	資産税課長	資産税課
	管財班	公共財産管理課長	公共財産管理課
	応援班	原子力安全対策課長	原子力安全対策課、行政経営課

【市民生活環境部】

部長	班名	班長	班員の平常時所属課所名
市民生活環境部長	連絡員	市民生活環境部政策監	コミュニティ協働課
	庶務班	コミュニティ協働課長	コミュニティ協働課、文化・国際課、女性若者支援課（男女共同参画推進室、消費生活センター）
	衛生班	環境推進課長	環境推進課（衛生管理係）
	環境保全班	環境推進課長	環境推進課（環境保全係）
	ごみ処理班	廃棄物減量推進課長	廃棄物減量推進課、環境推進課（ゼロカーボン推進係）、清掃センター
	気象班	環境推進課長	環境推進課（天気相談所）
	市民班	市民課長	市民課
	支所班	各支所長	各支所

【保健福祉部】

部長	班名	班長	班員の平常時所属課所名
保健福祉部長	連絡員	保健福祉部政策監	福祉総務課
	庶務班	福祉総務課長	福祉総務課、生活支援課
	福祉第1班	高齢福祉課長	高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課
	福祉第2班	子育て支援課長	子育て支援課、子ども施設課、各認定こども園・保育園・幼稚園・その他施設
	保健班	健康づくり推進課長	健康づくり推進課（十王総合健康福祉センター）、地域医療対策課
	収容班	国民健康保険課長	国民健康保険課
	住宅班	市営住宅課長	市営住宅課

【都市建設部】

部長	班名	班長	班員の平常時所属課所名
都市建設部長	連絡員	都市建設部政策監	常陸多賀駅周辺地区整備課
	庶務班	都市政策課長	都市政策課、住政策推進課
	土木班	都市整備課長	都市整備課、道路建設課
	管理班	道路管理課長	道路管理課（道路センター）
	建築指導班	建築指導課長	建築指導課
	営繕班	公共建築課長	公共建築課
	応援班	用地課長	用地課、さくら課、幹線道路整備促進課、常陸多賀駅周辺地区整備課

【産業経済部】

部長	班名	班長	班員の平常時所属課所名
----	----	----	-------------

日上市災害対策本部事務分掌 部・班別早見表

産業経済部長	連絡員	産業経済部政策監	商工振興課
	庶務班	商工振興課長	商工振興課、産業立地推進課
	観光班	観光振興課長	観光振興課、にぎわい施設課
	農林水産班	農林水産課長	農林水産課、農業委員会事務局
	かみね公園班	かみね公園管理事務所長	かみね公園管理事務所

【企業局上下水道部】

部長	班名	班長	班員の平常時所属課所名
公営企業管理者 (上下水道部長)	連絡員	上下水道部総務課連絡員	上下水道部総務課
	総務班	上下水道部総務課長	上下水道部総務課
	給水班	水道課長	水道課(管路整備推進室)、経理課、料金課、浄水課
	広報班	料金課長	料金課、経理課
	調査復旧班(水道)	水道課長	水道課
	調査復旧班(浄水)	浄水課長	浄水課
	調査復旧班(下水道)	下水道課長	下水道課
	調査復旧班(浄化)	浄化センター所長	浄化センター
	応援班	日立高萩広域下水道組合担当課長	日立高萩広域下水道組合担当

【消防部】

部長	班名	班長	班員の平常時所属課所名
消防長	連絡員	消防本部総務課連絡員	消防本部総務課
	庶務班	消防本部総務課長	消防本部総務課
	警防班	警防課長	警防課
	情報班	予防課長	予防課
	警備班	各消防署長、各出張所長	各消防署、各出張所

【教育部】

部長	班名	班長	班員の平常時所属課所名
教育長 (教育部長)	連絡員	教育委員会総務課連絡員	教育委員会総務課
	庶務班	教育委員会総務課長	教育委員会総務課、学校施設課
	学校教育班	学務課長	学務課、学校再編課、指導課、教育研究所
	給食班	北部学校給食共同調理場長	北部・南高野学校給食共同調理場
	生涯学習第1班	スポーツ振興課長	スポーツ振興課
	生涯学習第2班	生涯学習課長	生涯学習課、郷土博物館
	施設班	記念図書館長	各図書館、視聴覚センター
	学校班	各小・中・義務教育・特別支援学校長	各小・中・義務教育・特別支援学校

【議会部】

部長	班名	班長	班員の平常時所属課所名
議会事務局長	議会班	議会事務局課長	議会事務局

【協力部】

部長	班名	班長	班員の平常時所属課所名
監査委員事務局長	協力班	監査委員事務局課長	監査委員事務局
共創プロジェクト推進本部長	協力班	共創プロジェクト推進本部課長	共創プロジェクト推進本部

日上市災害対策本部 事務分掌

(令和7年7月1日現在)

【市長公室】

部長：市長公室長

班 名	連絡員	担 当 者	総合政策課連絡員
副担当者	部長があらかじめ指定した職員		
事務分掌	1 災害対策本部の設置に伴う部職員の非常招集及び解除等の連絡に関する事。 2 部長の指示による部内各班長との連絡調整に関する事。		

班 名	庶務班	班 長	総合政策課長
副 班 長	財政課長		
班員所属	総合政策課、財政課		
事務分掌	1 部の庶務に関する事。 2 災害に係わる政策企画及び総合調整に関する事。 3 自衛隊及び防災関係機関との支援及び連絡調整に関する事。 4 政策に係る総合的な国・県等との連絡調整に関する事。 5 災害義援金品等の受入れ及び礼状に関する事。 6 災害対策関係予算に関する事 7 部に属する被害状況調査の取りまとめ及び報告に関する事。		

班 名	政策班	班 長	デジタル推進課長
副 班 長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	デジタル推進課		
事務分掌	1 情報機器端末及び情報システムの運用管理及び業務の総合調整に関する事。 2 その他デジタル技術の活用に関する事。		

班 名	広報班	班 長	広報戦略課長
副 班 長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	広報戦略課		
事務分掌	1 災害に係わる広報事務に関する事。 2 広報文（市議会議員への報告、コミュニティ単会への報告、市民への情報配信を含む。）作成に関する事。 3 報道機関との連絡調整に関する事。 4 記者会見に関する事。 5 市民相談総合窓口の開設に関する事。		

班 名	秘書班	班 長	秘書課長
副 班 長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	秘書課		
事務分掌	1 本部長及び副本部長の命令伝達及び秘書に関する事。 2 災害関連視察者及び見舞者の接遇に関する事。		

【総務部】 部長：総務部長

班名	連絡員	担当者	総務部政策監
副担当者	部長があらかじめ指定した職員		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置に伴う部職員の非常招集及び解除等の連絡に関する事。 2 部長の指示による部内各班長との連絡調整に関する事。 		

班名	庶務班	班長	総務課長
副班長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	総務課		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 災害情報の総括及び報告に関する事。 3 各部、防災関係機関への情報伝達に関する事。 4 応急対策活動用車両(公用車)の調達、配車、運行計画及び運転員の確保に関する事。 5 庁舎等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 6 臨時(優先)電話の応急仮設等に関する事。 7 広報車による広報活動に関する事。 8 部内各班の応援に関する事。 		

班名	総務班	班長	防災対策課長
副班長	原子力安全対策課長		
班員所属	防災対策課、原子力安全対策課、行政経営課、総務課、人事課		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に関する事。 2 災害対策本部の事務に関する事。 3 災害総合情報の収集及び伝達に関する事。 4 県災害対策本部との連絡調整に関する事。 5 防災関係機関との連絡調整に関する事。 6 警察への派遣要請及び連絡調整に関する事。 7 自衛隊への派遣(撤収)要請に関する事。 8 被害状況調査の総括に関する事。 9 防災行政無線の運用統制に関する事。 10 県防災情報システム及び通信情報システム(衛星回線)の運用に関する事。 11 県への報告事務等に関する事。 12 各部の業務実態の把握と業務量の調整に関する事。 13 災害救助法適用に係る事務に関する事。 		

班名	人事班	班長	人事課長
副班長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	人事課(人材育成室)		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部員の身分及び服務に関する事。 2 本部員の給食及び休養に関する事。 3 職員の動員(非常招集)及び調整に関する事。 4 職員の給食、休養及び健康管理に関する事。 5 災害対策従事者名簿の作成に関する事。 6 職員の被災状況調査及び報告に関する事。 7 公務災害補償その他被災職員に対する救援援助等に関する事。 8 部内各班の応援に関する事。 		

資料 23-2

班 名	調達班	班 長	契約検査課長
副 班 長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	契約検査課		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急食糧及び救援物資等の調達・保管に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。 		

班 名	会計班	班 長	会計課長
副 班 長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	会計課		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の応援に関すること。 2 災害関係経費の出納に関すること。 3 義援金の出納に関すること。 		

班 名	救援物資輸送班	班 長	納税課長
副 班 長	市民税課長		
班員所属	納税課、市民税課		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急食糧及び救援物資等の輸送に関すること。 2 総務部庶務班(広報活動)の応援に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。 4 市民税の減免に関すること。 		

班 名	調査班	班 長	資産税課長
副 班 長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	資産税課		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務部庶務班(広報活動)の応援に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。 3 り災家屋の調査計画の作成及び調査に関すること。 4 固定資産税の減免に関すること。 		

班 名	管財班	班 長	公共財産管理課長
副 班 長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	公共財産管理課		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 公有財産被害状況調査及び報告に関すること。 2 災害記録写真の収集に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。 		

班 名	応援班	班 長	原子力安全対策課長
副 班 長	行政経営課長		
班員所属	原子力安全対策課、行政経営課		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の行政機関からの応援職員及び支援物資等の受入れに関すること。 2 他の行政機関との連絡調整に関すること。 3 応援職員の各部への割り振りに関すること。 		

【市民生活環境部】 部長：市民生活環境部長

班名	連絡員	担当者	市民生活環境部政策監
副担当者	部長があらかじめ指定した職員		
事務分掌	1 災害対策本部の設置に伴う部職員の非常招集及び解除等の連絡に関する事。 2 部長の指示による部内各班長との連絡調整に関する事。		

班名	庶務班	班長	コミュニティ協働課長
副班長	文化・国際課長		
班員所属	コミュニティ協働課、文化・国際課、女性若者支援課（男女共同参画推進室）、消費生活センター		
事務分掌	コミュニティ協働課、文化・国際課 1 班の庶務に関する事。 2 班に属する被害状況調査の総括及び報告に関する事。 3 市民組織との情報の収集伝達及び連絡調整に関する事。 4 市民組織への協力要請に関する事。 5 管理施設の被害状況調査、応急復旧及び報告に関する事。 6 他言語による情報提供に関する事。 7 施設利用者の避難誘導及び救護に関する事。 8 部内各班の応援に関する事。		
	女性若者支援課（男女共同参画推進室）、消費生活センター 1 市民組織との情報の収集伝達及び連絡調整に関する事。 2 市民組織への協力要請に関する事。 3 管理施設の被害状況調査、応急復旧及び報告に関する事。 4 施設利用者の避難誘導及び救護に関する事。 5 部内各班の応援に関する事。		

班名	衛生班	班長	環境推進課長
副班長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	環境推進課（衛生管理係）		
事務分掌	1 し尿処理計画の作成及び処理に関する事。 2 管理施設の被害状況調査に関する事。 3 仮設（簡易）トイレの調達及び設置に関する事。 4 衛生に係わる被害状況調査に関する事。 5 遺体の搬送・安置・埋火葬に関する事。 6 部内各班の応援に関する事。		

班名	環境保全班	班長	環境推進課長
副班長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	環境推進課（環境保全係）		
事務分掌	1 環境保全関連事業所への連絡調整に関する事。 2 公害緊急措置の協力要請に関する事。 3 公害分析及びデータ測定に関する事。 4 原子力関連施設の被害状況調査及び報告に関する事。 5 部内各班の応援に関する事。		

資料 23-2

班 名	ごみ処理班	班 長	廃棄物減量推進課長
副 班 長	環境推進課長、清掃センター所長		
班員所属	廃棄物減量推進課、環境推進課（ゼロカーボン推進係）、清掃センター		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ処理に関すること。 2 災害廃棄物処理計画の作成に関すること。 3 管理施設の被害状況調査、応急復旧及び報告に関すること。 4 廃棄物処理業者等との連絡調整に関すること。 5 廃棄物処理業者等への協力要請及び指揮に関すること。 6 廃棄物の埋立計画及び処理に関すること。 7 部内各班の応援に関すること。 		

班 名	気象班	班 長	天気相談所長
副 班 長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	天気相談所		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報の収集及び報告に関すること。 2 気象の予測に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。 		

班 名	市民班	班 長	市民課長
副 班 長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	市民課		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急食糧及び救援物資等の配給に関すること。 2 支所班との連絡調整に関すること。 3 り災証明書等の交付に関すること。 4 部内各班の応援に関すること。 		

班 名	支所班	班 長	各支所長
副 班 長	各班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	各支所		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管区域の被害状況調査及び報告に関すること。 2 所管区域内の応急食糧及び救援物資等の配給に関すること。 3 現地対策本部の運営補助に関すること。 4 広報車による広報活動補助に関すること。 5 臨時市民相談窓口の開設に関すること。 6 り災証明書等の交付に関すること。 		

【保健福祉部】

部長：保健福祉部長

班 名	連絡員	担 当 者	保健福祉部政策監
副担当者	部長があらかじめ指定した職員		
事務分掌	1 災害対策本部の設置に伴う部職員の非常招集及び解除等の連絡に関すること。 2 部長の指示による部内各班長との連絡調整に関すること。		

班 名	庶務班	班 長	福祉総務課長
副 班 長	生活支援課長		
班員所属	福祉総務課、生活支援課		
事務分掌	1 部の庶務に関すること。 2 部に属する被害状況調査の総括及び報告に関すること。 3 生活保護世帯の被害状況調査及び救援対策に関すること。 4 防災ボランティアに関すること。 5 日本赤十字社との応急対策等に関すること。 6 社会福祉協議会との応急対策等に関すること。 7 応急食糧の炊き出しに関すること。 8 避難行動要支援者対策に関すること。 9 行方不明者の捜索に関すること。 10 災害救助法の適用事務に関すること。 11 被災者の生活保護相談に関すること。 12 災害援護資金の貸付に関すること。 13 災害見舞金及び災害弔慰金の支給に関すること。 14 義援金品等の配給に関すること。		

班 名	福祉第1班	班 長	高齢福祉課長
副 班 長	障害福祉課長、介護保険課長		
班員所属	高齢福祉課（施設含む）、障害福祉課（施設含む）、介護保険課		
事務分掌	高齢福祉課 1 班の庶務に関すること。 2 班に属する被害状況調査の総括及び報告に関すること。 3 管理施設の被害状況調査、応急復旧及び報告に関すること。 4 施設利用者の避難誘導及び救護に関すること。 5 独居老人の安否に関すること。 6 関係機関及び事業所への協力要請に関すること。 7 部内各班の応援に関すること。 8 施設利用者の相談に関すること。		
	障害福祉課 1 施設利用者の避難誘導及び救護に関すること。 2 関係機関及び事業所への協力要請に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。 4 管理施設の被害状況調査、応急復旧及び報告に関すること。 5 施設利用者の相談に関すること。		
	介護保険課 1 在宅要介護者等の安全確認及び避難誘導等の救援活動に関すること。 2 関係機関との連絡調整及び協力要請に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。		

班 名	福祉第2班	班 長	子育て支援課長
副 班 長	子ども施設課長		
班員所属	子育て支援課、子ども施設課、各認定こども園・保育園・幼稚園・児童館その他施設		
事務分掌	子育て支援課、子ども施設課 1 班の庶務に関すること。 2 班に属する被害状況調査の総括及び報告に関すること。 3 園児等の避難誘導及び救護に関すること。 4 臨時児童福祉施設の開設に関すること。 5 部内各班の応援に関すること。		
	各認定こども園、各保育園、各幼稚園、各児童館、各施設 1 管理施設の被害状況調査、応急復旧及び報告に関すること。 2 園児等の避難誘導及び救護に関すること。 3 臨時児童福祉施設の運営に関すること。 4 園児保護者等への連絡調整に関すること。 5 部内各班の応援に関すること。		

班 名	保健班	班 長	健康づくり推進課長
副 班 長	地域医療対策課長		
班員所属	健康づくり推進課（十王総合健康福祉センター）、地域医療対策課		
事務分掌	1 医療救護に係わる状況調査、応急対策及び報告に関すること。 2 医師会との連絡調整に関すること。 3 医療資機材及び医薬品等の調達に関すること。 4 防疫活動に関すること。 5 救護所の開設、運営及び連絡調整に関すること。 6 医療救護班の編成及び活動に関すること。 7 医療救護及び助産に関すること。 8 避難所等での健康管理及び栄養指導に関すること。 9 医療ボランティアに関すること。 10 管理施設の被害状況調査、応急復旧及び報告に関すること。 11 施設利用者の避難誘導及び救護に関すること。 12 応急炊き出し活動の助言に関すること。 13 医療関係事業所への協力要請に関すること。 14 部内各班の応援に関すること。		

班 名	収容班	班 長	国民健康保険課長
副 班 長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	国民健康保険課		
事務分掌	1 臨時避難所の開設に関すること。 2 避難所・避難場所の開設、誘導、運営及び秩序保持に関すること。 3 被災者の収容及び介護に関すること。 4 部内各班の応援に関すること。		

資料 23-2

班 名	住宅班	班 長	市営住宅課長
副 班 長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	市営住宅課		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅建設計画の作成に関する事。 2 管理施設の被害状況調査、応急復旧及び報告に関する事。 3 施設利用者（住人）への応急対策に関する事。 4 応急仮設住宅の管理運営に関する事。 5 部内各班の応援に関する事。 		

【都市建設部】

部長：都市建設部長

班 名	連絡員	担 当 者	都市建設部政策監
副担当者	部長があらかじめ指定した職員		
事務分掌	1 災害対策本部の設置に伴う部職員の非常招集及び解除等の連絡に関する事。 2 部長の指示による部内各班長との連絡調整に関する事。		

班 名	庶務班	班 長	都市政策課長
副 班 長	住政策推進課長		
班員所属	都市政策課、住政策推進課		
事務分掌	1 部の庶務に関する事。 2 被害状況調査の総括及び報告に関する事。 3 災害情報の収集に関する事。 4 部内各班の応援に関する事。		

班 名	土木班	班 長	都市整備課長
副 班 長	道路建設課長		
班員所属	都市整備課、道路建設課		
事務分掌	1 危険区域巡回活動計画の作成及び統括に関する事。 2 危険区域巡回活動に関する事。 3 土木資機材の調達及び管理に関する事。 4 日立市建設業協会との連絡調整及び協力要請に関する事。 5 公共土木施設の被害状況調査、応急復旧及び報告に関する事。 6 障害物除去活動の応援に関する事。 7 被災宅地危険度判定に関する事。 8 応急仮設住宅に関する事 9 その他土木に関する事。 10 部内各班の応援に関する事。		

班 名	管理班	班 長	道路管理課長
副 班 長	道路センター所長		
班員所属	道路管理課（道路センター）		
事務分掌	1 道路巡回活動計画の作成及び統括に関する事。 2 道路、橋梁等の巡回活動に関する事。 3 交通規制材の調達及び管理に関する事。 4 道路、橋梁等の交通規制及び報告に関する事。 5 道路、橋梁等の被害状況調査、応急復旧及び報告に関する事。 6 障害物除去活動に関する事。 7 部内各班の応援に関する事。		

班 名	建築指導班	班 長	建築指導課長
副 班 長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	建築指導課		
事務分掌	1 部内各班の応援に関する事。 2 応急危険度判定に関する事。 3 住宅被災者への融資等の相談に関する事。		

資料 23-2

班 名	営繕班	班 長	公共建築課長
副 班 長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	公共建築課		
事務分掌	1 部内各班の応援に関する事。 2 市有建築物の被害状況調査、危険度判定及び応急措置に関する事。 3 応急仮設住宅に関する事。		

班 名	応援班	班 長	用地課長
副 班 長	さくら課長		
班員所属	用地課、さくら課、幹線道路整備促進課、常陸多賀駅周辺地区整備課		
事務分掌	1 部内各班の応援に関する事。		

【産業経済部】

部長：産業経済部長

班 名	連絡員	担 当 者	産業経済部政策監
副担当者	部長があらかじめ指定した職員		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置に伴う部職員の非常招集及び解除等の連絡に関する事。 2 部長の指示による部内各班長との連絡調整に関する事。 		

班 名	庶務班	班 長	商工振興課長
副 班 長	産業立地推進課長		
班員所属	商工振興課、産業立地推進課		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 部に属する被害状況調査の総括及び報告に関する事。 3 班の庶務に関する事。 4 班に属する被害状況調査の総括及び報告に関する事。 5 管理施設の被害状況調査及び応急措置に関する事。 6 商工鉱業者の被害状況調査及び報告に関する事。 7 日立港湾に係る被害状況調査に関する事。 8 被災者の緊急時輸送に関する事。 9 部内各班の応援に関する事。 10 商工会議所ほか商工業関連団体との連絡調整に関する事。 11 商工鉱業者への救援及び支援計画に関する事。 12 商工鉱業者に係わる相談に関する事。 <p>計量検査所</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管理施設の被害状況調査、応急措置及び報告に関する事。 2 商工振興課の応援に関する事。 3 部内各班の応援に関する事。 		

班 名	観光班	班 長	観光振興課長
副 班 長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	観光振興課		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理施設の被害状況調査に関する事。 2 観光来訪者等への避難誘導及び救護に関する事。 3 観光来訪者等の被害状況調査に関する事。 4 関係団体・事業所との連絡調整に関する事。 		

班 名	農林水産班	班 長	農林水産課長
副 班 長	農業委員会事務局長		
班員所属	農林水産課、農業委員会事務局		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 農・水産物、漁港及び管理施設の被害状況調査、応急措置及び報告に関する事。 2 被害農・水産物の応急対策技術指導に関する事。 3 農業・漁業協同組合及び森林組合等との連絡調整に関する事。 4 農林水産業者への支援対策に関する事。 5 農業及び漁業協同組合への応急食糧支援要請に関する事。 6 簡易水道の被害状況調査、応急措置及び報告に関する事。 7 農作物の集荷、出荷制限及び廃棄処分に関する事。 8 水産物の採取、漁獲、集荷、出荷制限及び廃棄処分に関する事。 9 風評被害に関する事。 10 部内各班の応援に関する事。 		

資料 23-2

班 名	かみね公園班	班 長	かみね公園管理事務所長
副 班 長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	かみね公園管理事務所		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理施設の被害状況調査、応急措置及び報告に関する事。 2 猛獣脱出時の緊急連絡及び措置に関する事。 3 施設利用者の避難誘導及び救護に関する事。 4 有害鳥獣駆除隊との連絡調整及び協力要請に関する事。 5 災害時動物対策に関する事。 6 (公財)公園協会との連絡調整に関する事。 7 部内各班の応援に関する事。 		

【上下水道部】

部長：公営企業管理者 上下水道部長 水道技術管理者

班 名	連絡員	担 当 者	上下水道部総務課連絡員
副担当者	部長があらかじめ指定した職員		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置に伴う部職員の非常招集及び解除等の連絡に関する事。 2 部長の指示による部内各班長との連絡調整に関する事。 		

班 名	総務班	班 長	上下水道部総務課長
副 班 長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	上下水道部総務課		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 部内の事故対策本部の総合調整に関する事。 3 応急給水協力団体との連絡調整に関する事。 4 応援協定等に基づく関係市町村及び団体等への協力要請に関する事。 5 部に属する被害状況調査の総括及び報告に関する事。 6 企業局庁舎の被害状況調査に関する事。 7 職員の確保及び調整に関する事。 8 職員の給食、休養及び健康管理に関する事。 9 報道機関の応対（上下水道関連のみ）に関する事。 10 インターネットによる情報発信及び市長公室広報班への情報提供に関する事。 		

班 名	給水班	班 長	水道課長
副 班 長	経理課長、料金課長、浄水課長		
班員所属	水道課、経理課、料金課、浄水課		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水計画の作成及び総括に関する事。（水道課） 2 応急給水資機材の調達、確保及び運用に関する事。（水道課・浄水課） 3 給水車の配置及び作業要員の配置に関する事。（料金課） 4 応急給水活動現場実施に関する事。（経理課・料金課） 5 応急給水協力団体への応援要請に関する事。（水道課） 6 部内各班の応援に関する事。 		

班 名	広報班	班 長	料金課長
副 班 長	経理課長		
班員所属	料金課、経理課		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報活動（上下水道関連のみ）に関する事。 2 広報車確保、巡回施設の設定及び人員配置に関する事。 3 広報書類（チラシ等を含む）の作成及び配布に関する事。 4 病院、飲食店組合、クリーニング業等への通報に関する事。 5 上・下水道施設に係わる災害関係予算に関する事。 6 断水等による料金等の減免に関する事。 7 部内各班の応援に関する事。 		

資料 23-2

班 名	調査復旧班（水道）	班 長	水道課長
副 班 長	管路整備推進室長		
班員所属	水道課（管路整備推進室）		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理施設の被害状況調査、応急措置及び報告に関すること。 2 管理施設の復旧及び点検清掃に関すること。 3 応急復旧等の協力団体との連絡調整に関すること。 4 部内各班の応援に関すること。 		

班 名	調査復旧班（浄水）	班 長	浄水課長
副 班 長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	浄水課		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理施設の被害状況調査、応急措置及び報告に関すること。 2 管理施設の復旧及び点検清掃に関すること。 3 水道配水計画の作成及び統括に関すること。 4 水質検査に関すること。 5 部内各班の応援に関すること。 		

班 名	調査復旧班（下水道）	班 長	下水道課長
副 班 長	雨水整備推進室長		
班員所属	下水道課（雨水整備推進室）		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理施設の被害状況調査、応急措置及び報告に関すること。 2 管理施設の復旧及び点検清掃に関すること。 3 応急復旧等の協力団体との連絡調整に関すること。 4 仮設（簡易）トイレの設置（公共下水道へ直接接続の場合）に係わる応援に関すること。 5 部内各班の応援に関すること。 		

班 名	調査復旧班（浄化）	班 長	浄化センター所長
副 班 長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	浄化センター		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理施設の被害状況調査、応急措置及び報告に関すること。 2 管理施設の復旧及び点検清掃に関すること。 3 汚水処理計画の作成及び統括に関すること。 4 部内各班の応援に関すること。 		

班 名	応援班	班 長	日立・高萩広域下水道組合担当課長
副 班 長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	日立・高萩広域下水道組合担当		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の応援に関すること。 		

【消 防 部】

部長：消防長

班 名	連絡員	担 当 者	消防本部総務課連絡員
副担当者	消防長があらかじめ指定した職員		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置に伴う部職員の非常招集及び解除等の連絡に関する事。 2 部長の指示による部内各班長との連絡調整に関する事。 		

班 名	庶務班	班 長	消防本部総務課長
副 班 長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	消防本部総務課		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 部に属する被害状況調査の総括及び報告に関する事。 3 警防本部の設置及び総合調整に関する事。 4 消防職員の動員に関する事。 5 管理施設・設備の被害状況調査、応急措置及び報告に関する事。 6 消防相互応援協定に基づく消防隊応援要請及び指揮に関する事。 7 消防職員及び消防団員の給食に関する事。 8 消防職員及び消防団員の休養等健康管理に関する事。 9 消防職員及び消防団員の被災状況調査及び報告に関する事。 10 災害対策従事者（消防職員及び消防団員）名簿の作成に関する事。 11 公務災害補償その他被災職員（消防職員及び消防団員）に対する救援援助等に関する事。 12 総務部各班との連絡調整に関する事。 13 り災証明書の交付に関する事。 		

班 名	警防班	班 長	警防課長
副 班 長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	警防課		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害防衛対策及び指揮命令に関する事。 2 災害応急対策活動に係わる防災関係機関との連絡調整に関する事。 3 消防隊、消防団隊等の運用に関する事。 4 ヘリポートの設営に関する事。 5 応急活動用消防用資機材等の調達、確保及び搬送の総括に関する事。 6 医療機関との連絡調整に関する事。 7 救助・救急活動の総括に関する事。 8 応急医薬品の搬送に関する事。 9 災害情報の収集伝達及び命令等に関する事。 10 消防無線、指令台の運用及び統制に関する事。 11 突発的な災害時の非常体制発令に関する事。 12 消防職員及び消防団員の非常招集（勤務時間外）及び配備に関する事。 13 各消防署が収集した被害状況調査の総括及び報告に関する事。 14 総務部各班との連絡調整に関する事。 15 部内各班の応援に関する事。 		

資料 23-2

班 名	情報班	班 長	予防課長
副 班 長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	予防課		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集及び記録作成に関すること。 2 広報活動（消防部関連のみ）の総括に関すること。 3 報道機関等の対応に関すること。 4 危険物の応急対策に関すること。 5 総務部広報班の応援に関すること。 6 部内各班の応援に関すること。 		

班 名	警備班	班 長	各消防署長、各出張所長
副 班 長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	各消防署、各出張所		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害防御対策活動に関すること。 2 救助・救急活動に関すること。 3 管内災害状況の情報収集及び警防活動状況調査の報告に関すること。 4 管理施設・設備の被害状況調査、応急措置及び報告に関すること。 5 応急活動用消防用資機材等の調達、確保及び搬送に関すること。 6 署所員の動員確保及び確認に関すること。 7 広報活動（消防部関連のみ）に関すること。 8 仮設救護所の設置に関すること。 9 ヘリポートの設営補助に関すること。 10 応急食糧の炊き出しに関すること。 11 応援消防部隊、消防団隊、自衛消防隊等が行う消防活動に関すること。 12 部内各班の応援に関すること。 		

【教 育 部】

部長：教育長 教育部長

班 名	連絡員	担 当 者	教育委員会総務課連絡員
副担当者	部長があらかじめ指定した職員		
事務分掌	1 災害対策本部の設置に伴う部職員の非常招集及び解除等の連絡に関する事。 2 部長の指示による部内各班長との連絡調整に関する事。		

班 名	庶務班	班 長	教育委員会総務課長
副 班 長	学校施設課長		
班員所属	教育委員会総務課、学校施設課		
事務分掌	教育委員会総務課 1 部の庶務に関する事。 2 部に属する被害状況調査の総括及び報告に関する事。 3 管理施設の被害状況調査及び応急措置に関する事。 4 避難所・避難場所の開設及び運営補助の総括に関する事。 5 管理施設利用者の避難誘導及び救護に関する事。 6 総務部各班との連絡調整に関する事。		
	学校施設課 1 管理施設の被害状況調査及び応急措置に関する事。		

班 名	学校教育班	班 長	学務課長
副 班 長	学校再編課長		
班員所属	学務課、学校再編課、指導課、教育研究所		
事務分掌	学務課、学校再編課 1 班の庶務に関する事。 2 臨時避難所の開設補助に関する事。 3 応急教育計画の作成及び措置に関する事。 4 応急学校給食対策計画の作成及び指示に関する事。 5 児童生徒の避難誘導、救出及び救護に関する事。 6 班に属する被害状況調査の総括及び報告に関する事。 7 学校班との連絡調整に関する事。 8 学用品の調達、確保及び配給に関する事。 9 部内各班の応援に関する事。		
	指導課 1 教職員との連絡調整に関する事。 2 県への協力要請及び指揮に関する事。 3 災害時の学校等の保健衛生（医療含む）に関する事。 4 部内各班の応援に関する事。		
	教育研究所 1 第二期応急教育対策計画における幼児・児童・生徒の心のケアに関する事。 2 部内各班の応援に関する事。		

班 名	給食班	班 長	北部学校給食共同調理場長
副 班 長	南高野学校給食共同調理場長		
班員所属	北部・南高野学校給食共同調理場		
事務分掌	北部学校給食共同調理場 1 班の庶務に関する事。 2 班に属する被害状況調査の総括及び報告に関する事。 3 管理施設・設備の被害状況調査及び応急措置に関する事。 4 炊き出し設備の確保及び運用に関する事。 5 応急食糧の調達、確保及び調理に関する事。 6 応急炊き出し活動に関する事。 7 管理施設・設備の保健衛生に関する事。 8 部内各班の応援に関する事。		
	南高野学校給食共同調理場 北部学校給食共同調理場の事務分掌3～8に準じる。		

班 名	生涯学習第1班	班 長	スポーツ振興課長
副 班 長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	スポーツ振興課		
事務分掌	1 班の庶務に関する事。 2 班に属する被害状況調査の総括及び報告に関する事。 3 臨時避難所の開設補助に関する事。 4 管理施設の被害状況調査、応急措置及び報告に関する事。 5 管理施設利用者の避難誘導及び救護に関する事。 6 部内各班の応援に関する事。		

班 名	生涯学習第2班	班 長	生涯学習課長
副 班 長	郷土博物館長		
班員所属	生涯学習課、郷土博物館		
事務分掌	生涯学習課 1 班の庶務に関する事。 2 班に属する被害状況調査の総括及び報告に関する事。 3 臨時避難所の開設補助に関する事。 4 管理施設の被害状況調査、応急措置及び報告に関する事。 5 管理施設利用者の避難誘導及び救護に関する事。 6 部内各班の応援に関する事。		
	郷土博物館 1 管理施設の被害状況調査、応急措置及び報告に関する事。 2 管理施設利用者の避難誘導及び救護に関する事。 3 指定文化財の被害状況調査、保護、応急措置及び報告に関する事。 4 部内各班の応援に関する事。		

資料 23-2

班 名	施設班	班 長	記念図書館長
副 班 長	班長があらかじめ指定する職員		
班員所属	各図書館、視聴覚センター		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理施設の被害状況調査、応急措置及び報告に関すること。 2 管理施設利用者の避難誘導及び救護に関すること。 3 一時避難者への応急措置に関すること。 4 部内各班の応援に関すること。 		

班 名	学校班	班 長	各小・中・義務教育・特別支援学校長
副 班 長	各小・中・義務教育・特別支援学校の副校長又は教頭		
班員所属	各小・中・義務教育・特別支援学校		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理施設の被害状況調査、応急措置及び報告に関すること。 2 児童、生徒の救出、避難誘導及び救護に関すること。 3 避難所・避難場所（学校に限る）の開設及び運営補助に関すること。 4 応急教育活動の補助に関すること。 5 保護者等との連絡調整に関すること。 6 児童、生徒の心のケアに関すること。 7 その他学校運営に関すること。 8 その他市応急活動の協力に関すること。 		

資料 23-2

【議 会 部】 **部長：議会事務局長**

班 名	議会班	班 長	議会事務局課長
副 班 長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	議会事務局		
事務分掌	1 市議会との連絡調整に関すること。		

【協 力 部】 **部長：監査委員事務局長、共創プロジェクト推進本部長**

班 名	協力班	班 長	監査委員事務局課長、共創プロジェクト推進本部課長
副 班 長	班長があらかじめ指定した職員		
班員所属	監査委員事務局、共創プロジェクト推進本部		
事務分掌	1 各部各班の応援に関すること。		

(昭和48年10月23日 内閣総理大臣決定)

昭和50年 3月15日 改正

昭和55年 2月 6日 改正

不発弾等処理交付金交付要綱

(通 則)

第1条 不発弾等処理交付金(以下「交付金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この交付金は、今次の戦争に際して生じた不発弾及びその他の爆発物で陸地にあるもの(以下「不発弾等」という。)の処理を促進することにより、不発弾等による災害を防止することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 内閣総理大臣は、不発弾等の処理に関する事業を行う地方公共団体に対し、所要経費の一部をこの要綱の定めるところにより、国の予算の範囲内で交付金として交付する。

2 前項の交付対象となる事業の内容は、次の各号に掲げる工事とする。

- 一 不発弾等処理するための発掘（発掘に直接必要な探査を含む。）
- 二 不発弾等処理のために発掘した土砂の埋戻し
- 三 前2号の工事を実施するために直接必要な附帯工事（家屋、樹木、その他土地の工作物等の移転、復旧を含む。）

（交付対象経費）

第4条 前条第2項に規定する工事（以下「交付対象工事」という。）に要する経費（以下「交付対象経費」という。）は、別表に定めるところにより算出するものとする。

（交付対象工事件数の数え方）

第5条 交付対象工事の件数は、1地点（半径30メートル以内の地域をいう。）の工事を1件とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の交付対象工事は、これを1件の工事とみなす。ただし、当該工事を施行する地方公共団体が2以上あるものについては、この限りでない。

- 一 2以上の不発弾等が60メートル以内の間隔で連続して埋没しているとき。

二 2以上にわたる工事を実施する場合で、当該工事を分離して施行することが効用上不相当であるとき。

(交付金の額)

第6条 第3条に定める交付金の額は、1件の工事に要する交付対象経費が200万円以上のものについて、当該経費の2分の1の金額とする。

(交付金の交付申請)

第7条 地方公共団体は、交付金の交付の申請をしようとするときは、原則として、交付対象工事を開始しようとする日の30日前までに、次の各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 不発弾等処理交付金交付申請書(別記様式第1)
- 二 不発弾等処理工事計画書(別記様式第2)
- 三 不発弾等処理工事費見積書(別記様式第3)

(交付金の交付決定通知及び交付条件)

第8条 内閣総理大臣は、交付金の交付を決定したときは、不発弾等処理交付金交付決定通知書(別記様式第4)により、次の各号に掲げる条件を付して、当該地方公共団体に通知するものとする。

- 一 地方公共団体は、適正化法及び施行令並びにこの要綱の規

定に従わなければならないこと。

二 交付金を交付の目的に反して使用しないこと。

三 交付対象経費の配分の変更をしようとする場合には、内閣総理大臣の承認を受けること（別表の不発弾等探査費と工事費の費目間相互のいずれか低い額の20%以内の軽微な変更の場合を除く。）。

四 交付対象工事が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに内閣総理大臣に報告して指示を受けること。

（計画変更等の承認）

第9条 地方公共団体は、交付対象工事を取りやめ又は当該工事の計画等を変更しようとするときは、速やかに不発弾等処理工事取りやめ承認申請書（別記様式第5）又は不発弾等処理工事計画変更等承認申請書（別記様式第6）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2. 内閣総理大臣は、前項の申請があった場合には、審査の上、適当であると認めるときは、不発弾等処理工事取りやめ承認通知書（別記様式第7）又は不発弾等処理工事計画変更等承認通知書（別記様式第8）により、当該地方公共団体に通知するものとする。

(申請の取下げの期日)

第10条 地方公共団体が、適正化法第9条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期限は、交付金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日以内とする。

(状況報告)

第11条 地方公共団体は、内閣総理大臣の要求があった場合には、不発弾等処理工事進捗状況報告書(別記様式第9)を提出しなければならない。

(事故の報告)

第12条 地方公共団体は、交付対象工事中爆発等の事故が発生した場合には、直ちに不発弾等処理工事事故報告書(別記様式第10。以下「事故報告書」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の事故報告書の記載内容に変更が生じた場合には、そのつど内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、軽微な変更の場合を除く。

(実績報告)

第13条 地方公共団体は、交付対象工事が完了した日から起算して20日以内又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、不発弾等処理工事実績報告書(別記様式第11。以下

「実績報告書」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第 1 4 条 内閣総理大臣は、実績報告書の提出があったときは、審査の上、交付金の額を確定し、当該地方公共団体に通知するものとする。ただし、不発弾等を発見することができなかった場合は、当該確定しようとする額の 2 分の 1 の額に確定するものとする。

(交付金の支払)

第 1 5 条 地方公共団体は、前条の確定通知を受けたときは、直ちに不発弾等処理交付金精算払請求書(別記様式第 1 2)を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、交付対象工事の完了前に、これに必要な経費の一部の支払いを受けようとするときは、不発弾等処理交付金概算払請求書(別記様式第 1 3)を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、この場合における請求の期限は、交付金の交付の決定を受けた日から起算して 2 0 日以内とする。

3 内閣総理大臣は、前項の請求があったときは、国の会計に関する法令に規定する所定の手続きを経て、支払計画額の範囲内

において概算払をすることができる。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第 1 6 条 内閣総理大臣は、地方公共団体が、適正化法第 1 7 条第 1 項又はこの要綱に違反すると認めるときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、前項の場合若しくは交付対象工事を取りやめた場合において既に交付金が交付されているとき、又は額を確定した場合において既にその額を超える交付金が交付されているときは、当該地方公共団体に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(経 理)

第 1 7 条 地方公共団体は、交付対象工事の経理については、他の経理とは別にその収支状況を明らかにする帳簿を備え、計算書及び証拠書類とともに、交付対象工事の完了の日の属する会計年度から 5 年間保存しておかなければならない。

(雑 則)

第 1 8 条 地方公共団体が、この要綱の規定により内閣総理大臣に提出すべき書類は、正本、副本各 1 通とする。

2 前項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。）が内閣総理大臣に書類を提出しようとする場合には、都道府県知事

を經由しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、内閣総理大臣が定める。

(沖縄県に対する特則)

第20条 沖縄県に対する交付金の交付については、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、沖縄の実情を参酌して内閣総理大臣が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和48年4月1日から適用する。
- 2 地方公共団体が、昭和48年4月1日から同年10月31日までの間に不発弾等の処理に関する事業を開始している場合には、第7条に定める期間にかかわらず、同条に規定する申請書類を昭和48年12月20日までに提出することができる。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年2月6日から適用する。

別表

費目	費目の内容及び算定基準
1. 不発弾等 探査費	<p>本工事の実施に直接必要を探査に限るものとし、不発弾等の1埋没地点における探査の限度は、その地点を中心に広さ100平方メートル、深さ10メートル以内とする。</p> <p>ただし、不発弾の投下時点後に、不発弾埋没地点の地表の上に、盛土を行った場合又は土砂くずれ等による土砂のたい積等が生じた場合においては、その盛土又はたい積等の部分の厚さを10メートルに加えた深さを限度とする。</p> <p>鉛直（ボーリング）磁気探査費</p>
2. 本工事費	<p>(1) 直接工事費</p> <p>ア 労務費</p> <p>イ 材料費</p> <p>ウ 直接経費</p> <p>（ア）特許使用料</p> <p>契約に基づき使用する特許の使用料及び派遣される技術者等に要する経費</p> <p>（イ）水道光熱電力料</p> <p>工事の施行に直接必要な電力、電灯使用料及び用水使用料（基本料を除く。）</p> <p>（ウ）機械器具損料</p> <p>工事の施行に直接必要な機械器具の損料</p> <p>(2) 間接工事費</p> <p>ア 運搬費</p>

	<p>機械器具，車両等の運搬に要する経費及び現場内における機械器具，車両等の移動に要する経費</p> <p>イ 準備費</p> <p>準備，跡片付けに要する経費及び伐開，整地，除草に要する経費</p> <p>ウ 仮設費</p> <p>工事の施行に必要な仮道，仮橋，現道補修等に要する経費，水替，締切等に要する経費，用水，電力等の供給設備に要する経費並びに機械設備（コンクリート・プラント，アスファルト・プラント等）の据付け及び撤去に要する経費</p> <p>エ 役務費</p> <p>土地（営繕に係る敷地を除く。）の借上げに要する経費及び電力用水等の使用基本料</p> <p>オ 営繕損料</p> <p>工事の施工に必要な現場事務所試験室，労務者宿舎，倉庫及び材料保管場等の損料とし，次式により算出する。</p> <p>本工事費中の営繕損料＝$A \times (A+B)$に係る営繕損料率）</p> <p>附帯工事費中の営繕損料＝$B \times (A+B)$に係る営繕損料率）</p> <p>A： 本工事費中の工事費 （営繕損料及び労務者輸送費を除く。）</p> <p>B： 附帯工事費中の工事費 （営繕損料及び労務者輸送費を除く。）</p>
--	--

(営繕損料率)

本工事費及び附帯工事費中の工事費（営繕損料、労務者輸送費、現場管理費及び一般管理費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、(イ)から(ニ)までの場合において、それぞれ算出される額がそれぞれの号の前号において算出される額の最高額に達しないときは、当該最高額の範囲内において増額することができる。

(ア) 工事費が1,000万円以下の場合 $\frac{15}{1,000}$

(イ) 工事費が1,000万円をこえ3,000万円以下の場合 $\frac{12}{1,000}$

(ウ) 工事費が3,000万円をこえ10,000万円以下の場合 $\frac{9}{1,000}$

(ニ) 工事費が10,000万円をこえる場合 $\frac{6}{1,000}$

カ 労務者輸送費

工事現場に労務者を輸送するために要する経費とし、次式により算出する。

本工事費中の労務者輸送費 = $A \times (A + B \text{ に係る } \text{ 労務者輸送費率 })$

附帯工事費中の労務者輸送費 = $B \times (A + B \text{ に係る } \text{ 労務者輸送費率 })$

A : 本工事費中の工事費
(営繕損料及び労務者輸送費を除く。)

B : 附帯工事費中の工事費
(営繕損料及び労務者輸送費を除く。)

(労務者輸送費率)

工事費（営繕損料，労務者輸送費，現場管理費及び一般管理費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。ただし，(イ)から(カ)までの場合において，それぞれ算出される額がそれぞれの号の前号において算出される額の最高額に達しないときは，当該最高額の範囲内において増額することができる。

- (ア) 工事費が500万円以下の場合 $\frac{20}{1,000}$
- (イ) 工事費が500万円をこえ1,000万円以下の場合 $\frac{13}{1,000}$
- (ウ) 工事費が1,000万円をこえ2,000万円以下の場合 $\frac{8}{1,000}$
- (エ) 工事費が2,000万円をこえ5,000万円以下の場合 $\frac{5}{1,000}$
- (カ) 工事費が5,000万円をこえる場合，前号において
算出される額の最高額

(3) 現場管理費

本工事費及び附帯工事費の合計額（現場管理費及び一般管理費等を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。

ただし，(イ)から(カ)までの場合において，それぞれ算出される額がそれぞれの号の前号において算出される額の最高額に達しないときは，当該最高額の範囲内において増額することができる。

- (ア) 工事費が500万円以下の場合 $\frac{140}{1,000}$
- (イ) 工事費が500万円をこえ1,000万円以下の場合 $\frac{125}{1,000}$
- (ウ) 工事費が1,000万円をこえ2,000万円以下の場合 $\frac{105}{1,000}$

	<p>(ニ) 工事費が2,000万円をこえ5,000万円以下の場合 $\frac{90}{1,000}$</p> <p>(ホ) 工事費が5,000万円をこえ7,000万円以下の場合 $\frac{80}{1,000}$</p> <p>(ヘ) 工事費が7,000万円をこえる場合 $\frac{75}{1,000}$</p>
(4)	<p>一般管理費等</p> <p>一般管理費及び利潤とし、次式により算出する。</p> <p>本工事費中の一般管理費等 = A × (A + B に係る $\text{一般管理費等率})$</p> <p>附帯工事費中の一般管理費等 = B × (A + B に係る $\text{一般管理費等率})$</p> <p>A : 本工事中の工事原価 B : 附帯工事費中の工事原価 (一般管理費等率)</p> <p>本工事費及び附帯工事費の合計額 (一般管理費等を除く。) に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、(イ)から(カ)までの場合において、それぞれ算出される額がそれぞれの号の前号において算出される額の最高額に達しないときは、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(カ) 工事費が500万円以下の場合 $\frac{140}{1,000}$</p> <p>(イ) 工事費が500万円をこえ1,000万円以下の場合 $\frac{135}{1,000}$</p> <p>(ク) 工事費が1,000万円をこえ4,000万円以下の場合 $\frac{130}{1,000}$</p>

	<p>(ニ) 工事費が4,000万円をこえ10,000万円以下の場合 $\frac{125}{1,000}$</p> <p>(ホ) 工事費が10,000万円をこえ20,000万円以下の場合 $\frac{120}{1,000}$</p> <p>(カ) 工事費が20,000万円をこえる場合 $\frac{115}{1,000}$</p>
	<p>(5) 普通傷害保険料</p> <p>請負契約による工事期間のうち、不発弾等の発掘開始の日から当該不発弾等が確認された日までの特約で、保険金額は1名につき1,000万円とし、死亡、後遺障害のみを担保として、料率は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、当該保険契約の期間は1か月を限度とする。</p> <p>(ア) 7日まで 7,600円</p> <p>(イ) 15日まで 11,400円</p> <p>(ウ) 1か月まで 19,000円</p>
3. 附帯工事費	<p>本工事に附帯して行なう工事に必要な経費であって、それぞれ前記(1)から(4)に掲げるものの合計額とする。</p>
4. 測量及び試験費	<p>工事を施行するために必要な調査、測量及び試験に要する経費の合計額とする。</p>
5. 用地損料及び補償費	<p>工事の施行に必要な土地等の借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する経費（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する経費を含む。）とし、用地損料等の額は打切補償に見合う額とする。</p>

6. 工事雑費	<p>なお、この費目の算定にあたっては、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年6月29日閣議決定）、「同基準」及び「同基準細則」並びに「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」（昭和42年2月21日閣議決定）を基準としてこれを準用する。</p> <p>工事の現場事務に必要な備品費，修繕費，消耗品費，賃金，印刷製本費，光熱水料，通信運搬費，雑役務費，燃料費，広告料，使用料及び賃借料等で，不発弾等探査費，本工事費及び附帯工事費，測量及び試験費の合計額に $\frac{15}{1,000}$ を乗じて得た額とする。</p>
---------	--

（注）

1. 別表の費目欄に掲げる不発弾等探査費の費目の内容及び算定基準は、別途内閣総理大臣が定める「不発弾等探査査定単価表」を適用する。
2. 別表の費目欄に掲げる本工事費，附帯工事費，測量及び試験費の費目の内容及び算定基準は、別途建設大臣が定める「災害査定設計単価表」及び「災害査定設計標準歩掛表」を適用する。

別記様式第 1 3

第 号
昭和 年 月 日

内閣総理大臣

殿

地方公共団体の名称
及びその長の氏名

印

不発弾等処理交付金概算払請求書

昭和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定され
た標記交付金について、下記金額を概算払で交付されたく請求し
ます。

記

区 分	交付決定額	概算払請求額	備 考
不発弾等探査費	円	円	
本 工 事 費			
附 帯 工 事 費			
測 量 及 び 試 験 費			
用地損料及び補償費			
工 事 雑 費			
合 計			

(日本標準規格 B 5)

(昭和48年10月23日 内閣総理大臣決定)
昭和50年 3月15日 改正

不発弾等処理交付金交付事務運用要領

不発弾等処理交付金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づく当該交付金の交付事務の処理については、この要領の定めるところにより運用するものとする。

- 第1. 要綱第2条に定める「不発弾及びその他の爆発物」とは、爆弾、砲弾(艦砲弾、各種火砲弾、迫撃砲弾)、ロケット弾、地雷、機雷、手榴弾、小火器弾、ガス弾(火薬が充填されているもの)及びその他未使用の爆発物をいう。
- 第2. 要綱第4条の別表中、労務単価及び材料費単価並びにこれらの歩掛の運用幅は、当該基準額及び基準率の上下20パーセント以内とし、設計に変更がある場合で20パーセントをこえる変更があるときは、要綱第9条の規定による内閣総理大臣の承認を要するものとする。
- 第3. 要綱第5条第2項の規定の解釈は、次のとおりとする。
 - (1) 2以上の不発弾等が60メートル以内の間隔で連続して埋没しているときの1件の工事とみなす限度は、600メートル以内をいう。

(2) 2以上にわたる工事を実施する場合で、当該工事を分離して施行することが効用上不適當なときは、次に掲げる場合をいう。

ア 不発弾等の埋没地点からおのおの半径300メートルの避難地域が重複する場合であって、二つの工事を1件の工事として実施する場合と、それぞれ1件の工事として実施する場合の合計額との差額が200万円をこえるとき。

イ 前記アと同様に3以上の工事を実施する場合で、当該工事を1件の工事として実施する場合と、それぞれ1件の工事として実施する場合の合計額との差額が、当該工事数から1を乗じた数に200万円を乗じて得た額をこえるとき。

第4. 要綱第12条第2項ただし書の「軽微な変更の場合」には、人身事故に関する場合を除くものとする。

第5. 要綱第14条ただし書の「不発弾等を発見することができなかった場合」とは、地中において既に爆発していたことが自衛隊によって証明された場合を含まないものとする。

資料 24-2

不発弾処理対策協力会議構成員

No.	構成機関	備考
1	陸上自衛隊	
2	茨城県警本部	
3	日立警察署	
4	茨城県防災・危機管理課	
5	J R 東日本株式会社水戸支社	※
6	J R 東日本株式会社水戸支社（市内各駅）	※
7	茨城交通株式会社	※
8	東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社日立事務所	
9	東京ガス株式会社日立支店	※
10	N T T 東日本株式会社茨城支店	
11	社団法人日立市医師会	
12	日立市コミュニティ推進協議会	
13	警戒区域の学区コミュニティ推進会	
14	関係事業者 ※土地・建物所有者及び市民生活に関わる 大規模事業者（商業施設・郵便局・病院など）	
15	不発弾処理準備工事施工業者	
16	不発弾処理対策本部長	
17	不発弾処理対策副本部長	
18	総務部長	
19	消防長	
20	事務局	
21	その他市長が必要と認める者	

※事業者の事業活動区域が警戒区域に含まれる場合に構成員とする。

資料 24-3

不発弾処理対策協力会議構成機関の役割について

構 成 機 関	内 容
陸上自衛隊	1 処理の実施に関する事
警察	1 自衛隊に対する処理要請に関する事 2 交通規制に関する事 3 警戒区域内の警備及び防犯に関する事 4 その他安全確保のために必要な警戒措置に関する事
県防災・危機管理課	1 交付金申請事務に関する事
J R 東日本株式会社水戸支社	1 列車の運行計画に関する事
J R 東日本株式会社水戸支社日立駅	1 列車の運行計画に関する事
茨城交通株式会社	1 路線バスの運行計画に関する事
東京電力パワーグリッド株式会社 茨城総支社日立事務所	1 電力施設の保全及び復旧に関する事
東京ガス株式会社日立支店	1 ガス施設の保全及び復旧に関する事
N T T 東日本株式会社茨城支店	1 電信電話施設の保全及び復旧に関する事
社団法人日立市医師会	1 処理作業における傷病者の救急救護に関する事
日立市コミュニティ推進協議会 警戒区域の学区コミュニティ推進会	1 住民の避難に関する事
関係事業者（土地・建物所有者）	1 処理日までの爆弾の警備等に関する事 2 現地指揮本部場所等の協力に関する事 3 警戒区域の関連企業等への協力要請に関する事
関係事業者 （市民生活に関わる大規模事業者）	1 施設の保全及び復旧に関する事 2 施設利用者に対する広報に関する事
その他市長が必要と認める者	1 処理に関して必要と認められる事